令和七年三月定例会

菊陽町議会会議録

令和 7 年第 1 回

菊陽町議会３月定例会会議録

令和 7 年 2 月 27 日～ 3 月 17 日

熊本県菊陽町議会

令和７年第１回定例会議会会期日程

月　日	曜 日	内　　容
２／27	木	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第23号～議案第28号）質疑・委員会付託
２／28	金	休会（議案等整理）
３／１	土	休会
３／２	日	休会
３／３	月	議案審議（議案第７号～議案第22号、議案第29号～議案第32号、同意第１号）質疑・討論・表決
３／４	火	一般質問（４人）
３／５	水	一般質問（４人）
３／６	木	一般質問（４人）
３／７	金	休会（議案等整理）
３／８	土	休会
３／９	日	休会
３／10	月	休会（議案等整理）
３／11	火	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
３／12	水	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
３／13	木	休会（議事等整理）
３／14	金	休会（議事等整理）
３／15	土	休会
３／16	日	休会
３／17	月	議案審議（議案第23号～議案第28号）質疑・討論・表決、発議、委員長報告、閉会

令和７年第１回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
1	西本　友春 (P94～)	１．単身高齢者の支援について	(1)単身高齢者の数の推移と今後の見通しをどのように考えているのか。 (2)単身高齢者のサポート支援はどのようなことをおこなっているのか。 (3)単身者の終活支援事業をどのように考えているのか。 (4)エンディングノートを作成して無償配布することをどのように考えているのか。
		２．認知症対策について	認知症対策としてのＱＲコードシールの作成をどのように考えているのか。
		３．総合体育館の利活用について	(1)体育館内で利用可能な競技等はなにか。 (2)体育館内でのフットサル利用をどのように考えているのか。
		４．ＤＸの推進について	(1)書かない窓口の利用状況と住民の反応はどうか。 (2)いかない窓口の実施に向けた取り組みはどのようになっているのか。 (3)窓口ＢＰＲアドバイザー派遣事業へのエントリーをどのように考えているのか。 (4)おくやみコーナーを早く実施すべきと提案するが、町はどのように考えているのか。 (5)デジタル「スマホ」弱者対策はおこなっているのか。 (6)デジタル推進支援員を配置すべきと提案するが、町はどのように考えているのか。
2	坂本　秀則 (P111～)	１．農業の振興と発展について	(1)規模拡大する経営体に、農地を集約し同時に生産性を向上させるためにも、農地の大区画整備を町主導で、積極的に進めるべきではないか。 (2)規模拡大する経営体育成のためにも汎用性の高い農機具等や施設等の導入の際に、町独自の更なる支援をするべきではないか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		２．町発展と振興について	(1)新原水工業団地予定地建設への調査の結果を示せ。 (2)新原水工業団地の面積を25ha程度にこだわる理由を問う。 (3)建設調査予定地地権者説明会で説明があった該当地はすべて工業団地にするべきではないか。 (4)今後の町発展と振興のためにも半導体産業や運送会社等々の企業へ町内立地に向けた意向調査を実施するべきではないか。
		３．北小学校・菊陽中学校新校舎等建設について	(1)北小学校・菊陽中学校新校舎建設予定の現在の状況を示せ。 (2)北小学校の新校舎・体育館・運動場の場所は、決定したのか問う。
		４．住民サービス向上について	(1)会計年度任用職員を含めた町職員のインフルエンザワクチン予防接種の接種率を示せ。 (2)住民サービス低下防止のためにも会計年度任用職員を含めた町職員へインフルエンザワクチン予防接種を推奨するべきではないか。
３	廣瀬　英二 (P129～)	１．総合ターミナル「さんふれあ」について	アイスクリーム等の販売所「氷菓里」活用策について町の考え方を示せ。
		２．平成の大合併に伴う菊陽町の行財政改革について	(1)行財政改革について当時の町の考え方を示せ。 (2)菊陽町行財政改革の内容について示せ。 (3)財政改革から約20年経過したが、下記の項目について原状回復及び増額について町の考え方を示せ。 ①各種団体の助成金は一律１割減額になっているが、今後の方針を示せ。 ②町長・副町長・教育長など特別職の報酬が減額になっているが、今後の方針を示せ。
		３．自治会の活性化について	少子高齢化、ＳＮＳなどの普及により、自治会を取り巻く環境は大きく変化している。そういう中で、自治会活性化のため町の考え方を示せ。
		４．小学校の登校について	西小学校では今年４月から個別登校となるが、新一年生の安全をどのように確保していくのか町の考え方を示せ。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		５．ごみの取り扱いについて	(1)特定品目（スプレー缶・カセットボンベ）の中で、塗料用スプレー缶は除くとあるが、取り扱いについて町の考え方を示せ。 (2)住民の利便性の向上を図るため、塗料スプレー缶の回収は必要と考えるが、町の考え方を示せ。 (3)自治会未加入者及び外国人のごみの取り扱いについて町の考え方を示せ。
4	矢野　厚子 (P144～)	１．北小学校の今後の方向性について	(1)今後も児童数の増加が予想される北小学校の児童の教室をどう考えるか。 (2)増加が一時的なものとも考えられるが、対応は考えているのか。対応として一時的に分校は作れないのか。 (3)文科省が文教施設における集約化・複合化を提案しているが、町はそれに対してどう考えているか。
		２．高齢者への町の対応のあり方について	(1)高齢者の年齢をどのように区分しているか。 (2)医療助成対象者年齢の区分と補助制度の内容はどうなっているか。 (3)敬老会の開催補助金と、多世代交流の事業の補助金の関係性はどうなっているのか。 (4)敬老の日の祝いの金品の支給の考え方を問う。 (5)区長、民生委員児童委員、交通指導員の年齢を町は把握しているか。その活動をどう評価しているのか。 (6)子どもたちの通学の見守りや、地域の行事の支援を多くの高齢者を中心とした団体がおこなっているが、その人たちに対して、町はどのように感じ、どのように対応しているか。 (7)第９期高齢者保健福祉計画及び介護事業計画に、アクティブシニアの名目で介護助手の確保をすると書かれているが、何歳くらいを対象とし、どのように確保していくのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		３．地域への投資について	町長公約の産業地産地消の推進について (1)推進の方法はどのような体制でおこなっていくのか。 (2)地域への投資は農業も含むと思うが、農業の地産地消と商工業との共同事業は考えないか。 (3)作物の生産量は気候に影響を受け、出荷価格は消費者の動向の影響を受ける。 効率の良い生産販売方法として、農産物の加工工場を誘致建設する考えはないか。 (4)地域への投資は、当然、町民への利益につながるべきだと思うが、今後の工業団地はどのようなものを誘致していくのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
5	中岡　敏博 （P167～）	１．スポーツに関するまちづくりについて	(1) 中学校部活動等の地域移行について ①地域移行に関する理由、目的、目標、課題、スケジュールについては過去の一般質問で答弁をしているが、現時点で検討し変更や解決していることはあるのか。 ②課題に関してどのように向き合い、どのような対策を講じるのか。先進地事例、他の自治体の取り組みや熊本市教育委員会の方針について本町はどのように考えているのか。 ③指導者の人材確保、質の向上について、全国的に難しい現状をふまえ、町はどのように取り組むのか。めざすものやニーズの違いにどのように対応していくのか。 ④現在ある部活動の種目以外に本町には多くのスポーツ団体、クラブがある。また、アーバンスポーツ、ｅスポーツ、パラスポーツ等の新たなスポーツに接するなどの多様なスポーツ機会の提供をどのように考えているのか。 (2) 本町のスポーツハラスメント防止に関する対策について、どのように取り組んでいるのか。 ①スポーツにおけるハラスメント等の行為の６種類｛身体的な攻撃（暴力）、精神的な攻撃（人格を否定するような言動）、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害｝やセクシャルハラスメントについて町はどのようにとらえ、現状把握や対策をおこなっているのか。 ②ハラスメントを受けた子どもたちは、心の傷（トラウマ）や心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）になる可能性もある。また、スポーツを嫌いになる等を避けるための相談窓口、心のケア、その他の体制はどのようになっているのか。 ③本町のスポーツハラスメント防止のための指導者研修、防止マニュアル作成、啓発活動をどのように考えているのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		２．安全・安心のまちづくりについて	(1)自主防犯組織、見守り隊等のボランティア（団体・個人・事業者等）の把握をどのようにおこない、どのような場所でどのような活動をしているのか認識しているのか。 (2)人材不足を今後、危険箇所が増えていくなかでどのように考えているのか。通学路での登下校時のみならず、その他の犯罪防止のための地域の目を拡大、強化する対策はどのようなことを考えているのか。 (3)防犯の要である、地域の目と防犯カメラ（機械の目）の両方で本町の安全・安心を保つために町が取り組むべき役割をどのように考えているのか。
6	甲斐　榮治 （P181～）	１．当面する町づくりの諸課題について	(1)菊陽町第７期総合計画について ①総合計画の住民説明会の中で、「積極的に市をめざすことはしない」との方針が伝えられたが、これはどのような考え方に基づいているのか。 ②今後総合計画の町民への周知をどう図ってゆくか。 (2)菊陽町都市計画マスタープランについて ①南小学校区の発展策を、近隣自治体との関連も含めてどのように位置づけているか。 ②保田窪菊陽線北側の新設道路（計画）の北側ゾーン一帯を市街地ゾーンの整備地域としているが、具体的にどのような絵を描いているか。 (3)老朽化した都市インフラ対策について ①菊陽町における下水道・道路・橋梁など都市インフラの老朽化の現状はどうなっているか。 ②それらのメンテナンスはどうなされているか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		２．水に関する課題について	(1)新しい下水処理施設について ①工場使用水に含まれるＰＦＡＳはどの段階で除去され、どう処置されるか。 ②新下水処理施設ではどのような作業や点検をおこなうか。 ③河川汚染の可能性はないか。万一汚染が確認された場合の対応策はできているか。 ④新下水処理施設の運用主体はどこか。 ⑤関係住民への説明はなされているか。 (2)水稲作付推進協議会の事業について ①主食用米作付け拡大事業とウォーターオフセット事業に対する理解と協力は進んでいるか。 ②協力金の配分は作付面積を基準とすることに変更されたが、その作業の体制はできたか。また、協力金の支給額はどうなるか。
7	小林久美子 (P195～)	１．物価高騰対策について	野菜などの食料品、電気代など光熱費の高騰でくらしがますます厳しくなっている。高森町は、町独自に課税世帯に１世帯３万円を給付するとされている。町でも、町独自の物価対策が必要ではないか。町の見解はどうか。
		２．環境問題について	熊本県は、ＴＳＭＣが使用する有機フッ素化合物３種類を２月６日に公表。使用するＰＦＡＳが、ＰＦＢＳ、ＰＦＰＥＳ、ＰＦＢＡであることが明らかになった。ＰＦＢＡ、ＰＦＢＳは健康への影響が指摘されているが、予防原則の立場に立ち、この２種類について使用中止を求めるべきではないか。
		３．ＴＳＭＣ第３工場について	ＪＡＳＭの第１工場が稼働をしているが、地下水の枯渇や汚染について、町民の不安も大きい。交通渋滞の問題などもあり日常生活への影響も大きい。第３工場の誘致はありえないと考えるが、町長の見解はどうか。
8	馬場　功世 (P209～)	１．菊陽町都市計画マスタープランのパブリックコメントの取扱いについて	(1)菊陽町都市計画マスタープランの見直しに関するパブリックコメントを開催した意義について問う。 (2)町民が提出したパブリックコメントが、受付した都市計画課において、その後どのように扱われたのか。 (3)パブリックコメントや出席者の意見は、説明会を開催した意義（効果）を満たせるものになったのか。
		２．健康診断の取組みについて	全大腸内視鏡検査の無償化の取組みはできないか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		３．菊陽町文化施設の取組みについて	町民センターに発掘された土器や昔の農機具が展示されているが、菊陽町に博物館の建設計画はないか。
9	藤本　昭文 (P220～)	１．町の税収について	(1)地価高騰に伴い、一般世帯からの固定資産税収入は、今後どの程度増える見込みか。 (2)過去10年間の、人口の推移と住民税収入の推移を示せ。 (3)町は、ＪＡＳＭ進出の副次的効果として、地価高騰に伴う固定資産税収入の増加や、高所得世帯の転入による住民税収入の増加は想定していたのか。 (4)固定資産税の上昇は、既存住民の生活を圧迫すると予想されるが、町は何らかの対策を検討しているのか。
		２．地価高騰がもたらす影響について	(1)地価高騰がもたらすメリット・デメリットについて、町はどのように分析しているのか。 (2)デメリットに対する対応について、具体的な対策を検討しているのであれば、その内容を示せ。
10	鬼塚　洋 (P230～)	１．新たな下水処理施設について	(1)県がセミコンテクノパーク周辺に整備を計画している新たな下水処理施設（以下「本施設」）について、計画の概要（整備の時期、予算等）を示せ。また、本年１月末の住民向け説明会後に本町が把握した情報はないのか。 (2)本施設の整備に当たり、本町に生じうる課題について、本町の考えを示せ。 (3)本施設の整備に当たり、本町は事業主体ではないものの、町民の不安を解消するために、本町にも町民の相談窓口を設けるべきではないか。 (4)本施設の整備に当たり、本町は整備計画の進捗等、どのように町民に対する情報発信を行っていくのか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		２．過去の答弁事項の進捗について	(1)令和５年６月定例会において、議会の一般質問に対する町の対応状況について、定期的に町のホームページ・広報で公開すべきと提案したところ、「町としましても良いことであり、必要である」、「今後、議会事務局と連携し、公開の方法などについて検討」する旨の答弁があった。その後の進捗はどうなっているか。 (2)令和５年９月定例会において、ふるさと納税についてガバメントクラウドファンディングの手法を採用すべきと提案したところ、「町が抱える様々な課題、解決に活用していきたい」旨の答弁があった。その後、同目的に沿って、企業版ふるさと納税が実施されているが、現在の寄付状況と今後、寄付を拡大していく方策は。また、個人へも同目的の寄付を募るべきではないか。 (3)令和５年12月定例会において、空き家等対策について、町への相談件数が少ない点を指摘したところ、「今後ホームページ等で啓発を行って」いく旨の答弁があった。その後の進捗はどうなっているか。また、本年度に策定された空家等対策計画について、前回計画との相違点、今回特に重視する取組みは何か。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
11	布田　悟 (P248～)	１．農地の確保と土地開発等の規制について	(1) ＴＳＭＣの進出により、周辺市街化調整区域の農地が転用され、農地の減少が進んでいる。ＴＳＭＣの進出前に比較して、農地面積の現状はどうか。 (2) 耕作地を売買等により失った農家に対する代替農地の斡施など、どのように対処しているか。 (3) ＪＡＳＭ周辺の土地を中心に市街化調整区域内農地の売買事例が増加しているようである。このままの状態であるならば農地の減少が進むばかりである。農地減少をくい止めるためには、市街化調整区域内農地の売買や土地開発等の規制が必要である。 この問題に対し、現在作用している規制（法律や条例）などあるのか。 更に踏み込んだ条例制定や開発規制が必要である。この点はどのように考えているか。 (4) ＪＡＳＭ第１工場と第２工場予定地の南側農地等の町主導による開発計画は、現在どのように進んでいるのか。 民間事業者等への土地売買を控えるよう地権者に要請されているが、その協力状況はどうか。
		２．有機フッソ化合物の検査、検出体制について	(1) 稼働を開始したＪＡＳＭ第１工場からの半導体製造過程で排出される不純物除去に有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ）が使用されていると聞くが、町として把握している現状はどうか。 (2) 毒性の強いＰＦＯＳ、ＰＦＯＡなどは土壌中で分解するのに数百年を要すると言われている。このような中、ＪＡＳＭからの排水に対する有機フッ素化合物の検査・検出体制をどのように把握しているか。 (3) 町内の地下水に対する有機フッソ化合物等の含有検査状況はどうか。

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　の　　要　　旨
		３．消防団と地区消防組織との連携について	(1)住宅密集地での火災の場合、出勤した消防団と、その地域の消防組織の連携がないとスムーズな消火活動がされない。現在の状況はどうであるか。 (2)地区消防組織においても、初期消火や消防団誘導にあたる人員が不足している。その地域で生活されている地域女性の会やボランティア活動に参加されている女性はその地域の現状にも詳しいと思われる。そのような女性を自治消防の担い手として必要と思うがどうか。 (3)自発的な女性消防組織の設立も期待されるが、町が主導して設立要請等できないか。
12	上田　茂政 (P261～)	１．令和７年度予算について	(1)令和７年度予算について問う ①税収見込みの変動 ②新規事業の予算内容 (2)住民からの一番の要望は「渋滞緩和」である。渋滞対策に関連する課題への対策、予算はどうなっているか。
		２．「なかよし園」の建て替えに伴う問題について	(1)保育園を利用される保護者や地域から建替えに伴って敷地面積の拡張（約10～15アール）を希望されており、町はどのように考えているのか。 (2)保育士は、駐車場が狭いため、中代区の公民館を利用している状況である。公民館を利用する際に、途中が暗いために防犯上も問題がある。（街灯はあるが）対応が必要ではないか。

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和７年２月27日（木）開会

（　第　１　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（１日目）

（令和７年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和７年２月27日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　町長提出議案第７号から同意第１号までを一括議題

日程第６　町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第７　議案第23号　令和７年度菊陽町一般会計予算について

日程第８　議案第24号　令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第９　議案第25号　令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第10　議案第26号　令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第11　議案第27号　令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第12　議案第28号　令和７年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託（別紙　委員会付託予定表）

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3.　欠席議員

な　　し

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　内　藤　優　誠　さん

書　　記　　廣　田　沙　織　さん

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長　　吉　本　孝　寿　さん　　副　町　長　　小　牧　裕　明　さん

教育長	二殿一身さん	総務部長	板楠健次さん
住民生活部長	渡辺博和さん	健康福祉部長	梅原浩司さん
産業振興部長	山川和徳さん	都市整備部長	井芹　渡さん
総務課長	村上健司さん	財政課長	澤田一臣さん
健康・保険課長	岩下美穂さん	介護保険課長	和田　征さん
下水道課長	丸山直樹さん	総務課総務法制係長	髙山智裕さん
教育部長	矢野博則さん	教育審議員	吉永公紀さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　ただいまから令和７年第１回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番岩下和高議員、15番上田茂政議員を指名します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定について

○議長（福島知雄議員）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から３月17日までの19日間といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から３月17日までの19日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（福島知雄議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

先般、議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおり報告します。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査（11月、12月、１月分）の結果報告は、配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

次に、今回受理した陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　行政報告

○議長（福島知雄議員）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和７年第１回菊陽町議会定例会をお願いをいたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、ＪＡＳＭ第１工場の半導体量産開始についてであります。

町で整備を進めていました第二原水工業団地に建設をされたＪＡＳＭ第１工場については、昨年12月に当初計画どおり半導体の量産を開始したという報告をＪＡＳＭから受けました。半導体の国内生産という、国の経済安全保障に関わる国策とも言えるプロジェクトが順調に進んでいることは、町としましても大変心強く感じております。

将来の町の発展を見据え、地下水をはじめとする環境など、守るべきものはしっかり守ることを前提として、本町のまちづくりに生かすために必要な施策には引き続き積極的に取り組んでまいります。

次は、半導体関連産業の集積に伴う排水対策の都市計画素案の説明会開催についてであります。

現在、セミコンテクノパーク周辺の半導体関連産業の集積に伴う工場の排水対策につきまして、熊本県を事業主体として、菊陽町と合志市の連携協定に基づく特定公共下水道事業の施行に向け取り組んでおります。この事業のスタートである都市計画決定のため、熊本セミコン特定公共下水道の素案の説明会が、１月26日から28日の３日間で開催されたところです。

今後も、国家戦略である半導体産業の強化を担うこの事業が円滑に進むよう、町としての役割をしっかりと果たしてまいります。

次は、県道瀬田熊本線の道路改良についてであります。

県道瀬田熊本線は、菊陽南小学校区の生活道路や通学路として、地域住民の皆様と密着している重要な路線ですが、道路幅員が狭く、歩道の整備も進んでいない区間もあり、通学路合同点検では各所で改善要望が上がっていることから、昨年度から今年度にかけて２回にわたり、地域住民の皆様より、道路環境の改善について、延べ2,109名の署名が町に提出をされました。

これを受けて、２月21日に、熊本県に対して、町議会を代表して、福島議長と共に、中村県議同席の下、県道瀬田熊本線道路改良事業に関する要望を行ってまいりました。県からは、今後の整備の在り方について勉強会を立ち上げると、前向きな意見をいただきました。

次は、菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

災害時の防災避難拠点として整備を行う菊陽杉並木公園拡張整備事業につきましては、町民の健康増進につながる施設として工事を進めておりましたテニスコートの新設工事も完了しました。本年３月末の事業完了に向け、引き続き舗装工事などを進めてまいります。

次は、地域農業の活性化に向けた包括協定の締結についてであります。

去る２月４日に、本町とＪＡ熊本果実連及びＪＡ菊池は、地域農業の活性化に向けた連携協力に関する包括協定を締結しました。この協定では、ＪＡ菊池が整備しているニンジン選果施設から出る規格外品を原料として、ＪＡ熊本果実連がニンジンジュースを製造し、町がＰＲを行うなど、３者が連携協力して取り組むこととしております。

地域農業の活性化や地下水などの環境保全、また学校給食やイベントなどにニンジンジュースを活用し、子どもたちの食農教育につなげ、農業の魅力や自然環境の大切さを伝えることを

目的としております。

次は、菊陽町・屋久島町姉妹都市盟約締結30周年記念式典についてであります。

去る１月18日に、町図書館ホールにおいて、本町と屋久島町の姉妹都市盟約30周年記念式典を開催し、両町の関係者や町民の方など約340名の来場がありました。

当日は、式典に先立ち、馬場楠の獅子舞と、令和５年に友好交流協定を締結した台湾の宝山郷に属する新竹県の獅子舞団体によるオープニングアトラクションが披露されました。また、姉妹都市盟約締結30周年記念トークショーでは、両町長、県出身俳優の宮崎美子さんや、町出身で町のＰＲ大使でもあるＭＥＧさんなどによる楽しいお話で、会場が笑顔に包まれました。改めて両町の魅力を再確認したところであり、今後もさらに町民相互の交流を深めてまいります。

次に、小学生の能楽鑑賞会についてであります。

去る１月23日に、菊陽町図書館ホールにおいて、菊陽中部小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘小学校の児童634名を招待し、能楽鑑賞会を開催しました。

児童たちは、ステージ上でのプロの能楽師との能楽体験や、菊陽町の鼻ぐり井手を題材にした新作狂言「熊本三獣士」と古典狂言「高砂」を鑑賞し、「熊本三獣士」には、事前に能楽師と稽古を積んだ６名の児童が出演し、会場を盛り上げました。

次に、菊陽町精神保健福祉の集いハッピーハートフェスティバルについてであります。

２月８日に、菊陽町総合体育館において、菊陽町精神保健福祉の集いハッピーハートフェスティバルを開催いたしました。

９年ぶりの開催でございましたが、当日は多くの町民の来場があり、障害のある当事者の皆さんによる体験談や演奏の発表、障害福祉事業所の皆さんによる出店や、健康相談ブースの開設、また村上美香さんの講演や、くまモン体操などがあり、楽しさと学びの両方を共有し、心温まる交流と発見の場となりました。

今後も、菊陽町障がい者計画の基本理念とする「こころ触れ合う　ともに支えあうまち　きくよう」の下に、障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

最後は、ＫＵＭＡＭＯＴＯ　ＵＲＢＡＮ　ＳＰＯＲＴＳ　ＦＥＳ2025についてであります。

先週行われましたこのイベントは、町が菊陽杉並木公園拡張整備事業として取り組んでいますアーバンスポーツ施設の開業１年前イベントとして位置づけ、県主催で開催をされたものです。議員各位におかれましては、大変御多用の中に、多くの方に御参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

オープニングセレモニーにおいて、木村県知事と共に、アーバンスポーツ施設の名称発表を行いました。県内外を問わず多くの皆様に訪れていただくよう、名称をくまモンアーバンスポーツパークとしました。

イベントにおいては、パリオリンピックスケートボード女子ストリート金メダリストの吉沢

恋選手が出場し、トップレベルの技を披露するとともに、スケートボード、パルクールなどの体験会が行われ、多くの来場者の皆様にアーバンスポーツの魅力が発信されました。

今後とも、県ともしっかり連携しながら、杉並木公園周辺を新たな観光・にぎわいの拠点として、交流人口の拡大や地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしましたが、町のスローガンでもある「成長しつづける町。」として、町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　行政報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　町長提出議案第７号から同意第１号までを一括議題

○議長（福島知雄議員）　日程第５、町長提出議案第７号から同意第１号までの27件について一括して議題とします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（福島知雄議員）　日程第６、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　令和７年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考えと令和７年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和７年は、旧白水村、津田村、原水村が合併をし、菊陽町の前身である菊陽村が誕生して、記念すべき70周年の節目の年となります。先人たちが築いてきた伝統を引き継ぎ、町民の皆様、そしてまた議会の皆様と共に、新しい時代の菊陽町のまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和７年度における町政運営について申し上げます。

ＪＡＳＭの第１工場が、当初計画どおり昨年末に半導体製品の量産を開始し、半導体の国内生産という国の経済安全保障に関わる国策とも言えるプロジェクトが順調に進んでおります。この大企業の進出の効果を町民の皆様に実感していただけるよう、そして諸課題に対して全力で取り組んでまいります。

本町の令和７年度の当初予算は、重点施策として、「成長しつづける町。」に向けた施策、町民の生活を豊かにする施策、町民の安全・安心に対する施策、町民サービスの向上や業務の効率化に向けた施策を方針としました。

それでは、令和７年度の主な施策と主要事業について御説明をいたします。

まず、教育、生涯学習、スポーツについてであります。

給食費無償化の取組については、子育て世帯の負担軽減を目的として令和５年度より実施しております一部補助をさらに拡充し、町立小・中学校に係る学校給食費の完全無償化を実施を

いたします。

学校教育における児童・生徒の学力向上の取組としては、ＧＩＧＡスクール構想により整備した児童・生徒１人１台のタブレットの更新に向けて、機種の選定や調達を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、日常的に活用できる力を育成してまいります。

いじめや不登校対策の取組としては、引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置し、教育相談員やこども総合相談室との連携を図りながら、児童・生徒や保護者の教育的ニーズに早期に対応してまいります。

安全・安心な通学路の確保については、引き続き、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づき、地域やＰＴＡ、関係機関との連携を図りながら、安全対策の強化に取り組んでまいります。

教育環境の整備については、武蔵ヶ丘北小学校では、管理特別教室棟の大規模・長寿命化改修工事を、武蔵ヶ丘中学校の体育館では、空調設備工事と併せて大規模・長寿命化改修工事を行います。また、菊陽北小学校では、校舎及び体育館の新築工事の基本設計業務などを進めてまいります。

菊陽杉並木公園拡張整備事業については、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光・にぎわいの拠点として、全国大会や世界大会の誘致が可能な西日本最大規模となるくまモンアーバンスポーツパークや多目的グラウンドの整備を、令和８年３月完成を目指し、進めてまいります。

また、総合体育館を含む杉並木公園周辺を総合運動公園と位置づけるとともに、民間ノウハウを活用し、さらなる施設の利活用につなげるため、令和８年４月のアーバンスポーツ施設の開業に合わせ、指定管理者制度により公園全体を一体的に管理運営するため、必要な手続を進めてまいります。

さらに、アーバンスポーツの機運醸成に向けた取組も、県と連携をして進めてまいります。

次は、健康、子育て、福祉についてであります。

まず、健康づくりについては、予防接種事業として、幼児期のお子様を対象としたおたふく風邪ワクチンへの助成を、町の独自事業として引き続き実施します。また、新たに予防接種法に基づく定期接種となる帯状疱疹ワクチンも接種を開始をいたします。

母子への切れ目ない支援として、新たに母子手帳アプリを導入し、予防接種スケジュールの管理、成長記録、町からの情報発信、住民アンケート等に活用します。また、多胎児を妊娠した妊婦に、妊婦健康診査への受診費用の通常の14回分に加え、５回分を町が負担し、多胎妊婦の負担軽減を図ります。

子育て世代の経済的支援としては、子ども医療費助成を引き続き高校３年まで実施をし、さらに令和７年度から、学校給食費と同様に、保育所などの副食費の無償化を実施をいたします。

次に、高齢者支援については、移動手段がない等の理由で買物に困難を抱える高齢者を対象とした買物移動支援事業に新たに取り組むほか、高齢者紙おむつ等購入費助成事業の助成対象者の範囲を要支援１から要介護５までに拡大をいたします。また、70歳以上の高齢者を対象に、９月の老人週間に合わせ、２日間、「さんふれあ」入浴施設の無料開放を行います。

さらに、ＴＳＭＣ慈善財団からの資金提供の下、熊本大学との共同で、高齢者の健康長寿を目的とした健康長寿プロジェクトに新たに取り組み、高齢者に住んでよかったと思っていただける菊陽町を目指します。

高齢者へ確実な災害情報等の提供を行うため、防災行政無線の戸別受信機を希望される高齢者世帯へ無償貸与する事業も実施をいたします。

次に、自然、環境保全についてであります。

熊本地域の地下水は、町民の生活と産業を支えるかけがえのない宝です。町民が豊かで良質な地下水を将来にわたって享受できるよう、地下水涵養と水質保全を図ってまいります。

地下水涵養に向けた取組として、おおきく土地改良区、水循環型営農推進協議会と連携をし、冬季湛水を加えた水田湛水事業を強化するとともに、菊池地域の関係団体で構成をする白川中流域等水稲作付推進協議会においては、企業と地元農業者とを結びつけ、水稲作付の維持拡大に取り組んでまいります。また、営農によらない地下水涵養対策として、新町井手の調整池整備にも取り組みます。

地球温暖化対策に向けた取組としては、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、本町を含めた関係自治体が一丸となって、効果的な施策を推進してまいります。

次に、土地利用、都市基盤についてであります。

土地利用については、令和６年度中に策定する菊陽町都市計画マスタープランの内容をさらに具体化し、公共交通の充実や、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりを進めるため、令和８年９月策定を目指して立地適正化計画の策定を進めます。この計画を、同じく令和６年度中に策定予定の菊陽町地域公共交通計画と連動させることにより、市街地整備と一体となった新駅整備にも取り組みます。

（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業については、令和８年度の事業開始に向け、換地設計や交通解析、環境アセスメント手続などを進めるとともに、基盤整備後のまちづくりを見据え、にぎわい、知の集積、職住近接エリアの実現に向けて、将来ビジョンの具体化検討にも取り組んでまいります。

町の均衡ある発展を推進するため、久保田台地については、都市計画マスタープランの見直しにおいて示した新たな開発構想、工業・流通ゾーンの実現に向け、まちづくり構想の策定に取り組みます。

また、南小校区については、新たに市街地ゾーンを設定し、今後、住宅が整備できるよう、取組の実現に向け、検討を進めてまいります。これは、南小学校区の発展なしに新しい菊陽の発展はないという私の強い思いによるものであります。

町の最重要課題の一つである交通渋滞対策については、引き続き、国をはじめ県及び近隣自治体と連携し、緩和に向けた取組を積極的に進めてまいります。特に、菊陽空港線延伸道路事業をはじめとするセミコンテクノパーク周辺道路の整備は、既存の交付金に加え、国策として新たに創設された地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、道路ネットワークの整備に最大限の力を注ぎ、取り組んでまいります。

さらに、将来の渋滞対策等を見据えた新たな道路計画として、南方大人足線延伸計画道路事業や古閑原西護川線改良事業の調査業務に着手します。

そのほかに、狭隘踏切の整備促進を図り、交通安全確保のため、新町の大原踏切の拡幅にも着手をします。

下水道については、菊陽町下水道ストックマネジメント計画に基づき、定期的なカメラ調査等により確認した不具合箇所の改築、更新を行います。

半導体産業の集積に伴う排水対策については、本来市町が取り組むべき熊本セミコン特定公共下水道事業は、熊本県が最重要課題として主体となって取り組んでいただくことになったことから、町としても連携協力してまいります。

町営住宅については、令和６年度から中代団地の大規模改修工事に着手しており、令和10年度改修完了を目指し、事業を進めてまいります。

次に、産業の振興についてであります。

まず、農業の振興については、守るべき農地はしっかりと守り、農地の集積、集約化を推進し、農業者の経営の向上・安定化の実現と、農業後継者や新規就農者など次世代を担う農業者の育成確保を図ってまいります。その中で、本町の農業の10年後の在り方を目指す菊陽町農業地域計画の策定に向けた地域での話合いを基に、農業を担う者を選定し、農地の集約を進め、生産性の向上に努めてまいります。

また、地産地消に取り組むとともに、ＪＡ菊池のニンジン選果施設の整備に併せ、新たな販売戦略として、広島市を中心に、ニンジンやスイートコーンなど人気の農畜産物を積極的にＰＲし、農畜産物の販路拡大に努めます。

さらに、規格外品の利活用を促すため、ＪＡ熊本果実連、ＪＡ菊池と連携してニンジンジュースの開発を進めてまいります。

工業の振興については、昨年４月にＪＡＳＭの第１工場の隣接地に第２工場の建設が発表され、現在、造成工事が進められています。今後は、第１工場と同様に第２工場についても、先方の計画である2027年末の製品出荷開始に向け、ＪＡＳＭ、国、県などの関係者と意思疎通を図りながら、全庁的に支援をしてまいります。

商業の振興については、町内の経済社会活動が活性化するよう、町内の仕事は町内の事業者へ発注するなど、産業の地産地消への取組を図るため、引き続き、商工会と緊密な連携の上、中小企業、小規模事業者の振興を進めてまいります。

さらに、地域資源を活用した取組や創業・スタートアップ支援の強化など、新たな事業の展

開と併せて、ＰＲ動画の活用によるロアッソ熊本と連携した町内事業者の活性化なども継続して取り組んでまいります。

また、歴史的文化財である馬場楠井手の鼻ぐり、豊後街道菊陽杉並木のほか、鼻ぐり井手公園、菊陽杉並木公園、「さんふれあ」などの従来の観光資源だけではなく、海外からの移住者にも本町を楽しんでいただけるようなスポットなどについて、熊本県や関係市町とも連携しながら情報発信に取り組んでまいります。

次に、防災、消防、防犯についてであります。

防災対策については、町民の防災意識の向上を図るため、防災フェスタや防災教育を実施し、町民の防災意識を高め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

災害の際一時避難所となる地区公民館への災害用ポータブル蓄電池の配置、指定避難所である学校への防災倉庫の設置事業を新たに実施をします。また、災害の際に罹災証明を迅速に交付できるシステムを新たに導入します。

消防関係では、消防団員の作業服の更新を前倒しして全団員分を行い、消防活動用Ｔシャツを全団員に支給します。さらに、団員確保が大きな課題となる中、地域ぐるみで消防団員を応援する消防団応援の店制度を４月からスタートするところです。消防団員及びその家族の支援と団員の加入促進を図ってまいります。

防犯対策については、防犯講話やホームページ等を通じて町民への治安情報の発信などに努めるほか、大津地区防犯協会連合会の防犯カメラ設置事業に対する助成を継続してまいります。

次に、人権、多文化共生の推進についてであります。

人権については、菊陽町人権擁護に関する条例及び菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例、菊陽町人権教育・啓発基本計画に基づき、部落差別をはじめあらゆる人権問題の解決を目指し、町民、学校、地域及び関係団体等と連携しながら人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

多文化共生については、町内に在住されている外国籍の方が安心して暮らしていただけるよう、引き続き、外国人相談窓口を設置し、県及び関係市町村とも連携を図りながら、生活サポートを丁寧に行ってまいります。

また、町民と外国籍の方が交流を深められるよう、必要な交流事業を実施するとともに、国際交流協会の設立に向けて検討を進めてまいります。

さらに、町民の皆様が台湾の文化や経済などを身近に感じていただけるよう、台湾へ渡航する際の航空賃の一部を助成する事業を引き続き実施をいたします。

次に、行財政の充実強化についてであります。

財政については、引き続き、収入増加に取り組みながら、町民サービスの向上を図り、菊陽町中期財政計画に基づき、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持してまいります。

自治体ＤＸの推進については、国が示す自治体ＤＸ推進計画及び令和５年10月に策定した菊

陽町デジタルファースト推進計画に基づき取り組んでまいります。

令和６年度に導入したオンライン申請やキャッシュレス決済の活用、マイナンバーカードなどを利用した証明書等のコンビニ交付の促進、対面や押印などを義務づけたアナログ規制の改革などを進め、役場に行かなくとも行政手続を進められる「行かない役場」の実現を目指してまいります。

最後に、新たな第７期菊陽町総合計画については、町の将来像とその実現に向けた指針を示す基本構想、そしてこの基本構想の実現に向けた施策の方向性を体系的に示す前期基本計画を本年３月末までに策定をし、令和７年度から新たな計画の下、まちづくりを進めてまいります。

以上、令和７年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明を申し上げました。

今後も、町のスローガンでもある「成長しつづける町。」として、さらなる発展と日本一のまちづくりを目指し、町民の皆様と共に様々な事業に取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げて、私の令和７年度の施政方針といたします。

○議長（福島知雄議員）　施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前10時28分

再開　午前10時38分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　それでは、令和７年第１回菊陽町議会定例会の付議事件について、提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は27件ございます。内訳は、議案26件、同意１件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第７号は、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、事務部局ごとの定数の見直しを行う必要があり、条例の一部を改正するものであります。

議案第８号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、給料表等について、条例の一部を改正するものであります。

議案第９号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部が改正されたことに伴い、育児を行う者の時間外勤務の制限など、所要の改正を行うため、関連条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。

内容は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。

内容は、町債権に係る督促手数料を廃止することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、コンビニエンスストアなどにおける住民票の写し等証明書の発行手数料を一律100円減額し、またさらなるコンビニ交付の利用促進を図るため、令和７年６月から令和８年２月までの期間においてはその発行手数料を10円とすることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、菊陽町福祉センター設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町老人福祉センターと菊陽町福祉支援センターの管理運営を統合することに伴い、センターの名称の変更及び業務の内容等を整理するため、新たな条例を制定するものであります。

議案第14号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設に係る連携施設の基準等が見直されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、家庭的保育事業所等に係る連携施設の基準が見直されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、栄養士法の改正により、管理栄養士受験資格の要件が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、区域外流入に係る一括納付報償金及び督促手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号は、菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、社会体育活動に資する小・中学校体育館施設の使用に当たり、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、令和６年度菊陽町一般会計補正予算（第７号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に１億3,511万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を255億218万5,000円と定めるものであります。

議案第20号は、令和６年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に824万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億8,652万7,000円と定めるものであります。

議案第21号は、令和６年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から5,358万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億7,785万6,000円と定めるものであります。

議案第22号は、令和６年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第２号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を１億1,298万1,000円減額し、16億5,832万7,000円と定め、支出の事業費用を2,452万5,000円減額し、15億4,781万6,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を957万1,000円増額し、７億673万9,000円と定め、支出を1,243万3,000円減額し、10億2,174万6,000円と定めるものであります。

議案第23号は、令和７年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を206億1,164万1,000円と定めるものであります。

議案第24号は、令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を39万6,000円と定めるものであります。

議案第25号は、令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を33億4,711万1,000円と定めるものであります。

議案第26号は、令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を６億3,013万9,000円と定めるものであります。

議案第27号は、令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を30億2,107万7,000円と定めるものであります。

議案第28号は、令和７年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、収益的収入及び支出において、収入予定額を18億3,245万3,000円とし、支出予定額を16億3,937万8,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出において、収入予定額を７億214万9,000円、支出予定額を９億3,372万1,000円と定めるものであります。

議案第29号は、東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事の工事請負契約の締結についてであります。

本件は、東部町民センターの新館が建築から23年が経過をし、外壁、屋根、その他の設備で劣化が進んでいるため、菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき大規模改修を実施するものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、基本構想を定めることについてであります。

第７期菊陽町総合計画の基本構想を定めるため、菊陽町総合計画の策定に関する条例第４条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路12路線及び菊陽空港延伸道路事業により県が整備をした道路１路線を、新たに町道として認定するものであります。このほか、県道辛川鹿本線バイパス事業に伴い旧道となる道路について、県との覚書により管理を引き継ぐため、新たに３路線を町道として認定するものであります。

議案第32号は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてであります。

内容は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う共同設置規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、この議案につきましては、関係団体において、同文での議会の議決を求めるものであります。

同意第１号は、教育長の任命についてであります。

二殿一身教育長の任期が令和７年３月31日をもって満了しますが、引き続き二殿一身様を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員）　提案理由の説明を終わります。

これから令和７年度当初予算について各部課長に説明を求めますが、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細につい

ては各委員会でお願いします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第７　議案第２３号　令和７年度菊陽町一般会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第７、議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん）　おはようございます。

議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては、各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、各担当課から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算（案）参考資料と概要説明資料を配付していますので、こちらも参考としていただきたいと思います。

なお、概要説明資料は、各常任委員会において各担当課から説明する際に使用させていただく資料になります。

それでは、財政課からは、予算書と一般会計予算（案）参考資料により、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

初めに、一般会計予算（案）参考資料により全体的な説明をさせていただき、後ほど、予算書により説明します。

それでは、一般会計予算（案）参考資料を１枚めくっていただき、１ページをお開きください。

歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。

自主財源は116億721万2,000円で、前年度比11億9,364万円の増、依存財源は90億442万9,000円で、3,104万1,000円の減となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源56.3％、依存財源は43.7％となっています。

次の２ページをお開きください。

歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は102億8,439万5,000円、前年度比８億8,610万6,000円の増となっています。主に、給与改定や職員数の増などによる人件費の増及び社会保障費の増に伴う扶助費の増になります。

投資的経費は19億1,717万1,000円で、前年度比10億5,762万7,000円の減となっています。主に、杉並木公園拡張整備事業や小・中学校施設整備事業の減になります。

その他経費は84億1,007万5,000円で、前年度比13億3,412万円の増となっています。主に、システムの標準化に伴うシステム変更業務委託料や、区画整理事業に伴う調査等委託料、給食費公会計化に伴う給食材料の購入などの物件費の増などによるものです。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は民生費が一番高く、40％を占めています。増

減額の大きなものでは、民生費、土木費、総務費などが増額となり、教育費などが減額となっています。

次の３ページをお開きください。

歳入について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の１町税は、(1)の町民税の個人で、課税所得の増加などによる増、(2)の固定資産税で、建物や償却資産の増加などによる増により、総額95億2,562万3,000円、前年度比で16億633万6,000円の増となっています。

次の４ページをお開きください。

款の13地方交付税は、普通交付税が０円となっておりますが、これは税収の増加により令和７年度は普通交付税の不交付団体となるものと見込んでいるものでございますが、７月頃の普通交付税算定確定後に、不交付団体になるか決定するものでございます。

款の17国庫支出金は、(1)の国庫負担金で、制度改正に伴う児童手当負担金や私立保育所等に係る交付金などの増により、総額40億8,472万2,000円、前年度比６億4,067万6,000円の増となっています。

款の20寄附金は、ふるさと寄附金や企業版ふるさと納税などの増により、総額３億4,860万円、前年度比１億3,850万円の増となっています。

次の５ページをお開きください。

款の21繰入金は、(2)の基金繰入金で、財政調整基金繰入金の減などにより、総額９億817万3,000円、前年度比７億8,034万円の減となっています。

款の23諸収入は、システムの標準化に伴う補助金の増などにより、総額２億6,772万5,000円、前年度比１億8,696万4,000円の増となっています。

款の24町債は、(2)の民生債で、老人福祉センター施設整備事業の減、(7)の土木債で、菊陽杉並木公園拡張整備事業の減、(8)の消防債で、庁舎内の防災行政無線整備事業の減、(9)の教育債で、各小・中学校の施設整備などの減により、総額12億8,430万円、前年度比７億3,420万円の減となっています。

次の６ページをお開きください。

歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の２総務費は、項の１総務管理費、目の11電子計算費で、システムの標準化に伴うシステム変更業務委託料などによる増、目の15西部町民センター管理費で、西部町民センターの改修工事などによる増、次の７ページになりますが、目の17三里木町民センター管理費で、三里木町民センターの改修工事の減などにより、総額25億2,779万3,000円で、前年度比２億8,644万6,000円の増となっています。

次の８ページをお開きください。

款の３民生費は、項の１社会福祉費、目の３障害者福祉費で、障害児支援事業の増などによる増、目の８老人福祉センター・福祉支援センター管理費で、老人福祉センター改修工事などによる減、項の２児童福祉費、目の２児童措置費で、児童手当の増、目の４保育園費で、私立保育所等に係る給付費負担金の増などにより、総額82億5,410万7,000円で、前年度比６億5,089万9,000円の増となっています。

次の９ページをお開きください。

款の６農林水産業費は、項の１農業費、目の８土地改良費で、土地改良事業の増などによる増、次の10ページになりますが、目の21物価高騰対策事業費で、ニンジン選果場利用料支援事業補助金の増などにより、総額５億7,679万5,000円で、前年度比１億473万8,000円の増となっています。

款の８土木費は、項の２道路橋梁費、目の２道路橋梁維持費で、道路維持工事や橋梁補修工事の増などによる増、目の３道路新設改良費で、道路改良工事の減などによる減、次の11ページになりますが、項の３都市計画費、目の１都市計画総務費で、原水駅周辺の土地区画整理事業の増、目の４公園管理費で、杉並木公園拡張整備事業などの減により、総額22億9,967万3,000円で、前年度比３億1,816万3,000円の増となっています。

款の10教育費は、項の１教育総務費、次の12ページになりますが、目の６学校給食費で、給食費公会計化に伴う給食材料の購入などによる増、項の２小学校費、目の５学校建設費で、武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の給食室整備工事の減などによる減、項の３中学校費、目の５学校建設費で、武蔵ヶ丘中学校体育館改修工事などの増、次の13ページになりますが、項の６保健体育費、目の２体育施設費で、今後のスポーツ施設の整備のための基金への積立金の増などにより、総額で27億4,179万2,000円、前年度比２億8,180万5,000円の減となっています。

14ページをお開きください。

歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年度との比較増減表になります。

15ページをお開きください。

第３表、地方債関係の表になります。地方債について、起債の目的ごとに充当先事業を整理しています。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

続きまして、予算書で説明させていただきます。

予算書の１ページをお開きください。

令和７年度菊陽町一般会計予算は、第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ206億1,164万1,000円と定めています。令和６年度の当初予算額は194億4,904万2,000円でしたので、前年度比11億6,259万9,000円、６％の増になります。

第２条の債務負担行為は、第２表の債務負担行為で、第３条の地方債は、第３表の地方債で、それぞれ定めています。

第４条では、一時借入金の最高額を15億円とし、第５条で、歳出予算の流用について定めています。

10ページをお開きください。

第２表の債務負担行為であります。17件の事項について、期間と限度額を計上しています。

11ページをお開きください。

第３表の地方債であります。起債の目的として、次の12ページにかけて25件の事業を計上しています。

13ページからは、予算に関する説明書になります。

予算に関する説明については、各常任委員会で、各担当課から、概要説明資料により、詳細な説明をさせていただきますので、歳出で金額の大きい新規事業や建設事業などについて御説明します。

68ページをお開きください。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の11電子計算費、節区分の12委託料、説明欄の総合行政情報システム変更業務委託は、国のシステム標準化基本方針に基づき実施するシステム標準化等に係る委託料で、１億8,284万8,000円計上しています。

73ページをお開きください。

目の15西部町民センター管理費、説明欄の西部町民センター大規模改修工事は、施設の長寿命化等を図るもので、２億3,231万7,000円計上しています。

114ページをお開きください。

款の３民生費、項の２児童福祉費、目の１児童福祉総務費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の就学前教育・保育施設整備補助金は、私立保育所の大規模改修等に対する補助で、２億4,299万4,000円計上しています。

目の２児童措置費、節区分の19扶助費、説明欄の児童手当は、令和６年10月から実施された高校生までの拡充分なども含め、13億284万円を計上しています。

119ページをお開きください。

目の４保育園費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の子どものための教育・保育給付費負担金は、令和６年度に新設された私立保育所なども含め、22億8,417万6,000円を計上しています。

155ページをお開きください。

款の８土木費、項の２道路橋梁費、目の２道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は、傷んだ舗装の改修や地区から要望のあった道路の修繕等の工事などで、１億6,014万9,000円計上しています。

156ページをお開きください。

目の３道路新設改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、菊陽空港線道路築造工事などで、１億3,630万円計上しています。

158ページをお開きください。

項の３都市計画費、目の１都市計画総務費、節区分の12委託料、説明欄の調査等委託料は、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業等に係る委託料で、２億1,361万8,000円計上しています。

166ページをお開きください。

項の４住宅費、目の１住宅管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、中代団地等の改修工事で、２億5,890万円計上しています。

178ページをお開きください。

款の10教育費、項の１教育総務費、目の６学校給食費、節区分の10需用費、説明欄の賄材料費は、令和７年度に学校給食費の無償化と併せて公会計化することとしておりますが、学校給食の材料費として２億8,224万9,000円計上しています。

188ページをお開きください。

項の２小学校費、目の５学校建設費、節区分の14工事請負費、説明欄の各小学校改修工事は、武蔵ヶ丘北小学校の大規模改修・長寿命化工事などで、３億750万円計上しています。

198ページをお開きください。

項の３中学校費、目の５学校建設費、節区分の14工事請負費、説明欄の各中学校改修工事は、武蔵ヶ丘中学校体育館の改修工事で、１億8,200万円計上しています。

242ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

地方債の合計額は、令和７年度の起債見込額12億8,430万円に対し、元金償還見込額が13億9,333万4,000円のため、令和６年度末現在高見込額の210億1,287万円から１億903万4,000円減少し、令和７年度末現在高見込額が209億383万6,000円となる見込みです。

最後に、243ページをお開きください。

引上げ分の地方消費税収入の使途について記載しております。

地方消費税交付金の社会保障財源化分６億692万2,000円について、表の右から２番目の欄の地方消費税交付金の欄のとおり使用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第８　議案第２４号　令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第８、議案第24号令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん）　議案第24号令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては、常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、担当課から説明させていただきます。

予算書の１ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ39万6,000円と定めています。

８ページをお開きください。

２の歳入です。主なものを御説明申し上げます。

款の３繰越金、項の１繰越金、目の１繰越金は30万円で、前年度からの繰越金になります。

９ページから、３の歳出になりますが、主なものを御説明申し上げます。

款の２諸支出金、項の１財産取得費、目の３土地・建物管理費は、光の森防災広場東側用地の管理費として20万4,000円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第９　議案第２５号　令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第９、議案第25号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　議案第25号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の１ページを御覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億4,711万1,000円と定めております。前年度より533万円の減となります。

第２条で、一時借入金の最高額を２億円とし、第３条で、歳出予算の流用について定めております。

10ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の１国民健康保険税、項の１国民健康保険税、目の１一般被保険者国民健康保険税は６億4,544万8,000円で、前年度より1,271万9,000円の増となります。

11ページを御覧ください。

下段の款の６県支出金、項の１県補助金、目の１保険給付費等交付金は23億9,180万円で、前年度より170万円の増となります。節区分１の普通交付金は、保険給付費等に要する費用について県から全額が交付されるものであります。

12ページを御覧ください。

款の10繰入金、項の１他会計繰入金、目の１一般会計繰入金は２億6,101万7,000円で、前年度より545万3,000円の増となります。保険基盤安定繰入金や事務費繰入金など、法定内の繰入金になります。

13ページを御覧ください。

項の２基金繰入金、目の１基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を1,300万円計上しております。

15ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の１総務費、項の１総務管理費、目の１一般管理費は1,740万4,000円で、事務に要する経費を計上しております。

18ページを御覧ください。

款の２保険給付費、項の１療養諸費、目の１一般被保険者療養給付費は19億8,000万円で、前年度と同額を見込んでおります。

項の２高額療養費、目の１一般被保険者高額療養費は３億1,200万円で、こちらも前年度と同額を見込んでおります。

19ページを御覧ください。

項の４出産育児諸費、目の１出産育児一時金は1,200万6,000円を計上しております。

20ページを御覧ください。

款の３国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、県が算定した市町村ごとの納付額に基づき、それぞれ計上しております。

項の１医療給付費分、目の１一般被保険者医療給付費分は６億2,400万円を計上し、続いて21ページを御覧いただき、項の２後期高齢者支援金等分、目の１一般被保険者後期高齢者支援金等分は２億1,400万円を計上し、次の段の項の３介護納付金分、目の１介護納付金分は6,700万円を計上しております。

22ページを御覧ください。

款の６保健事業費、項の１保健事業費、目の２疾病予防費は、節区分の18の負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金を1,450万円計上しております。

24ページを御覧ください。

項の２特定健康診査等事業費、目の１特定健康診査等事業費は、節区分の12委託料で、特定健康診査、特定保健指導等の委託料として2,036万4,000円を計上しており、特定健康診査の受診者を1,800人、特定保健指導の受診者を195人と見込んでおります。

25ページを御覧ください。

最後に、款の10予備費は2,831万4,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１０　議案第２６号　令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第10、議案第26号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　議案第26号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ６億3,013万9,000円と定めております。前年度より175万3,000円の増となっております。

８ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の１後期高齢者医療保険料、項の１後期高齢者医療保険料は、目の１特別徴収保険料と目の２普通徴収保険料を合わせて計の４億7,748万4,000円としております。

款の４繰入金、項の１一般会計繰入金は、目の１事務費繰入金と目の２保険基盤安定繰入金を合わせて計の１億3,404万4,000円としております。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の１総務費は、項の１総務管理費を688万1,000円、項の２徴収費を265万円で、事務に要する経費を計上しております。

款の２後期高齢者医療広域連合納付金は、６億2,001万8,000円を計上しております。この納付金は、保険料収納分や保険基盤安定繰入金を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金

になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１　議案第２７号　令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第11、議案第27号令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田　征さん）　議案第27号令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の１ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億2,107万7,000円と定めています。令和６年度の当初予算の総額が30億4,269万7,000円でしたので、前年度比2,162万円の減になります。

第２条では、債務負担行為について、第２表の債務負担行為で定めています。

第３条では、一時借入金の最高額を5,000万円とし、第４条で、歳出予算の流用について定めています。

10ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の１保険料、項の１介護保険料、目の１第１号被保険者保険料は６億5,990万4,000円、前年度比で784万4,000円の増となっています。

款の４国庫支出金、項の１国庫負担金、目の１介護給付費負担金は５億2,689万5,000円、前年度比で466万6,000円の減となっています。

11ページをお開きください。

款の５支払基金交付金、項の１支払基金交付金の総額は７億8,583万7,000円、前年度比で1,319万3,000円の減となっています。

12ページをお開きください。

款の６県支出金、項の１県負担金、目の１介護給付費負担金は３億8,706万9,000円、前年度比で1,100万6,000円の減となっています。

13ページをお開きください。

款の９繰入金、項の１一般会計繰入金、目の１介護給付費繰入金は３億5,152万5,000円、前年度比で602万8,000円の減となっています。

19ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の２保険給付費、項の１介護サービス等諸費、説明欄の介護サービス給付費は、国保連を通じて介護サービス事業者に支払う給付金の負担金で、27億2,640万円を計上しています。

21ページをお開きください。

款の４地域支援事業費、項の１介護予防・生活支援サービス事業費、目の１介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者などを対象にした通所型及び訪問型のサービスに要する負担金などで、8,255万9,000円を計上しております。

26ページをお開きください。

款の４地域支援事業費、項の５特定事業費、説明欄の買物支援事業委託料は、移動手段がない等の理由で買物に困難を抱える高齢者を対象に、商業施設への移送や買物の補助などを行う新規事業で、412万3,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１２　議案第２８号　令和７年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（福島知雄議員）　日程第12、議案第28号令和７年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん）　議案第28号令和７年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

第１条、総則でございますが、令和７年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算であります。

第２条、業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として、公共と農集でそれぞれ下記のとおり定めております。

次に、２ページをお願いいたします。

第３条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を18億3,245万3,000円と

し、事業費用を16億3,937万8,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。

次に、３ページをお願いいたします。

第４条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を７億214万9,000円、資本的支出を９億3,372万1,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額２億3,157万2,000円についての補填内容は、上段に括弧書きで記載のとおりであります。

次に、４ページをお願いいたします。

第５条、企業債は、下水道事業分の合計で限度額４億9,320万円を予定しています。

次に、第６条では、一時借入金の限度額を５億円としております。

次に、第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用についてでありますが、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用額を1,000万円と定めるものであります。

次に、５ページの第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費5,016万8,000円を計上しております。

次に、第９条、他会計からの補助金としまして、汚水処理などに関する一般会計からの繰入金で4,321万9,000円を計上しております。

続きまして、８ページの実施計画をお願いします。

ここからは附属書類になりますが、主なものを説明します。

まず、収益的収入の款の１事業収益、項の１営業収益、目の１下水道使用料につきましては、令和６年度当初予算12億231万3,000円と比べ、3,752万1,000円増の12億3,983万4,000円を予定していますが、これはＪＡＳＭの本格稼働に伴う増額を見込んでおります。

次に、目の２他会計負担金１億3,809万3,000円は、雨水処理に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、項の２営業外収益、目の２他会計補助金3,592万9,000円は、汚水処理に係る維持管理費及び企業債の元利償還分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、目の４長期前受金戻入４億85万4,000円は、現金を伴わない収入で、償却資産の取得・改良のために交付された補助金等につきまして、資産の減価償却に対応させて収益化を行うものであります。

以上、収益的収入予定額の合計は18億3,245万3,000円であります。

次に、９ページの支出ですが、款の１事業費用、項の１営業費用、目の１管渠費５億8,889万8,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費であります。

次に、目の５総係費9,259万円は、事業全体の運営管理に要する経費であります。

次に、目の６減価償却費７億5,895万2,000円は、現金を伴わない支出で、有形無形の固定資産減価償却費であります。

次に、項の２営業外費用、目の１支払利息１億79万円は、企業債償還利子予定額であります。

以上、収益的支出予定額の合計は16億3,937万8,000円であります。

続きまして、10ページをお願いします。

資本的収入の款の１資本的収入、項の１企業債につきましては、４ページの第５条で示しています予定額４億9,320万円であります。

次に、項の２出資金8,431万5,000円は、企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金であります。

次に、項の３負担金、目の１受益者負担金5,109万5,000円は、開発や住宅建設などによる賦課見込額であります。

次に、項の４補助金、目の１国庫補助金は、委託及び工事に対する社会資本整備総合交付金の予定額6,300万円であります。

目の３他会計補助金729万円は、農業集落排水事業分の企業債償還等に対する一般会計からの繰入金であります。

以上、資本的収入予定額の合計は７億214万9,000円であります。

次に、11ページの支出の款の１資本的支出、項の１建設改良費、目の１施設費４億4,609万4,000円は、工事に関する実施設計などの委託料と、汚水及び雨水管渠築造工事費等であります。

次に、項の２企業債償還金は、企業債償還元金で、予定額４億8,220万9,000円であります。

以上、資本的支出予定額の合計は９億3,372万1,000円であります。

次の12ページからは、令和７年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第23号から議案第28号までは、配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞ

れ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

散会　午前11時40分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和７年３月３日（月）再開

（　第　２　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（２日目）

（令和７年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和７年３月３日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　議案第７号　菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２　議案第８号　菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第３　議案第９号　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第４　議案第10号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第５　議案第11号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第６　議案第12号　菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議案第13号　菊陽町福祉センター設置及び管理に関する条例の制定について

日程第８　議案第14号　菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第15号　菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第16号　菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案第17号　菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第18号　菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第19号　令和６年度菊陽町一般会計補正予算（第７号）について

日程第14　議案第20号　令和６年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第15　議案第21号　令和６年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第16　議案第22号　令和６年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第２号）について

日程第17　議案第29号　工事請負契約の締結について（東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事）

日程第18　議案第30号　基本構想を定めることについて

日程第19　議案第31号　町道路線の認定について

日程第20　議案第32号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊

本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

日程第21　同意第１号　教育長の任命について

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	鬼塚　洋　議員	２番	吉村恭輔　議員
３番	藤本昭文　議員	４番	馬場功世　議員
５番	廣瀬英二　議員	６番	矢野厚子　議員
７番	大久保　輝　議員	８番	西本友春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中岡敏博　議員
11番	布田　悟　議員	12番	佐藤竜巳　議員
13番	甲斐榮治　議員	14番	岩下和高　議員
15番	上田茂政　議員	16番	小林久美子　議員
17番	坂本秀則　議員	18番	福島知雄　議員

3.　欠席議員

なし

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　内藤優誠　さん

書記　廣田沙織　さん

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉本孝寿　さん	副町長	小牧裕明　さん
教育長	二殿一身　さん	総務部長	板楠健次　さん
住民生活部長	渡辺博和　さん	健康福祉部長	梅原浩司　さん
産業振興部長兼農業委員会事務局長	山川和徳　さん	都市整備部長	井芹　渡　さん
総務課政策監	宗像雄矢　さん	総務課長	村上健司　さん
総合政策課長	今村太郎　さん	財政課長	澤田一臣　さん
環境生活課長	野村瑞樹　さん	健康・保険課長	岩下美穂　さん
介護保険課長	和田　征　さん	子育て支援課長	石原俊明　さん
農政課長	阪本和彦　さん	商工振興課長	塚脇康晴　さん
建設課長	出田　稔　さん	都市計画課長	阿久津友宏　さん
下水道課長	丸山直樹　さん	教育部長	矢野博則　さん
教育審議員	吉永公紀　さん	学務課長	平　征一郎　さん
生涯学習課長	岡本勇人　さん	スポーツ振興課長	鍋島二郎　さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　議案第７号　菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第１、議案第７号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（村上健司さん）　議案第７号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

最初に、提案理由について説明いたします。

令和６年４月の組織内部の改編に伴い、教育委員会に属しておりました施設整備課が町長の事務部局である都市整備部に編入したことに伴い、それぞれの定数を見直すに当たり、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

２枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

職員の定数を定める第２条第１項第１号の町長の事務局の職員「227人」を「232人」とし、第３号の教育委員会の職員「52人」を「47人」とするものでございます。今回の改正による職員の定数の増加はございません。

議案１枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第７号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　議案第８号　菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第２、議案第８号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（村上健司さん）　議案第８号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

最初に、提案理由について説明いたします。

人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給与及び手当の額等を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

13枚目以降の参考資料、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の１ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

第９条は、扶養手当について定めたものです。

第２項の改正は、第１号配偶者の扶養手当が令和８年度までに段階的に廃止されることに伴い、削るものです。この改正は、附則第４項により経過措置が設けられており、令和７年度は「6,500円」を「3,000円」に改められます。

第３項の改正は、22歳に達する年度の３月31日までの間にある子の扶養手当について、令和８年度から１人「１万円」を「１万3,000円」に改めるものです。この改正も、附則第４項により経過措置が設けられており、令和７年度は「１万円」を「１万1,500円」に改められます。

２ページをお開きください。

第５項は、規則への委任が追加されたものです。

第10条の３は、住居手当について定めたものです。

第１項第２号の改正は、配偶者に事実婚も対象に含めるものです。

第11条は、通勤手当について定めたものです。

３ページをお開きください。

第２項第１号、第３号の改正は、通勤に要する運賃等相当額の上限５万5,000円を撤廃するものです。

４ページをお開きください。

第３項の改正は、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内に含めるものです。第１号の改正は、これまで特別料金は２分の１までが支給の対象でしたが、全額を支給の対象範囲に含めるものです。

５ページをお開きください。

第４項の改正は、これまで異動による場合が対象となっていましたが、採用の場合も対象とするものです。

第５項の追加は、運賃相当額の支給額を15万円とするものです。

６ページをお開きください。

第11条の２は、単身赴任手当について定めたものです。

第３項の改正は、先ほどの通勤手当と同様に、採用の場合も対象とするものです。

第17条は、宿日直手当について定めたものです。

第１項の改正は、国の日直手当の取扱いに合わせ、年末年始の割増しを削るものです。

７ページをお開きください。

第17条の２は、管理職員特別勤務手当について定めたものです。

第２項の改正は、平日深夜に係る支給対象時間を、これまでの「午前０時から午前５時まで」を「午後10時から翌日午前５時まで」に拡大するものです。

第３項の改正は、週休日等に勤務した場合の割増率を、平日に勤務した場合も割増しの対象とするものです。

８ページをお開きください。

第19条は、期末手当について定めたものです。

第２項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率について「100分の127.5」を「100分の125」に改め、第３項の定年前再任用短時間勤務職員については「100分の71.25」を「100分の70」に改めるものです。この改正は、期末手当の支給率を平準化するもので、年間の支給率に影響するものではありません。

第20条は、勤勉手当について定めたものです。

第２項第１号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率について「100分の107.5」を「100分の105」に改め、第２号の定年前再任用短時間勤務職員については「100分の51.25」を「100分の50」に改めるものです。この改正は、期末手当同様、支給率を平準化するもので、年間の支給率に影響するものではありません。

最後に、９ページから18ページにかけて、別表第１、行政職の給料表の改正になります。

この改正は、３級以上の初号の額を引き上げ、新卒採用時の給与水準を民間人材等の給与水準に改善するもので、左側の現行の表を右側の改正後（案）の表に改めるものです。下線部の部分が改正箇所になります。

なお、この改正は、現在適用を受けている給与額とのずれが生じないよう、号給の切替えについては、附則第２項の附則別表が定められています。

議案の最初にお戻りいただき、７枚めくっていただきまして、改正文附則を御覧ください。

第１項の施行期日で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしています。

また、第２項で号給の切替えについて、第３項で切替日前の異動者の号給の調整について、第４項で令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置について、第５項で通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置について、第６項で規則への委任について定めています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第８号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　議案第９号　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第３、議案第９号育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（村上健司さん）　議案第９号育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

最初に、提案理由について説明いたします。

いわゆる育児・介護休業法等の一部改正に伴い、超過勤務の免除の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の環境整備などの改正が行われたことにより、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

４枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

新旧対照表の１ページをお開きください。

改正条例第１条職員の育児休業等に関する条例に関する新旧対照表になります。

第20条は、部分休業の承認について定めたものです。

第３項の改正は、引用条文を改正するものです。

２ページをお開きください。

改正条例第２条菊陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する新旧対照表になります。

第８条の２は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めたものです。

第２項の改正は、時間外勤務の制限について、これまで３歳に満たない子のある職員が請求した場合を対象としていましたが、小学校就学の始期に達するまでの子まで対象が拡大される改正になります。

第４項の改正は、対応する項の改正になります。

３ページをお開きください。

第15条は、介護休暇について定めたものです。

第１項の改正は、４ページの第17条の２の追加に伴う文言の整理になります。

４ページをお開きください。

第17条の２の改正は、新たに条を追加するもので、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向調査等について定めたものです。

第１項は、職員の配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、介護両立支援制度等について周知するとともに、制度の申告、請求または申出に係る意向を確認することが義務づけられたものです。

第２項は、40歳に達した職員に対し、介護両立支援制度等について周知することが義務づけ

されたものです。

第17条の３の改正は、新たに条を追加するもので、勤務環境の整備に関する措置について定められたものです。

第１項は、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるよう、職員研修や相談体制の整備など、勤務環境の整備に関する措置が義務づけされたものです。

議案の最初にお戻りいただき、２枚めくっていただきまして、改正文附則を御覧ください。

第１項の施行期日で、この条例は令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行するとしております。

第２項において、経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第９号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第１０号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第４、議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（村上健司さん）　議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について説明いたします。

最初に、提案理由について説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布され、一部を除き令和７年６月１日に施行されることから、関係条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

２枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の１ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

改正条例第１条菊陽町職員の分限の手続き及び効果に関する条例に関する新旧対照表になります。

第５条は、失職事由の特例について定めたものです。

第１項の改正は、地方自治法の規定を引用している箇所に条ずれが生じていることから、「法第16条第２号」を「法第16条第１号」に改めるものです。また、刑法等の改正により懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて、新たに拘禁刑が創設されたことから、同項の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

２ページをお開きください。

改正条例第２条菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に関する新旧対照表になります。

第４条は、失格事項について定めたものです。

第１項の改正は、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

議案１枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和７年６月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　議案第１１号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第５、議案第11号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和さん）　おはようございます。

議案第11号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、町債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係条例の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要と目的について御説明いたします。

督促手数料は、地方税法において、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例に定めるところにより手数料を徴収することができると規定されており、督促手数料を徴収するのか徴収しないのかは、町の判断となっております。

今回、本町においては徴収することとしている督促手数料を廃止することによって、自治体ＤＸ化の要の一つであるキャッシュレス決済やコンビニ納付の利用期間延長を可能にし、納付の利便性を向上させるとともに、督促手数料があることで発生している問合せや、問合せに付随する対応業務等を減少させることにより、業務の効率化及び経費の削減などを図ることを目的として改正するものです。

また、業務効率化で生まれた時間を滞納整理業務に充て、今年度から委託している徴収補助業務と連携することで、税などの収納率向上をさらに推進していきたいと考えているところです。

それでは、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

１ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

まず、菊陽町税条例の改正になります。

第２条は、この条例における用語の定義を規定したもので、第２号から「督促手数料、」を削るものです。

第21条は、この条文において、督促状を発した場合は、督促手数料80円を徴収しなければならないと規定していることから、本条を削除するものです。

次に、２ページを御覧ください。

菊陽町下水道条例の改正になります。

第25条は、この条文において、督促状を発した場合は、督促手数料80円を徴収すると規定していることから、第３項を削除するものです。

３ページを御覧ください。

熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の改正になります。

第28条は、見出し中の「手数料」を削り、この条文において、督促状を発した場合は、督促手数料80円を徴収すると規定していることから、この条文から「督促手数料及び」を削るものです。

４ページを御覧ください。

菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の改正になります。

第８条は、この条文において、督促状を発した場合は、督促手数料80円を徴収すると規定していることから、この条文を削るものです。

５ページを御覧ください。

菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正になります。

第14条は、この条文において、督促状を発した場合は、督促手数料80円を徴収すると規定していることから、第３項を削るものです。

６ページを御覧ください。

菊陽町介護保険条例の改正になります。

第８条は、督促手数料を80円とすることを規定する条文になりますが、一方で、督促状を発することを規定する条文がなかったため、今回、督促状を発しなければならないと規定するとともに、対象者も規定し、督促手数料の規定については削るものです。

また、第９条は、延滞金の取扱いについての規定になりますが、条文中、納税義務者の定義を今回の改正で第８条に規定するため、第９条の条文中にある納税義務者の定義についての説明を削るものです。

７ページを御覧ください。

菊陽町後期高齢者医療に関する条例の改正になります。

第５条は、この条文において、督促手数料を徴収すると規定していることから、この条文から第２項を削るものです。

最初にお戻りいただきまして、議案の３枚目の改正文附則を御覧ください。

附則第１項において、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

また、経過措置として、第２項で、各条例の改正後の規定は、令和７年４月１日以後に納期限の到来する督促手数料について適用し、同日以前に納期限の到来する督促手数料については、その督促手数料を発した日にかかわらず、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議案第１２号　菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第６、議案第12号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　議案第12号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定する個人番号カードを利用し、キオスク端末を介して行う証明書の交付に係る手数料を規定するに当たり、菊陽町手数料条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、参考資料により説明させていただきます。

８枚目以降に新旧対照表をつけております。新旧対照表１ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

この表は、手数料の徴収する事項及び手数料を定めるものです。

初めに、右側の改正後（案）の１項目めである戸籍の部についてでございますが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用してキオスク端末による証明書の交付を受ける場合において手数料の規定を設け、これまで窓口での発行手数料と同額だったのに対し、350円とするものであります。

次に、新旧対照表７ページをお開きください。

住民基本台帳の部、住民票の写しの交付の項になりますが、こちらも新たに個人番号カードを利用して交付を受ける場合、いわゆるコンビニ交付の手数料を設け、その発行手数料をこれまで窓口での発行手数料と同額だったのに対し、200円とするものであります。

また、同じページの戸籍付票の写しの交付手数料の項、印鑑の部、印鑑に関する交付手数料の項、続けて、新旧対照表８ページをお開きください。一番下になりますが、税の部、諸税及び公課に関する証明の項についても、同様に200円とするものであります。

最後に、議案の２枚目に戻っていただき、附則を御覧いただきたいと思います。

附則第１項において、この条例は令和７年６月１日から施行することとしております。

また、附則第２項において、個人番号カード利用交付の場合の手数料の特例として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和７年６月１日から令和８年２月28日までの間、先ほど御説明しましたコンビニ交付で発行する証明書について、全て手数料を10円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　議案第１３号　菊陽町福祉センター設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第７、議案第13号菊陽町福祉センター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（井上智香子さん）　議案第13号菊陽町福祉センター設置及び管理に関する条例の制定

について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

菊陽町老人福祉センターと菊陽町福祉支援センターを統合することに伴い、センターの名称の変更及び業務内容等を整理するため新たな条例の制定が必要となることから、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、条例の内容を説明いたします。

１枚目をめくっていただき、条例の本文を御覧ください。

第１条は、設置規定でございます。老人福祉法の規定に基づく老人福祉センターとして施設の提供を行うとともに、各種福祉サービスの提供、地域住民の福祉増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として、センターを設置することを規定しています。

第２条は、センターの名称及び位置の規定でございます。センターの名称については、今まで老人福祉センターで行っていた高齢者福祉事業と福祉支援センターで行っていた地域福祉活動などの支援事業を、今後一体的な管理運営を行っていく施設とするため、施設の内容が容易に判断できる菊陽町福祉センターといたします。

第３条は、職員規定でございます。所長、その他必要な職員の配置について規定しています。

第４条は、事業に関する規定でございます。第１条に規定する設置の目的を果たすための事業について規定しており、高齢者への福祉事業と福祉支援事業に関して掲げております。

第５条から第８条までは、使用できる者の範囲、使用の許可、使用の制限、使用許可の取消し等について、使用する際の必要な事項を規定しています。使用できる者の範囲は、町内に居住する者及び町長が認めた者としており、幅広く皆さんが利用できる施設としております。

第９条から第11条までは、使用料、使用料の還付、使用料の減免についての規定としておりますが、使用料については、菊陽町老人福祉センター条例で定められていた施設使用料の規定を引き継いでおり、使用料に変更はございませんが、改修工事により室名が変わっている箇所がございます。また、還付については、町のほかの施設の運用に合わせております。施設使用料については、２ページめくっていただきまして、下段の別表第９条関係のとおりとしております。

また、２ページ戻っていただきまして、第12条、第13条については、指定管理者による管理、業務に関する規定であります。

第14条、第15条は、原状回復義務、損害の賠償についての規定であります。

第16条は、秘密保持義務についての規定で、施設の従事者は個人情報の保護に関する法律の規定を遵守することなどを規定しております。

続いて、第17条は、委任に関する規定でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

最後に、附則についてです。

附則の第１項で、この条例の施行期日は令和７年４月１日から施行することとしております。

次に、附則第２項では、この条例を制定するに当たり、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例及び菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

附則第３項では、経過措置として、この条例の施行の日前に菊陽町老人福祉センターまたは菊陽町福祉支援センターの使用の許可を受けた者及びこれに基づく使用料は、従前の例によるとしております。

続いて、附則第４項では、準備行為として、菊陽町老人福祉センターまたは菊陽町福祉支援センターの使用許可に係る申請、その他両センターを供用ために必要な準備行為は、この条例の施行前にも行うことができるとしております。

菊陽町福祉センターは、高齢者福祉と福祉活動の拠点となる施設として、また日頃から高齢者などが集い、利用していただけるような施設となるよう努めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　議案第１４号　菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第８、議案第14号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　議案第14号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、令和７年４月１日に施行されることに伴い、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、特定地域型保育事業所における連携施設の見直しなどを行うもので、連携施設の確保義務の緩和及び免除、経過措置の延長など、所要の改正を行うものでございます。

なお、特定地域型保育事業の概要を申しますと、市町村が地域型保育給付費の支給対象と確認した事業で、主にゼロ歳児から２歳児までの乳幼児を対象とした保育を提供する事業であって、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等の総称でございます。

それでは、改正の内容について御説明をさせていただきます。

議案を５枚めくっていただき、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

新旧対照表の１ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

まず、第37条は、利用定員に関する基準の規定になりますが、第１項中「第42条第３項において同じ。」を追加しております。これは、本条例の第42条中、今回の改正で新たに項を追加することにより改めるものです。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携についての規定になりますが、第１項中「この項」を「この項から第７項まで」に改めております。これも、同条中、今回の改正で新たに項を追加することにより改めるものです。

２ページをお開きください。

第１号から第３号までは、同条中、今回の改正で新たに項を追加することにより、文言等の整理が必要なため、所要の改正を行っております。

第２項は新たに追加し、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難と認める場合、一定の要件を全て満たすと認めるときは確保しないことができる措置を定め、連携施設の確保義務の緩和を図る規定となっております。

３ページを御覧ください。

第３項も新たに追加し、特定地域型保育事業者に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援を行う保育内容支援連携協力者について定めております。

第４項も新たに追加し、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難と認める場合、一定の要件を満たす場合は確保しないことができる措置を定め、連携施設の確保義務の緩和を図る規定となっております。

４ページをお開きください。

第５項も新たに追加し、特定地域型保育事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者に代わって協力を行う代替保育連携協力者について定めております。

第６項も新たに追加し、特定地域型保育事業者に保育の提供を受けていた満３歳児未満児の卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設の確保が困難であって、引き続き当該事業者で必要な支援を行うことができる場合、連携施設を確保しないことができる措置を定め、連携施設の確保義務の緩和を図る規定となっております。

５ページを御覧ください。

第７項も新たに追加し、特定地域型保育事業者は、前項第２号に規定する連携施設の確保義務の緩和を受ける場合であっても、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費支弁等を行っている認可外保育施設もしくは国家戦略特区小規模保育事業を行う事業所について、連携協力を行う施設として確保するよう定めております。

第８項は、改正前の第２項を第８項に改めるもので、居宅訪問型保育事業者における連携施設の確保等についての規定になりますが、本条例第42条第１項に規定する特定地域型保育事業者には居宅訪問型保育事業を行う者を除くとしているため、「第１項の規定にかかわらず、」を追加しております。

６ページをお開きください。

第９項は、改正前の第３項を第９項に改めるもので、利用定員20人以上の事業所内保育事業である保育所型事業所内保育事業を明文化するための改正を行っております。

第10項は新たに追加し、利用定員が20人以上の施設である保育所型事業所内保育事業者のうち、保育が必要と認められる満３歳児以上の児童の保育を行う特例保育所型事業所内保育事業者について、連携施設の確保をしないことができる措置を定め、確保義務の免除を図る規定となっております。

次に、附則第５条は、連携施設に関する経過措置の規定になりますが、本条例第42条第10項を新たに追加したことにより「特例保育所型事業所内保育事業者を除く。」を追加し、また国の設備運営基準に規定する連携施設の経過措置の延長に伴い、本条例の施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができると改めるものです。

以上が改正の内容の御説明でございますが、議案の最初から４ページ目を御覧ください。

附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第９　議案第１５号　菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第９、議案第15号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん）　議案第15号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う栄養士法の改正等により、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業を行う家庭的保育事業者等における保育所等との連携施設の見直しなどを行うもので、連携施設の確保の義務の緩和及び免除、経過措置の延長など、所要の改正を行うものでございます。

また、栄養士の要件の拡大により、栄養士免許取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができるよう改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案を５枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の１ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

まず、第５条は、家庭的保育事業者等の一般原則の規定になりますが、同条の第５項中「次

条第２号」を「次条第１項第２号」に改めております。これは、本条例の第６条中、今回の改正で新たに項を追加することにより改めるものです。

第６条は、保育所等との連携についての規定になります。

２ページをお開きください。

第１項の第１号及び第３号は、今回の改正で新たに第２項から第７項を追加することにより、文言等の整理が必要なため、所要の改正を行っております。

第２項は新たに追加し、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難と認める場合、一定の要件を全て満たすと認めるときは確保しないことができる措置を定め、連携施設の確保義務の緩和を図る規定となっております。

３ページを御覧ください。

第３項も新たに追加し、家庭的保育事業者等に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援を行う保育内容支援連携協力者について定めております。

第４項も新たに追加し、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難と認める場合、一定の要件を満たす場合は確保しないことができる措置を定め、連携施設の確保義務の緩和を図る規定となっております。

第５項も新たに追加し、家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者に代わって協力を行う代替保育連携協力者について定めております。

４ページをお開きください。

第６項も新たに追加し、家庭的保育事業者等に保育の提供を受けていた満３歳児未満児の卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設の確保が困難であって、引き続き当該事業者で必要な支援を行うことができる場合、連携施設を確保しないことができる措置を定め、連携施設の確保義務の緩和を図る規定となっております。

第７項も新たに追加し、家庭的保育事業者等は、前項第２号に規定する連携施設の確保義務の緩和を受ける場合であっても、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費等を支援を行っている認可外保育施設等について、連携協力を行う施設として確保するよう定めております。

５ページを御覧ください。

第16条は、食事の提供の特例についての規定になりますが、第１項第２号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるものです。

６ページをお開きください。

第45条は、連携施設に関する特例についての規定になりますが、第１項中「第６条第１号」を「第６条第１項第１号」に改めております。これは、第６条中、今回の改正で新たに項を追加したことにより改めるものです。

第２項は新たに追加し、利用定員が20人以上の施設である保育所型事業所内保育事業者のう

ち、保育が必要と認められる満３歳児以上の児童の保育を行う特例保育所型事業所内保育事業者について、連携施設の確保をしないことができる措置を定め、確保義務の免除を図る規定となっております。

次に、附則第３条は、連携施設に関する経過措置の規定になりますが、本条例第45条の第２項を新たに追加したことにより「特例保育所型事業所内保育事業者を除く。」を追加し、本条例第６条に新たに項を追加したことにより、「第６条」を「第６条第１項」に改め、国の設備運営基準に規定する連携施設の経過措置の延長に伴い、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができると改めるものです。

以上が改正の内容の説明でございますが、議案の最初から４枚目のページを御覧ください。

附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１０　議案第１６号　菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第10、議案第16号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田　征さん）　議案第16号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、栄養士法が改正されることから、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正概要は、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、本条例においても、栄養士の配置を求めている部分につき、管理栄養士を追加する改正を行うものです。

改正内容は、参考資料で説明をさせていただきます。

新旧対照表の１ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

第179条は、地域密着型老人福祉施設に通所介護事業所などが併設される場合の従業員の員数を定めたもので、「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に改めるものです。

最後に、表紙に戻っていただき、改正条例の附則を御覧ください。

附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

休憩　午前10時59分

再開　午前11時８分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１１　議案第１７号　菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第11、議案第17号菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん）　議案第17号菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、下水道への区域外流入者に係る一括納付報償金の廃止及び督促手数料を廃止することに伴い、条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、改正の概要について御説明します。

まず、区域外流入者に係る一括納付報償金の廃止です。

本町では、下水道受益者負担金を一括納付された方には、負担金に対して最高20％を報償金としてお支払いしております。区域外流入者についても同様の取扱いとしております。

下水道事業は受益者負担が原則で、これまで面整備の財源を早急に確保し、下水道への早期接続を促すため報償金制度を導入しておりましたが、現在、下水道事業の面整備がおおむね完了し、集落内開発や未整備地域の対応が主体となっていく中で、財源確保のための早期納付の必要性がなくなっています。区域外流入者についても、財源確保のため早期納付をお願いしてまいりましたが、その必要性がなくなりました。また、区域外流入はあくまで例外的な対応であるため、下水道への接続促進という本来の趣旨と相違があります。

このようなことから、区域外流入者への一括納付報償金の廃止を行うものです。

続きまして、督促手数料の廃止です。

こちらは、議案第11号と関連するものであり、督促手数料を廃止するものです。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

２枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

まずは、区域外流入者に係る一括納付報償金の廃止です。

第２条第３項において、区域外流入者を受益者とみなし、一括納付報償金の対象としていますが、区域外流入者を交付の対象外とすることから、適用される条の範囲を「第４条から第12条まで」を「第４条から第６条まで及び第８条から第12条まで」に改めるものであります。

続きまして、督促手数料の廃止です。

13条は、この条文において、督促状を発した場合は、督促状１通につき80円の督促手数料を

徴収するものと規定しているため、条文を削除するものです。

議案の１ページに戻っていただきまして、議案の改正文附則を御覧ください。

附則第１項で、この条例は令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条第３項の改正規定は、令和７年10月１日から施行するとしております。

第２項では、経過措置として、改正後の菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例第13条の規定は、令和７年４月１日以後に納期限の到来する督促手数料について適用し、同日前に納期限の到来する督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によるとしております。

第３項では、経過措置としまして、施行日より前に賦課決定した区域外流入者に係る一括納付報償金については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１２　議案第１８号　菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第12、議案第18号菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

スポーツ振興課長、説明を求めます。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん）　議案第18号菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

まず、提案理由でございます。

社会体育活動に資する小・中学校体育施設の使用に当たり、所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な改正点は、令和７年度から菊陽中学校体育館の冷暖房施設を社会体育活動においての使用を許可するに当たり、使用料を規定するものでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、１枚お開きください。

菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例でございます。

参考資料の１ページをお開きください。

改正内容を新旧対照表で説明させていただきます。左が現行、右が改正後（案）となっております。

新旧対照表１ページ、別表の１、スポーツの場開放の表に新たに冷暖房設備使用料欄と照明設備使用料欄を設け、施設名に合わせ、それぞれ冷暖房設備使用料及び照明設備使用料の１時間当たりの単価を規定しております。また、備考第４のただし書を削り、町外者については、設備使用料についても３倍額を適用させるものでございます。

新旧対照表２ページをお開きください。

別表の２、文化・学習活動の場開放の備考の３のただし書を削り、スポーツの場開放と同様に、町外者については設備使用料についても３倍額を適用するものでございます。

２枚戻っていただきまして、附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしており、第２項におきまして経過措置を定めているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１３　議案第１９号　令和６年度菊陽町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第13、議案第19号令和６年度菊陽町一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん）　議案第19号令和６年度菊陽町一般会計補正予算（第７号）について御説明申し上げます。

令和６年度一般会計予算において、歳入歳出予算の執行見込みによる補正や国の補正予算に関連する事業の補正などをお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１枚めくっていただき、１ページをお開きください。

令和６年度菊陽町一般会計補正予算（第７号）は、第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に１億3,511万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億218万5,000円と定めるものです。

次に、第２条で繰越明許費の補正を、第３条で債務負担行為の補正を、第４条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところです。

７ページをお開きください。

第２表の繰越明許費補正は、１の追加で、23件の事業について、年度内に完了が見込めないため、追加するものです。

２の変更は、３件の事業について、事業の実施状況等により金額を増減するものです。

９ページをお開きください。

第３表の債務負担行為補正は、１の追加で、２件の事業について、令和６年度中に契約事務等を進める必要があるため、追加するものです。このうち、ふるさと寄附金業務代行委託料については、寄附金の収入額により変動するため、文言で寄附金収入額の50％以内としております。

２の変更は、２件の事業について、契約相手方との年割り額の協議や申請の状況により、後年度の限度額を増額する必要が生じたため、変更するものです。

10ページをお開きください。

第４表の地方債補正は、１の追加で、１件の事業について、今回の補正予算に計上した国補正予算事業の財源として追加するものです。

２の変更は、10件の事業について、事業の実施状況等により増減しています。

16ページをお開きください。

２の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の13地方交付税、項の１地方交付税、目の１地方交付税、節区分の１地方交付税、説明欄の普通交付税は、国の補正予算で増額された地方交付税の一部を追加で交付されるもので、１億8,290万7,000円増額しています。

17ページをお開きください。

款の17国庫支出金、項の１国庫負担金、目の１民生費国庫負担金、節区分の５児童福祉費負担金、説明欄の子どものための教育・保育給付交付金は、国の補助単価の増などにより１億4,950万8,000円増額しています。

21ページをお開きください。

款の20寄附金、項の１寄附金、目の１一般寄附金、節区分の３企業版ふるさと納税、説明欄の企業版ふるさと納税は、実績見込みにより１億900万円増額しています。

款の21繰入金、項の２基金繰入金、目の１財政調整基金繰入金は、収入増及び歳出の減により２億7,000万円減額しています。

23ページをお開きください。

款の24町債、項の７土木債、目の１土木債、説明欄の公営住宅建設事業は、国庫補助金の配分額の決定などにより7,980万円減額しています。

項の９教育債、目の１教育債、説明欄の武蔵ヶ丘小学校給食室改築事業は、実績見込みにより8,540万円減額しています。説明欄の武蔵ヶ丘中学校体育館・武道場空調設備整備事業は、国の補正予算に係るもので、7,160万円計上しています。

次からは、３の歳出になります。補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

27ページをお開きください。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の20地方創生総合戦略費、節区分の24積立金、説明欄のスポーツ・文化振興基金積立金は、今後のスポーツ振興のため積み立てるもので、１億1,000万円計上しています。

目の24物価高騰対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄のＬＰガス価格高騰対策補助金は、物価高騰対策事業としてＬＰガス使用世帯に対して１世帯当たり5,000円を給付するもので、5,000万円計上しています。

31ページをお開きください。

款の３民生費、項の２児童福祉費、目の４保育園費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の子どものための教育・保育給付費負担金は、国の補助単価の増及び幼稚園からこども園へ移行したことなどにより、２億7,886万6,000円増額しています。

35ページをお開きください。

款の８土木費、項の２道路橋梁費、目の３道路新設改良費、節区分の12委託料、説明欄の工事委託料は、下原堀川線の整備を熊本県へ委託するもので、１億118万円増額、予算の組替えなどで、節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事を１億2,130万円減額しています。

36ページをお開きください。

項の４住宅費、目の１住宅管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、国の補助金の配分額決定などにより、9,879万8,000円減額しています。

38ページをお開きください。

款の10教育費、項の２小学校費、目の５学校建設費、節区分の14工事請負費、説明欄の給食室整備工事は、武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の給食室の整備工事で、入札残等実績により、１兆118万6,000円減額しています。

39ページをお開きください。

項の３中学校費、目の５学校建設費、節区分の14工事請負費、説明欄の空調設備工事は、武蔵ヶ丘中学校の体育館に空調設備を整備する工事で、国の補正予算により令和７年度より前倒しで予算化するもので、１億500万円計上しています。

最後に、41ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため46万6,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　すいません、議長。座ったままいいですか。

○議長（福島知雄議員）　許可します。

○１６番（小林久美子議員）　すいません。

ページ39ページの学校建設費の中で工事請負費、空調整備工事が１億500万円ということで、多分今までの空調よりも結構高いのではないかと思いますが、空調の特徴等について質問をします。

それから、ページ21ページ、財政調整基金の繰入れが減額されていますが、この補正が今の時点での財政調整基金がどのくらいあるかをお尋ねをします。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　まず、１点目の武蔵ヶ丘中学校の体育館の空調のことについて御説明いたします。

来年度は、体育館のほうを施工のほうを今考えてるところでございまして、設備工事分、空調の設備工事分を前倒しという形でいただいております。空調の方式ですけども、ガスでいくのか電気でいくのかというのは、正確にはまだ決まっていない状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん）　それでは、財政調整基金の見込みについて御説明申し上げます。

令和６年度末の見込みで、約16億9,000万円程度になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　議案第19号令和６年度菊陽町一般会計補正予算について、反対をします。

その理由なんですが、ページ８ページの繰越明許費の中で、土木費の菊陽杉並木公園拡張整備事業で４億9,800万円補正があっていますが、やはりこれはアーバン施設が中心ですので、この内容には今までも反対をしてきまして、その点でこの補正にも反対をします。

それから、先ほど空調設備と、また教育関係の整備、また物価高騰対策などありましたので、その点は必要だというふうには思っていますが、このアーバン施設が入っていますので、この点で反対です。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１４　議案第２０号　令和６年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第14、議案第20号令和６年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　議案第20号令和６年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

それでは、１ページめくっていただき、１ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算にそれぞれ824万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億8,652万7,000円と定めるものであります。

８ページを御覧ください。

２の歳入について御説明いたします。

款の12諸収入、項の４雑入、目の12雑入は、令和５年度一般被保険者療養給付費の確定による差額分の返納として824万円を増額するものです。

９ページを御覧ください。

３の歳出について御説明いたします。

款の９諸支出金、項の１償還金及び還付加算金、目の６保険給付費等交付金償還金は、令和５年度実績額に対する差額分を120万3,000円増額するものです。

款の10予備費、項の１予備費、目の１予備費は、調整のため700万6,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１５　議案第２１号　令和６年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第15、議案第21号令和６年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田　征さん）　議案第21号令和６年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

それでは、１枚めくっていただき、１ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算の総額から5,358万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億7,785万6,000円と定めるものであります。

８ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の５支払基金交付金、説明欄の介護給付費交付金は、介護サービス給付費の実績見込額による収入額の変更により、2,687万4,000円を減額しております。

款の６県支出金、説明欄の介護給付費県負担金は、介護サービス給付費の実績見込額による収入額の変更により、1,676万4,000円を減額しております。

９ページを御覧ください。

款の９繰入金、説明欄の介護給付費繰入金は、介護サービス給付費の実績見込みによる収入額の変更により、1,244万2,000円を減額しております。

10ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の２保険給付費、説明欄の介護サービス給付費は、介護サービス給付費の実績見込みにより、5,790万1,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１６　議案第２２号　令和６年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（福島知雄議員）　日程第16、議案第22号令和６年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん）　議案第22号令和６年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の１ページをお開きください。詳細につきましては、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第２条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第１款事業収益を１億1,298万1,000円減額し、16億5,832万7,000円としております。また、下段の支出の第１款事業費用を2,452万5,000円減額し、15億4,781万6,000円としております。

続いて、２ページをお開きください。

第３条資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第１款資本的収入を957万1,000円増額し、７億673万9,000としております。また、下段の支出の第１款資本的支出を1,243万3,000円減額し、10億2,174万6,000円としております。御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し３億1,500万7,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、３ページを御覧ください。

第４条企業債の補正につきましては、流域下水道事業分の限度額を220万円減額し、8,160万円としております。

続いて、第５条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を898万6,000円減額し、5,304万円としております。

続いて、第６条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を444万2,000円減額し、4,289万3,000円としております。

次に、６ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明します。

まず、収益的収入及び支出で、収入の款の１事業収益、項の１営業収益、目の１下水道使用料につきましては、主にＪＡＳＭからの収入が当初想定より下回ったことから、１億667万9,000円減額し、10億9,563万4,000円とするものです。

次に、７ページの支出を御覧ください。

項の１営業費用の各項目の職員給与費等について、年間見込額に合わせ合計で22万5,000円を増額し、14億1,622万6,000円とするものです。

また、下段の項の２営業外費用、目の３消費税及び地方消費税については、決算見込額に合わせて2,657万6,000円減額し、1,020万円とするものです。

次に、８ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の項の１企業債、目の１企業債、備考欄の流域下水道事業分で熊本北部流域下水道建設負担金の実績見込額に合わせ220万円減額し、４億7,660万円とするものです。

また、下段の項の３負担金、目の１受益者負担金については、開発等の増加により1,069万1,000円増額し、3,535万5,000円とするものです。

次に、９ページを御覧ください。

資本的支出の項の１建設改良費、目の１施設費については、熊本北部流域下水道建設負担金や職員給与費に合わせて1,243万3,000円減額し、５億1,869万1,000円とするものです。

次の10ページから、補正後の令和６年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本議員。

○８番（西本友春議員）　１点だけ質問させていただきます。

先ほど収入の部の６ページで、営業収益のところで下水道使用料が１億667万円の補正ということで、これがＪＡＳＭの排水というか、それが減ったのが理由ということなんですが、大体予想してたところの何％ぐらい減ったか、分かれば教えてください。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　お答えします。

実際、この増額というのが、もちろんＪＡＳＭからの増額というのを想定して当初予定しておったんですけど、今ＪＡＳＭからの収入としては、年間に、本格稼働した場合には３億円程度、今の本格稼働が続いた場合にはですね。６年度が計画に合わせて徐々に本格稼働に向かうというような想定の中で予算化していたんですけど、その点では読み的な分よりも進捗が、排水のほうが計画よりも後半に急に本格稼働に向けて延びたような形で、思っているよりも収入が得られなかったということなんですけど、そういう経過も考えまして、当初は２億円程度の予定を組んでおりました。それの半減。

これには、ただそういう予定と反して、ＪＡＳＭの水の減量に取り組む、循環率を上げたとか、そういったところも含まれておりますので、単純に悪いほうだけの話ではなくて、そういう水の取組により減額、予定よりも少なかったという結果になっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１７　議案第２９号　工事請負契約の締結について（東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事）

○議長（福島知雄議員）　日程第17、議案第29号工事請負契約の締結について（東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事）を議題とします。

人権教育・啓発課長説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん）　議案第29号工事請負契約の締結について御説明いたします。

提案理由は、東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

１、契約の目的、東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事。２契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、6,710万円。４、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設代表取締役坂本俊正でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

東部町民センター（新館）は、平成14年に建築され、築23年が経過し、屋根、外壁等で劣化が進んでおり、菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき改修工事を実施するものでございます。

２枚おめくりいただき、参考資料の１ページの図面を御覧ください。

図面は、東部町民センターの付近見取図及び配置図になります。図面上部が北側になります。

主な改修概要は、図面右側の赤線枠囲みのとおり、仮設工事、屋根及びとい改修工事、外壁

改修工事、トップライト取替え工事を行うものでございます。

次の２ページを御覧ください。

図面は、立面図になります。図面上段が南側から望んだ立面図、下段が東側から望んだ立面図になります。立面図には、赤線引き出し線により記号を設けております。その記号に該当する施工箇所、改修内容については、図面右側の赤線枠囲みの外部改修仕上げ表のとおりで計画しております。

主な改修内容としましては、記号①の屋根(1)についてはカバー工法による改修、記号③の幕板については塗装改修、記号④のトップライトについては取替え改修、記号⑤の立てどいについては取替え改修、記号⑦の外壁（柱型、はり型）については張り替え改修、記号⑨の外壁(2)については塗装改修を計画しております。

次に、３ページの図面を御覧ください。

こちらも立面図になります。図面上段が、北側から望んだ立面図、下段が西側から望んだ立面図となっています。施工箇所、改修内容については、図面右側の赤線枠組みの外部改修仕上げ表のとおりで、さきの２ページと同様になります。２ページで説明しました内容以外に、記号⑥の軒天については張り替え改修、記号⑧の外壁(1)については張り替え改修を計画しております。

次に、４ページの図面を御覧ください。

屋根の伏せ図になります。図面上段が北側になります。さきの２ベースと同様に、赤線引き出し線により記号を設け、施工箇所、改修内容については、図面右側の赤線枠囲みの屋根改修仕上げ表のとおりです。

主な内容は、赤色着色の記号①の屋根(1)をカバー工法による改修、面積は645平方メートルで計画しております。また、黄色着色の記号②の屋根(2)は、東側玄関ひさし部分になり、屋根ふき替え改修面積は39.2平方メートルで計画しております。

以上が工事の概要となります。

工期につきましては、令和７年10月31日までとしております。工事期間中は、安全管理には十分配慮しながら工事を進めてまいります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄議員）　財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん）　それでは、東部町民センター（新館）屋根・外壁等改修工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、東部町民センターの屋根、外壁等の改修工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、令和７年１月20日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で、熊本県の格付ランクＡ２以上を有する６者を指名しました。

指名競争入札は、２月10日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった１番目の株式会社坂本建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格6,813万4,000円に対しまして、落札価格は6,710万円で、落札率は98.48％という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前11時57分

再開　午後０時58分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１８　議案第３０号　基本構想を定めることについて

○議長（福島知雄議員）　日程第18、議案第30号基本構想を定めることについてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（今村太郎さん）　それでは、議案第30号基本構想を定めることについて御説明申し上げます。

最初に、基本構想の上程の提案の理由についてです。

本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想を定める必要があるので、菊陽町総合計画の策定に関する条例第４条の規定により議会の議決を求めるものです。

議員の皆様も御存じのとおり、ＴＳＭＣの日本初めての進出決定後、本町を取り巻く環境の変化は著しい状況となっております。町としましては、このＴＳＭＣの進出を大きな転換点と捉え、積極的にまちづくりを展開していかなければならないと考えております。

そのような中、町長の指示の下、この著しい環境の変化や必要な施策の確実な推進のためには、第６期総合計画の見直しという位置づけではなく、全く新しい第７期総合計画の策定が必要と考えたところです。

これまで、策定審議会の20人の委員の皆様に御議論いただき、さらに各小学校区で開催した住民懇談会では、町の施策に関する多くの御意見を頂戴しました。その議論などの結果を踏まえまして、２月６日に策定審議会の会長である熊本県立大学の澤田教授より基本構想の答申を受けまして、今回の３月議会に議案を上程しております。

なお、議案としましては、慣例によりＡ４縦型の文書型としてお示ししておりますが、今回の第７期菊陽町総合計画については、最終的な形として、インターネットなどデジタルでの閲覧を前提といたしまして、Ａ４横のサイズで、デザイン的にも見やすさを意識したもので作成することとしております。

それでは、具体的な内容について御説明をさせていただきます。

まず、前提としまして、この基本構想は、令和７年度から令和16年度までの10年間が計画期間となります。

議案書から２枚おめくりください。

ページ番号は１ページ、続いての２ページに、まず町の歩みを記載しております。こちらでは、抜粋となりますが、これまでの菊陽町の発展の礎となった先人たちの取組を基本構想の前段として記載したところとなります。

また、めくっていただきまして、続く３ページには、人口の推移と将来推計を記載しております。人口に関しましては、2045年に４万8,838人で人口のピークを迎えると推計しております。

続きまして、めくっていただきまして４ページには、まちづくりにおける基本理念を書かせていただいております。具体的には、新しい総合計画としてしっかり示すために、まず基本構想の期間の10年間だけでなく、その先も見据えたまちの基本的な考えを３つの基本理念として定め、それぞれ、「すべての人に快適なまち」、「くらしとみどりが調和する豊かなまち」、「将来にわたり誇れるまち」といたしました。基本理念は、今の町民、そして将来町民となる方、現在も未来も含めてあらゆる町民の皆様が自分らしく幸せに生きられるまちづくりが進められるよう定めたものとなります。

続いて、５ページ目には、この基本構想の全体像をお示ししております。これは、先ほど申し上げました基本理念に基づき、将来の菊陽町がこうありたいと考える目指す姿を「ともに輝

き成長し続けるまち菊陽」とさせていただきました。

次の６ページにも記載しておりますが、この「ともに輝き成長し続けるまち菊陽」は、行政だけでなく、人や企業、学校等、様々な主体が共に連携、協力してまちづくりを進めていくという考えを込めたことに加えまして、町のスローガンでもある成長し続けるまちを取り入れて定めたところです。

さらに、その目指す町の姿の実現に向け、４つのまちづくりの基本方針を定めております。

次の７ページをお開きください。

まちづくりの基本方針の１つ目は、豊かな自然を守り、未来に継承する町をつくるとして「未来あるまちづくり」、２つ目は、高齢化が進む中でも住み慣れた菊陽町で長く暮らしていただける町をつくるとして「やすらぎのまちづくり」、３つ目は、地理的特性や豊かな自然環境、資源を生かしつつ、農業、商業、工業が持続的にバランスよく発展する町をつくるとして「魅力あるまちづくり」、４つ目は、地域における人と人が日常的につながる仕組みを構築することで、孤立する人をなくし、様々な場面で助け合える町をつくるとして「つながり育むまちづくり」といたしました。

さらに、今申し上げました４つのまちづくりの基本方針に沿って、施策を進める８つの政策分野を設定しております。

こちらは、８ページと９ページになります。

政策分野に関しては、町長の政策提言も踏まえて定めたものとなり、それぞれ、生活、未来、安全、教育、地域、スポーツと文化、潜在能力、町民サービスの８つと定めております。現在議論を進めている前期基本計画の中で、分野ごとの基本施策を定めていく予定としております。

この基本構想、そして３月末に策定予定の前期基本計画に基づきまして、令和７年度から、この大きな転換点を迎えている本町に必要となる様々な施策に取り組むこととしております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　議案第30号基本構想を定めることについてということで、かなりいろいろなまちづくりで、そういうふうになったらいいなという内容がいっぱいあるんですが、町長が一番ここが肝だというのはどういうところでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　私の肝がどこかということではなくて、この基本構想全てがというところだと思います。菊陽町はよくバランスだと言われますけども、このバランスということがこの基本構想に全て入っているというふうに思いますので、菊陽町らしい今後の菊陽町を見据え

たこの基本構想になっているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　質問はいいです。すいません。

○議長（福島知雄議員）　いいですか。

○１６番（小林久美子議員）　はい。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　議案第30号基本構想を定めることについて、反対討論を行います。

先ほど町長にお尋ねしましたが、全般的にということだったんですけれども、基本構想の４ページを開けてください。現在、本町は、国の経済安全保障の一翼を担う世界的半導体企業の進出を契機に、交通渋滞対策や地下水の保全など、将来の発展に向けて様々な課題への対応が求められていますというふうに載っていますが、様々な課題がある中で、この「求められています」というだけでは、私はやはりちょっと弱いのではないかというふうに思っています。

その理由なんですけれども、この基本構想は第７期菊陽町総合計画、令和７年から16年度の総合計画の大本になるものです。町の歩みを見ても、令和６年、半導体企業の進出でいろいろ発展してきていると。菊陽町はもともと農業を基盤、基幹産業として発展してきた町なんですけれども、この基本構想でも、農業や商業、工業、そして住環境や自然環境のバランスが取れた町を、50年、100年先を見据えてまちづくりをしていくということには全く異論はないんですけれども、やはり半導体企業の進出で、様々な課題をきちんと捉えてどういうふうにやっていくかが、非常に私は大事だと思います。

この基本構想にも、例えば地下水を守るとか、そういうのも入っていますが、もう一歩踏み込んで、例えば今を守り未来につなぐ町へ、緑豊かな自然や地下水などの資源をしっかり守るというふうにありますけれども、この間、いろんな一般質問などを行って、本当に行政がそこにしっかりと対応できているかというところでは、私は非常にまだまだ不十分ではないかというふうに思っています。熊本の地下水は、100万人の水道を賄う、地元が世界に誇る命の水です。町民が心配している枯渇や汚染について、どういうふうに行政として考えていくのか、そういうことも基本構想には必要ではないかと私は思います。

それから、農地の問題です。農地が減れば人工涵養も減り、地下水は減少します。また、水田の作付面積も年々減少しています。町長は守るべき農地は守るというふうにおっしゃいますが、地下水を守るためにも水田を守っていくことが必要になりますが、この間取り上げていま

すように、農地はどんどん減っています。

ＴＳＭＣの誘致以降、これは町だけじゃないかもしれないんですけど、164ヘクタールの農地が転用されていますので、この辺も、１ヘクタールの農地が減少すれば１万トンの地下水が減少するというような報道もあります。また、ＴＳＭＣだけではなくて、関連企業からも取水をされる、そういう熊本への進出も、設備拡張を公表した企業が86社に上っています。

やはり半導体関連企業の進出で、基本的には成長し続けるんだということがこの基本構想に大きく流れていますが、私は別に半導体企業を駄目ということではなくて、今の問題をもう一歩やっぱり行政がしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

水田農地が急激に減少している状況、またこれからも企業の進出、設備の増強、道路の拡張、工業団地や住宅地の造成、空港アクセス鉄道、さらには第３工場の誘致も取り沙汰されていますけれども、こういう場合に本当に地下水を維持してできるのか、バランスが崩れるのではないかということを心配しています。

地下水の将来予測も、県や国と協力してもっときちんとやるべきではないでしょうか。そうしなければ、地下水や自然環境を守ることはできない。政策決定を行う行政は、こういう農業や地下水についても正しい認識を持って、50年先、100年先への責任を果たすことが求められると私は思います。

そして、やはり大企業優遇、大型開発依存の経済ではなくて、地域の力を生かす産業振興を、また中小企業、農林水産業、環境、歴史、文化を生かした観光などを取り組んでいただきたいと私は思います。そして、企業としてやはり社会的責任をしっかりと持ってもらう、このことも行政としては大事だというふうに思っています。

この10年間、菊陽町は大きく変わると思いますが、そのときに具体的な、今言いましたような地下水や環境や農業などをしっかりと守る政策が必要だというふうに思います。この基本構想はやはり概念的なことが多くて、また基本計画にしっかり具体的には書かれるのでしょうけれども、今言ったようなことをもっと具体的に取り組んで、やっぱり不十分ではないかということで、反対の討論をします。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　議案第30号に賛成の立場で討論をしたいと思います。

いつも私は触れておりますけれども、現在の菊陽町というのは、原点が昭和55年の提言の中にあるかと思います。菊陽町のこれまでの姿を見てみますと、その昭和55年の提言にあることを忠実に踏まえて、そして今日につないできているというふうに評価をしております。総体として非常に大きく発展をした。今度、ＴＳＭＣが突然来たような印象も持っている人もあるかもしれませんけれども、私はこの昭和55年の提言の延長線上に、このＴＳＭＣの展開というのはあるんだというふうに理解をしております。それをきちんと継いで、そして町長の考え方も

盛り込みながら、第６期総合計画を途中で中座して新しい状況の変化に対応しようとしたこの英断については、私は非常に尊重しなければいけないというふうに思います。

あした、あさって、一般質問でも扱おうと思っておりますので、あまり長くは申しませんけれども、この菊陽町の原点からずっと引き続く発展の方向性というのは、全然間違っていない。今度のこの基本構想の中に、その理念は生かされているというふうに思います。

ですから、この基本構想の延長線の先には、単に菊陽町のまちづくりだけではなくて、これは熊本県の県の全体の勢いといいますか、ここにも関連していきますし、さらには、ちょっと風呂敷を広げれば、日本国全体あるいは東アジアのこの情勢にも絡んでいくような、そういう内容を持った総合計画になるというふうに思います。

マイナス要因もるる言われておりますけれども、それは我々が努力をして、その要因を減らしながら、理想に向かって進んでいくということが大事ではないか。したがって、私は、また次の一般質問でも申し上げますけれども、この大方向について、やはり我々は力を結集していかなくてはいけないと、そう考えます。

以上をもって賛成討論に代えたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１９　議案第３１号　町道路線の認定について

○議長（福島知雄議員）　日程第19、議案第31号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田　稔さん）　議案第31号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でありますが、道路法第８条第１項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

３枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。

赤い線で示しました番号①の路線は、下原35号線であります。下原区の東側に位置し、赤丸で示した里道を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属されたところでありま

す。延長は81メートル、幅員は６メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(2)を御覧ください。

赤い線で示しました番号②の路線は、新町23号線であります。新町公民館の北側に位置し、赤丸で示した県道熊本菊陽線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は84メートル、幅員は6.0メートルの路線であります。

次のページをお開きいただき、位置図(3)を御覧ください。

赤い線で示しました番号③の路線は、辛川６号線であります。辛川区の南側に位置し、赤丸で示した町道宮の上道明線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は240メートル、幅員は６メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(4)を御覧ください。

赤い線で示しました番号④の路線は、古閑原５号線であります。町営古閑原団地の西側に位置し、赤丸で示した町道古閑原上堀川線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は142メートル、幅員は６メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(5)から(12)を御覧ください。

こちらは菊陽町商工会の北側、菊陽空港線の東側に位置する向原地区地区計画区域で民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。認定する路線は、赤い線で示しました番号⑤から⑫までの８路線となります。路線名は、向原１号線から向原８号線までとなります。路線延長につきましては、番号⑤の１号線が312メートル、番号⑥の２号線が405メートル、番号⑦の３号線が62メートル、番号⑧の４号線が137メートル、番号⑨の５号線が73メートル、番号⑩の６号線が110メートル、番号⑪の７号線が257メートル、番号⑫の８号線が39メートルです。幅員は、１号線が9.5メートルから12メートルです。２号線から８号線までが各路線6.0メートルでございます。

次のページをお開きいただき、位置図の(13)から(15)を御覧ください。

こちらは黒い線で示しております路線は、熊本県が事業を進めていた県道辛川線バイパス事業の工事区間であります。このバイパス事業に伴い、旧道となる赤い線で示しました番号⑬から番号⑮の路線について、令和２年１月14日に県と締結した旧道引継ぎに関する覚書により、町が町道として引き継ぐこととしており、今回この覚書に基づき、町道として認定の議決をお願いするものであります。

まず、赤い線で示しました番号⑬の路線は、井口上津久礼線であります。赤丸で示した県道瀬田熊本線を起点として、延長は862メートル、幅員は8.8メートルから20.5メートルの路線でございます。

次に、番号⑭の路線は、津久礼堀川線であります。赤丸で示した県道瀬田竜田線を起点として、延長は2,477メートル、幅員は3.6メートルから26.0メートルの路線であります。

次に、番号⑮の路線は、下長塚線でございます。赤丸で示しました県道辛川鹿本線から引き継がれる新合志市道を起点として、延長は352メートル、幅員は6.0メートルから19.0メートル

の路線であります。

次のページをお開きいただき、位置図(16)を御覧ください。

赤い線で示しました番号⑯の路線は、菊陽空港線延伸道路事業により県が整備した道路で、令和７年２月３日に引継ぎを受けましたので、町道として認定の議決をお願いするものであります。番号⑯の路線は、新町東線であります。赤丸で示しました町道緑ヶ丘線を起点として、延長は137メートル、幅員は6.0メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２０　議案第３２号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（福島知雄議員）　日程第20、議案第32号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（村上健司さん）　議案第32号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について説明いたします。

最初に、提案理由について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加に伴い、共同設置規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第252条の７第３項の規定において準用する同法第252条の２の２第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会は、熊本市及び菊陽町等における熊本連携中枢都市圏の形成を機に、平成28年４月に本町を含む12市町村により共同で設置し、現在は17市町村で共同設置しております。また、市町村長が審査庁として審査請求の裁決を行うに当たり、客観性や公平性を高めるため、審査会が第三者の立場から審理の手続の適正性や審査庁の判断の妥当性を審議し、市町村長に対して答申を行っております。

今回、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に、新たに荒尾市、長洲町を追加することから、協議により本議案のとおり共同設置規約を変更するものであり、関係する地方公共団体において同文での議決を求めるものであります。

２枚めくっていただき、参考資料の新旧対照を御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

共同設置する地方公共団体を定める第１条中、「熊本市」の次に「、荒尾市」を、「南関町」の次に「、長洲町」を加えるものです。

議案の最初にお戻りいただき、附則で、この規約は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２１　同意第１号　教育長の任命について

○議長（福島知雄議員）　日程第21、同意第１号教育長の任命についてを議題とします。

二殿教育長の退場を求めます。

〔教育長　二殿一身さん　退席〕

○議長（福島知雄議員）　総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次さん）　それでは、同意第１号教育長の任命について説明いたします。

本年３月31日をもって二殿一身教育長の任期が満了しますが、引き続き二殿一身様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

二殿一身様の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

経歴につきましては、配付しております関連資料のとおりで、昭和57年４月の天草郡御所浦町立牧島小学校を皮切りに、県内の小・中学校で勤務され、平成25年４月からは南アフリカ共和国ヨハネスブルク日本人学校の校長も歴任、平成31年３月、合志市立南ヶ丘小学校の校長を最後に定年退職されています。定年退職後は、本町教育委員会で学校教育アドバイザーとして勤務、そして令和５年４月から菊陽町教育委員会教育長に就任され、現在に至っております。

二殿様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職の経験及び教育長としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町教育行政の推進が期待されます。菊陽町の教育長として適任でありますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第１号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第１号は原案のとおり同意することに決定されました。

二殿教育長の入場を許可します。

〔教育長　二殿一身さん　入場〕

○議長（福島知雄議員）　ただいま同意第１号で同意しました二殿一身さんが議場においでですので、同意したことをお知らせします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

散会　午後１時34分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和７年３月４日（火）再開

（　第　３　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（３日目）

（令和７年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和７年３月４日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　内　藤　優　誠　さん

書　　記　廣　田　沙　織　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総務部長	板　楠　健　次　さん
住民生活部長	渡　辺　博　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	井　芹　　渡　さん
総務課長	村　上　健　司　さん	危機管理防災課長	阪　本　幸　昭　さん
総合政策課長	今　村　太　郎　さん	財政課長	澤　田　一　臣　さん
町民課長兼 光の森町民センター所長	中　村　康　幸　さん	環境生活課長	野　村　瑞　樹　さん
健康・保険課長	岩　下　美　穂　さん	介護保険課長	和　田　　征　さん
福祉課長	井　上　智香子　さん	農政課長	阪　本　和　彦　さん
商工振興課長	塚　脇　康　晴　さん	施設整備課長	荒　牧　栄　治　さん
教育部長	矢　野　博　則　さん	教育審議員	吉　永　公　紀　さん
学務課長	平　　征一郎　さん	生涯学習課長	岡　本　勇　人　さん
スポーツ振興課長	鍋　島　二　郎　さん		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（福島知雄議員）　日程第１、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春議員。

○８番（西本友春議員）　皆さん、おはようございます。議席番号８番、公明党の西本友春です。本日はお忙しい中、傍聴に来ていただいている方、本当にありがとうございます。

ロシアが一方的にウクライナを侵略してから３年がたち、被害状況は、双方の戦死者は計100万人超え、ロシア軍は14万人から最大で21万人と言われております。また、ウクライナによります発表では、ウクライナ兵は４万6,000人が戦死をしたということです。また、民間人１万2,000人余りが死亡して犠牲者となっております。支配領域は国土の約５分の１相当となっています。一方、ウクライナ難民は世界で690万人、日本では2,000人超えとなっています。トランプ政権になって、和平が見えてくるかと思われた矢先にトップ会談で暗雲が漂い、全く先が見えない状況となっています。

世界に安全と平和が取り戻せることを強く念じております。

本日の一般質問は、単身高齢者への支援、認知症対策、総合体育館の利用、ＤＸの推進についてです。

質問は質問席にて行います。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　昨年11月12日、国立社会保障・人口問題研究所は、2020年の国勢調査に基づき、50年までの世帯数の将来推計の結果を都道府県別で公表しました。単身世帯の割合は、27都道府県で４割超えとなると予想しました。65歳以上の高齢者の単身世帯は、32道府県で２割を上回る見通しで、未婚世帯の増加や少子・高齢化が要因で、医療や介護など高齢者の生活を支える体制づくりが急務とされています。

熊本県の単身世帯は、2020年、33.9％、50年が40.8％と予想されています。単身高齢者の数の推移と今後の見通しをどのように考えているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

本町の単身高齢者の世帯割合は、熊本県平均よりは低いものの、単身高齢者の世帯数は、平成27年には1,000世帯であったものが、令和２年には1,318世帯と、318世帯増えています。

また、高齢夫婦のみの世帯割合も、熊本県平均よりは低いものの、高齢夫婦のみの世帯数

は、平成27年には1,177世帯であったものが、令和２年には1,553世帯と、376世帯増えています。

こうしたことから、本町の単身高齢者の世帯数は、今後も増加を続けるものと予測しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　このグラフにあるように、やはり高齢化率はずっと今後も推移するということです。

今回の質問に関しては、私の知人が昨年末に亡くなりました。身寄りのない方で、終活に向け、町のほうとも相談をさせていただき、整理していく中で、予定より二、三か月早く、熊本市内の病院で亡くなったために、最後まで整理が、市内で亡くなったということで、菊陽町のほうで整理ができないということがございましたので、今回このような質問をさせていただくようなこととなりました。

単身高齢者のサポート支援はどのようなことを行っているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　今回の答弁では、単身高齢者への支援のうち、身寄りのない、または御家族を頼ることができない単身高齢者への支援を中心に答弁をさせていただきます。

身寄りのない単身高齢者には、第三者に頼らなければ解決できない多くの生活上の課題があります。解決できない生活上の課題を大きく分けますと、身元保証、日常生活支援、死後事務の３つとなります。

身元保証に関わる生活上の課題は、医療施設に入院などをする際の身元保証、緊急時の連絡対応、身柄の引取りなどがあり、一般的には御家族に代わる身元保証人の確保が必要になります。

日常生活支援に関わる生活上の課題は、買物支援、通院時の付添い、介護保険等の各種手続の代行、各種支払い等の金銭管理などがあり、御家族などに代わる人の確保が必要です。

死後事務に関わる生活上の課題は、遺体確認、関係者への連絡、死亡届の申請代行、火葬手続、葬儀、納骨、遺品処分などがあり、これも御家族などに代わる人の確保が必要になります。

これらの課題のうち、町が直接支援を行っているのは、日常生活支援における介護保険等の各種手続の代行、死後事務における火葬人がいないなど、法律に定めがある場合で高齢者等を対象にした火葬手続、納骨に限られます。

身寄りのない単身高齢者の生活課題に対する支援は、高齢者等終身サポート事業を実施する民間事業者が包括的に支援を行うほか、社会福祉協議会が認知症高齢者などを対象にした金銭管理など、一部の支援を行っているのが現状であります。

本町では、これら民間事業者と連携し、身寄りのない単身高齢者への支援を行っているとこ

ろでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　ここにもいろんな高齢者向けのサポート事業ということで幾つか挙げさせていただいて、私自身もいとこが単独で、下半身がちょっと脳梗塞で動かないということで、いろんなサポート支援を受けながら、ケアマネさんとかともいろんな話をさせていただいている中で、町のほうもきちんと対応はして、ケアマネさんを通じて、いろいろサポートはしていただいていますけど、サポートされる側も意外とわがままで、ちょっと何度かトラブって、私が出向いたこともありますが、やはりしっかり高齢者の見守りをしていただいてほしいというふうに思っております。

神奈川県大和市では、「わたしの終活コンシェルジュ」、おひとり様などの葬儀、納骨などに関する相談、葬儀の生前契約などを行う終活サポートを行っており、自身の葬儀や納骨を執り行う市内の協力葬儀事業者を紹介し、生前契約できるように支援をしたり、協力葬儀社は相談者の意向に沿ったプランを提案し、またお墓のない方などは合祀や散骨に対応可能な事業者を紹介しており、また登録者の亡くなった後は、市から親族や知人に死亡事実やお墓の場所の連絡などを行うというようなサービスを実施しております。

単身者の終活支援事業をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

身寄りのない単身高齢者ができるだけ早いうちから終活活動に取り組むことは重要であると理解をしております。

しかし、町が直接、身寄りのない単身高齢者を対象に終活支援を行う場合においては、十分なノウハウを持たないのが実情であります。

自治体による身寄りのない単身高齢者への支援は、全国的に課題になっており、国において今年度から、モデル自治体での取組の実施を通じて課題を整理し、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検証を行うとしております。

モデル自治体での取組には、終活支援の取組も含まれており、本町においては、国による検証結果を踏まえ、支援内容を研究する考えでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　国の検証を踏まえながらということではありますが、町長も、常日頃から、高齢者へのサービスの充実というものに関してはしっかり取り組んでいくということの意思を表明されておりますので、国の検証、早くできたら、やはりよそに先駆けてそういうサービスも実施していただきたいというふうに思っております。

終活サポートを行っている自治体では、ほとんどがエンディングノートの配布となっていま

す。

エンディングノートを作成して、無償配布することをどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

エンディングノートの無償配布を行った自治体は近隣にも複数存在します。無償配布を行った自治体からエンディングノートの活用状況をお聞きしますと、活用実態はあまり把握できておらず、住民向けの終活講座などに力を入れているとの話をお聞きします。

また、関係する医療、介護の現場の方からエンディングノートの活用についてお聞きしますと、エンディングノートを配布するよりも、高齢者とその御家族などが終活に向けて話し合うほうが大事との意見も頂戴します。

エンディングノートは、今では有償で販売されるものや無償で配布されるもののほか、インターネットで無償ダウンロードできるものもあり、数年前に比べ入手が容易になったのも事実であります。

また、本町においても、過去に住民向けの終活講座を開催しましたが、参加者においてはエンディングノートよりも葬儀費用や相続などに高い関心があるという印象がありました。

こうしたことから、本町においては住民向けの啓発に力を入れることとしており、現時点ではエンディングノートを無償配布する考えはありません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　今のところは考えていないということなんですけれども、先ほど回答いただいた中、回答からしますと、まず先ほど身寄りのない単身高齢者にとって早いうちからの終活活動が重要であるとの回答と少し矛盾するところがあると思います。

身寄りがないからエンディングノートで整理する必要があると考えます。また、インターネットでダウンロードして作成できる高齢者はほとんどいないと考えられます。

エンディングノートの配布を再度提案いたしますが、どのように考えているのか、また今後の住民向けの啓発活動とありましたが、終活講座を開催するのかについても伺います。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　先ほどエンディングノートの無償配布は現時点では予定しておりませんと申し上げましたけれども、その理由について補足させていただきます。

身寄りのない高齢者にとって、エンディングノートの作成は大切な準備の一つではありますが、それだけが全てではありません。

遺言書の作成や葬儀や墓地に関する生前契約、生前整理、御自身の希望される医療内容の明示、死後事務委託契約の締結、成年後見制度の利用など、検討すべきことはたくさんあります。

これらの終活に関する様々な準備を身寄りのない高齢者の方が安心して進められるよう、町では、住民向けにエンディングノートの作成だけではなく、幅広い終活活動の啓発を行っていく必要があると考えております。

具体的には、高齢者の集まりなどで終活に関する講座を開催し、エンディングノートの作成はもちろん、遺言書の作成や葬儀、医療、財産管理など、様々なテーマについて、高齢者のニーズに合わせて説明していく予定です。

また、早いうちから終活の準備を進めることが重要と申し上げましたが、これは御本人がお元気なうちから御自身の将来について考えていただくことが大切という意味です。

自立した生活を送られている方は、御自身でエンディングノートを入手することも可能かと思います。また、もし何か困ったことがあれば、町の窓口にぜひ御相談いただきたいと周知する考えでもあります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　終活講座を開催するということはお伺いしましたので、今回、私自身、和田課長といろんな部分で打合せをしながら真摯に答えて、対応していただいていることは私自身、重々把握をしているつもりです。だから、町としてもそういう姿勢であるというのは分かっておりますので、そういう気持ちをしっかり、講座等を開いていただいて、特にまた身寄りのない方へのサービスとして提供していただきたいというふうに要望しておきます。

昨年12月の一般質問で、認知症対策に対し、ＧＰＳ端末の導入に対し、補足するツールとしてＱＲコードを活用したシールによるサポートを提案したのに対し、提案のＱＲコードについては、認知症高齢者の方が行方不明になった際の身元確認の機能に特化した製品になり、ＧＰＳにはない機能を補完するものであるというふうに考えており、ＱＲコードの導入の具体的な検討は現時点では行っていないので、今後検討させていただければと思っているとの回答でした。

その後、私自身がネットでＱＲコード作成の無料ソフトを入手し、自身で作成方法を確認して、課長にも説明を行ったところです。

ここに書いてあるような形で、無償ソフトを落として、いろんな項目を入れてＱＲコードが作成できます。

認知症対策としてのＱＲコードシールの作成をどのように考えているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

ＱＲコードシールの導入については、過去に関係者と協議を行ったことがありましたが、導入費用の課題や認知症高齢者の尊厳の保持という視点で使用をためらう人が多いのではないかという意見もあり、導入を見送った経緯があります。

しかしながら、議員御提案のＱＲコードを作成するアプリであれば、ほぼ無償で導入が可能

でありますので、認知症高齢者やその御家族の意向を踏まえ、導入を試みる考えであります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　認知症高齢者ではなくても、通常の高齢者でも結構そういうケースがあると思いますんで、そういう希望があれば、そういう方にも提供していただけば、ここに書いたように、ＱＲコードもいろんなサイズで印刷が可能でございますので、いろんなものにシールとして提供ができるかと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、続いて質問いたします。

総合体育館の利活用について。

総合体育館の利用もかなり増えてきていると思うが、体育館内で利用可能な競技は何か、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

総合体育館内で利用可能な競技といたしましては、アリーナ内に種目別にコートの規格線を引いている競技として、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、バドミントン、ミニバレー、ソフトバレーがあり、その他の競技に、柔道、剣道、空手道、卓球、トランポリン、スポーツ吹き矢、チアダンスなどで御利用いただいているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　ありがとうございます。

レジャー白書、情報でのフットサル参加人口は減少傾向とのことですが、2022年は全国で約100万人と推定されています。

体育館でフットサルを行う場合、防球ネットが必要となります。防球ネットは、周りにボールが飛び出さないようにする役割のほかに、壁へのボールの衝突をなくす、緩和します。防球ネットが張っていない体育館でも、クッションマットが壁に取り付けられたり窓が強化ガラスだったり、割れやすいものの周りに柵を作ったりして対策しているところもあります。

体育館内でのフットサル利用をどのように考えているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

フットサル競技については、以前は、町民体育館や各学校体育館で使用を許可していましたが、競技中に蹴ったボールが壁面等に当たることにより、ステージ下の収納扉の破損や窓枠の木柵の折れ、窓ガラスが割れるなど、施設の損傷が非常に激しかったことから、平成22年に、屋内体育施設におけるフットサル競技の利用を禁止した経緯がございます。

御質問の総合体育館においてのフットサル競技の利用につきましては、当初から想定しておらず、アリーナ内の壁面の強度がフットサルに対応していないことや、先ほど申し上げました

とおり、フットサルで利用することにより施設が損傷し、総合体育館の利用に支障が出ることが考えられることから、御利用はお断りしているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　熊本市内においては、県立総合体育館、アクアドーム、熊本市総合体育館は提供しています。

フットサル競技は、想定されていなかったけれども、何らかの対策を講じて利用することはできるのか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん）　御質問にお答えいたします。

議員の申されました市総合体育館においては、大体育室のみ、フットサル競技に施設が対応しているとのことで、貸し出されており、県立総合体育館におきましては、大体育室のみで、ゴール後ろを養生するなどの対策により、フットサル競技の使用を許可されております。

アクアドームにつきましては、現在改修中とのことで貸出しは行っていないということでございました。

また、近隣市町村のフットサル競技への体育館の貸出状況につきましては、合志市、益城町、西原村については、施設への損傷等が考えられるため貸出しは行っておらず、大津町においては、総合体育館の開館当初は貸出しを行っていましたが、現在は利用を禁止しており、唯一、菊池市において、コートを全てネットで囲むことができるため、使用を許可されている状況でございます。

自治体によっては、養生するなどの対策等で使用を許可している体育館もございますが、本町におきましては、先ほど部長答弁にもありましたとおり、総合体育館において、当初からフットサル競技が想定されていなかったこと、平成22年から、町内の体育施設である学校体育館、町民体育館でフットサル競技を禁止していること、また議員も御存じだと思われますが、本町の総合体育館は、開館以来、中体連、高体連などの大きな大会、イベント等が数多く実施されており、年間予約についても多くの競技団体が予約されている状況であります。

総合体育館に何らかの損傷が出た場合、予約されている他の競技種目に影響が出ることが考えられますので、総合体育館の運営上、現在のところフットサル競技への貸出しにつきましては考えているところではございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　私が聞いたのは、何らかの対策は講じることはできないかということを聞いたんであって、今の回答だと、基本的に、できない理由は分かっている、対策が講じられるかどうかだけ回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん）　対策につきましては、先ほど県立総合体育館の場合で、ゴール後ろに養生するとかは考えられますが、それがうちの体育館に合致するかどうかは、まだ分かりませんので、そこはちょっと探ってみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　基本的には、対策ができる、できないが分かったら、またそこを教えていただければ、私も聞かれていることがございますので、はっきりと、こういうことで対策ができないから、できないのを責めているわけではございませんので、そういう理由がはっきり分かればいいんで、またそこはしっかり確認をして、検討をお願いしたいと思います。

それでは続いて、ＤＸの質問に移ります。

令和５年12月の一般質問で、書かない窓口の進捗状況の確認を行ったときに、来年３月から、９つの課と西部支所で業務を開始するとの回答でした。

書かない窓口の利用状況と住民の反応はどうだったか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

書かない窓口は、窓口に来られた方が、マイナンバーカード等を利用することで、申請書を記入する手間や庁舎滞在時間の短縮を図ることが期待でき、本町では、現在、転入手続と、昨年11月下旬から開始した各種証明書の申請手続が可能となっております。

御質問の書かない窓口の利用状況についてですが、まず転入手続につきましては、マイナポータルを利用した転入届の事前予約やマイナンバーカードを使用した特例転入を利用される方が多く、全ての転入手続の約９割を占めております。

次に、各種証明書の申請手続につきましては、月40件ほどのペースで利用があっております。

また、利用された方へのアンケートでは、ほぼ全ての方が、楽に手続ができた、また利用したいとの回答があっております。

書かない窓口の周知につきましては、これまで広報紙では行ってまいりましたが、今後はホームページや庁舎内での掲示などでも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　菊陽町の窓口に、このような書かない窓口の端末がございます。

先ほど、マイナンバーカードと一緒に連携してというような回答がございましたが、この書かない窓口での業務の流れとして、マイナンバーカードありとマイナンバーカードなしでの業務の流れはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　マイナンバーカードありとマイナンバー

カードなしの場合についてですが、申請書の記入については、まずマイナンバーカードをお持ちじゃない場合は、そのまま申請書に記入して窓口のほうに提出していただくという流れになります。

一方、マイナンバーカードや運転免許証をお持ちの場合は、書かない窓口、画面に出ている書かない窓口システムによって、マイナンバーカードについては、マイナンバーカードに保有している情報を読み取って申請書に反映する。運転免許証につきましては、運転免許証の券面に記載されている情報を読み取って申請書に反映するという流れになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　マイナンバーカードがあれば、読み込んだデータを基に、あとは必要項目を入れて必要書類をアウトプットする。マイナンバーカードがなければ、一からデータ入力が必要ですということと理解してよろしいんですかね。

（町民課長兼光の森町民センター所長中村康幸さん「はい」の声あり）

マイナンバーカードがあれば、その分だけ早くなるということだと思います。

それから、先ほど転入手続は９割、ほかの証明書は、月40件とのことでしたが、書かない窓口での業務総体でいくと、もっともっとかなり数が多いかと思いますが、窓口で申請をいただいているもので、書かない窓口で処理が可能なものは約何％あるか、分かればお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　御質問にお答えします。

窓口で申請書をいただいているものにつきましては、住民票の写し等がございますが、全体の各種申請書の受付については、件数を先ほどお答えしておりますが、全申請書の約３％が書かない窓口システムで申請をされております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　増えてはきているけど、全体像でいくとやはりまだまだ少ないという、町長の目指しているところからいくと、もっともっと利活用していかなくちゃいけないかというふうに思っております。

書かない窓口を受け付けるときに、マイナンバーカードとシステムは連動しているかどうか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　御質問にお答えします。

書かない窓口システムに、カード情報を読み取ることでマイナンバーカードが保有している漢字氏名、生年月日、住所の情報をシステムに反映することができます。

ただし、カードで保有していない振り仮名や電話番号は申請される方に聴取する必要がございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　マイナンバーカードそのものに振り仮名がないということで、住基台帳には振り仮名はついているんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　住基システムには振り仮名のほうがついております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　午後、ＤＸの推進ということでいけば、いろんなデータが、今、庁内にあると思います。そういうのを、またしっかりとＤＸ推進して、もっともっと、書かない窓口、行かない窓口にしましても、データが連動すれば、ほぼほぼ入力の必要はないんで、そこはまたしっかりと進めていっていただきたいというふうに思っています。

続きまして、書かない窓口用の端末は、先ほどありましたが、今後、ＰＲをするということでしたが、書かない窓口と表記した大きなプレートを、これは今の受付ですけども、書かない窓口の端末はあるんですけども、上から大きなプレートなりをこういうふうにしてＰＲすべきと提案しますが、どのように考えておりますか。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　御質問にお答えします。

庁舎において、上からつるしている大きなプレートについては、来庁者が遠くからでも一目で分かりやすいよう、基本的に各課等の表示を行っているところであります。

現在、書かない窓口の受付はカウンターで行っておりますが、フロアマネジャーの案内により、来庁者をカウンターへ誘導し、職員と申請者が対面で申請書を作成しております。

このようなことから、上からつるしたプレートで表示するのではなく、フロアマネジャーに誘導された申請者が、書かない窓口のカウンターであると分かりやすいよう、カウンターの壁面等に表示するよう、ＰＲ方法を検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　フロアマネジャーの利活用ということもおっしゃっていますが、窓口において住民の方と対応しているところを拝見させていただきましたが、申請書を記入している人に声かけを行い、積極的に書かない窓口に誘導することを提案、フロアマネジャーもそうですけども、記入するんじゃなくて、記入じゃなくて、書かない窓口、先ほどの端末のところまで案内してそこで入力するというのを提案いたしますが、どのように考えているのか。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　御質問にお答えします。

今現在も、フロアマネジャーを活用し、証明書発行窓口の混雑状況を勘案しながら、申請者を書かない窓口へ御案内を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　私の、書かない窓口を定着させるために、先ほどありました書かなくてもいい申請書を、今、これはよその事例ですけども、ここは導入とともに記載台、それを撤廃しております。いわゆる書かなくてもできる申請書を、記載台から廃止することを提案いたしますが、どのように考えているか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　御質問にお答えします。

申請書の記載台を廃止することにつきましては、書かない窓口システムの台数や対応できるカウンターの数、対応する職員を考慮し、どのように窓口対応すべきか、総合的に判断する必要があると考えております。

現状の窓口業務の対応につきましては、申請者が多数来庁された場合、記載台で記入したほうが早く、その後の証明書交付から手数料のお支払いまでの庁舎に滞在する時間が短く終えることができるため、現在のところ、記載台を撤去することは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　少し観点を変えていただきたいと思っているのは、申請書を書いたほうがいい、では、何のため書かない窓口、何のためにマイナンバーカードを普及しているのかと。要は、マイナンバーカードさえ出してもらえれば書かなくて済むわけですね、記載も。何も要りません。

だから、わざわざ申請書を書く必要もないのに、わざわざそういう、だからＤＸをもっともっと真剣に進めていけば、そういう必要性もないし、こういう深谷市の事例もございますので、先進地の事例をもっと勉強してもらって、撤去しているんですから、撤去できない理由はつかないと思いますんで、そこをもっと検討していただきたいというふうに思います。

令和５年12月の一般質問で、行かない窓口の取組を提案させていただいたときに、省エネ家電製品購入促進補助金では、既に電子申請の方法を実施している。このように可能なものから順次実施し、行かない窓口の実施に向け、全庁的に取り組んでまいりたいとの回答だったが、行かない窓口の実施に向けた取組はどのようになっているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

行かない窓口とは、役場に行かなくてもオンライン上で手続が完結できるもので、本町では、現在、省エネ家電製品促進補助金の申請や各種講座、研修会、コンサートなどの申込みで利用しております。

窓口業務においては、国が示す自治体ＤＸ推進計画及び令和５年10月に策定した菊陽町デジタルファースト推進計画に基づき、引き続きマイナンバーカードを活用した転出手続やコンビニ交付の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　今年度の町長の施政方針では、新たに、行かない役場の実現を目指すとありました。

2024年２月のデータですが、あるオンライン化した行政手続を導入した自治体は215以上で、そのうち行かない窓口を構築しているのは58自治体とのことで、現在では279自治体が導入しており、行かない窓口も増えていると考えられます。

行かない窓口では、様々な業務での導入が可能となります。広報広聴では、アンケート、タウン情報への掲載申請、パブリックコメント、戸籍、住民票、マイナンバーでは、住民票、印鑑登録証明書、転出届、顔認証マイナンバーカード登録予約、そのほか税金、保険、年金、子育て、福祉、介護、環境、交通、道路、公共など、様々な分野があるが、どの分野のどのような業務を導入検討しているか、あれば答えてください。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　総務課のほうでお答えさせていただきます。

町のデジタルファースト推進計画では、窓口担当における手続の数の多い業務をオンライン化、また書かない窓口により、再構築をするとしております。

手続の多い業務からオンライン化に取りかかることで、多くの住民の利便性の向上を図ることと窓口業務の負担軽減を目指しております。

オンライン申請システムを令和６年４月に本格導入いたしまして、現在までに、住民からの申請の手続、また内部の手続、その他、様々合わせると今550件ほどオンラインでやっております。

では、住民向けとして、主なものとしまして、今、議員のほうからもありましたように、主催講座やイベント、採用試験、健康診断、成人式などの申込みに加え、物価高騰給付金や省エネ家電導入補助金、きくよう健康倶楽部などの申請、また埋蔵文化財包蔵地の紹介や子ども医療費受給資格変更届などもオンライン化をしております。

また、アンケートやパブリックコメントなどについても、オンラインのほうを利用しているところでございます。

今後は、今お話がありました行かない窓口の実施に向け、対面や書面などが必須でないものを除き、原則として全て手続においてオンラインで行えるよう、取組を進めてまいります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　行かない窓口は、パソコンだけでなく、ＬＩＮＥでも申請可能となるのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　現在、提供しているオンライン申請システムは、パソコンでもスマートフォンでも、どちらでも動作できるようになっております。

現在、デジタル役場として、ポータル、入り口としてはホームページや公式アプリ、ＬＩＮＥなどのそれぞれ入り口がありますが、これからは行かない窓口の取組を加速するに当たっては、より使いやすいものとなるよう、その提供の方法を多角的な視点から検討を進めてまいります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　行かない窓口の実施に伴い、電子決済はどのように行うのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　１つ目は、オンライン申請システムになります。

現在、クレジットカードと一部のＱＲコードで決済ができるよう、システムの準備が整っております。対象とする町の歳入につきましては、現在、ワーキンググループで調整を進めており、３月中には、幾つかの町の収入、歳入で取扱いを開始する予定としております。

２つ目は、施設予約システムでのオンライン決済です。

本年３月から、クレジットカードとコンビニエンスストア払いに対応したところです。

３つ目は、公共施設窓口でのＱＲコード決済になります。

施設予約の後に、窓口の支払いを希望される場合には、現金に加え、ＱＲコード決済を利用したもので、こちらも３月から利用が開始となったところです。

また、既に導入済みですが、町民課と光の森町民センターには、クレジットカード、電子マネー、ＱＲコード決済が行えるＰＯＳレジ、光の森町民センターと総合体育館のほうには、ＱＲコード決済ができる券売機のほうを導入しているところでございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　じゃ、町のほかの公共施設でも電子決済は可能になったということでいいんですかね。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　先ほど答弁させていただきましたが、本年３月から提供を開始したところで、既に利用ができるようになっております。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　続きまして、デジタル庁では、地方自治体において、住民と職員の双方にとって負担の少ない快適な窓口体験を実現することを目指し、自治体窓口ＤＸ、書かないワ

ンストップ窓口事業を自治体と密に連携しながら推進しています。

自治体窓口ＤＸにおいては、業務改善、ＢＰＲとシステム活用の２つをセットで取り組むことが重要です。特に、業務改革、ＢＰＲは、システム活用の前準備として必須と言えます。

本事業では、自治体窓口ＤＸに精通した地方自治体職員等にアドバイザーとなっていただいております。そのアドバイザーの方々が、これからの自治体窓口ＤＸを推進したい、ほかの地方自治体をサポートすることにより、地方自治体窓口ＢＰＲ、自走を目的としたきっかけづくりのためのノウハウを提供しますとあります。

支援方法としましては、デジタル庁で委嘱した地方自治体職員等により、オンライン及び現地派遣による支援を１自治体当たり原則３回実施いたします。費用負担は、派遣を要請した地方自治体は、アドバイザーの旅費や報酬等の費用を負担する必要はありません。

窓口ＢＰＲアドバイザー派遣事業へのエントリーをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

窓口ＢＰＲアドバイザー派遣事業とは、デジタル庁で行っている自治体が窓口ＢＰＲを自走するためのきっかけづくりを目的とした助言及びサポートを目的とした事業で、その支援内容は、窓口ＤＸ、窓口業務改革に関する学習、課題の洗い出しなど、オンラインを含め、３日間の計８時間のアドバイザー派遣事業でございます。

本町では、窓口ＢＰＲアドバイザー派遣事業ではありませんが、今年度から自治体ＤＸの推進のため、ほかの自治体に先駆けてＣＩＯ補佐官を任命し、原則、毎日常駐していただき、ＢＰＲとして健康・保険課や福祉課、税務課の業務見直しやネットワーク関係の技術的助言、デジタル人材育成の支援に携わっていただいております。

そのため、窓口ＢＰＲにつきましても、町で任命しておりますＣＩＯ補佐官の支援をいただきながら、今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　総務省の資料では、自治体ＤＸ推進計画において、ＣＩＯ、最高情報統括責任者は庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに、部局間の調整に力を発揮することができるよう、町村長等が望ましいとされており、実際に町村長が任命されている傾向となっております。

一方で、ＣＩＯのマネジメントを専門的知見から補佐するＣＩＯ補佐官は、内部に適切な人材がいない場合には外部専門人材の活用を積極的に検討するとなっており、本町におけるＣＩＯ補佐官は複数の課の業務の見直しやネットワーク関係の技術的助言、デジタル人材育成の支援に関わっていくとのことですが、私自身、この認識がございませんでしたので、もしＣＩＯ補佐官の経歴等が分かればお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　現在、町のほうで、ＣＩＯ補佐官業務は企業と業務委託を行っております。

業務委託を行っていますので、特定の個人の能力に左右されるものではなく、その分野にたけた人を派遣していただいております。

業務の内容としましては、自治体ＤＸに関する施策に関する助言、また提案、ＢＰＲに係る技術的支援、ＤＸ人材育成に係る助言、支援などが主なものとなっております。

現在、公的機関の業務を請け負われ、プロジェクトマネジャーとして携われた経験をお持ちの方、またネットワークエンジニアとして本庁のネットワーク構成にもアドバイスをいただいている方もおります。また、技術職、営業職として幅広いサービスを本町に持ってこられますので、そのような提案を受けながら、町のＤＸを進めております。

このような方々が交代で、毎日常駐でＤＸ推進のほうに関わっておられますので、個人の経歴としてはここで申し上げるまではないかなと思っております。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　業務委託ということで理解しました。

時間もないんで、４番のおくやみコーナーを早く実現すべきと提案するが、町はどう考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

おくやみコーナーの設置につきましては、実現に向け、関係課を集めた会議を数回実施しております。その中で、おくやみコーナーのスペースを確保し、担当課をその都度呼び出す方式だと、次の課の職員が別の対応を行っているとき、また担当者が不在の場合、到着するまで遺族の方を待たせることになります。

さらに、説明や手続が終わった後に、もう一度質問がある場合には、再度職員がおくやみコーナーの場所まで戻って説明する必要があるなど、結果として、各課で対応したほうがスムーズであり、関係する担当部署が近くに配置されていたほうが、町民サービスの向上やヒューマンエラーの防止にもつながり、効果的であるとの意見が多く出されたところです。

このようなことから、令和６年６月議会でも答弁しましたとおり、現時点では、庁舎１階のスペース確保やレイアウトの変更、担当部署の配置などで課題がありますので、新庁舎建設の議論を深める中で、おくやみコーナーを含める住民サービスの向上についてしっかり検討していきたいと考えております。

なお、その間、書かない窓口の推進や死亡後の手続に係る窓口システムの改修など、遺族の方をはじめ、各種申請者の方の負担軽減につながる取組や本年度から採用しているフロアマネジャー、外国人相談窓口をうまく活用することで、書かない、迷わない、待たせないといったさらなる住民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　１点だけ確認します。

担当部署の配置とあるが、おくやみコーナーに必要な担当部署は幾つあるのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん）　御質問にお答えします。

おくやみコーナーに必要な担当部署としましては、死亡後のお手続に関係する部署となります。

死亡後の手続で主に関係する課については、町民課、税務課、健康・保険課、介護保険課がございます。そのほかにも、福祉課、また住所によっては建設課があり、お亡くなりになった年齢によっては子育て支援課、さらに犬を飼っていらっしゃって飼い主がお亡くなりになった場合、環境生活課も関係することとなり、合わせると８つの課がございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　時間がないんで、担当に課だけでよかったんですけど、それでは続きまして、総務省は、高齢者がデジタル化から取り残されないように、スマートフォンやマイナンバーカードの使い方を教えるデジタル活用支援員について、2025年度までの５年間で、毎年度、5,000か所で講習会を開き、５年間で延べ100万人の高齢者の参加を促す事業を展開しています。

隣の大津町では、メーカーと提携したスマホ教室を実施しております。

デジタルスマホ弱者対策は行っているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

町では、社会のデジタル化の進展を踏まえ、平成30年度から、町民センターの生涯学習講座として、高齢者向けのスマートフォン、タブレット教室を開催しております。

平成30年度から令和６年度まで、延べ23講座、166人が受講しており、受講者からは好評をいただいているところです。７年度も、中央公民館で全６回、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターで全10回の講座を予定しております。

今後も、住民生活の向上につながるよう取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　弱者対策をしっかりとお願いしたいと思います。

１点だけ、議長、文言の修正をお願いいたします。

⑥で「デジタル推進支援員」と書いてありますが、支援なしで「デジタル推進員」というふ

うに訂正をお願いいたします。

デジタル推進員は、デジタル庁より任命を受けて、デジタル機器サービスに不慣れな方々に対し、講習会等でデジタル利用をサポートする人のことで、全国で５万人以上います。私も、１月31日に応募し、２月27日に任命状をいただきました。

デジタル推進員を配置すべきと提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをします。

デジタル推進員を配置すべきとの提案でございますけれども、町では、令和５年10月にデジタルファースト推進計画を策定しました。

その中の重要施策で、自治体ＤＸを牽引していくＤＸ推進リーダーやＤＸアドバイザーの人材育成を強化することとしており、経済産業省が所管する国家試験ＩＴパスポートの取得を進めております。これまで、既に９名の職員がこのＩＴパスポートを取得したところです。

今後も引き続き、ＩＴパスポートの取得促進を図り、住民がデジタルサービスの利用等に関して安心して相談できる体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　ＩＴパスポートは、ＩＴに関する基礎知識を持っていることを証明する国家試験の情報処理技術試験のうちの一つで、私が提案しているのは、講習会等でデジタル利用をサポートする人のことで、ＩＴパスポートを取得された方がどのように対応するのか、分かれば教えてください。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　町としましては、ＩＴパスポートの取得の促進をまず考えております。取得を目指すことで、デジタル推進員に求められている以上のスキルが身につくものと考えております。

また、基礎的なところは、職員が、窓口が対応することは、現在でも十分可能であると考えておりますので、デジタル推進員を庁舎内に置くようなことまでは、今のところ考えていないところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　今回、ＤＸ関係でかなりしつこくというか、深く掘り下げさせていただきましたが、これも、町長の目指している行かない役場の実現に向けて、何をどう改善していったらいいか、できるだけ自分たちだけじゃなくて、先進地の事例とか民間の知恵も借りながら、しっかりと推進していけば、業務の効率化にもなりますし、人員配置も、その分、余裕ができてくるかと思って、今回は一般質問をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（福島知雄議員）　西本友春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前10時56分

再開　午前11時７分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則議員。

○１７番（坂本秀則議員）　皆さん、こんにちは。議席番号17番、坂本秀則です。本日は、年度末の大変お忙しい中、また足元の悪い中、議会傍聴に出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の質問も、私に寄せられました町民の皆様からの声、要望及び議員活動で得た疑問や政策の中から、１、農業の振興と発展について、２、町発展と振興について、３、北小学校・菊陽中学校新校舎等建設について、４、住民サービス向上について、質問席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　まず、質問事項１、農業振興と発展について。

(1)規模拡大する経営体に農地を集約し、同時に生産性を向上させるためにも、農地の大区画整備を町主導で積極的に進めるべきではないかについての質問ですが、農地の大区画整備については、過去に５回、一般質問をいたしました。その折は、それなりの答弁をいただいておりますが、今日、再度の基盤整備には至っておりません。

同僚議員が、農地減少を危惧した発言を耳にしますが、町内には、令和６年度農業委員会調査で17.6ヘクタールの耕作放棄地が存在します。

逆に言えば、生産性、効率の高い圃場は作付されますが、そうでない生産性の低い圃場は敬遠されるということです。それは仕方ないことですが、今現在の農業は機械も大型化になり、それに伴う大区画の田畑が必要となっております。

私が考えるに、水田は１ヘクタール以上、畑は３ヘクタール以上が、効率よく大型機械が働く最適な面積だろうと考えます。

農水省の企画部会では、米、麦、大豆、露地野菜などの土地利用型農業については、2030年には、経営体の数が半減し、日本全国で27万経営体となる試算を示しております。

その上で、施策の方向は、地域計画を活用して規模拡大する経営体に農地を集約し、同時に生産性を向上させるため、農地の大区画化を進めると方針を示しました。

この農水省の方針を踏まえた上で、(1)の質問をいたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

本町では、昭和43年度から、農地の圃場整備事業に着手しており、１筆当たりの面積、おおむね30アールを標準として、農地区画、用排水路、農道などを整備し、農地の集団化や農作業の省力化を進め、生産性の向上を図ってきたところでございます。

近年では、多くの経営体において、さらなる省力化や効率化を図るため、高性能機械の導入や大型化が進められ、１農業者当たりの耕作面積は、20年前と比べ約2.61ヘクタール増えて約4.72ヘクタールまで拡大されております。

議員御指摘の農地の大区画化を進めることは、自動操舵システムやドローンなどのスマート農業の普及や大型機械の利点を最大限に生かすことが可能となります。このほか、各圃場への移動時間が短縮できるなど、生産性の向上に大きく貢献でき、これまで以上に農業経営の安定化につながり、ひいては農業後継者の育成にもつながる取組であると考えております。

一方、農地の大区画化を進めるに当たり、１経営体に対し２筆以上の連続した農地を集約し、圃場間の畦畔を除去する必要がございます。このためには、地域での話合いを基本として、地域自らが農地の権利者の理解を求めるなど、農地の利用調整や農地の集団化に向けた積極的な取組が必要不可欠でございます。

現在、町では、農業振興計画の策定を進めており、この作業の中で、農業を担う者として位置づけする農業者の選定、そして位置づけられた農業者へ農地の集約を進めることとしております。

議員提案の農地の大区画化は、町が進める農業地域計画の延長線上にある事業であると認識しており、一体的に進めることが好ましいと考えているところでございます。

これらの作業と併せ、農地の権利者や耕作者の意見を集約していきたいというふうに考えているところでございます。まずは、モデルとなる地域を選定し、これらの作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　ぜひとも、どこより先にこの作業を進めてもらいたいと思います。

それで、本年４月からは、農地の貸し借りは農業委員会を通じ、農地中間機構に一本化となります。

答弁であった圃場間の畦畔の除去や地域での話合いなど、農地中間機構一本化になりましたのでやりやすくなるのではないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　議員おっしゃるとおりでございます。この中間管理機構があって、貸し借りの、今までは相対で貸し借りが成立しておりました。これが、間に中間管理機構が入ることによりまして、どなたでも借りることができるということになります。まず、一旦、地権者から、今までは地権者の方が、どうしても地域の知り合いの方に耕作してくれとい

うふうな動きが多くございまして、なかなか集積はできても集約はできないという状況でございました。

これらが、中間管理機構が入ることによりまして、一旦、中間管理機構に借受けされます。これを近くの方が優先的に借受けするような、そういった取組が可能になってくると思いますので、やりやすくなるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　町長に伺います。

町は「ともに輝き　成長しつづけるまち　菊陽」がスローガンですが、町が積極的に農地の大区画化への事業を地権者や地域に周知し、理解してもらい、事業展開すべきだと私は考えますが、町長、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　先ほど、坂本議員からもお話がありましたが、大規模化というところで、議員が考えてらっしゃるのが、水田が１ヘクタール、畑が３ヘクタールということで、やはり農業のプロということで、議員がおっしゃる規模感なのかなというふうに改めて私も感じたところでございます。

やはり菊陽町はまだまだ１次産業でしっかりと成長していける町だというふうに思っていますので、先ほど課長が答弁をしましたように、やはりモデル地区というところをしっかりと踏まえて、そしてまたこの菊陽町らしい、そして菊陽から発信できるような農業のまち菊陽町を目指していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　次に移ります。

(2)の規模拡大する経営体育成のためにも、汎用性の高い農機具等や施設等の導入の際に町独自にさらなる支援をするべきではないかについて質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

町としましては、経営基盤の強化を図る上で、作業の効率化や規模拡大を進める経営体に対し、国及び県が実施する農業経営体の育成に関わる補助事業の活用を基本として支援を行っておりますが、年々、申請内容が高度化し、採択が厳しくなってきております。

事業の採択基準には届かないものの、経営規模の拡大や経営改善を模索する経営体及び新規農業者、新規就農者に対し、国庫補助事業へのステップアップ支援事業としまして、令和４年度から、他の自治体に先駆けまして、町独自の菊陽町農業経営体育成支援事業に取り組んでおります。

この事業は、国庫事業のポイント制に準じておりますが、規模拡大、品質向上、環境や地下

水の保全などの取組を行い、生産性の向上に意欲ある経営体を対象とする制度設計としております。

この基準に適合するよう指導・助言を行っておりまして、また取組後は、達成状況の確認や目標達成に向けた指導を行うこととしております。

事業を開始した令和４年度から６年度までの３か年間では、トラクターの自動操舵システム、ニンジン収穫機、甘藷貯蔵庫の整備や土壌改良など、22の経営体から事業計画の提出があり、全ての経営体に対して支援を行ってまいりました。

今後も、作業の効率化や規模拡大に必要となる高性能機械等の導入のための事業計画の策定に当たり、本事業の採択要件に適合するよう、熊本県と連携し、経営指導員を中心に助言・指導を行うなど、ソフト面においても支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　先ほど部長からの答弁もありましたが、国や県の農業機械等への補助はスマート農業や各作物に特化した汎用性のない機械に対してが大半で、それにポイント制度で、一度活用したら次の活用は難しく、それを補う町の補助も同様にポイント制度で、活用に当たっては悩ましいところがあります。

今日では、肥料、飼料、農薬、資材、それに農業機械のすさまじい高騰で、農業経営はかなり厳しい状況です。

農業経営者の町長は、この点は痛感されていると思いますが、私の質問に対して町長の考え、また思いとかがありましたら、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　先ほど部長が答弁しましたように、事業開始をして、令和４年度から６年度までのこの３か年ということで、全ての経営体に支援を行ってきたというところでもございます。

私も、よく守るべき農地は守るということを発言させていただいています。言い換えれば、守るべき農業をしっかり守るということだろうかなというふうに思っています。

こちらに対しましては、菊陽町の財政状況をしっかりと見据えながら、今後も可能な限りそういった支援を行っていきたいというふうに思いますし、議員がおっしゃるような、この菊陽町独自のモデルということだろうかというふうには思いますので、こちらもしっかりと我々は財政状況を見ながら、そしてまた担当課とどのような支援ができるのかというのをしっかりと今後も検討しながらやってまいりたいというふうに思います。

いずれにしましても、力強い農業を支えていく菊陽町にあるべきだというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　菊陽町の基幹産業は農業であります。ぜひとも前向きな検討をよろし

くお願いいたします。

次の質問に移ります。

質問事項２、町発展と振興について。

(1)新原水団地予定地建設への調査の結果を示せについて質問します。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

ＪＡＳＭ第１工場周辺の県道大津植木線南側区域において実施しております新たな工業団地の整備に関する可能性調査業務につきましては、昨年９月11日と12日に地権者を対象とした説明会、10月10日には住民説明会を実施し、本業務の調査内容の説明を行っております。

その後、土地の権利関係者の調査や地権者アンケート、現地やインフラ状況の調査を行い、敷地の高低差などを考慮し、開発想定区域の絞り込みをおおむね終えております。

現在、想定区域内において、土地利用計画案の作成や概算事業費の算定作業を行っているところでございます。

当初、本年３月までに工業団地整備の是非について判断し、その結果をお示しすることとしておりましたが、多額の経費を要する大規模事業となることから、道路計画を含めた土地利用計画のパターンやそれに伴う事業の採算性の検討に時間を要していることから、期間を延長し、本年６月をめどに整理したいというふうに考えているところでございます。

そのため、対象地域の地権者の方には、個別に文書で通知をすることとしております。

対象地域の地権者をはじめ皆様には大変御迷惑をおかけしますが、今後の企業誘致のため、町の成長に資する大変重要な事業でありますので、御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　ただいま答弁で、本年６月をめどに整理したいということですが、具体的に、答弁の中にありましたが、何を整理し、６月にはどこまで公表するのか、質問します。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　一番重要になりますのが、やっぱり道路計画だろうというふうに考えられます。タッチする道路だとか、あるいはその高低差、これによって、高低差を調整することによって金額が大幅に変わってくるという状況になりますので、こういった全体的な部分の土地利用計画をある程度定めていきたいというふうに考えているところでございます。まず、概要ですね。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　道路は、工業団地内の道路、またそれ以外の道路、工業団地に含む道

路とそれ以外の道路があると思いますが、その点もちゃんと６月には公表できるんですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　一応、道路につきましては建設、土木関係の事業がございますので、それらと関係機関と協議をしながら調整させていただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　後の質問にも関わりますが、建設課でやるなら工業団地には含まれないということですかね、土木部長、その辺はどうなんですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　工業団地の、工業団地は工業団地の中で、例えば区画線だったりとか、あるいは管理道路だったりとか、そういった部分を整理させていただきたいと思います。まして、また建設課で計画する町道計画、こういったところも整合を取る必要がございますので、そういったところで意見調整をさせていただくということになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　(2)に移ります。新原水工業団地の面積を25ヘクタール程度にこだわる理由は何なのか、質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

今回の可能性調査業務につきましては、町道古閑原西護川線から西側の約30ヘクタールを調査対象として実施しております。

新たな工業団地の整備につきましては、これまで本町で整備してまいりました工業団地の実績や県及び近隣自治体の事例を参考とするとともに、周辺企業の立地状況も踏まえ、半導体製造工場など、企業のニーズに対応できる規模として25ヘクタール程度を想定しているところでございます。

これにより、用地の分割利用やインフラ整備の効率性が確保され、多様な業種の受入れが可能となるものと考えております。

一方で、工業団地の規模が多くなるほど、造成やインフラ整備に係る事業費が増大し、販売や財政リスクが高くなります。

市町村レベルによる工業団地の整備において、25ヘクタール規模は最大規模と認識しており、近年の熊本県による工業団地の整備状況も25ヘクタール未満の規模となっております。

また、財政への影響や採算性の確保が大きな課題となりますので、本町の財政状況を踏まえた計画とすることが必要であるというふうに考えているところでございます。

さらに、工業団地を整備するに当たりましては、権利関係の整理や地形の制約を十分に考慮

し、一団の土地として適切な場所を選定する必要がございます。

このような背景から、必要に応じた規模で、工業団地の適地を選定してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　今答弁があった半導体製造工場など企業のニーズに対応できる規模として25ヘクタール程度を想定しているとは、何を根拠に答弁しているのか、質問します。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　お答えします。

ＪＡＳＭの第１工場、また第２工場、あと近隣のソニーさん、その辺を含めた工場規模を勘案して面積のほうを決めさせていただいております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　後の質問にも関わりますんで、ま１回、今の答弁、よろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　近隣の半導体関連企業の立地状況ですとかを踏まえまして、そのような規模は一定の規模が必要ということを勘案して、今、面積のほうを決めさせていただいて。

（17番坂本秀則議員「ＪＡＳＭとかなんとかおっしゃったですか」の声あり）

はい、ＪＡＳＭ第１工場、第２工場を含めて、近隣の半導体関連企業の進出状況を踏まえて検討しております。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　答弁にもありましたが、多様な業種の受入れが可能となると答弁にもありました。

20ヘクタールを約30ヘクタール、約５ヘクタール増えた場合、販売のリスクが逆に低くなり、売りやすくなるんじゃないですか。その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　面積が増えれば増えるほど、やっぱりこれは経験値として申し上げたいと思いますけども、原水工業団地は、今、完売しております。これが売り出して大体10年ぐらいかかっているんですけども、大きければそれを分割しながらやっていったわけですね。大きくなれば大きくなるほど販売リスクが高くなる、これは事実だと思います。これは経験値から考えて、25ヘクタール程度で、町としては適正な規模というふうなところで考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　じゃ、このリスクというのは、販売リスクだけを考えればいいということなんですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　販売リスクももちろんですけど、採算性、これはやっぱり財政能力に応じたところの規模、ましてここは高低差がちょっと激しいところ、山あいで、議員御承知だと思いますけど、こういったところの土地利用の関係も含めて、擁壁が必要になったりだとか、広げれば広げるほど、構造物が必要になってくるような地形だというふうに認識をしております。

そういったところの調整をしながら、適正な規模というものは調整させていただくということでございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　宝山郷に研修に行きましたが、宝山郷は８つのＴＳＭＣの施設がありまして、今、８つ目を建設中なんですかね。そこは、山も山、山の頂上みたいなところの結構高低差のあるところで建設されていました。

その辺を見れば、入道水の上、柳の上とかはそんな高低差はないと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　企業が、どこが来るというふうに決まっておれば、リスクは全然ないんですけども、この場合、うちが今造成をかけようとするのは、やっぱり企業様に誘致をかけてということになりますので、その分、販売の売れ残りあるいはそういった部分でリスクが非常に高いということでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　それでは、(3)に移ります。

建設調査予定地地権者説明会で説明があった該当地は全て工業団地にするべきではないかについてですが、この質問は該当する地権者から強い要望がありまして質問いたしております。その辺を踏まえて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　先ほども御質問にお答えしております本町における工業団地の適正規模、これが25ヘクタール程度というふうに認識しておりますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　該当する地権者の中には、ほかの買収の話を断って、町の事業なら絶対協力するとの思いの方もおられます。また、その方は複数おられます。また、必ず工業団地

買収するよねと信じ込んでおられる方もおられます。

地元では、早期の事業着工に期待されている状況です。こんな状況を踏まえて、町長はどう考えておられるか、伺います。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　答弁のほうでも申し上げましたとおり、事業説明会をさせていただいております。そのときに、もちろん、この場合、いわゆる、御承知と思いますけども、ブローカーなどが地権者や耕作者に接触して、土地売買の話などを持ちかけてくるケースがございました。

こういった情報をいただきまして、事業の実施及び区域が決定されるまでの間、民間への不動産事業者の売却を控えていただくようお願いをしております。

これは、併せてこの説明会の中で、可能性調査を行い、工業団地として適地性を有していることになれば正式な区域を決定していくことになりますということで、丁寧に御説明申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　約25ヘクタールということは、30になる可能性もまだあるということで考えたらいいんですか。

25にこだわるのは、販売リスクと事業単価が、事業経費が高くなるということだけなのか、許認可の面でもちょっとハードルが高くなるとか、そういうのはないんですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　もちろん面積が大きくなれば、一つ、25ヘクタールを超えていただけば、許認可できれば、アセスの問題が出てきます。こういった問題がございますけども、アセスに関係なく、調査的な部分はやっていく必要がございます。あくまでも、今、30ヘクタール程度の部分で可能性調査を行わさせていただいております。

その調査をする中で、やはり段差が非常に、地形上の問題であるということです。これは、段差を補って造成した場合には、やっぱり擁壁だとか、そういった部分では多額の費用がかかる。上乗せになるということでございますので、あくまでも採算性あるいは販売リスクを最小限にとどめていきたいという考え方でございます。

あわせて、25ヘクタールというのは、あくまでもその以内で収めたいという考え方もございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　これは調査に入る前から、約30ヘクタールを調査するということは、30ヘクタールは見込みがあるということで、30ヘクタールの土地を決めたと思うんですよね。

それで、その30ヘクタールの地権者は、もう買ってくれるものと思い込んでられる方もおら

れるんですよね。その点はいかがですか。30ヘクタールもいけるでしょうと思って調査に入ったんでしょう。いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　30ヘクタールにこだわったわけではございません。これはあくまでも平面状況を考慮しながら、これは目測とかそういった部分でございます。町道古閑原西護川線から西側に広がる一団の土地を調査の対象としたものでございます。

これは、通常やるときには道路から、あるいは道路だとか水路だとか、その間の中での調査というのが好ましいというふうに思っておりまして、今回もそうです。町道からちょうど里道までの間、これを一団の土地として調査することとした。これは、結果として30ヘクタール程度であったということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　答弁にあった多様な業種の受入れが可能になるならば、広めに買っとったほうが私はいいと思うんですが。

それと、地権者はもう買ってもらえると思い込んで、できれば早く工業団地を着工してほしいと、町長にも耳に入っておると思うんですが、その辺踏まえて、町長、考えはいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今、工業団地の25ヘクタール調査、当初、30ヘクタールで調査したけど、25ヘクタールになったことに対する質問が相次いだように思いますけれども、一方で、私どもはやはり町の財政を預かる者として、やはり財政リスク、そういったものはしっかり念頭に置いて議論をしていく必要があります。

工業団地はつくったものの、結果的に企業が入ってこないというふうなリスクは、私ども預かる者としてやっぱり真剣に考えていく必要があると思っています。

そういう中におきまして、私も県のときに、工業団地の検討に着手させて、検討させていただいた者からいきましても、まさに八代の工業団地、そして菊池の工業団地、全て25ヘクタール未満です。これは、最終的な企業さんがどういう業種が来るかという、考えて、今の熊本県、多分半導体の企業さんというものが一つの念頭にあろうかと思いますが、そういったところから考えても、25ヘクタールを超えると非常に危険性が高まるというような視点の中で、25ヘクタール未満で工業団地というものを計画されております。

特に、県においては25ヘクタール、そして市町村においては25ヘクタールというのは非常に最大規模であるということ、これをしっかり御理解いただければと思っております。私どもは、やはりしっかり町を預かる人間として、財政リスクというのは可能な限り軽減しながら、町の運営を進めていく、そういったところもぜひ御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　それならば、約30ヘクタールを調査すると地権者には説明会で説明してあるんですが、これに漏れた地権者への対応はどうやるんですか。かなり期待されていますが。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　これは、丁寧に御説明申し上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　丁寧より誠意を持ってです、やってほしい。

じゃあ、次に移ります。

(4)今後の町発展と振興のためにも、半導体産業や運送会社等々の企業へ町内立地に向けた意向調査を実施すべきではないかについてですが、ラピダスの地元、北海道千歳市及び隣接する恵庭市では、ラピダス操業を控えて、両市とも約100ヘクタールの工業団地の建設を予定されていました。

工業団地建設に当たり、半導体製造関連企業や運送会社等々へ企業立地に向けた意向調査を約370社へ両市とも行っておられ、攻めの行動に感心しました。

本町も、新原水工業団地及び久保田台地での工業団地構想を控えている今、各企業へ町内立地に向けた意向調査が必要ではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

現在、検討を進めている工業団地につきましては、半導体産業の集積に対する需要の高まりを踏まえ、新たな受皿として整備するものでございます。一方、その他の地域につきましては、守るべき農地はしっかり守るという観点から、新たな企業誘致については、その業態も含め慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

なお、仮に意向調査を実施した場合、逆に企業に期待を抱かせることとなり、結果として混乱が生じる可能性があることから、議員御指摘の意向調査については今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　今の答弁を聞きますと、意向調査が必要でないとなると、立地企業の目星がついているような、ように聞こえます。

もしかしたら決定しているのかと聞こえますが、その点はいかがなんですか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　全くそういった情報はございませんで、はい、ただ引き合いと

いいますか、御承知のとおり、隣の大津町だったりとか、そういったところには企業の件数が非常に増えてございます。こういった部分も含めまして、我々としては関連企業ということで念頭に置いているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　20ヘクタールを30ヘクタールにしたら販売リスクが高まるということです。先ほど副町長も、八代工業団地のところはなかなか販売に苦慮したということですが、苦慮されたん、すいません、検討されたということですが、そうだったら意向調査はやったほうがいいと思うんですけど、何か余裕があるように聞こえますが、その点はいかがなんですか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　少し補足させていただきたいと思っております。

私どもは、守るべき農地をしっかり守っていくということでございますので、今後、企業誘致をどんどん積極的にやっていくという方針にはないということでございます。そういうことの中で、限られた今回の用地について、工業団地を確保したものでございますので、やみくもにこれから来る企業さんたちを私どもがどんどん募って、そして整備をしていく考えにはないということでございますので、御理解ください。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　いやいや、新しい工業団地を造れとか、新しく呼べじゃなくて、今のこの開発する原水新工業団地、また久保田台地は工業団地にやるという構想ですので、その辺に誘致する、また立地してもらうような企業への意向調査はどうなのかということを質問しているんですが。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今、同様な答弁をしたようなつもりでおりますけれども、私どもはやはり半導体企業の集積という部分に対しての対応ということで考えております。例えば運送業であったり、そういったところまで、私どもが菊陽町で誘致を進めていくという考えには今ないということでございます。

ですので、半導体の企業における要望があれば、現在、整備を検討しております工業団地等でしっかり受け入れていくということでございますので、新たにこれから企業さんたちを募って、そこに集積を進めていこうという考えにはないということでございます。

ですから、いろんな業態を対象に募っていくというようなことではないということを御理解ください。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　それでは、半導体企業関連の立地はもう目星がついているように聞こえるんですが、そうじゃないわけですか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　先ほど部長が申し上げましたように、現在のところそういう具体的な企業が決まっているわけではございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　はい、分かりました。

では、最後に、ちょっと順番は逆になりましたが、この新原水工業団地のタイムスケジュール、完成までの、概略でもよろしいですが、そこを。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　今想定しているスケジュールについてでございますけれども、町で工業団地を整備する場合におきましては、用地交渉ですとか地質調査、測量設計等の作業、各種許認可の取得に、短くとも３年程度は期間を要するかと思います。

その後、造成となりますと、先ほど来出ております約25ヘクタールという大規模でございますので、一定程度、分割しながら発注を想定しますと、この造成についても所要期間は３年程度と見込んでおります。

また、周辺のインフラ整備とも足並みをそろえる必要があるというふうに考えておりまして、正式なスケジュールについては、本年６月までにお示しをしたいと考えております。参考としましては、大津植木線の拡幅等も視野に入ってきております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　じゃ、完成は早くても令和13年、14年、そのあたりになるということですか。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　正式なスケジュールについては、今、精査をしておりますので、先ほど言いましたとおり、まず開発の面整備に入れるのが少なくとも３年ぐらいはかかるのではないかと、その後の整備状況によって完成時期というのは変わってくるというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　それでは、質問事項３に移ります。北小学校・菊陽中学校新校舎建設について。

(1)北小学校・菊陽中学校新校舎建設予定の現在の状況を示せについて質問します。

○議長（福島知雄議員）　教育長。

○教育長（二殿一身さん）　まずは、菊陽北小学校についてお答えいたします。

校区内の宅地開発が進んだことによる急激な児童数の増加に対応するために、令和３年度に普通教室10教室の校舎増築を行い、令和５年度には児童及び先生を含め1,200食に対応した給食室を整備しております。

菊陽北小学校は、令和７年４月の児童数を597人、通常学級18、特別支援学級８、通級学級１、全体で27学級と見込んでおり、令和６年度に比べ、通常学級が１学級増える見込みです。

令和６年度に見直しを行った住民基本台帳による児童数の推移予測では、今後についても児童数は増加すると予測しておりますが、一方で新１年生の児童が転出し、予測よりも少ないなどの傾向も確認されており、予測に苦慮しているところでございます。

最新の住民基本台帳による児童数の推移予測では、令和９年度の児童数641人をピークに緩やかな減少に転じ、令和12年度には児童数611人となることが見込まれている状況です。

また、教室の問題だけにとどまらず、体育館及び運動場についても手狭になることが想定されており、教育委員会としましても、教育環境の改善と長期を見据えた児童の受入れを確実にするため、令和５年度に策定した基本構想による複数の配置計画案を含め、検討いたしました。

その中には、学校南側に運動場を新設する案も検討しましたが、南側については民間事業者の方が用地取得に動かれており、その買収単価は非常に高額です。そのため、公共事業による用地の取得は大変困難であると判断いたしました。

そのようなことから、本年度は、さらに学校北側のふれあいの森公園を活用する案を加えた中で精査を行い、学校敷地内での増築の方向性を決定したところです。

増築の方向性としましては、学校東側の平家建て校舎３教室及び隣接する学童保育施設を解体し、校舎及び体育館を整備する計画でございますが、来年度行う基本設計業務の中で、児童数の推移予測を見極め、校舎と体育館を常設として整備するのか、または体育館のみを常設整備し、校舎は仮設にするのかを検討し、令和７年度中に実施時期を判断してまいりたいと考えております。

また、先ほど述べました学校南側の用地につきましては、町として（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業を最優先に進めることとしており、開発を抑制する観点からも、次期都市計画マスタープランでは守るべき農地ゾーンとして位置づけることとしております。

次に、菊陽中学校についてお答えいたします。

令和２年度時点での生徒数の推移予測により、令和９年度までに４教室の不足が見込まれていたことから、令和３年度に４教室分の仮設校舎を整備しております。

菊陽中学校は、令和７年４月の生徒数を634人、通常学級17、特別支援学級９、通級学級１、全体で27学級を見込んでおり、令和６年度に比べ、通常学級と特別支援学級がそれぞれ１学級ずつ増える見込みです。

令和６年度に見直しを行った生徒数の推移予測では、令和11年度には仮設校舎を含め満室となり、令和13年度には教室不足が見込まれており、令和15年度の生徒数778人をピークに減少

に転じ、令和18年度は生徒数672人が見込まれている状況です。

本年度は校舎増築の基本設計を進めており、校舎の配置計画につきましては、普通教室棟と体育館の間にある既存の特別教室棟を解体し、４階建ての常設校舎の建設を検討しております。

あわせて、既設普通教室棟の改修も検討しており、整備後は、普通教室を22室から27室に、特別教室を９室から10室に、特別支援学級や少人数教室として利用できる小教室を７室から23室となる計画で、給食室の建て替えも検討している状況です。

現在進めている基本設計は来年度にまたがり、今後、仕様、構造方式等の検討を進め、令和８年度に校舎増築の実施設計、令和９年度に工事着手したいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　私は、北小学校は、最大のピーク時は1,000人規模の児童になると聞いとったんですが、この予想ではピークが641人ということで、またしかしながらその児童数の推移の予測を見極めと書いてあるんですが、これは児童数の見込みというものの見極めというのはかなり難しいんですかね。その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　教育長。

○教育長（二殿一身さん）　私のほうから、まず答えさせていただきます。

例えば令和７年４月、今年度の予想ですが、当初は、10月１日現在は、住民基本台帳、また新しく建設しています住宅等の関係から、これまでの経験を踏まえまして約130人程度を予想しておりました。

ところが、実際、現在、２月４日現在で、新１年生が102人、約30人程度、転出していると。この中には菊陽町内で、例えば菊陽南小校区に新築で家を建てる方もいらっしゃいますし、他市町に転出の方もいらっしゃいます。

今言いましたように、新１年生が一番人数的には転出が激しいんですね。２年生以降になりますと、ある程度の予想は大体ついてきます。今年度も、これからも、プラス・マイナス、予想よりもプラス・マイナス２程度でしていますが、新１年生の予想がなかなか難しいというところがありまして、今、議員おっしゃったように、900人程度という話がございましたが、現在、住民基本台帳から推測していますところでいきますと、先ほど答えたような感じになるところでございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　北小学校についてですが、体育館は新築になり、新校舎は常設か仮設か、令和７年度中に判断するということですが、解体３教室プラス何教室増設されるのか、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　北小の令和９年度が、今、ピークが現在見込まれているという

ところで、その児童数が641人を今見込んでおります。

通常学級が611人、１年生と２年生が４学級、３年生から６年生までが３学級、通常学級全体で20学級、特別支援学級が30人、８学級、通級学級１学級、合計29学級として見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　いやいや、聞きたいのは、何教室、今より増えるのかです。３教室解体するわけでしょう。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　今現在、北小学校が保有している普通教室は27室です。それに、小教室が３つですんで、全体で30教室分を確保しているというので、今見えているところが、今言いました令和９年度、令和９年度が全体で29学級ということが、クラスですんで、全体で30持っていますんで、そこに対しては足りるというところで見込んでいるところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　いや、今ので足りるということなのか、どういう、何教室増築するのか、増築というか、プラスで。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　すいません、まだそこの実際どこまでというのが、今の予測上は、先ほど教育長の答弁にもありましたけども、今までずっと上振れ、上振れしてきた数が下振れしてきたのが見えてきたという中で、そこを来年度の基本設計の中で見極めたいというところでございます。

その中で、増築する教室については考えていきたいと。ただ、現状的には、今の予測では足りるということも考えられるということでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　答弁の中で、校舎を仮設にするのも検討するということですが、地元の住民、また卒業生として質問しますが、私が北小に通学していた頃は、今の運動場、平地に２階建て木造校舎が建てられておりました。

現校舎は、かなりの傾斜地に無理して建設されている感が強く感じられます。そこに今度仮設の校舎の建設を検討するということですが、地元住民としては、学童及び職員の安全確保の面から仮設は断固反対です。

仮設校舎の建設検討は直ちに中止したほうがいいと私は思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　そこら辺もくるめて、仮設が必要なのかどうかまでくるめた中で、来年度の基本設計の中で検討していきたいと思っております。

要は、体育館は、先ほど申し上げ、答弁のほうで教育長のほうの答弁でもありましたけれども、今現在、体育館のほうは東側の低学年棟を解体して整備のほうを考えているところでございます。

その体育館への着手時期、着手するときには３教室が減るような状況になりますんで、その着手時期についても、来年度の基本設計の中で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　町長、私は、仮設を頭から考えないほうがいいと思うんですが、いかが、どうですか。傾斜地なんですよね、北小は。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　仮設を計画するときは、今、議員御指摘のとおり、当然安全をまず第一番に考えた中で配置を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　仮設は、ぜひ、ぜひというか、断固やめていただきたいと私は要望いたします。

続きまして、(2)北小学校の新校舎・体育館・運動場の場所は、今、少し触れましたが、決定したのか、短めにお願いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、学校敷地内で、今後、施設整備を行っていく方向でございますので、現実的には運動場の拡張は見込めない状況でございます。

しかし、子どもたちが日々運動し、遊べる場所でもございますので、教育委員会としましては、既存の体育館を残した上で、運動場の拡張分として屋内運動場の位置づけとした体育館を新たに整備することで、教育環境の改善を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　今、答弁があったあの運動場の拡張分として、屋内運動場の位置づけとした体育館と答弁がありましたが、これは従来の体育館とは違うわけですか。どのようなイメージなのか、答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　形状的には屋内の普通の体育館になりますけれども、位置づけとしましては、やはり運動場、外の運動場のほうが狭いと、さらに今、北小学校には既に体育館の

ほうは備えてございます。加えて、やはり運動ができる屋内の運動場という位置づけで体育館を整備するというような考えでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　今の体育館は残して、今より大きい体育館をまたつくる。北小には２つ体育館があるというイメージでいいんですか。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　そのとおりでございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　じゃ、今の構想では、今より大きい体育館、菊陽中学校は大きいですね。あのレベルでイメージしていいんですか。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　計画につきましては、教育長、施設整備課長が申しましたとおり、規模については、令和７年度にしっかり精査してまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　令和７年度のいつ頃決定するのか。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　７年度の末、３月までには決めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　はい、分かりました。

では最後の質問、時間ありませんので、(1)、(2)、併せて質問いたします。

(1)会計年度任用職員を含めた町職員のインフルエンザワクチン予防接種の接種率を示せ、(2)住民サービス低下防止のためにも、会計年度任用職員を含めた町職員へインフルエンザワクチン予防接種を推奨するべきではないかについて質問します。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

職員のインフルエンザワクチンの予防接種につきましては、接種が任意であること、また個人情報に関することであることから、職員に対する調査は行っておりませんが、熊本県市町村職員共済組合が実施しております保健事業の一つに、インフルエンザ予防接種助成事業がございます。この助成事業の会計年度任用職員を含めた申請率は20.6％でございます。

それから、２番目の質問ですけれども、高齢者等を除き、法律上の接種義務はこれはございませんので、インフルエンザの予防接種を受けることはあくまでも個人の意思決定によるものでございます。接種を推奨することは考えておりませんが、職員を感染から守る、職場での集

団感染発生というリスクの低減といった観点では大きな意義もあることから、引き続き助成事業の周知に努め、併せて定期的な喚起、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の基本的な感染対策に関する啓発を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　昨年、大津町では、役場職員の３分の１程度がインフルエンザに感染し、住民サービスに支障が出たと大津の議員からお聞きしました。

私が目にした本町でも、ある課ではインフルエンザで、10名ほどの課ですが４名インフルエンザで休んでいるときもありました。

役場での住民サービスは一秒も無駄にできない仕事もあります。住民サービスに支障が絶対出ないよう、感染対策には万全を尽くしてほしいと思いますが、その点、町長、最後。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　昨年末のこのインフルエンザの感染というのは、当然、菊陽町でも影響があったということでございますので、住民サービスの観点からも、坂本議員がおっしゃるような、やはりインフルエンザの予防接種の徹底とまでは言えないかもしれませんけども、しっかりと啓発をしながら、私がリーダーシップを取ってしっかりとやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　坂本議員。

○１７番（坂本秀則議員）　本日はお忙しい中、大勢の皆様に傍聴いただきまして誠にありがとうございます。

今後も、皆様の声、要望を町政に届けてまいります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　坂本秀則議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午後０時７分

再開　午後０時57分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二議員。

○５番（廣瀬英二議員）　皆さん、こんにちは。議席番号５番、一陽会の廣瀬英二でございます。傍聴の方には、この雨の中、足元悪い中で傍聴においでいただいて、本当にありがとうございます。

菊陽町の歴史を振り返ってみますと、土地区画整理事業、それから県営武蔵ヶ丘団地、それから光の森開発などの住環境整備や道路、下水道などのインフラ整備、防災センターなどが、防災拠点としての整備が進められてきました。

近年では、ＴＳＭＣ進出はもちろんのこと、光の森駅横断歩道橋の設置、鉄砲小路踏切改良、原水踏切改良、原水駅バス転回場の設置、南方大人足線の交差点改良など、利便性向上への交通インフラ整備が行われてきました。

また、災害時の避難拠点としての機能を併せ持つ総合体育館と多目的広場、テニスコートなど、町民の健康増進やスポーツ、競技力の向上を目的としたスポーツ整備事業が進められてきました。

今後においても、熊本空港線延伸道路の整備、観光、にぎわいの拠点として、アーバンスポーツ施設が令和８年度開業に向けて急ピッチで進められています。

また、交通渋滞緩和の救世主として、ＴＳＭＣの周辺道路の整備事業が異次元のスピードで進められていきます。

このように発展していく菊陽町の現地を目の当たりにすると、農地転用された地権者の方々に対し、一議員としても改めて敬意を表するものでございます。

今後、くまもと版サイエンスパーク構想など、新たなまちづくりが始まっていきますが、町民が豊かで、よりよいまちづくりとなるように、議員として提案力とチェック機能を深めてまいります。

質問は質問席のほうから質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　じゃ、１番目の質問に参ります。

総合ターミナル「さんふれあ」についてお尋ねをします。

アイスクリーム等の販売「氷菓里」は閉鎖中であるが、その活用策について町の考え方を示せ。

コロナ禍と収束後を含めると、約５年も閉鎖のままとなっている。氷菓里は、スポーツ広場に近く、立地条件としては好位置にあることは御承知のとおりです。土曜日、日曜日等の休日には、サッカーなどの試合で、子どもたちや保護者でにぎわっています。

頑丈な建物でもあり、町内を含めたアウトソーシングの検討も必要と考えるが、町の考え方をお示しください。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

総合交流ターミナル「さんふれあ」内に設置する農産物加工処理施設「氷菓里」につきましては、コロナ禍前はジェラートアイスの製造、販売を行っておりましたが、製造機械の故障やコロナ禍もあって、製造機械を廃棄し、現在は運用を停止している状況にあります。

総合交流ターミナル「さんふれあ」は、設置から25年が経過しており、本年度において発注

しました総合交流ターミナル長寿命化保全計画策定業務において、温浴施設を主として、今後５年から10年以内の大規模改造工事が必要であるとの報告を受けたところでございます。

長期的には、この大規模改造工事に合わせ、氷菓里の機能や運営について整理したいと考えておりますが、短期的には、管理運営を行う指定管理者の有限会社さんふれあに利活用を委ねており、現在、検討がなされていると承知しております。

一方、町では、本年度において、菊陽町総合交流ターミナル健康増進室等利活用検討業務を委託し、その中で、氷菓里の利活用について３つの提案を受けたところでございます。

今後、この提案を基に有限会社さんふれあと協議することとしており、同社が検討されている利活用案等を比較検討し、３月末までには方向性を示したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　今、３つの案を軸に、３月までには方向性を示したいという回答がありました。

これは収支にも影響することなので、土日、休日限定とか、それから営業時間限定とか、そういう効率的な運営は必要かもしれませんですね。

それから、５年、10年以内には大規模改修工事が行われることになれば、やはり今ある氷菓里、この活用策について、絶対、将来的にそのヒントになると思います。やり方が、こういうやり方でいいのか、こういう販売商品がいいのか、その辺も要するに見極める中では、早急にこれに取り組んでいただいて、早く実現をしていただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　次の２番目の平成の大合併に伴う菊陽町の行財政改革についてお尋ねをします。

平成11年から約10年にわたり、政府主導で市町村合併が行われてきました。自治体を広域化することによって、行財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的に始まったものでございます。

熊本県で見ると、94あった市町村は45市町村となりました。身近なところでは、合志町と西合志町が合併をし合志市になったことは、皆様も御承知のとおりでございます。

それでは、質問です。

(1)番の行財政改革について、当時の町の考え方を示せ、これについて質問します。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

平成の合併につきましては、国、地方とも極めて厳しい財政状況の中、基礎自治体の行財政基盤を強化するため、旧合併特例法などにより合併が推進されてきました。

そのような状況でありましたが、本町におきましては市町村合併が調わず、単独で進めてい

くことになりました。

また、国の三位一体の改革による地方分権の推進と税源移譲に伴う地方交付税総額の大幅な抑制が進んでいく中、効率的な行政運営や健全な財政運営を強化していく必要があるため、第３次菊陽町行財政改革大綱を策定し、取組を進めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　当時の菊陽町の財政状況は、平成17年度で財政力指数は0.72でございました。財政状況とすれば、健全な財政状況だったというふうに思っています。

第３次菊陽町行政改革、これは大綱策定によって平成18年度以降の財政状況はさらに改善され、現在に至るまで熊本県下においてトップの状況にあります。しっかりとした財政計画により、財政運営に当たってこられた行政を大いに評価するものでございます。

次の質問です。

③の財政改革から20年が経過したが、下記の項目について原状回復及び増額についての町の考え方をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。(2)番は、割愛ですか。

○５番（廣瀬英二議員）　失礼しました。はい、(2)番の菊陽町行政、行財政改革についての内容についてをお示しいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

第３次菊陽町行財政改革大綱では、基本方針を効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、住民と行政の協働による安心・安全のまちづくりとしております。

また、行革の重点数値目標として、財政目標を経常収支比率を82.5％以内、公債費比率を15％以内、財政調整機能基金を標準財政規模の20％以上と定めております。

次に、歳入の確保として、町税の徴収率向上を図るなどの改革を行い、その効果として５年間で１億700万円の増収を目指すとしておりました。

最後に、歳出の確保として、職員数の削減や事務事業の見直しなどを行いながら、その効果として、５年間で約４億6,600万円の削減を目指して取組を進めていたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　今説明ございましたけども、やはり第３次菊陽町行財政改革大綱、これに基づいて、先ほど申しましたけど、非常にしっかりとした計画を立てられて、そして財政運営に当たってこられた、この行政の力というのは大いに評価をするものでございます。

次に、３番の財政改革から約20年間経過したが、下記の項目についての原状回復及び増額についての町の考え方を示せ。

まず、(1)番目、①番の各種団体の補助金は、一律１割削減となっているが、今後の方針を

お示しいただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

各種団体の補助金につきましては、平成17年度の予算編成過程において、非常に厳しい財政状況から、一律10％削減するとされたものになります。

現在、御質問にもありましたとおり、約20年が経過しまして、状況としましては10％の削減がそのまま継続している補助金と各団体の活動状況の変化や社会情勢の変化などにより増額している補助金もございます。

今後も、各種団体の活動状況や財政状況及び新たな取組などを精査しながら、必要に応じて補助金の増額を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　活動状況や新たな取組などを精査しながら、必要に応じて補助金の増額を検討していきたいという回答がございました。

各種団体の活動は、成長し続ける菊陽町にとって、地域の活性化や連帯意識の高揚などを図る意味からも、またまちづくりにとって大切な団体です。ぜひ、早急な検討をいただき、実現していただきたいと思っております。

次の質問です。

②の町長、副町長、教育長などの報酬が減額になっているが、今後の方針をお尋ねします。

菊陽町は、熊本都市計画区域への編入を皮切りに、土地区画整理事業が進み、住宅地や商業施設が増加し、都市化が進められてきました。多くの市町村が人口減少傾向にある中で、平成27年４月には人口４万人を突破しました。直近の人口は約４万4,000人になるなど、活気あふれる成長し続ける元気な町となっています。財政、行財政改革後、約20年の間、飛躍的に変貌を遂げてきました。

また、近年では、ＴＳＭＣの進出により、全国的に有名な町となりました。熊本県は、国家戦略特区に指定され、そういう中で菊陽町はさらなる発展に向けて、行政、議会に大きなかじ取りを託されています。

今後の方針をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

町長、副町長、教育長などの特別職の報酬につきましては、平成17年12月に、第３次菊陽町行財政改革大綱を策定し、平成18年度から、より効率的で効果的な行財政運営と財政の健全化を図ることを目的とし、その実現に向けて取組を進めていく中で、特別職の報酬を経常経費の節減と全庁挙げて歳出の見直しと合理化に取り組む士気を高めるために、公務員給与の構造改革に伴う減額を踏まえ、町長を10％、副町長を７％、教育長を７％、減額しております。

当時、多くの自治体で特別職の減額が行われております。

減額の内容は、町長が83万円から74万7,000円、副町長が63万円から59万3,000円、教育長が58万3,000円から54万2,000円に改正され、平成18年１月１日から施行されており、この改正以降、特別職の報酬は見直されておりません。見直しておりません。

特別職の報酬の原状回復及び増額につきましては、町を取り巻く社会情勢の変化や近隣市町村の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　町長で、月に８万3,000円の減額、それから副町長が３万7,000円の減額、教育長が４万1,000円の減額となっています。三役におかれましては、昇給もベースアップもありません。

お三方におかれましては、金庫はぱんぱんという、そういう状態であるかもしれません。財布はもう重くて仕方がないという部分もあるかもしれませんが、後世のためにも原状回復及び増額は必要なことであります。

大津町では、先般、特別職報酬等審議会で結論が出ました。町長などの報酬は、約20年前の報酬に戻り、議員においても改定となりました。いずれも令和７年４月から実施予定となっているようでございます。

菊陽町においては、これから特別職報酬等審議会を立ち上げ、議論されることになりますが、地方自治体の財政力の強弱を示す財政力指数は、県で、菊陽町がナンバーワンであり、２位の大津町と大きく違います。

また、菊陽町においては、令和７年度夏には、熊本県で唯一の不交付団体になる予定とされています。以前には、大津町が不交付団体としての時期があったように記憶しております。

早急に、これは特別職報酬等審議会を立ち上げていただくことを強く要望します。

それぞれの市町村で報酬に違いがあるように、差別化は必要であります。審議会におかれましては、人口、予算規模、財政規模、町の特異性、まちづくり及び将来展望などを含めて議論の俎上に上げていただきたいと。町長、副町長、教育長などの報酬改善の早期の実現を期待するものでございます。

以上で２番目の質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　それでは、自治会の活性化について質問をします。

自治会の運営については、役員の成り手不足、自治会への未加入者の増加、外国人との多文化共生、ごみ処理の問題、世代間ギャップ等、区長、役員を含め、共通した悩みを持っておられると思います。

自治会では、自治会発展のために運営に当たっておられます。しかしながら、年々厳しくなっている個人情報など、多様化する業務の変化に戸惑っておられます。

そういう中で、人との関わり方が希薄となり、コミュニケーションをどのように構築していくのか、自治会活性化のための町の考え方をお伺いするものでございます。

質問として、少子・高齢化、ＳＮＳなどの普及、また外国人の居住者が増加するなど、自治会を取り巻く環境は大きく変化している。そういう中で、自治会活性化のための町の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

全国的に、区・自治会を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会環境の著しい変化によって、役員の成り手不足、未加入者の増加などの課題も起きております。

菊陽町でも、同様の状況で御苦労されている区・自治会、また近年は外国人居住者の増加に対する不安を抱えておられる区・自治会があることから、区長会役員との意見交換や行政連絡会議での台湾文化についての講演やスマートフォン用多言語翻訳アプリＶｏｉｃｅＴｒａの紹介など、取り組んでいるところでございます。

また、自治会加入促進チラシの作成を現在進めているところでもございます。

このほか、区・自治会を支援するため、行政区運営補助金により区・自治会における地域づくりの運営を継続して支援しております。

また、地域の活性化や地域住民の連帯意識の高揚などを図り、魅力ある地域づくりに資するために、新たに取り組む単年度事業で、区・自治会なども対象としているわがまちづくり支援事業補助金の制度も設けているところでございます。

町としましては、区・自治会の活性化は町の活性化につながりますので、区・自治会からの相談や要望には丁寧に御意見を伺いながら、区・自治会と一緒に、活性化のためにどのような支援や対応が必要か、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　回答いただきましたけれども、私が申し上げたいのは、どのような方法が効果的で実のある運営なのか、活性化につながっていくのか、成功事例も含めて紹介などが必要であるというふうに思っています。

区長会との意見交換や行政連絡会議の中で、活動報告を含め、情報を共有して議論すること、また情報を共有することで、また広報きくようの活用なども必要ではないかと思っております。

次に、敬老会事業を廃止し、多世代交流促進事業に移行すると聞いていますが、金額など、内容は決まっているのか、決まっているのであれば教えてください。

また、わがまちづくり支援事業補助金についても、簡単に教えてください。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　敬老会から移行します多世代交流事業の補助金額についてですが、今、予算上は一律７万円の金額で要求を行っているところになります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　ただいままちづくり支援事業のほうも御質問がありましたので、総務課のほうでお答えさせていただきます。

内容については、今、部長のほうが答弁しましたので、内容は割愛、目的等は割愛しますけども、補助対象経費の３分の２に当たる額を補助していまして、上限は30万円としています。ただ、現在、補助対象事業としては、地域の自然また環境及び保全に関する事業とか地域文化の継承、歴史的な遺産の保護に関する事業とか地域住民の融和、交流を深めるための事業とか、幾つか掲げております。

単年度の事業になっていますので、一回使ったらその後年度が使えないような補助金の要綱にはなっておりますけども、現在、そのような支援事業のほうは御用意させていただいております。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　そうしましたら、まちづくり支援事業と多文化交流促進事業、この大きな違いはあるんですかね、ほぼ同じような内容ですか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　多世代交流事業につきましては、これは、これまでは敬老会の補助をやっておりましたけども、それを変えて、多世代の交流事業としたというところでございまして、わがまちづくり支援事業につきましては、新たに事業を行って、自治会、区でも構いませんけれども、新たに取り組む事業、新規の事業について補助するという事業で、それをきっかけとしてそういう事業を後年も続けていただけたらと、そして地域の融和、交流につなげていただければというような事業で、違う事業でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　私が、多世代交流で印象に残っていることをちょっと御披露しておきます。

私たち議員は、各町民センター祭に来賓として参加をします。そして、あるセンター祭では、子どもと親御さんのダンス、小・中学生によるキッズダンス、台湾の先生と子どもたちのコラボ、中・高齢者によるワルツ、マンボ、カラオケ、それからうちに議員としていらっしゃる甲斐議員、居合道、これを御披露いただきました。まさしく、この多世代交流にふさわしいイベントであったのかなというふうに私は思っております。きっかけづくりとして参考になるのではないでしょうか。

これで自治会の活性化についての質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　次、４番の小学校の登校について質問をいたします。

菊陽町に６つある小学校の中で、西小学校において、今年４月から個別登校に変わります。これまで個別登校が試行的に行われてきました。コミュニティ・スクールと言われる子どもたちの安全、交通教育については、家庭や学校、地域社会全体で取組が行われています。

新１年生が入学する前に、子どもたちを交通事故から守る交通安全教育、不審者などから身を守る生活安全教育は大切なことであります。

また、保護者が安心して子どもを学校に送り出せるように、安全な通学路環境を整えていくことも大事なことであります。幼稚園など、保護者に付き添われてきた者が新１年生となり、独り歩きデビューをするようになります。統計的にも、交通事故が多い魔の７歳とも言われております。

それでは、質問です。

西小学校では、今年４月から個別登校となるが、新１年生の安全をどのように確保していくのか、町の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　御質問にお答えいたします。

菊陽西小学校における集団登校については、ＰＴＡ役員会において問題点や課題などが取り上げられ、今後の在り方について、これまでも幾度となく議論がされてきました。

役員会では、長年の課題である集団登校について、地区委員の負担軽減等の観点を踏まえ、一定の方向性を出したいとの結論に至り、地域住民の代表などで構成している学校運営協議会の意見等も聞きながら、昨年、お試し登校とアンケート調査が行われたと伺っております。

保護者アンケート調査結果によると、お試し登校の実施前は、安全面での不安を感じていた保護者が多くいましたが、お試し登校の実施後は、登校に対する親の意識が高まった、登校班と比べて時間がずれたことで車が減った、子どもが自分のペースで行くことができたなど、プラスの面が多く挙げられた一方で、低学年なので不安、我が子の登校が心配といった意見も見られたようです。

学校側でも、児童及び教職員を対象にアンケートが実施され、子ども同士のストレスがなくなるなどの理由から、児童の75％が個別登校を望んでいるという結果が出ており、教職員においても、児童の安全に対する意識が高まった、登校班をきっかけとしたトラブルなど生活指導がなくなったなどの意見もあります。

このようなことから、令和６年11月14日に開催されたＰＴＡの運営委員会において、登校班による登校を廃止し、個別登校へ移行することが決定されています。

議員御質問の新１年生等の安全確保については、学校では、入学前の取組として、体験入学時に交通安全教室を実施するとともに、危険箇所マップを配布し、保護者に対しては、入学まで複数回の登校練習を行い、危険箇所の確認や横断歩道の渡り方の指導をお願いしています。

さらに、入学後すぐに、１年生の交通安全教室の実施や個別登校の状況を把握し、保護者の

見守り期間の延長を計画するなど、個別登校の移行に向けた丁寧な取組が行われています。

教育委員会としましては、個別登校することで保護者や子どもたちに自分の命は自分で守るという登校に対する意識の高まりも見られ、学校で十分議論された上で計画的な移行を進められており、その決定を尊重したいと考えています。

また、通学路における危険箇所については、これまでも菊陽町通学路交通安全プログラムを通じて安全対策を行ってきましたが、交通量が非常に多い地域でもありますので、引き続き地域の方々や見守りボランティアの方々、関係機関と情報共有を行いながら、児童・生徒のさらなる安全確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　学校での個別登校についてのアンケート調査結果を、今まで、子どもたちに私もいろいろ聞いてきました。自由登校がいいのか、個別登校がいいのか、そういう中で、やはり子どもたちの意見というのは８割は自由登校がいいと、個別登校がいいという意見でございました。

なぜかというと、自由に、自分たちが自由な時間に登校できるというのが圧倒的に多かったですね。それと、やっぱり中には、先ほどお話がございましたけれども、弟とか妹の安全が心配だという意見もありました。

そういう中で、私は、先ほどもお話がございましたけども、保護者や子どもたちに、自分の命は自分で守ると、このことが私は交通安全については基本だと思います。この意識をいかに今から子どもたちに教えていくのか、身につけさせていくのかというのは、非常に大切なことではないだろうかと思います。

自主性と事故防止、対応能力、これを養っていただくことが、子どもたちの教育では、安全教育では大切なことではないでしょうか。

それから、通学路における危険箇所については、令和６年度通学路合同点検が５月に行われております。４月から、個別登校が始まる西小学校の通学路点検において、11件の危険箇所が指摘されていました。

学校からの要望として、横断歩道の設置が５件、速度制限や一時停止が２件、ゾーン設置３件、カラー舗装化が２件でありましたが、今年３月までにはほとんどの要望事項が終了する手はずになっているようでございます。

ただ、横断歩道の設置、一時停止規制については、これは警察の所管でございますので、いろんな条件があり、要望どおりにはいかないのが現状でございます。

横断歩道に代わるものとして、町で対応できる横断歩道指導線及び運転手への注意喚起の看板設置は既に終了しています。

また、新山５号線の境界線の不明な砂利道についての整備については、今後の課題であります。

学校では、先ほど話がございましたけども、入学前の取組として、体験入学時に交通安全教育の実施や危険箇所マップを配布し、保護者に対しては、入学まで複数回の登校練習を行い、危険場所の確認や横断歩道の取組の指導をお願いしており、個別登校の移行に向けた丁寧な取組が行われているというようなことで、私も安心しておるところでございます。

不安と希望を胸に入学する新１年生、低学年の安全確保に、ボランティアの一員として地域の方々と一緒にサポートしていけたらと考えています。

これで西小学校の個別登校の質問を一応終了したいというふうに思います。

これはエピソードではございますけども、子どもたちと接触する中で、やっぱり見回りをする中で、本当に楽しいこともたくさんございます。１年生が私の顔をずっと見て、振り返って私の顔を見ていくんですよね。だから、私も、女性から何というか、そういうふうに見詰められるというのはもう何十年ぶりというか、もう50年になりますかね、そういう感じでございます。

それと、忘れ物が、子どもたちは結構多いんですね。だから、何しょっとねちゅうと、いや、忘れ物をしましたと、何ば忘れたつねと聞いたところが、ランドセルと言うですもんね。だけん、そういう子どもたちもやっぱり面白い部分もございます。

だから、それが楽しみで行っているようなもので、特に最近ではマスクが外れて子どもたちの表情が直に見られます。そういうことでは、よかったなと、コロナ禍が収束してよかったなというふうに感じておるところでもございます。

それでは、次の５番、ごみの取扱いについて質問をします。

環境問題についての質問は４年ぶりとなりますが、(1)特定品目（スプレー缶、カセットボンベ）の中で、塗料用スプレー缶は除くとあるが、取扱いについてお尋ねをします。

一般家庭では、塗料用スプレー缶は、家具やドア、階段、配管などの補修に噴射するなど、様々な用途で使用されています。

菊池環境保全組合の問題ではあると思いますが、町の見解をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

特定品目には、主に廃乾電池、水銀体温計、ライター、スプレー缶、カセットボンベなどがあり、それぞれ別の透明袋に入れて出していただいております。

御質問の塗料用スプレー缶は除くとしている理由としましては、平成16年までは、使い終わった塗料用スプレー缶の収集を行っておりましたが、ごみ収集車の中で破裂等によって残った塗料がほかの資源物に付着し、本来であればリサイクルできたはずの資源物がリサイクルできなくなる事案が多発したことから、合併前の菊池環境保全組合及び１市６町１村による協議により、平成17年から、環境美化センターに直接持ち込んでいただくこととしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　これが、私も地域の人から質問を受けてこの質問に至ったわけですけど、(2)番で、したほうが分かりやすいという、はい、これは毎年配布されている菊陽町ごみ収集カレンダーにも明記したほうがいいと思います。というのが、令和３年に配布されたごみの取扱要領には掲載してありますけども、毎年配布されておるカレンダーについては入っていないんですね。だから、それを見ていない人は、これはどうしたらいいんだろうかという心配な声もいただきました。

それでは、次の質問です。

(2)番、住民の利便性の向上を図るため、塗料用スプレー缶の回収は必要と考えるが、町の考えをお示しください。これは先ほど回答がございましたけども、これも引き続いて私のほうでよろしいですね。はい。

住民の利便性の向上を図るため、塗料用スプレー缶の回収が必要と考えるが、町の考え方をお示しくださいという部分では、大津町にある環境美化センターまで持ち込むのは、町民のほうからすれば、場所、時間などを考えるとリスクがあるわけですね。特に、高齢者にとってはそのリスクはあると思います。

それで、平成16年までは、そういうスプレー缶は特定資源品目として取り扱っていたものが、17年度から、そういういろんな事故があって取りやめになったということでございますけれども、熊本市とか、それから八代市は現在もやっております。だから、16年から、17年度から廃止したというのは、約20年になるんですけども、その20年間、そのままにしておられたのか、検討はされてきたのかです。

だから、できない理由ではなくて、できる方法で何かそういう検討はなされたんでしょうか。それが私は一番疑問で、そういう事件があったから、これはもう危ないからやめておこうということじゃなくして、町の利便性、住民の利便性の向上のために、それはどのようにしたら、そのようにできるようになるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

菊池広域連合の構成市町であります２市１町のほうからも、そのような御相談があってないことから、今までそのような内容での議論になったことはございません。

以上となります。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　今、課長のほうから回答ございましたけれども、苦情がないから検討はしないんだと、前に進めていかないんだというのは、私は町民の利便性向上を考えた場合に、それはちょっと違うんじゃないかなと思います。

やはり、苦情がないように、そういう取扱いが町民のためになる取扱いに向けて、やっぱり検討というのは私は必要だと思います。それについてはいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　ただいまの御質問ですけども、今までも、先ほどお答えしましたけども、２市１町のほうからも相談もございませんし、私ども菊陽町としましても、そのような御相談というのが、私は今、３年、在籍しておりますけども、直接受けたことがなかったものですから、今後としましては、先ほどから繰り返しますけども、２市１町のほうからもそのようなお話があった場合には、今後検討していく余地はあるかとも考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　ちょっとしつこいようですけど、そういう声が上がったら検討していきたいというのは、もう要するにＮＧだと思います。はい。だから、そこはやっぱり利便性の向上のために、町民が本当に高齢者も今からどんどん増えてきますし、そこは要するにもうちょっと真剣にという言い方はおかしいですけど、これは失礼になるかと思いますけども、それは検討していただきたいというふうに思います。検討できないですか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　それでは、御質問にお答えします。

部長のほうより、先ほど回答がありましたけども、収集車の中で破裂したという事案がございます。そうなってきますと、リサイクルできるものがリサイクルできなくなるということで、仮に個別に回収を行うとした場合には、別車両及び別の人件費等が必要となり、新たなコストがかかることになることから、単独での収集は考えられないと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　あまりしつこく言うのもなんですけども、これは個別にちょっと御相談をして、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それでは、２番目の質問を終わります。

次の質問です。(3)番、自治会未加入者及び外国人のごみの取扱いについて、町の考え方を示せ。

近年、自治会加入率が低下をし、その傾向は続いているようです。また、外国人の数は菊陽町全体で1,000人を超えています。特に、ＴＳＭＣ進出により、外国人の転入は今後も顕著になっていくと予想されます。

もちろん集合住宅においては、オーナーの管理になっていますけども、自治会加入者と未加入者のごみの取扱いについては、不公平感がトラブルの原因になっています。自治会加入者は、区費を払い、ごみ当番の順番を決めて、ごみ指定箇所の清掃及び管理を行っています。自治会加入者と未加入者のごみ処理のはざまで、地域のごみの収集は自治会運営においても深刻な悩みでもあります。

これは何かいい方法はないでしょうかね、お尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

まず、自治会未加入者のごみの取扱いにつきましては、ごみステーションを設置、管理していただいております各自治会に御協力をお願いし、利用する際は、各自治会のルールに従って同じごみステーションを利用していただいております。

また、外国人の方のごみの取扱いにつきましても、自治会未加入者同様に各自治会のごみステーションを利用していただいております。

なお、区・自治会長より要望がありましたので、本年度、５か国語に対応したごみ出しルールの看板を作成しておりますので、必要とされる区・自治会ではごみステーションに掲示されているところです。

本町としましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物を収集し、これを運搬し、及び処理しなければならないと規定されておりますので、今後も円滑なごみ処理が行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員）　自治会未加入者が少ないうちは、便宜的な取扱いも可能です。未加入者が増えていくと、後々困ることになります。

解決策としては、次のことが一応考えられますけども、まず未加入者のごみ置場の使用を禁止し、町に戸別回収をしてもらう。それから、未加入者の使用を認めて利用料金を徴収する。これは500円からそこら程度だと思いますけど、これは自治会の判断になります。それと、収集センターへの持込みや新たなごみステーションの新設。これは町の判断になると思いますけども、やはりいずれにしても、町の判断、自治会の判断が、これは求められてきます。

その判断に基づいて、今の状況をやっぱり変える必要が私はあると思います。ここは、町の判断でやってくれとか、ここは町でするからとか、そういう部分をすみ分けをしていかないと、今のように穏便にというやり方では、後々、私は困ると思います。

全国的にも、区に入っていない人は約30％近くと言われております。うちの区においても、私のときは誰もいませんでしたけど、今、３人、241戸の中で３名がいらっしゃいます。それと、外国人の方はアパートのほうには数名いらっしゃいますけど、そういうことで、やはりごみの取扱い方についてはある程度判断していかないと、今のままのやり方では私は駄目だというふうに思っております。

それについては何かコメントはございますか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　それでは、ただいまの御質問にお答えさせてもらいます。

ただいまの御質問は、全国の自治体での懸案事項であると考えております。

他県になりますけども、他県の事案で、今現在、最高裁まで持ち込まれている事案がございます。令和７年には、その判決が出ろうかと思いますので、判決が出た際には、各区・自治会

長様とまたお話をさせてもらいながら、区・自治会によって様々なルールがあると思いますので、また御相談をさせてもらいまして、今後の方向性等を定めていきたいと思っております。

以上でございます。

（５番廣瀬英二議員「よろしくお願いしときます。それと、ちょっと時間が６分ほど余りましたんで、先ほど私は映像を準備しておりました。いろんな映像、それをちょっと流させてもらってよかですかね」の声あり）

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員に伝えます。

通告外とみなします。

（５番廣瀬英二議員「通告外」の声あり）

どうぞ、続けてください。質問を続けてください。

○５番（廣瀬英二議員）　質問ですね、はい。これで、これは映像も、ちょっと私も取扱いがあまりよくないんだけど。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員、質問はございますか、この映像について。

○５番（廣瀬英二議員）　質問、映像については、いや、私が言いたかったのは、今出ましたですね、私が言いたかったのは、ここまで菊陽町が発展してきたと、これはやっぱりいろんな行政はもとより町の地権者のいろんな協力があってここまで来たんですよという部分で、一応紹介したところでございます。

というか、映像を見ながら、皆さんはどういうふうにお感じになられたか、分かりませんけど、私は冒頭挨拶でも申し上げましたけども、やはり地権者の方々の御協力なくしては町の発展はあり得ないということを言いたかったわけです。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員、今後は、登壇の際、今のようなことは述べてください。

○５番（廣瀬英二議員）　はい、分かりました。

それと、最後になります。これは、要するに町発展の礎を築いてこられた井芹部長、それから総務部長、板楠総務部長ですね、それと今日は丸山課長が見えておりませんけども、丸山課長、定年というか、役職定年ということで議会で対峙するのはもうございませんけれども、本当に長い間、本当にお世話になりました。

いろいろいらっしゃると思いますけども、いろいろとまたお聞きすることもございますけれども、今後に、よろしくお願いをしておきます。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

休憩　午後１時54分

再開　午後２時４分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子議員。

○６番（矢野厚子議員）　皆様、こんにちは。議席番号６番、一陽会、矢野厚子です。年度末のお忙しい中、お足元の悪い中、傍聴においでいただきの皆様、ありがとうございます。皆様の声を少しでも行政に届けるためにこの場に立っております。また、終わりましたら皆様の御意見を聞かせてください。

さて、先日、ネットのニュースで、大東建託の居住満足度の調査によると、熊本県の幸福度、住み続けたい街ランキング１位に菊陽町が選ばれたと書かれていました。ちなみに、２位は御船町です。

良い評価はうれしいのですが、皆様御存じのとおり、菊陽町は地域による格差が大きく、少し複雑な気持ちで記事を読みました。

今日は、今、課題となっている北小学校の教室不足や増え続ける高齢者に対する町の対応の在り方と町長公約の産業、地産地消の推進についての点を質問します。

質問は質問席にて行います。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　最初の北小学校の今後の方向性について問うです。

今後も生徒数の増加が予想される北小学校の児童の教室は、どう考えるのか、その質問をします。

北校区の住宅の増加に伴い、今までも質問しており、午前中も坂本議員が質問いたしましたが、検討は進んでいるのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　御質問にお答えいたします。

坂本議員の一般質問でもお答えしたとおり、菊陽北小学校の来年度の児童数を597人、通常学級18、特別支援学級８、通級学級１、全体で27学級と見込んでおり、令和６年度に比べ、通常学級が１学級増える見込みでございます。

今後の児童数の推移予測では、児童数は増加すると予測しておりますが、一方で新１年生の児童が転出し、予測よりも少ないなどの傾向も確認されており、令和９年度の児童数641人をピークに穏やかな減少に転じ、令和12年度には児童数611人となることが見込まれています。

教育委員会としましては、来年度行う基本設計業務の中で、児童数の推移予測を見極め、必要な教室について判断したいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　令和６年度に比べて通常学級が１学級増える見込み、令和９年度をピークに緩やかに減少するということが見込まれるということで、７年度に行う基本設計業務の中

で必要な教室数について判断したいということですね。

では、次の(2)町の人口シミュレーションを見ると、増加が一時的なものと考えられるが、その伸縮の対応は考えているのか。対応として期間限定で分校建設を提案するが、町はどう考えるかをお答えください。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　御質問にお答えいたします。

坂本議員の一般質問でお答えしたとおり、児童数は、令和９年度の641人をピークに、その後は穏やかな減少に転じると見込んでおり、学校敷地内で増築する計画でありますので、分校をつくる考えはございません。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　増加数の予測が、令和９年度から減少する見込みなので、先ほどの坂本議員の答えの中で、敷地内で増設する計画であり、分校の考えはないということですね。

しかし、今の町は大きく変化をし続けていて、前回の北小学校の増設も、予想以上の生徒の増加で数年もしないうちに対応を迫られています。

北小学校校区の中には、町の計画している開発によって新しい生活圏が誕生します。その影響は考慮しているのですか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　御質問にお答えしたいと思います。

向原のほうの開発のほうが今進んでおりまして、全143区画のうち58区画、約40％が確認申請のほうが今出されているような状況でございます。そのうち26区画が日本の世帯というふうになっています。

今後も、宅地開発などの動向と児童・生徒の推移を注視するとともに、関係課と連携し、情報を収集、共有したいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　線路の北側の部分は考慮されているんですか。新しく。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど、矢野議員のほうから、町の開発計画というのは、多分（仮称）原水駅周辺の土地区画整理事業ということだろうと思いますけれども、原水駅周辺につきましては、令和８年度の事業認可を目指して今進めているところでございまして、早くても令和10年から11年、このぐらいに工事に着手というような形になりますので、そこの時間軸といいますか、タイムスケジュールも、今度、来年度の基本設計の中で児童数の推移というものを出す中で、そこもしっかりと計画の中に入れさせたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　じゃ、先ほどの予想ではちょっとそこは含まれていないというふうに考えてよろしいですかね。

○議長（福島知雄議員）　施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん）　ただいま井芹部長のほうがお話ししましたとおり、区画整理のほうは、現在のところ見えていないというところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当に先ほども述べましたように、町の変化というのは、常に動いていて、予測はできないんですけれども、その辺を踏まえて、次の３の文科省が校舎の複合化を提案しているようだが、町はそれに対してどう考えているかですが、文科省のホームページを調べてみますと、少子化のため、これは少子化ですけども、生徒数が減少し、品川区では小学校に図書館や音楽ホール、プラネタリウムなどをつくり、地域の学習文化の拠点として人材交流を行っています。

また、世田谷区では、小学校、中学校、保育園の複合化により幅広い年齢層の交流があり、小学生が保育園児への読み聞かせをしたり、中学生が保育園で職場体験を経験したりしています。また、京都では、高齢者福祉施設や商業施設をつくり、一緒にイベントに参加したり、中学生が高齢者施設で職業訓練を行ったりして、世代間交流を行われています。

このような新しい学校の在り方を町はどう考えるか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

文部科学省の学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方についての報告書によりますと、学校施設と他の公共施設との集約化、複合化については、全国的には、今後、人口減少や少子・高齢化等による利用需要の変化等に対応するために、地方公共団体において、全体の施設の状況を把握し、長期的な視点から、公共施設の更新、統合、長寿命化を行い、財政負担の軽減、平準化、最適な配置をしていくことが求められています。

また、公共施設の約４割は学校施設であり、その多くは地域住民が通いやすい位置に立地し、構造体としても耐震対策がされ堅牢であることなどから、既存校舎や余裕教室等を活用し、地域において需要のある公共施設等を整備することも、公共施設の効果的、効率的な整備に資するという観点からも重要であると考えられています。

今後、少子化が進行するにつれて、地域によっては、児童・生徒の減少により余裕教室等が増加することが予想され、学校の余裕教室については、これまでも将来の教育内容、方法等の変化への対応について検討した上で、地域の実情やニーズに応じ、放課後児童クラブや保育所など、様々な用途に活用されている事例もあり、地域のコミュニティーの強化、ひいては地域

の振興、再生へとつながっていくことは承知しているところでございます。

議員御質問の文教施設の集約化、複合化については、菊陽北小学校の現状を鑑みると、教室の整備が喫緊の課題であるため、現段階では、施設の集約化、複合化は考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　人口減少や少子・高齢化による利用状況の、需要の変化に対応するために重要で、地域コミュニティーの強化、振興、再生につながるという理解はされているということですね。

ただ、今は、北小の教室の整備が最優先であり、集約化、複合化は考えていないということですけれども、本当に町の人口は周りの状況で大きく変化します。子どもの数も予測どおりにはいきません。先ほども、予測ができないということをおっしゃっていましたけど、一方、高齢者については全体の人口に占める比率は確実に増えていきます。

初めのほうの質問でも申し上げたとおり、子どもの数の増加は限られた年数だと思われます。だからといって、仮設の校舎に入れて、生徒の数が減ったら壊すとか、先ほど坂本議員も仮設校舎はやめてくれという話をされましたけど、本当に私も高校時代に仮設の校舎に入ったことがありますけど、やっぱり普通の教室と全然違うので、生徒に対する環境が違うと思います。

今、私立の保育園の中には、子どもが減ったら高齢者向けの施設に変えていくことを考えるところも既にあります。経営も両方されているところもあります。

学校も、将来の複合化を念頭に、今後の町の状況に合わせて変化させていくべきだと思います。

また、北小学校校区には、以前にも申し上げましたけれども、町民センターはありません。複合型の施設に分校という形で北小学校の足りない教室を検討していただきたいと思います。

教育長は、町の総合計画審議会の席で、家庭、地域、学校が連携協働した特色のある学校づくりの項目の中で、地域資源や地域の人材を活用した菊陽町ならではの特色のある学校を目指すとおっしゃっています。

その実現のためには、地域の人が交流しやすい複合型の公民館などを併設した新しい小学校をつくることによって、その一歩が始められると思います。

教育長と町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　教育長。

○教育長（二殿一身さん）　では、お答えいたします。

先ほどありましたように、菊陽町ならではの教育をやっていきたいというのは、この間お答えしたとおりです。

そこでは、まずは教育、菊陽町ならではというのは、菊陽町にある教育資源をしっかり使いたい、人、物、こと等をしっかり使った教育を進めていきたいという思いでした。

一方では、今、議員御提案の複合施設等に関しましては、少子・高齢化が進むところが大前提でございますので、今、菊陽町においては、特に北小学校におきましては、喫緊の課題は教室の整備と考えておりますので、先ほど矢野教育部長が答えましたとおり、現在のところ、現段階では施設の複合化、集約化等は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　教室の整備の喫緊の課題ということでございまして、教育長が今お話をされたとおりでございます。

ただ、北部町民センターというところで、議員がおっしゃったように、北部地域だけないということでございますので、これも午前中の答弁と大分かぶるところがございますけども、しっかりと菊陽町の財政状況を見ながら議論をしていくべきだというふうに思います。

教室に関しましては、やはり生徒の上限がございますので、議員がおっしゃるように、ぱちっと決められるところでは実はないというところを御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　総合計画を実現できる先進的なまちづくりの事例となるような検討を再度提案して、次の質問に移ります。

高齢者への町の対応の在り方についてお尋ねします。

まず、高齢者の年齢をどのように区分しているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

高齢者の法律上の定義については、一般的には65歳以上を指しますが、法律によっては高齢者の定義を65歳未満にするものがあります。

65歳以上を高齢者と定義する制度としては、医療、介護分野の制度が主なものになりますが、医療分野において65歳以上75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と区分するのは周知のところです。

一方、老人クラブの設置根拠となる老人福祉法では、老人の一般的な定義はなく、同クラブに加入できる年齢条件は、規約等においておおむね60歳以上と定めています。

また、シルバー人材センターの設置根拠となる高年齢者雇用安定法では、高年齢者の定義を55歳以上と定義しておりますが、同センターに登録できる年齢条件は規約等においておおむね60歳以上と定めているところでございます。

このように、高齢者の年齢区分の取扱いについては、法律上の定義に従って運用する事業と法律上の定義とは異なる年齢条件を定め運用を行う事業とに分かれております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当に当事者も迷うくらいにいろいろ難しいところがありますけど、では医療費助成対象者年齢の区分と補助制度の内容をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

高齢者への医療助成対象者年齢の区分と補助制度の内容について、町が実施している健診や予防接種事業の状況を説明いたします。

まず、健診に関する補助として、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者の人間ドック健診奨励補助金として、受診者に対し、１人当たり２万5,000円を補助しております。

また、後期高齢者医療保険被保険者の後期高齢者歯科口腔健診では、健診費用5,320円に対し、自己負担額は400円となります。

そのほかに、集団健診での特定健診や胃がん、大腸がん、肺がんなどの各種がん検診を実施しておりますが、自己負担額は、それぞれの検診に係る費用に対し、75歳以上の場合は１割程度、74歳以下の場合は３割程度とし、残りの費用については町が負担しております。

次に、予防接種に関する補助についてですが、高齢者への予防接種では、65歳以上を対象としたインフルエンザワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン、新型コロナウイルスワクチンを実施しております。

それぞれの自己負担額については、インフルエンザワクチンが1,400円、成人用肺炎球菌ワクチンが3,200円、新型コロナウイルスワクチンが2,100円と、それぞれの接種に係る費用に対し３割程度とし、残りの費用については健診と同様に町が負担しております。

さらに、今後の計画としては、帯状疱疹ワクチンが、令和７年度から予防接種法に基づく定期接種に位置づけられることを受け、新たに開始する予定としており、令和７年度の当初予算に計上させていただいております。

対象者は、65歳を迎える方に加え、新たな定期接種となりますので、５年間の経過措置として、令和７年度から令和11年度までの期間に、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方などとなります。

自己負担額は、接種に係る費用に対し３割程度とし、残りの費用については町が負担する予定としております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　今回、このような質問をしたのは、当事者である高齢者がよく理解していない現状があるからです。

60歳になると、老人会から、入らんね名前だけでよかけんと声をかけられ、65歳からは高齢者と区分されることにだんだん慣れてきます。70歳から保険証や運転免許証の更新などによ

り、はっきりと自覚をします。

今回、高齢者の医療費の中で、予防接種に関する補助を述べてもらいました。

自治体によって助成されている金額が違います。インフルエンザ予防接種の金額は、菊陽町は1,400円ですが、ネットで、菊陽町、インフルエンザ、予防接種と検索してみたところ、平成22年の菊陽広報が出てきて、1,000円の金額が出てきました。よく見ないと間違えてしまいます。

また、町のホームページに、おとなの健康相談というのがあります。この大人とは、18歳以上全員のことなのか、高齢者を対象なのか、また高齢者のみを対象とする、そういうページは作成されていないのか、作成されていないのであれば高齢者が分かりやすいようなホームページを作る考えはないか、お尋ねします。

通告外ではありますけれども、このホームページを作られているので、お答えできますか。

○議長（福島知雄議員）　健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　御質問にお答えします。

おとなの健康相談ですけれども、今、全世帯にお配りしております健康カレンダーというものがございまして、これは年度ごとに配布するものですが、そちらのほうに掲載をさせていただいておりまして、基本的には、毎週火曜日朝９時から５時まで、健康・保険課の窓口で御相談に応じる、また血圧測定とかそういったところも随時御相談に応じるような周知をしております。

これは、一つ、健康増進法に基づく健康増進事業の一つで実施しておりますので、おおむね40歳以上の方を対象としておりますが、それ以外の方でも御相談していただければ対応をしていきたいと思っているところです。

また、ホームページにつきましては、この健康カレンダーを掲載させていただいている状況ですので、これ独自で掲載はまだしておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　おおむね40歳以上ということで、今、年齢を聞きましたけど、できるならば、そこも明確に書いていただくと相談が行きやすい、また今月はシルバーだから60歳以上対象とか、本当に年齢によっていろいろな補助とかが違うので、そこも工夫していただくとありがたいかなと思います。

また、帯状疱疹のワクチンが、国の方針で65歳以上は定期接種となるということで、予算化するというお答えでしたが、この料金がまた高いですよね。生ワクチンは8,000円程度で、１回の接種ですけど、５年間しか効きません。不活化ワクチンは、１回２万円程度で２回受ける必要があります。10年間は有効とされています。

調べますと、現在も50歳以上に帯状疱疹の補助を行っている自治体は全国で344あり、県内では13の自治体が行っているようです。中には、県内ではありませんけど、無料の自治体もあ

ります。

町が３割負担というお答えをされましたけれども、これは、ネットで、帯状疱疹、65歳で検索すると、無料で接種できるというふうに出てくるんですよね。

町は３割負担で予算を組んでいるんですかね、確認です。

○議長（福島知雄議員）　健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん）　帯状疱疹ワクチンの来年度からの実施について、自己負担額のお問合せについて御説明を差し上げます。

先ほどの部長の答弁でもございましたが、令和７年度の当初予算に計上させていただいておりまして、具体的には、帯状疱疹ワクチン２種類ございますが、不活化ワクチンという２回接種するものにつきましては、１回が２万2,060円の接種費用に対しまして自己負担8,000円ほどを予定しております。

また、一回の生ワクチン、こちらにつきましては8,860円の費用に対して、自己負担3,200円を予定しているところで、予算のほうも計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　70歳での発症が最も多いとされている帯状疱疹で、５年間の経過措置として、節目の年に接種できるということですが、節目の年まで私はあと４年近く待たなければなりません。

近年、周辺で帯状疱疹にかかった高齢者がかなり増えており、テレビで頻繁に取り上げられています。物価高騰や年金の目減りなどで、たとえ３割であってもその負担は重いものです。

一方、子どもの医療費は18歳まで無料、その子どもたちの通学を雨の中、寒い日、見守りで支えているのは誰ですか。健康な年寄りは町を支える大事な人材です。

ぜひワクチン接種の費用のさらに大きな軽減を進めることを強く要望して、次に行きたいと思います。

(3)の敬老会の開催補助金と多世代交流の事業の補助金の関係性はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

多世代交流促進事業補助金については、令和７年度からの敬老会対象者名簿の提供廃止をきっかけに、区長会代表と話し合い、新たに導入することを決定した事業になります。

御質問の敬老会開催補助金と多世代交流促進事業補助金の関係性については、区長会代表との話合いの結果を踏まえ、多世代交流促進事業補助金の事業内容に従前の敬老会開催補助金の事業内容をできるだけ含ませる方向で事業設計を進めています。

具体的には、これまでも、自治会によっては、高齢者以外の大人や子どもたちが、公民館などに集い、敬老祝を行う自治会がありましたが、こうした形で多世代交流の目的が達成される

のであれば、補助対象とする方針です。

多世代交流促進事業補助金が敬老会開催補助金と異なるのは、補助対象となる事業内容を拡大し、多世代交流を目的とするものであれば、既存の自治会行事であっても補助対象として認めるという点にあります。

なお、多世代交流促進事業補助金の詳細は、３月中に区長宛てに通知を行うほか、広報において住民への周知を行うこととしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　令和７年度から敬老会対象者名簿の提供を廃止するということですが、町は敬老会対象者を何歳以上と設定していたんですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　お答えします。

令和５年度までは70歳以上としておりましたが、６年度におきましては１歳引き上げて71歳以上というふうにしたところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　私も、１年間だけ対象者ということで、70歳の誕生日の前に、紅白のまんじゅうが届きましたけど、その次の年、70過ぎて、もう対象者じゃなくなりましたというようなことで、何か、えっと思ったことがありました。各自治体で柔軟な対応ということだったらしいのですが、何かすごく複雑な気持ちでした。

ちょっと付け加えてお尋ねしますけれども、以前、区長に渡されていた住民の転出転入についての名簿もなくなったんですかね。

○議長（福島知雄議員）　総務課長。

○総務課長（村上健司さん）　令和６年度までは、異動連絡票ということで、各自治会のほうにお渡ししていましたけど、令和７年度からは廃止するところで、話のほうが、協議のほうが済んでおります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　はい、分かりました。

ますますコミュニケーションが難しくなると思います。

区長会と協議の上、多世代交流の事業補助金の導入ということで、さっき７万円という金額が回答されていたと思うんですけれども、その金額はどのような計算でなされたんですかね。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　もともとは、敬老会事業として予算を確保していた分がありましたので、その予算額をベースに計算したものになりますので、総予算額を自治会数で割った金額というふうに考えていただければいいかなと思います。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　単純に自治会の数で割ったんですか。自治会の人数ではなくて。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　おっしゃるとおりで、自治会数で割ったものになります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当に、自治会の人数はものすごく差がありますけど、区長さんたちからその辺の不満はなかったんですか。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　冒頭から申し上げているとおり、これは自治会長、自治会の代表の方とずっと話合いをしながら決めたことになりますので、ある程度御納得はいただいているというふうに理解しております。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当に人数の少ないところほど丁寧に敬老会とかをされてきていたと思うんですけれども、高齢者の年に一回の地域の知り合いと過ごせる機会が失われていくのではないかという現実に、寂しい思いをする人たちがさらに増えるのではないかと思っています。

月１回のふれあいサロンも、タイミングが合わないと参加できないので、空いたときのおしゃべりは短時間でも弾みます。特に、独り暮らしの高齢者にとっては、人と触れ合う大事な時間です。それを失うのは心の健康を失うことにつながるのではないかと危惧します。

それでは、続いて４番の敬老の日の祝いの金品の支給はどうなっているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

多世代交流促進事業補助金の事業内容に、従前の敬老会開催補助金の事業内容をできるだけ含ませることは、先ほどの答弁で申し上げたところです。

御質問の敬老祝いの金品の支給の考え方については、従前の敬老会開催補助金での取扱いに倣い、行事に参加する高齢者を対象に、お祝いとして商品券などを配布する場合は補助対象とする方針です。

なお、敬老祝い金については、現在、100歳到達者を対象に、町から５万円の支給を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　ちょっと前から、高齢者が増加のためか、対象の年齢の区分が減らされていました。何か70歳からあったのが、何か80からになったりとか、近所の人はもらったのに自分にはなぜないのか、配偶者にあったのに自分のときにはないとか、毎年不満の声が聞こえてきます。

最近の菊陽町は、若い人や子どもばかりにお金を使って、年寄りには冷たくなったという声

まで聞こえてきました。

また、敬老祝いに参加する高齢者を対象に、自治会が商品券などを配布する場合は補助対象とする方針だそうですが、対象者名簿もなければ、自治会の転入転出者の名簿もないのであれば、その準備もできないのではないでしょうか。

初めから、祝いの金品はないんですよと言っているのと同じように感じますけど、どう思われますか。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　今、御心配の点は当然だと思います。なので、敬老会事業以外の事業についても補助対象にするという変更を行ったところですので、敬老会の事業をできるところについては、従前どおりしていただいていいというふうな理解でおりますけども、そこがどうしても難しいところについては、別事業で御検討いただきたいというような事業設計を行ったところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　高齢者名簿だけでなくて、転出転入の名簿すらなくなってしまうということなので、そういう意味で、何かどの人たちに御案内をしていいのかというのが分からないのではないかと思って、ちょっとそういうふうに言ったのですが、町長の施政方針に、70歳以上の高齢者に２日間の入浴施設の無料開放を行いますというふうなものがありましたけれども、何人くらい、これを利用すると予想して、こういうのが予定されているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　70歳以上の方の人口数が大体4,000人ぐらいになるんですけれども、当然、実際何人来るかというのが正直分からないところがありますので、数と聞かれますと、現時点では予想がつかないということになります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　１人２日間ということですか、２日間に、こんだけ来てくださいということですか。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　失礼しました。２日間に来られる方ももちろんいらっしゃると思いますし、１日だけしか来られない方もいらっしゃいますし、もう全く来られないという方もいらっしゃると思います。

どのパターンでどう進んでいくかというところは、正直分からないところもありましたので、そこは取りあえず２日間やってみて、どういう状態になるかというところも見てみたいという意味から、２日間というふうにさせていただいたところであります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　ふだんからお風呂に通っている方は行かれると思いますけれど、ふだん

行っていない人は多分あまり行かれないのではないかというふうに思っております。

行ったら何かサービスがあるとか、そういうのであれば、この機会に行こうかなという方もいらっしゃるかと思いますが。

同じ介護するならば、以前提案した乳がんなどで広いお風呂に入れない人が入る機会ができるように、開放するということも考えていただきたいなというふうに思います。

では、次の(5)の区長、民生児童委員、交通指導員の年齢を町は把握しているか、その活動をどう評価しているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　まず、区長、自治会長に関してお答えします。

区・自治会長の年齢については、総務課で把握しており、63名中、60歳未満が３名で全体の４％、60歳代が25名で40％、70歳代が30名で48％、80歳以上が５名で８％となっています。

平均年齢は70歳です。

区・自治会長の活動につきましては、それぞれの地区を代表され、区・自治会と行政とのパイプ役として、町からお願いしている業務に携わっていただき、また地域の活性化に御尽力いただいていることに対し、深く感謝しております。

区・自治会長を退任された方に対しては、町から感謝状と記念品を贈呈しており、６年以上、区長として勤続された方に対しては区長会から表彰を行っております。

行政と地域が協働し、様々な取組を進めながら、住みよいまちを形成していく上で、区・自治会長の存在は非常に重要で大きな役割を担っていただいていると認識しております。

次に、民生委員・児童委員に関してお答えします。

民生委員・児童委員の年齢については、福祉課で把握しており、現在、民生委員・児童委員として56名の方が厚生労働大臣から委嘱を受け、活動されております。

年代別では、40歳代が２名で全体の４％、50歳代が５名で９％、60歳代が18名で32％、70歳以上が31名で55％となっています。

平均年齢は69歳です。

民生委員・児童委員の活動につきましては、生活経験豊富で社会福祉活動に理解と熱意がある委員の方々に、地域の見守りや相談、支援を要する住民と行政をつなぐといった大事な役割を担ってもらっていると認識しております。

任期も、２期以上務めておられる方が４割ほどおられますが、多年にわたり民生委員・児童委員活動に多大な功績が認められ、地域貢献された方は、表彰の対象となり、国や県から表彰が行われています。

今後は、民生委員・児童委員が高齢の人や特定の人に偏らないよう、広報きくよう２月号にも特集として掲載しましたが、地域の方々に、民生委員・児童委員の役割や活動を積極的に周知することで、特に若い世代の方に必要性を認識していただき、幅広い世代の方が活動できるような環境の整備に取り組んでいきたいと思います。

また、継続的に活動してもらえるよう、委員の方々の負担軽減として定例会の回数や活動内容の見直しなどを行っていきたいと考えております。

最後に、交通指導員に関してお答えします。

交通指導員の年齢については、危機管理防災課で把握しており、現在、交通指導員として13名の方が、町から委嘱を受け、活動されております。

年代別では、60歳代が２名で全体の15％、70歳代が８名で62％、80歳代が３名で23％となっています。

平均年齢は74歳です。

交通指導員の活動は、学校での交通安全教室を通じた交通ルールやマナー教育、交通指導者による庁内巡回活動、登下校時をはじめ街頭での交通指導など、交通事故の発生を未然に防ぐための活動を行っており、多年にわたる交通安全推進活動に多大な功績が認められた場合、交通安全協会及び警察が授与する交通安全功労者等表彰の対象となり、活動年数や功労等を考慮し、表彰が行われております。

交通指導員は、地域や地域の子どもたちなどの交通安全に対する貢献が非常に大きいものと認識しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　本当に大半が70代、中には80代になって頑張っていらっしゃる、今日も区長さん何人かいらっしゃいますけれども、誰かがしなくてはならないという使命感で頑張ってらっしゃると思います。

話を離れますが、先日のテレビで横浜の磯子区のブリリアントという団地の自治会が紹介されていました。そこでは、自治会の役員に、10代、20代の若いボランティア役員が活動しているという話題でした。

そこでは、大人の思い込みで、時間の自由が利く大人が運営するという決めつけをしがちですが、自分たちの自治会という考えで、中学生や高校生が積極的に自治会の運営に関わり、イベントの企画などをしていました。そして、自治会の活動を楽しいと言って頑張っていました。

イベントを企画し、終了後は、みんなの感想を聞いて回り、それを文集にして地域に配布していました。それによって皆の関心も高まり、次第に参加者が増え、自治会活動に関わる人が増えているということでした。

楽しいこと、楽しい場所には人が集まる、町も自治会にお任せしますではなく、積極的にそんなよその自治会の明るい話題、情報を取り入れて区長さんたちに発信していただきたいと思います。

行政と地域が協働するというのは、中心となる区長さんたちに町もしっかりと、先ほど話を聞くとおっしゃっていましたけど、本当に寄り添うことから始まると思います。

また、民生児童委員も大変です。いろいろな行事に動員され、日頃の通学の見守りもされています。

異性の一人暮らしのところを訪問するときにはとても気を遣って、誰かと必ず同伴されます。

また、個人情報の関係で、自分の担当している人がどこにいるかも分からないこともあります。

菊陽町の民生委員がいつ頃から活動しているかを調べると、昭和30年の町の条例に民生委員推薦会についてというのがあり、恐らく、３村が合併したときから活動しているのだと思います。

社会福祉協議会の法人化が昭和50年だと思うので、その前から、役場と一体になって頑張ってきた歴史があります。

多くの人が民生委員さんの力に助けられていると思います。

また、交通指導員の方も、高齢化した少ない人数で体を張って頑張られています。

では、中身は似ていますが、４番の子どもたちの通学の見守りや地域の行事の支援を多くの高齢者を中心とした団体が行っているが、その人たちに対して町はどのように感じ、どのように対応しているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えをいたします。

子どもたちの登下校の見守りや地域行事には、様々な団体が参画されて、地域の子どもたちの安全や地域づくりに貢献していただいているところでございます。

その中でも、菊陽中部小学校、菊陽北小学校、菊陽南小学校、菊陽西小学校の校区には、校区の区長、自治会長を中心に組織された青少年健全育成協議会がございます。

通称青少協と呼ばれ、登下校時の見守りや挨拶運動、地域の子どもたちを交えた文化的行事等を開催され、地域の青少年の健全育成に貢献していただいており、大変感謝しているところでございます。

教育委員会では、校区青少協が利用される町民センターの使用料免除や町内の様々な団体のメンバーで構成された菊陽町青少年健全育成町民会議を通じた活動助成を行っているほか、学校関係者を交えた年２回の校区青少協各小・中学校等連絡会議を開催し、校区青少協と学校との連携構築を図っているところでございます。

今後も、地域の子どもたちの健全育成に貢献されている校区青少協の活動支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　毎朝の子どもたちの通学の見守り、本当に大変です。朝の忙しい中、自分の用事を置いていくわけですから、また冬は寒いし、今日のような雨の日もあります。

私も、更生保護女性会の一員として、新学期の１週間に時々立ちます。ですが、ほとんどの子どもたちの名前も知らないし、親の顔も知りません。

また、青少協の行事と手伝いということで、更生保護女性会や地域女性の会、また老人会が、食育のためのそうめんをゆでたり、カレーをつくったり、だご汁をつくったり、男性の方はしめ縄を作ったり、どんどやの準備をしたり、いろいろ活動しています。

我が子も孫も参加しない行事に、ボランティアという名目で裏方仕事をしています。地域に協力しなければという思いで、自分の用事を変更したりして参加、手伝いに行っています。子どもやその保護者は何と思っているのかしらと感じることもあります。してもらうことを当たり前と思っているのではと感じることもあります。

ボランティア活動しているので、見返りを求めているわけではありませんが、敬老会がおろそかになったりすると寂しい気持ちになります。地域の活動を支えているのは多くの高齢者です。子どもたちの医療費の無償化や給食費の無償化など、支援が手厚くなればなるほど、高齢者の気持ちは、年寄りは見捨てられたように感じると、今まであまり聞こえなかった不満が多く聞こえてきます。

ここまでの回答で、非常に重要な存在であるとか、大きな役割を果たしているとか、その貢献は大きいとか、褒め言葉をたくさんいただきました。一部の方は感謝状や表彰などもあります。でも、何もない人もいます。

そこで提案ですが、町が主体となって高齢者への感謝の集いをしませんか。各地区の敬老の日は、運営しにくくなっているかもしれませんが、町の図書館ホールで行われている文化祭と合体して、文化祭の日程に合わせて開催の１か月ぐらい前から事前に鑑賞を申し込んだ高齢者にお弁当やお茶やまんじゅうなどを配る。また、そのサポートは、子どもたちが地域に世話になっていると感じている保護者にお願いをする。または、先ほど紹介した横浜磯子区の団地の子どもたちのように、子どもたちが運営に関わるようにするとか、新しい力の協力を得たら、文化祭の観覧者も増えてにぎわうのではないでしょうか。

今、お互いさまの関係や気持ちが薄れている気がしますが、町長、どう思いますか。

○議長（福島知雄議員）　質問、もう少し絞って質問してください。

○６番（矢野厚子議員）　いや、この町主催のそういう会が開けたらいいなと思っているんですけども。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　高齢者を集めての町主催の発表会とか、そういった行事ができないかというところの御質問でいいですかね。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　今、既に文化祭というのがあっていますよね、図書館で。文化協会なんかが。その観覧に来る人も、そんなに多くはない。そういう地域でしづらくなっているのは、いろいろな準備とか、地域によっては演芸を披露したりとかしているんだけど、そういうこと

をする人がいなくなっているので、そういう町の大きな、町というか、楽しい集まりのときに高齢者の方に声かけをして、来ませんかと、そこでお茶一本なりまんじゅうなり、そういうことは考えられませんかという、はい、希望です。

○議長（福島知雄議員）　ちょっと、矢野議員に伝えます。

ただいまの質問は通告外と判断しますので、別の質問に移ってください。

○６番（矢野厚子議員）　思いを伝えたんですけど、残念です。

では、次の７番の第９期高齢者保健福祉計画及び介護事業計画に、アクティブシニアの名目で介護助手の確保をすると書かれていますが、何歳ぐらいを対象として、どのように確保していくのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

介護施設等において清掃や配膳などの周辺業務を行う介護助手の導入支援は、介護現場からの意見を参考に事業計画の取組に取り入れたものです。

具体的には、介護施設等を経営する法人が介護助手の養成講座を開催する際、講座の参加者を増やすことを目的に、町からの支援の下、養成講座を開催するものです。

御質問のアクティブシニアの年齢については、年齢条件を定める予定はなく、健康で働く意欲のある方であれば養成講座の対象とする方針です。

また、確保方法については、令和６年度に、町内で介護施設等を経営する法人の代表者を集め、介護人材確保のための懇談会を開催し、町への要望などをお聞きしたところです。

町への要望の中には、町内の介護施設等による合同就職説明会も含まれており、介護助手の確保方法については、合同就職説明会の開催と絡め、検討を進める考えであります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　町にある介護施設への就職あっせんを町がするということですか。雇用条件などを町が精査して、トラブルも町が担保するということですか。

○議長（福島知雄議員）　介護保険課長。

○介護保険課長（和田　征さん）　あくまでも町は後方支援、要は人集めのときに１事業所だけでやるとなかなか人が集まらないので、複数の事業所と町が後方支援で協力をして人集めをやりたいというところの提案から始まっています。

その雇用管理であるとかということについては、個別に法人と個人との間で契約を結んでいただくということになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　少子・高齢化の中で、元気な高齢者の存在がますます貴重であり、重要な存在になります。

しかし、当てにされるだけでは高齢者の気持ちはどうでしょうか。現役を引退し、少しゆっくりしたいけど、年金は目減りして、ゆとりある生活はなかなかできそうにありません。

高齢者が元気で活躍することを求めるのであれば、先ほども申し上げたように、ワクチン接種の料金を安く受けやすくするとか、高齢者の活動をしっかり評価して、その存在を大事にするとか、しっかり手当てをする必要があります。

子どもたちや子育て世代にあれこれ手厚くすることは悪いことではありません。でも、陰で支える人がいなければ成り立たなくなります。ぜひしっかりと考えていただきたいと思います。

残りが２分になったので、３番まで行くと中途半端になるんで。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　矢野議員のほうから、先ほど、子育てばかり支援するのではなくて、やはり高齢者に対する支援がもっともっと必要じゃないかというところがございまして、私のほうでも、現在、この菊陽町があるというのは、これまで町民の皆様方がしっかりとこの菊陽町を支えていただいて、そしてまた礎があってのことだというふうに思っております。

長年住んでいただいている方、特に高齢者の方々には特に感謝をしなければならないというふうに思っております。

私といたしましては、今回のＴＳＭＣの進出によるプラスの効果をいち早く町民の皆様方に実感をしていただきたいというふうに思いますし、これは副町長に指示をしまして、部長以下、部長以上で構成します政策調整会議などを踏まえまして、町の政策をどう展開していくかということを協議させてきたところでもございます。

この協議を踏まえまして、令和７年度は、先ほどからもあります高齢者支援施策を重点施策と位置づけまして、交通手段がないなどの理由で買物に困難を抱える高齢者を対象といたしました買物移動支援事業に新たに取り組むほか、家族介護用品助成事業の助成対象の範囲を要支援１から要介護５までに拡大をいたします。

また、町主催の敬老祝いの事業の一環としまして、これも先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。さらには、ＴＳＭＣの慈善財団から資金提供の下、熊本大学と共同で、菊陽町の高齢者の健康長寿を目的といたしました健康長寿プロジェクト事業などの取組も新たに取り組んでまいります。

現在、策定中でございます第７期菊陽町総合計画におきましても、高齢者が健康で安心していただけるように、様々な高齢者福祉施策を位置づけています。令和８年度以降も、さらなる拡充をすることで、菊陽町に住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　もう時間がありませんので、以上で私の一般質問を終わります。残り

は、また次回にさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　矢野厚子議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

散会　午後３時６分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和７年３月５日（水）再開

（　第　４　日　）

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程（４日目）

（令和７年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和７年３月５日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　内　藤　優　誠　さん

書　　記　牟　田　修　人　さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総務部長	板　楠　健　次　さん
住民生活部長	渡　辺　博　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長兼農業委員会事務局長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	井　芹　　渡　さん
総務課政策監	宗　像　雄　矢　さん	総務課長	村　上　健　司　さん
危機管理防災課長	阪　本　幸　昭　さん	総合政策課長	今　村　太　郎　さん
町民課長兼光の森町民センター所長	中　村　康　幸　さん	環境生活課長	野　村　瑞　樹　さん
健康・保険課長	岩　下　美　穂　さん	介護保険課長	和　田　　征　さん
福祉課長	井　上　智香子　さん	子育て支援課長	石　原　俊　明　さん
農政課長	阪　本　和　彦　さん	商工振興課長	塚　脇　康　晴　さん
建設課長	出　田　　稔　さん	都市計画課長	阿久津　友　宏　さん
教育部長	矢　野　博　則　さん	教育審議員	吉　永　公　紀　さん
学務課長	平　　征一郎　さん	生涯学習課長	岡　本　勇　人　さん

スポーツ振興課長　　鍋　島　二　郎　さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（福島知雄議員）　日程第１、前日に引き続き一般質問を行います。

中岡敏博議員。

○１０番（中岡敏博議員）　皆さんおはようございます。傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中ありがとうございます。一陽会の中岡敏博です。

最近の菊陽町におきましては、スポーツの催しのみならず、たくさんの話題があり、つながりのある方々も久しぶりにお会いすることができ、うれしく感じております。大相撲菊陽場所では高校の空手道部元監督が来てくださり、プロ野球選手の村上、吉野、吉本元選手が来たときは、終了後に彦根総合高校校長の九州学院野球部の監督にすぐ連絡を取りました。そして、火の国旗全国高校空手道選手権大会でも日本全国から多くの先輩、後輩、世界、全日本で活躍した方々、及び指導者や先生が菊陽町に来てくださり、数十年ぶりの大同窓会のようでありました。

また、ＴＳＭＣの進出により、元国立熊本電波工業高等専門学校、現熊本高専で半導体等の研究に心血を注いできた父や高専教員、卒業生、生徒の皆さんも活躍の機会が増えてよかったと喜んでいると思っております。本町のスポーツも半導体産業も今後さらに発展していくことを心から願っております。

それでは、本題に入ります。

項目の１つ目は、町のスポーツに関するもの、２つ目は、安全・安心のまちづくりについて、自主防犯団体、見守りの活動の今後について用意しました。この後の質問は質問者席で行います。それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　それでは、一番最初の質問を行いますが、１番、スポーツに関するまちづくりについて、中学校部活動の地域移行についてでございます。

①地域移行に関する理由、目的、目標、課題、スケジュールについては、過去の一般質問、同僚の一般質問で答弁をされておりますが、現時点で検討し、変更や解決していることはあるのかですが、中学校部活動の地域移行については、皆様御存じのとおり、令和４年12月に文部科学省から公表された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを受けて、休日における部活動の地域移行を現在進めているとのことでございました。

令和８年度一部実施、令和９年度完全実施を目指すとの答弁もされております。その理由と

して３つございました。さらに、令和５年第３回定例会一般質問におきまして答弁された内容では、教職員の指導体制、まず部活動地域移行に伴う検討委員会を今年度内に設置する、令和６年度中に部活動推進計画を策定し、推進体制整備を行うと答弁されております。あと課題も３点ございました。

①に関して御質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　御質問にお答えいたします。

昨年９月議会の一般質問で答弁しましたように、部活動の地域移行を進める理由は大きく３つあり、１つ目に少子化問題、２つ目に生徒からのニーズの多様化、３つ目に教職員の働き方改革が上げられています。この中で、菊陽町では教職員の働き方改革を目的として、地域移行に向けて進めています。

まずは、令和８年度から準備ができた部活動から、休日における地域移行を実施することとしており、令和９年度からは全ての部活動において実施することを目標に掲げております。この目標に向けて、教育委員会ではこれまで関係課等による２回の準備委員会と、保護者、運動や文化に関する外部有識者を含めた検討委員会を１回開催し、今後の方向性や地域移行に向けて検討すべき事項を整理しました。検討委員会では教育委員会が主体となり、運動部活動はスポーツ振興課が、文化部活動は生涯学習課が主管課として受皿となります。

また、次年度からはスポーツ振興課にコーディネーターを新たに配置し、学校や関係団体等との調整など、地域移行に向けた具体的な準備を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　それでは、菊陽町部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定がなされているようでございますが、検討委員会のメンバー構成、メンバー等は調べれば分かると思うんですが、スケジュールにおいて変更とか戸惑っているとか、進んでいないとかというのがございましたら、順調に進んでいるならそれにこしたことはないんですが、あれば教えてください。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、計画では８年度に一部実施、９年度から全部で実施するというような内容でございますけれども、それに向けてロードマップのほうも教育委員会のほうでも作成いたしまして、それに基づいて進めさせていただいております。現在のところ、遅れなどはないような状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　近隣自治体ほか、先進地であろうかと思う自治体の取組等も調べた中

で、次々に公表されたり、事業報告等もされているので、ちょっと心配になったのでお聞きいたしました。

②に移りますが、先ほど課題を３点出されておりますが、課題に関してどのように向き合い、どのような対策を講じるのか、これ重なるところがあるかもしれません。ほかの自治体の取組や、熊本市教育委員会の方針について本町はどのように考えているのかと質問をいたしますが、議長、モニターを使わせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○１０番（中岡敏博議員）　隣の大津町の取組では、国の実証事業に手を挙げて、運動部活動の地域移行に向けた実証事業報告をスポーツ庁に行っております。今モニターにあるのはちょっと違いますけど、ではどこの自治体におきましても保護者や生徒の部活がなくなるのではないかという不安があるようで、３つの課題、希望した先生方も異動があり、学生も卒業、就職があり、指導の時間も早朝に教えたい、夜間教えたいという希望する人もいるかもしれません。また、指導場所が改修工事だったり感染症の拡大など不測の事態、災害も含めてあるかもしれません。本町ではどのような取組をしているのか、お尋ねいたします。できる範囲でお答えください。

なお、先進地と私が考える自治体の取組をちょっとモニターに次々に出させていただきたいと思います。お願いいたします。

②に対して答弁してもらってよろしいでしょうか。すみません。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　それでは、②についてお答えいたします。

昨年９月議会の一般質問で、地域移行を進める上で解決しなければならない課題として３点上げさせていただきました。１つ目は、参加者の費用負担についてでございます。国のガイドラインを踏まえ、可能な限り負担を軽減するために、地域クラブ活動に係る施設利用料についての減免や免除、経済的に困窮する家庭に対する参加費用の支援などを検討してまいります。

２つ目は、活動場所と移動手段の確保についてです。活動を安定的に保障するために、基本的には学校施設の利用が原則であると考えますが、種目や活動時期によっては、町内の公共施設を利用することや、学校施設の鍵の管理などについて検討してまいります。

３つ目は、指導者の確保についてでございます。現在、部活動の指導に従事している教職員だけではなく、大学生や地域で指導経験のある方にも対象の幅を広げて人材の確保に努めてまいります。また、県教育委員会が設置する人材バンクも活用しながら、より多くの方の人材確保につなげたいと考えています。指導者の報酬の財源につきましても、予算化に向けて町部局と調整を進めてまいります。

次に、他の自治体の先行的事例については、熊本県では南関町や玉名市、九州では長崎県の長与町などが上げられますが、それぞれの自治体における状況が異なってくることから、本町の実態に即した地域移行を進めてまいります。

さらに、隣の熊本市では、拠点校方式の部活動の実施を継続することを公表されておりますが、これは地域移行の一つの形であり、熊本市は学校数や各学校の生徒数を考慮した結果から判断されたものだと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　熊本市、玉名市、長洲町、南関町、多良木町、そのほか合志市もどのように取り組むかというのをホームページ等で公表されているので、ほかの自治体のやり方もあろうかと思うんですが、菊陽町は菊陽町でとてもよいところも多いので、どのようにして考え、どのようにして進めていくのかも含めて２番をお尋ねいたしました。そこの部分では菊陽町の今のところのスタンスというのが確認できたと感じております。

続けてまいります。③、これも全部続けて、ほかの質問に関わることなので、続けさせていただきます。③の指導者の人材確保、質の向上について、全国的に難しい現状を踏まえ、町はどのように取り組むのか、子どもたちの目指すもの、指導者の目指すものやニーズの違いにどのように対応していくのかという質問ですが、競技経験がある教職員が熱意を持って指導したいという、希望する方が責任を持って指導していただける、それにこしたことはないんですが、そのように進まないケースを念頭に置くこと、現に全国的に課題とされる専門性の高い指導者の確保につきましては、本町でも厳しい状況にあると考えます。

大津町においては、大学運動部活動に協力を求め、人材バンクに登録をしていただくとのことで、これでは熊本市も含め、限られた人材を熊本市、県、市町村により取り合いになるのではないかと心配しております。

また、スポーツ庁、文化庁のガイドラインによりますと、検討する内容で、休日における地域の環境整備を着実に進める、その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や、生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図るとともに、保護者や生徒への説明を丁寧に行うとしております。

ここからは個人的な見解も入りますが、指導者の競技の経験年数、これは具体的に言うと、中高６年間だったり大学４年間で、指導方法の習得、子どもたちとの接し方、気になる子どもたち、いわゆる発達障害のある子どもたちとの接し方も含めて、そしてアップデートされる、次々にトレーニング方法だったりいろんな部分で変わっていきます。最新的な安全なトレーニング方法、どこまでできるのか、またニーズによっては仲間づくり、健康づくり、趣味の範囲の目標と競技者、アスリートとして大会優勝を目標とした子どもたちがいた場合、これらを初級、中級、上級、アスリートコースとする場合、練習メニューや練習時間は大きく変わり、食事も変化します。また、加えて保護者の金銭的負担も変わると考えております。

それでは、質の高い専門性の高い指導者の確保及び指導へ様々なニーズにどのように対応するのか御質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、指導者の確保のため、現在部活動の指導に従事している教職員に加え、大学生や地域での指導経験者、県教育委員会の人材バンクの活用など、菊陽町が目標とする部活動の地域移行にマッチした指導者を求めてまいります。

地域の人材活用における課題としては、休日の指導者と平日の指導者との連携が上げられ、このことについては、今後検討委員会で協議を重ね、参加者と指導者がより充実した環境で活動できるよう具体的な対策を検討してまいります。

議員御質問の指導者の質の向上、目指すものやニーズの違いへの対応についても重要であり、菊陽町での任用前研修や指導者、コーチ研修の実施、県主催の地域スポーツ実施指導者講習会への参加など、研修機会の充実を図りながら対応してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　私の心配しているところでは、指導内容におきまして、複数の指導者になる場合、同じ種目であっても指導方法が異なり、ダブルスタンダードとなり、子どもたちは戸惑ったり、チームが分裂したり保護者の不信感を招くおそれを心配しております。

これについて昨日ですかね、公表されました。総合型スポーツクラブに認証制度、部活動地域移行で信頼性向上へとして、公立中学校の運動部活動の地域移行に関し、受皿となる総合型地域スポーツクラブの認証制度を日本スポーツ協会が2025年度に始めることが分かりました。これも含めクラブの信頼性を高めることが目的である、指導者の質、安全面、財政面などを審査するとし、本日正式発表する見通しというのが報道でありました。

私も週２回、今27年間、菊陽町の子どもたちに空手道を教えている経験と、教育長も野球一筋で長年子どもたちに関わってきたとのことでございますので、教育長、この課題等について何かありましたら、お願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　教育長。

○教育長（二殿一身さん）　では、部活動の地域移行について、私の思いや、これから取組について少し説明いたします。

今、まずは中岡議員が自らおっしゃいましたけど、中岡議員におかれましては、長年にわたって空手道の指導を通して青少年の健全育成に取り組まれていることに、心から敬意を表したいと思います。

さらに、昨年菊陽町役場に入所いたしました若手職員も子どもの頃、中岡議員に空手道を指導していただいた方で、中岡さんには空手道の技術指導だけではなく、人との接し方、また物事の考え方や取り組み方、まさしく生きざまを教えていただいたと私に話してくれました。

先ほど新聞で、今日発表がありましたけど、中学校の部活動地域移行、少し先ほど教育部長が語ったところと重なる部分も多々ありますけど、地域移行とまずいいますと、非常に地域移行、何か学校教育から離れていくような感じを受けますが、私は地域展開だと捉えておりま

す。すなわち、地域の子どもは地域で育ってるんだというところです。

今般の部活動の地域移行に関しては様々な課題がありますが、やはり最大の課題は指導者の確保と資質の向上であると捉えますので、思春期真っただ中の中学生への指導ということで難しい点もありますけど、その子たちの成長に関わることができる、成長の様子を見守り、指導者も一緒に成長していけることができる、すばらしい活動であると考えます。

指導者確保のためには、先ほど部長からあったように、希望する教職員、それから一般の方々、県の人材バンク、それから大学生等もお願いしながら進めていこうと思います。１番は、まずは先生方です。昨年アンケートを行いました。両中学校の先生方に現在のお気持ちを聞かせてくださいというところでアンケートを行いましたが、残念ながら私が思っていた数字よりも少し希望される方は少なかったのが現実です。

私は、教諭時代21年間にわたって少年野球に携わってきましたけど、しかし同じように中学校の先生方の中には、部活動を私と同じように命だと考える方もたくさんいらっしゃいますので、これからもしっかりそういう希望される方、または今はまだ希望していないけど、しっかり語り込む中で希望していただけるような感じでということも思っています。

また、一般の方々にも広くお願いしていく予定で、例えばこの菊陽町役場の中にも現在中学校の部活動の指導を職員でしている方もいらっしゃいます。役場のみならず、一般の方々にも広くしていきながら、非常に様々な課題はありますが、地域移行、地域展開と捉えながら、このピンチをチャンスと考えながら、そして部活動について新たな考えをめぐるチャンスだというような捉え方でやっていきたいと、しっかり教育委員会としても私自身もリーダーシップを取りながら取り組んでいく覚悟であります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　心配すること、課題が見えて、その前に、リスクマネジメントじゃないけど、課題を潰していく、不測の事態があった場合はそれに真摯に向き合うというのも大事だと思うので、教育長の熱意、考えを聞かせていただきました。

言いそびれましたが、丸山課長も柔道、武蔵ヶ丘柔道クラブですね、26年、27年前になりますが、熱心に柔道の先生として活躍された記憶がありますので、お伝えしたいと思います。

続けてまいりますが、④になります。現在ある部活動の種目以外に、本町には多くのスポーツ団体、クラブチームがございます。また、アーバンスポーツ、ｅスポーツ、パラスポーツ等の新たなスポーツに接するなどの多様なスポーツ機会の提供をどのように考えているのかという質問を用意しました。ここにおいては、少年、小学生、中学生一筋、これだというスポーツに出会えればいいんですが、様々な経験をしていろんな競技と触れ合うことで、とても将来的にプラスになることは多いと私は思っております。

ここにおいて部活動のみならず様々な競技がございます。簡単に言いますと、野球チームが複数あること、バレー、スイミング、武道関係もたくさんあります。また、エアロビクス、チ

アリーディング、ストリートダンスと、アーバンスポーツの普及に伴い、スケートボード、ブレイキン、パルクール、スリー・エックス・スリー、スポーツクライミングその他新たなニーズが生まれていくであろう本町の多様なスポーツ機会の提供をどのように考えているのか、ここにおきましては、様々な競技のものをスクリーンに出したかったんですが、著作権等許諾申請等で残念ながら映すことができませんので、そこのところ御了承いただき、御質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えをいたします。

今後、部活動の地域移行を進めていくためには、多様なニーズに対応できる体制を考えていかなければなりません。現在進めている休日における地域移行は、既存の部活動に限定していますが、令和10年度からは、平日における部活動の地域移行と併せて、今ある既存の部活動だけではなく、アーバンスポーツなど新たなスポーツへの対応も考えていく必要があります。

特に、アーバンスポーツについては、御承知のとおり、現在菊陽杉並木公園を拡張し、世界大会や国内大会が誘致可能な西日本最大級の施設を整備しており、来年４月の開業を予定しています。開業後はアーバンスポーツの振興を図り、町の子どもたちの利用促進を図っていきたいと考えています。

地域の子どもたちは地域で育てるという考えの下、多くの子どもたちがスポーツを楽しみ、スポーツの中で、より多くのことを学び、成長し、将来は地域に根づいたスポーツの愛好者や指導者として活躍できることを期待しています。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　今御答弁いただいた様々なスポーツがあり、悪いところはあまりないと思う、いいところばかりだと思っております。また、今アーバンスポーツも含め、子どもたちにその機会が増えること、また私としては武道経験者としては、羨ましい取組でもあるのかなというふうに考えながら、パルクールは逃げる護身術といって、様々な身体能力を高めるところもございますし、もしかして転向してほかの競技に行ったとしても、様々なところでも有効に生きていくのかなというふうな思いでありました。そこの部分では、どのようなスポーツが菊陽町で広がっていくかというのを楽しみとしながら、一般質問をさせていただきました。

時間がちょっとあまりなくなってきましたので、続けさせていただきます。

(2)の本町のスポーツハラスメント防止に関する対策についてどのように取り組んでいるのか、①になります。スポーツハラスメントの行為、これは大きく言ったらパワーハラスメントとセクシュアルハラスメント、これは、まちづくりを行うに当たり、スポーツ推進に関して特に注意が必要であり、不適切な指導、指導者による不祥事、トラブルが発生し報道された場合、一気に町の信用も失墜させる可能性がある。まだなじみがないかもしれませんが、スポハラに関する質問をいたします。一昔前は体罰だったりわいせつ事案だったりとの表現で使い、

質問させていただいた経験もあります。

そこの部分でどのように考えているのか、現状把握というのは難しいかもしれません。その活動活動を見に行ったり、伝聞で聞いてしまったり、現状把握、対策についてどのように行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

スポーツの意義や目的は、スポーツに興味と関心を持つ同好の者がスポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図ることであると考えています。そのため、この意義と目的を果たすために、スポーツの中でのハラスメントは絶対に許されないと考えており、肉体的、精神的な負担などの厳しい指導と、ハラスメント等の許されない指導をしっかり区別する必要があると考えています。

また、スポーツハラスメントについては、実態を把握するための調査などは行っておりませんが、学校では心のアンケート等を活用しながら把握に努めているところでございます。

菊陽町では、公益財団法人日本スポーツ協会主催による指導者研修や熊本県教育委員会の委託事業による研修会などへの参加を促しており、学校においても平成25年５月に文部科学省から出されている運動部活動での指導のガイドラインと、熊本県が平成30年７月に作成した中学校における運動部活動の指針を踏まえた部活動の運営に取り組んでいます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　スポーツハラスメント、昔はこうだったとか、そういうのはもう通用しない。アンガーマネジメントの研修も様々なところで行っているようです。そこの部分で現状の把握、どのように、これは部活動のみならず、様々な生涯学習課の団体、青少年健全育成の団体等もありますので、どのように把握し、それを絶対に許さないという考えを伝えているのかなというふうに思いまして、御質問いたしました。

続けてまいりますが、②になります。ハラスメントを受けた子どもたちは心の傷、トラウマという言葉がよく使われるようですが、トラウマや心的外傷後ストレス障害、ＰＴＳＤになる可能性もあります。また、これを受けたことによってスポーツが嫌いになる、スポーツ等を避けるようになるというのは本末転倒であり、それを防ぐための相談窓口、これはデリケートなものにもなりますが、心のケアというのは、起きてしまった後になってしまうので、そこの部分で予防、いろんなことが考えられますが、こういうことがないようにどのように考えて努めているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

菊陽町教育委員会では、児童・生徒の心のケアとして、スクールカウンセラーを２名と、子どもを取り巻く環境等の調整としてスクールソーシャルワーカーを４名配置しています。この

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談窓口としては、各学校で受け付けるだけではなく、菊陽町教育委員会のホームページでも周知を行っており、学務課に相談があった際には、学校や専門職につなぐことができる体制を整えています。スポーツによるハラスメントの相談があった場合においても、同様に児童・生徒の心のケアに努めることとしています。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　質問の要旨に子どもたちという文言を入れてしまったので、そこの部分では、学校教育委員会がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、精神保健福祉分野でサポートするということで、専門家としては精神科医までつなげる、これは最悪なことなんですが、そこの部分で対応するということだと認識しました。ここの部分で、子どもたちのみならず、女性もそうですが、高齢者のスポーツにおいても、このようなハラスメント等があった場合どこに相談し、各日本スポーツ協会、また各競技の連盟、団体等でも相談窓口を設けているようでございますが、そこの部分でもう一度再質問いたします。

○議長（福島知雄議員）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん）　先ほどの部長答弁につきましては、子どもたちということで御答弁があったところでございます。今、中岡議員が言われましたとおり、各スポーツ団体において、競技横断的な相談窓口として、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、パラスポーツ委員会だとか中体連、高体連、大学スポーツ協会が相談窓口として開設、７団体開設しておりますし、競技別の相談窓口として47団体が相談窓口として開設しておりますので、そういったところで、そういったスポーツハラスメント等の事案がありましたら、相談窓口を御紹介したいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　スポーツハラスメントについて、もう絶対にというのは当たり前のことなんですけども、そこのところでどのような体制で備えているのか、いくのかというのをお聞きしました。

③になりますが、これも関連につながります。本町のスポーツハラスメント防止のための指導者研修、現指導者、また未来の指導者、防止マニュアルと書いたんですけど、ガイドラインのほうが適正かなと感じております。啓発活動についてどのように考えているのか、これに関する提案、これは提案なんですが、定期的な研修、各施設等へのポスター、ホームページ、啓発ビラ、チラシの作成、配布、学生等によるキャンペーン等も考えられます。指導者の正しい知識と自覚がない指導者本人及び被害を受けている人への気づきにもつながると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

指導者の研修会につきましては、町独自に実施しているものはありませんが、公益財団法人日本スポーツ協会主催による指導者を含む小・中学生の保護者向けに、スポーツ指導におけるハラスメント防止啓発セミナーが実施されています。

また、熊本県教育委員会の委託事業になりますが、公益財団法人熊本県スポーツ協会が主管となって、総合型地域スポーツクラブの指導者やスポーツ推進員などの地域におけるスポーツ指導者の資質向上を図るため、地域スポーツ指導者研修会が実施されています。これらの研修会への参加については、各小・中学校、クラブきくよう、スポーツ推進員などの関係団体に周知を行い、実際に参加されているところです。

次に、スポーツハラスメント防止のマニュアル作成につきましては、現在国、県でも方針が示されておらず、現段階では作成の予定はありませんが、町としては防止のための啓発活動に取り組んでいく必要があると考えています。啓発活動の一つとして、公益財団法人の日本スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟などの関係６団体では、モニターにも掲げてありますけれども、ノースポハラを合い言葉に、誰もが安全・安心にスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、先進的に取り組まれています。

本町においても、町のホームページでスポーツハラスメントに関する啓発コーナーを作成し、ノースポハラ活動のホームページをリンクして、広く周知を図ってまいります。さらに、啓発用のポスター、チラシ、ロゴなどの広報ツールも示されておりますので、積極的に広報ツールを活用し、ポスターやチラシ等を町の体育施設において掲示、配布するなど、スポーツハラスメント防止のための啓発活動に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　すみません。様々なところで啓発活動等をされて研修をされているということで、日本スポーツ協会の取組だったり研修内容だったり、モニターに映したかったんですが、スポーツ協会のロゴマークも含め、載せることができなかったので、ここのところでは口頭で話でさせていただきました。

すみません。次の項目に入らせていただきます。

大きな項目になります。光の森交番管内では刑法犯認知件数が県内３位の多さであり、特に窃盗犯が多くを占めております。私の犯罪防止に関して調査研究、見守り活動も18年になりまして、きっかけは教え子に対する声かけ事案、付きまとい事案があり、空手の大切な教え子が声をかけられたというのがきっかけ、動機でございました。また、熊本県警の空手道関係の先輩が熱心に誘ったということで活動が始まったと記憶しております。

(1)の自主防犯組織、見守り隊等のボランティア、団体、個人、最近は企業、事業者等の皆さんのお手伝いもあるようでございます。どのように把握し、皆さんがどのような場所で活動をしているのかをお尋ねいたしますが、昨日の同僚議員の一般質問で、熱心に見守り活動と

か、登下校の安全対策について尽力されているということもお聞きしました。これに含めてどのように把握しているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

ボランティア活動につきましては、住民の皆さんが自主的に行うものであるため、本町内での全てのボランティア活動を完全に把握することは難しい状況でございます。

町で把握している防犯関係のボランティアにつきましては、区自治会や学校を通じて区自治会で活動されている自主防犯パトロール隊など17団体と、地域学校協働活動の一環で活動されている見守りボランティア49名について把握しております。

活動内容としましては、通学路での登下校時の見守り活動や地域内の防犯パトロールなど、地域の安全を守るための活動が行われております。通学路での見守り活動では、主に児童の安全を確保するために、朝夕の登下校時に児童の見守りや不審者の警戒などを行われております。

防犯パトロールにつきましては、区自治会が主体となり、住宅街や公園周辺などの巡回を実施し、地域内の危険箇所の確認や治安維持に努められております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　ボランティア、自発的ボランティアとは何ぞやからなんですが、たくさんの皆さんの協力が菊陽町はあっているのかなというふうに感じるのと、もう細かく把握しなくても気軽に、15時25分の放送があった場合は子どもたちの見守り、声かけをされている方も多数いると感じております。また、子ども110番の家もボランティアの一つだと認識しております。子ども110番の件数、またボランティアの件数、登録をしてもらうとか、いろんな方法があろうかと思うし、私がスクールパトロール隊にいたときは様々なところを回り、どこに誰が何年、こちら傍聴に来ております西田力男氏は、17年間同じところに立っているというところまで認識しておりましたので、どこまで町が認識しているのかなというふうに感じたので、御質問いたしました。

続けて質問させていただきます。(2)になります。人材不足を今後危険箇所が増えていく中でどのように考えているのか、通学路の登下校のみならず、犯罪防止のために地域の目を拡大、強化する対策はという質問でございますが、これは心配しているところは、毎年菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく危険箇所の点検で、70か所とか、だんだん増えていくというところで、危険箇所が増えているというふうに皆さん不安を感じているのかなというふうに思って、それに加え、大津地区防犯協会連合会の実施している事業の、防犯カメラ事業申請件数も増加しており、犯罪不安というものが高くなっている、また体感治安が悪くなっているというふうに思っておるところでございます。

伸び行く町、成長し続ける町菊陽において、本当に毎日のようにシニア、シルバーの先輩た

ちの尽力には感謝しておりますが、少しずつ体調不良だったり、いろんな理由で、もう辞めたいとか、もうきついという人たちもいらっしゃいます。そこの中で(2)の質問をいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

人口の増加や交通量の増加に伴い、町内の危険箇所が増える可能性がある中で、地域の安全を守るためにはボランティアの皆様の役割が重要であると認識しております。しかしながら、高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、ボランティアの担い手の減少も懸念されるところでございます。

そのため、町としましては、これまで同様に警察と連携してタイムリーかつ積極的に治安情報を発信し、自分の町は自分で守るという住民個々の防犯意識の醸成を図るとともに、自治会などの活動や町主催の各種イベントを通じた地域の絆、連帯感の醸成を図っていく必要があると考えております。

また、地域の目を拡大、強化する対策としましては、登下校時の見守り活動や地域内の防犯パトロールに参加していただく方々に対して、安全・安心に活動していただける環境を整えることが重要であると考えております。具体的には、活動に使用する防犯ベストやキャップの提供などで活動を支援し、一人でも多くの方が自発的に、そして気軽に活動に参加していただけるような環境を整えております。これにより地域の目の拡大、強化につながり、地域全体の防犯力向上につながると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　再質問を数点用意していたんですが、時間の都合により割愛させていただきます。

提案をさせていただきますが、モニタースクリーンに映させていただきました。これは、ながら防犯とかという部分と、東京都世田谷区が確実に効果を出している活動で、防犯スクラム活動、瞬間ボランティア活動というものがあります。これの基礎が、警察庁、全国防犯協会連合会が推進している、ながら防犯活動というもので、これは世田谷区は犯罪が2017年6,533件から、2021年には3,973件に大きく減少した実績があります。本町におきましても、先ほどおっしゃったベストとか帽子とか様々な支援があると思うんですが、町民全体が気軽にボランティア活動ができるように推進していただければいいんじゃないかな、全町民が参加できるものを考えていくべきではないかというふうに感じております。これも著作権等々がありまして、中の内容を細かくちょっと映すことができませんでした。モニターに映させていただきました。

続けさせていただきます。(3)番になります。犯罪の要である地域の目と防犯カメラ、これ（機械の目）にしておりますが、両方で本町の安全・安心を保つために町が取り組むべき役割というふうなものをどのように考えているのか。あくまでもボランティアというのは自発的な

ものというふうに認識しながら、聞いていきます。

防災・減災の中でよく使われる言葉で、自助、共助、公助というものがございますが、これも防犯においても同様に当てはまることがあります。自助においては、手を挙げて横断歩道を渡る、家の戸締まりをする、自転車のダブルロック、置き引き防止のために貴重品を離さない、詐欺電話防止に心がける、自宅に防犯カメラやセンサーライトをつけるなどは自助だと考えており、先ほどから出ております、地域の皆さんが地域の安全は地域で守る、地域の子どもたちは地域で守るとの活動は共助、そして防犯灯、防犯カメラの設置補助、それ以外には過去に光の森自警団とか交通指導員さんの活動、スクールパトロール隊の活動、役場職員有志の青色回転灯装備車によるパトロール活動等は、これは公助かなというふうに捉えております。ここの部分で(3)をお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

町が取り組むべき役割は、地域住民の皆さんに治安情勢の関心を高めていただき、自主的な活動の促進を図ることで、登下校時の見守り活動や地域内の防犯パトロールに参加していただく方々に対して安全・安心に活動していただける環境を整えることが重要であると考えております。

防犯カメラは、犯罪の抑止効果や、事件、事故の証拠収集において有効なツールであると認識しております。そのため、大津地区防犯協会連合会が行っている防犯カメラ設置助成事業を継続することも防犯につながる重要な取組であると考えております。

なお、人口密集増加地域における犯罪抑止対策の推進ということで、熊本県警の令和７年度の新規事業に、菊陽、大津地域への通学路等見守りカメラの整備に要する経費も盛り込まれていると伺っております。町としては、今後も安全・安心を保つために、地域住民による見守り活動と、防犯カメラによる犯罪抑止効果を組み合わせることで、防犯力向上を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　地域の目は先ほどから話をさせていただき、機械の目について、また新たな事業というところで御紹介いただいたと思います。

平成17年頃はとても菊陽町は防犯カメラが少なかったです。犯罪学者のラトクリフは、防犯カメラの主たる効果を、潜在的犯罪者に防犯カメラの存在を気づかせることにより犯行を抑止させることと置き、その副次効果として犯罪不安の軽減、捜査支援、緊急医療の支援、場所の管理、情報収集、これは重要なところなんですが、利益の拡散、防犯カメラがあるところだけ安全・安心ではなくて、ほかのところにも防犯カメラがある、どこにでもあるというふうにして、利益の拡散の狙いがあると思います。

本町の防犯カメラも窃盗犯罪が多い中、見守りカメラが増えているのかなというふうに感じ

ている中、効果検証を警察署及び福岡県警もされております、私たちが初めて事業が平成30年に光の森交番開所、31年から事業が始まったということで、ここ数年たって防犯カメラも申請者も増え、効果検証を関係団体と共にできるのではないかというふうな考えを持っております。また、ＪＲにも菊陽町負担の防犯カメラがございます。それも含めて、菊陽町で防犯カメラが増えた、これは効果があるというふうに効果検証をするべきだと考えております。

犯罪の地理的分析を考慮した配置をすることが重要であり、分析に基づかない防犯カメラの設置は過剰な設置につながり、将来の維持管理や更新のコスト、様々なリスクを伴うと考えておりますが、これは提案になりますが、回答があればお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん）　効果検証についてお答えのほうさせていただければと思います。

議員御指摘のとおり、防犯カメラの設置が増加する中で、その防犯抑止効果を改めて検証する時期に来ていると考えております。検証に当たっては、犯罪発生件数の推移などを踏まえた客観的な分析が必要でありますので、そのためには警察との連携が不可欠であると考えております。今後、警察と協議を行い、効果的な検証方法の在り方について検討のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員。

○１０番（中岡敏博議員）　ぜひお願いしたいと思います。

時間がなくなってまいりましたので、最後に光の森交番新設にはとても苦労した記憶がございます。２件の事件により白紙に近づいたことは、皆さん御存じないかもしれません。警察に自主防犯組織の活動をしっかり見せ、防犯カメラの設置についても協力していくこと、警察力の強化を求める前にできることを行う、これこそが吉本町長72の政策提言集の中の公約の大切な一つ、津久礼駐在所を24時間体制の交番に変える近道だと断言しておりました。公表もされましたので、町長の行政報告では、その前は公表がなかったのでできなかったと思います。これについて町長何かありましたら、すみません、１分しかないのに、お願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　津久礼駐在所が交番化されたということで、現在の日勤体制が24時間体制の運用になると伺っているところでもございます。正式には公安委員会公示が３月14日付ということもございまして、３月の末から交番として運用されると伺っているところでもございます。施政方針の中でもございました、町民の安全・安心に対する施策というところで、しっかりとつながっていったのかなというふうに思います。

これに、この駐在所が交番になったということは、昨年の早い段階に実は副町長に指示をしておりまして、今回のこういった交番化になったというところでもございます。この経緯につきましては副町長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　私は一昨年指示を受けまして、警察本部に通いました。ただ、解決には非常に課題も多くて、少し長期化すると思ったところでございますが、このいち早い段階で交番化がされたのは、今年度危機管理監等お招きしました竹口危機管理監の頑張りが非常に大きかったということを御紹介させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　中岡議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前10時57分

再開　午前11時７分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　皆さんおはようございます。傍聴席においでいただきまして大変ありがとうございます。議席番号13番、一陽会の甲斐です。

一般質問というのは、もう御存じのとおり、町政についていろいろ尋ねる場でありますが、同時に、現在、未来の町政について町民の皆さんと町執行部と議会が課題や情報を共有する場でもあります。私たちは仕事としてここにおりますが、傍聴の皆さんは自由意思によっておいでいただいております。敬意を表したいと思います。

さて、ＴＳＭＣ、ＪＡＳＭの誘致の事業は、かつて世界のトップを走っていながら、その位置を完璧に失った日本企業が復活をかけた最後のチャンスであり、半導体生産の周辺にあって、なお世界的レベルを保っている我が国のサプライチェーンの企業群をつなぎ止める最後のチャンスであります。日本国の未来をも左右するこの事業は、地元の皆さんの理解と協力によって順調に進んでまいりました。

しかし、ここに来ていささか不安の声も聞こえてきました。地下水は本当に大丈夫か、交通が混雑するばかりで、地元にはいいことがない、土地を守ると言いながら、土地は開発で減るばかりじゃないかなどなどという声です。地元としては当然の不安と悩みではないかと思います。

町は、第６期総合計画を中断し、第７期総合計画を新たにつくって、これらの声にも応えようとしております。大英断であると私は考えております。計画の理念である基本構想が３月３日に議会で賛成多数により承認されました。今後、基本計画などが具体化されていくと思います。

基本構想には様々のことが盛られておりますが、その中から私は町長の一つの言葉だけ取り上げて、一般質問の冒頭に質問することといたしました。その言葉の中に、今回の第７期総合

計画の基本精神と、今私たちが直面している状況をどこに導こうとしているかについての本質の答えがあるというふうに思ったからであります。

質問は質問席で行います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　それでは、質問に入ります。

１番目は、ぜひ町長の声でお聞きをしたいと思います。

総合計画の住民説明会の中で、積極的に市を目指すことはしないとの方針が町長から伝えられましたが、これはどのような考え方に基づいているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　現在策定を進めております第７期菊陽町総合計画におけます、この策定審議会や住民懇談会の場において、市を目指すことについて御質問を複数回頂戴をいたしたところでございます。その際、御質問のとおり、甲斐議員がおっしゃいましたとおり、積極的に市を目指さないという回答をさせていただいたところでもございます。菊陽町としての目指す姿は、市になることを目的とすることではなく、私の思いとして、今の町民、そしてこれからの町民の皆様が豊かな生活を送ることに主眼を置いて、町の行政を進めてまいりたいと申し上げたところでもございます。

令和６年の住民基本台帳の人口は、ほぼ横ばいだったという現状も踏まえ、現在の４万4,000人弱の人口を仮に５万人を目標とする総合計画にも掲げる豊かな町、そして農業、商業、工業、住宅のバランスを守りながら、人口５万人を目指すことはできないと考えているところでもございます。もちろん、自然環境や農商工、住宅のバランスを維持することができた上で、町民の皆様が豊かな生活を送ることができ、その結果として人口が５万人を超え、様々な諸条件をクリアできたときに、市になることを否定するものではありませんが、日本全体が今人口減少の中、あくまで人口増加を追う政策ではなく、町民の皆様の豊かな生活に主眼を置いて行政を進めていくことが、私自身、そして町の考えとなります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　町長のお考えを伺いましたけれども、もう少し深めたいと思います。後、若干の質問をいたしますので、もう大筋のお考えは聞きましたので、もう端的に答えていただければ、極端に言えばイエスかノーかでも結構でございます。

１点目、菊陽町の都市計画マスタープランの説明がありました。その概要の説明がですね。その見直しの基本精神に次のように書いてあります。社会経済の発展と守るべき農地をしっかりと見定め、農業、工業、商業、住環境、自然環境のバランスが取れ、成長し続ける町として持続的な発展を維持した日本一の都市づくりを進めると、こう書いてあります。この積極的に市を目指さないというのはここから出た言葉でございますか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　全てではございませんが、やはり都市計画マスタープランを作成する上で、この菊陽町が目指す姿というのは必要だというふうに思いました。その中での守るべき農地、そしてまた成長し続ける町、そういったところをバランスを考えた上で、先ほど申し上げましたように、この菊陽町の今後を見据えるならば、あえて市を目指すべきではないというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　私はいつも昭和55年の提言のことを申し上げますけれども、それを読み返してみますと、隣に熊本市というエネルギー源があります、大きなエネルギー源が。ただ、菊陽町はそのエネルギー源から来るエネルギーを散漫に受け取るんじゃなくて、計画的にきちんとした形で受け取って、自分たちの計画の下にまちづくりをするんだという精神が書かれておりますが、まさに今町長が言われたのはそのようなものではないかというふうに私は解釈をしております。

次に、農地が失われていくという批判がございます。これはかなり深刻なところも少しありますけれども、経済が発展していくためには、どうしても一定の農地の転換はやむを得ないところがあるかと思いますが、必要以上の農地を失わぬために総合計画でゾーン分けをして、そして都市計画のない自治体のように、土地が野放図に開発されるのを防いだというふうに私は解釈しておりますが、それでようございますか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　すみません。私のほうからお答えさせていただきます。

今回の都市計画マスタープランの見直しのテーマの一つといたしましては、守るべき農地をどうするのかということと、それと均衡ある発展というところをテーマに挙げた中で、見直しという作業を進めたところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　では、最後に確認をしたいと思います。このまちづくりの優先順位、考え方の優先順位、次のとおりに解釈してようございますか。

１番目に、町民の豊かな生活の実現、そのためには自然環境、農商工住――住宅ですね――のバランスを取る、人口の増加は３番目であると、こう解釈してようございますか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　そのように理解していただいて結構だというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　私も最初は、町長、農地を守ると言っているけれども、どういうふうに守るんだろうというふうな気持ちを持っておりましたが、よくよく考えてみると、この計画

をきちんとすることによって、守るべき農地はきちっと守って、むやみに農地を転化させることはしないという意味なんだなということを理解をいたしました。

だけども、これはもう町民の皆さんも同じと思いますが、意識的に市を目指すと、どうしても土地を開発したり、農地を市街化させたり、そういった形にならざるを得ませんけれども、意識的に市を目指さないとしても、やはり日本の将来を考えたときに、地方自治の最小単位はどうしても市になるんではないかと、これはもう私の予想なんですが、そうしますと、やはりこの市制をしくというのは、積極的に目指さないにしても、菊陽町の一つの視野の中に入れておいていただきたい。皆さん御存じのように、新聞で新年の挨拶をするのは市長であります。町長はありません。それから、小さな差別ですけども、市は市役所といいますが、町と村は役場といいます。何でだろうとずっと私は思っておりますけれども、やはり格の違いを何か見せつけられてる感じがいつもします。そういった意味でも、リーダーシップを取る意味でも、市制をしくということは視野に入れてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　市制を視野に入れてということでございますが、先ほども答弁をしましたように、そこはしっかりと町の今後の現状を踏まえてということになろうかと思います。熊本県でも南阿蘇村というところがございまして、あそこはあえて村になっているということでございます。そういったところを考えますと、やはり菊陽町も本当に市を目指すのかどうなのかというのは、今後皆様方と一緒に議論をしていく必要があるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　次に移ります。今後、今総合計画はやがて出来上がっていくと思いますけれども、今後その総合計画なり、あるいは基本計画なりをどのように町民に理解してもらい、周知を図っていくかということについてお答えをいただきたい。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えいたします。

現在策定を進めております第７期菊陽町総合計画は、様々なデータがデジタル化によりペーパーレスもする中、インターネット上での閲覧がその多くを占めると考えたことから、その点を強く意識しまして、Ａ４横のサイズで、デザイン的にも見やすさを意識したもので作成することとしております。

また、見やすさだけでなく、審議委員の委員の皆様からも多く御意見があった、分かりやすさも意識した内容とするとともに、小・中学生も含めて理解しやすいものとした概要版も作成する予定でございます。現在、町内の小・中学校にはタブレットが配布されていることもあり、デジタルデータを提供することにより多くの児童・生徒にも見ていただく機会も増やせると考えております。

また、デジタルデータでは紙で冊子としてお配りするよりも、効果的に町民の皆様にもお届

けすることができます。具体的には、策定後、まずは広報紙による特集を組み、紙面上にＱＲコードを掲載しまして、どなたでもパソコンやスマートフォンで簡単に見ていただけるようにしたいと考えております。

そのほか、総合計画の策定自体を知っていただく、そして見ていただくことが重要ですので、ＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用するだけでなく、町主催の会議やイベントなどにおいても周知を行い、さらに御依頼や御希望があれば、出前講座という形で進めさせていただきたいと考えており、町の様々な場面でたくさんの方に知っていただけるよう積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　これはもう総合的に行うというふうに理解をしておきたいと思います。町民の皆さんに理解されなければ何事も前に進まないと思いますので、あらゆる場を活用して計画を広めていただきたいと思います。

次に移ります。菊陽町都市計画のマスタープランについてですが、ここはマスタープランは全体について計画をされておりますけれども、ここでは特にしばらく扱いませんでしたが、南小学校区開発の問題について、そこに絞ってお尋ねをしたいと思います。

ここは私も何回か一般質問しましたが、非常に法的な問題も難しくて、なかなか理解できないところもございました。恐らく今日私がお聞きをしても分からんところがあるかもしれません。農地の転用等については非常に縛りが厳しいですので、その辺のところを、今後、今日だけじゃない、今日分からんところはもうそのままにして、次にまた質問してというシリーズもので考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、南小学校区の発展策を近隣自治体との関連も含めてどのように位置づけているか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

まずは、南小学校区の周辺の道路整備計画につきまして御説明いたします。

現在、国道443号の整備や県道辛川鹿本線の延伸、さらには熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ、いわゆる10分・20分構想の熊本空港連絡道路の整備計画がございます。その中で、県北地域と県南地域を結ぶ国道443号につきましては、熊本空港へのアクセス道路、さらには国道３号のバイパスとしての欠くことのできない幹線道路であり、住民生活や地域経済に密着した道路であるため、吉本町長が会長を務め、関係する１市７町で構成する国道443号整備促進期成会において早期整備の要望を行っております。このような広域的な道路整備計画等につきましても、今回の菊陽町都市計画マスタープランの見直しにおいて、可能な限り将来都市構想に反映することとしております。

近隣自治体との関連につきましては、例えば熊本市と県が整備予定の道明交差点から北側に

延伸し、都市計画道路保田窪菊陽線に接続する県道辛川鹿本線の周辺地域を工業・流通ゾーンに設定するなど、近隣自治体の道路整備計画も踏まえた、将来における発展的な土地利用の位置づけを今回の菊陽町都市計画マスタープランの見直し案の中に盛り込んでおります。10分・20分構想など、まだ具体的なルート等が示されていないものもありますが、引き続き熊本県及び熊本市などと情報共有を行いながら、今後の具体的な土地利用を含め検討してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　南小校区の場合には、皆さんも御承知のように、私たちは通常この菊陽バイパス、要するに57号線を中心辺りに考えがちですが、少し見方を変えると、熊本市から非常に一番近いのはこの南小校区だというふうに私は思っております。そうなりますと、この南小校区の場合には、どうしても熊本市とか益城町とか、その辺との関連を考えていかないと、なかなか難しいというふうに思います。今日は、まずはその南小校区の発展策については、周囲の市町村も関係するんだということを１つは確認しておきたいというふうに思います。

次に、それは分かりましたけれども、南小校区をこの菊陽町のまちづくりの中でどういうふうに位置づけているのか、この南小校区で何が最も必要だというふうに考えているか。例えば、人口増加であるのか、いろんな施設を持ってくることであるのか、交通関係か、あるいは農地の保全か、どの辺に重点を置いているかについてお尋ねをしたい。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　私のほうからお答えさせていただきます。

南小校区につきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり均衡ある発展というのが一番のテーマだと思っておりますし、これまでも定住促進の補助金あたりも入れまして、定住を狙ってきたという中で、なかなか伸びないという中で、次の質問の中でもお答えいたしますけれども、新たな住宅地というようなものができやすくするような方向で、都市計画マスタープランのほうの見直しをやっているところでございますので、まずは定住人口だというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　まず、その定住人口を増やすということですね、これをちょっと押さえておきたいと思います。

次に移ります。保田窪菊陽線北側の新設道路計画の北側ゾーン、現在南小校区の人家が集中しているところですけれども、その周辺地帯を市街地ゾーンの整備地域として計画をされておりますが、具体的にこの地域にどのような絵を描いているのか、住宅だけなのか、その辺をお知らせ願いたい。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

今回の菊陽町都市計画マスタープランの見直しの大きなテーマの一つに、町の均衡ある発展を掲げております。特に、南小校区の発展を念頭に、将来の土地利用について検討を重ねてまいりました。

御質問にありました地域は市街化調整区域とされており、これまで集落内開発制度の区域内など、一定の要件を満たさなければ、原則住宅の整備ができない地域となっております。これまで町としましては、この集落内開発制度による対応を進めてまいりましたが、南小学校区の課題の解消のため、今回菊陽町都市計画マスタープランにおいて市街地ゾーンとして位置づけ、今後地区計画制度を活用して住宅が整備できるよう、計画の見直しを進めているところでございます。

このことについては、昨年度から本年度にかけて菊陽町南小学校区の住民より、県道瀬田熊本線の道路環境の改善について、２回にわたり延べ2,109名の署名が町に提出されており、地域住民も熱望されております。現在描いている具体的な実現策を申し上げますと、市街化調整区域における地区計画制度の集住ゾーンに設定し、熊本県の市街化調整区域内地区計画の協議に関する指針にあります既存集落活性化型の制度により住宅の整備を行っていくものでございます。

実際の制度の活用に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく、いわゆる農振農用地の位置づけや、農地法に基づく農地転用の規制など、農業的土地利用との調整を当然行っていく必要がありますが、町の均衡ある発展を強力に推進していくため、今回菊陽町都市計画マスタープランの見直しの中で具体的に位置づけを行ってまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　以前に私がこの件について質問をしたときよりも、１点進んでおりますですね。あの当時はこの当該地区については非常に開発等が難しいというその１点でしたけれども、今回は市街地ゾーンとして位置づけをして、この市街化調整区域における地区計画制度の集住ゾーンに設定をして、その中で住宅がそこに張りつけるようにするという、その１点については一歩進んだというふうには考えます。

ところで、住宅が増えるというのは、南小学校のことを考えても非常に大事なことだと思いますが、ただこの住宅をそこに張りつけるといっても、住宅だけで人が集まるものか、何かほかのことがないと、魅力がないとなかなか人はそこに住みつかないと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん）　お答えいたします。

マスタープランの位置づけとして、部長の答弁させていただいたとおりですが、一定のその人口が住んでいただくからには、必要な施設というところも御質問のとおりあるかと思います

ので、引き続き検討を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　集落とかその辺の発展については、道路が大きく関係すると思いますけれども、先ほどの答弁では、この瀬田熊本線の道路環境改善について取り組んだということがありましたが、どのように進みそうですか。これが、そして南小学校区の発展につながりそうかどうか、その辺をお聞かせいただきたい。熊本瀬田線。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　まず、瀬田熊本線の道路環境整備でございますが、まず今県と進めておりますのは、やはりあそこが通学路として活用されている中において狭隘であると、そういう状況を解決してほしいと。その瀬田熊本線については未整備区間がかなりございますので、そういった未整備区間の解消というものを先般町長と議長、それから地元の中村県議が来て、県北広域本部に要望を出したところでございます。県北広域本部としてもこの状況を重要視していただきまして、来年度から勉強会を開始していくと、始めていくということでございますので、まずはその勉強会の中でしっかりその環境整備についても議論がされていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　道路が改良されれば、それに従って、その周辺地域もまた変化していくんではないかという期待を持ちます。

南小校区については、まだ、今答弁いただいた範囲ではあまり具体的なイメージが浮かびませんけれども、これからぜひこの具体的な絵が分かるような、そういう形にしていってほしい。今日はもうこの程度にしておきたい。次につなぎたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。３番目です。老朽化した都市インフラ対策について、皆さん御存じのように埼玉県の八潮市で道路が陥没して崩落をいたしました。人命が失われておりますけれども、どなたも思われたと思いますが、菊陽町はどうなっているかというふうなところが疑問にあるかと思います。

この菊陽町における下水道、道路、橋梁、こういった都市インフラが多分もうかなり老朽化していると思いますが、どうなっているのか、そのメンテナンスはどうされているのか、併せてお聞きしたい。ただし、電気とかガスとか水道は、これはもう菊陽町の管轄下にありませんので、それはあえて聞きません。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えさせていただきます。

まず、下水道については、汚水管が約240キロメートル、雨水管が約37キロメートルを管理しております。古いものでは、耐用年数50年に対し35年を経過しております。そのような中、

町では平成27年の下水道法の改正を受け、下水道施設のメンテナンスについては、菊陽町下水道ストックマネジメント計画を作成しております。それに基づき、10年に１度のカメラ等により調査しております。その中で、特に腐食のおそれの大きい箇所については、５年に１度の調査を行っております。調査により把握した異常箇所については、調査結果に応じ、内面修復や更新工事を行っております。

また、１月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の老朽化による破損が原因の事故を受けて、国から下水道管路施設に対する緊急点検についての通達があり、口径で２メーター以上の管路の緊急点検の要請がありました。これを受け、町では口径で２メーター以上の管渠はないものの、町独自に点検対象を決め、緊急点検を実施しました。

点検は、事故原因が老朽化と排水に含まれる硫化水素によるコンクリート製の管渠が腐食し破損したことであるため、硫化水素の発生しやすい中継ポンプ場や、マンホールポンプからの吐き出し箇所のマンホールを開け、マンホール及び管渠の内部を点検し、異常がないことを確認しております。さらに、町内全域の幹線管渠及びＪＲや国道の横断等の重要箇所は、現地を目視により路面の下がりや破損がないかを確認し、異常がないことを確認しております。

次に、道路については、令和７年２月時点で町道958路線、延長約245キロを管理しております。多くの町道で整備しているアスファルト舗装の耐用年数は10年でありますが、道路の交通量によって老朽化や損傷の状況が異なることから、耐用年数が過ぎても補修の必要がない路線もあります。一方で、耐用年数が過ぎ、交通量の多い路線については、ひび割れや陥没による老朽化を確認しております。

町道のメンテナンスについては、平成28年度に作成した菊陽町舗装維持管理計画に基づき、道路の老朽化が進んだ路線から国の交付金を活用し、舗装補修工事を実施しております。また、日常の異常管理においては、令和５年度より菊陽町道路パトロール実施要綱及び菊陽町道路パトロール点検マニュアルを制定し、道路パトロールを強化しており、穴ぼこなどの損傷を速やかに補修することにより、車両等の良好な走行環境を維持することで、利用者の安全と路面の長寿命化を図っております。

なお、近年の町全体の交通量の増加により、道路の状況が大きく変化していることから、現在の舗装維持管理計画を更新する必要が生じており、令和７年度においては、町道の路面状況を把握するため、新技術を活用したＡＩカメラによる路面解析診断業務を行い、その結果を基に、新たな菊陽町舗装維持管理計画を策定する予定としており、業務委託料を当初予算に計上させていただいております。

次に、橋梁については、令和７年２月時点で61橋を管理しております。橋梁本体の耐用年数は本体の構造形式により違いはありますが、一般的に50年とされており、現在建設後50年以上が経過した橋梁は14橋あり、これらの橋梁は橋梁の機能に支障は生じておりませんが、ひび割れや舗装等の老朽化を確認しております。

橋梁のメンテナンスについては、平成26年度より５年に１回の目視点検を基本とする法定点

検を実施しており、現在３巡目の点検の期間になっております。この点検で確認された損傷箇所については、令和４年度に改定した菊陽町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国の交付金を活用して補修工事を実施しております。近年では、令和４年度から５年度にかけて、白川に架かる下戸橋の補修工事を実施し、長寿命化の対策を図ったところです。また、令和７年度においては、南方大人足線のＪＲをまたぐ柳南橋と入道水地区の上井手に架かる入道水西橋を補修する予定としております。

さらに、令和８年度以降に補修工事を実施予定の２橋において、補修設計業務を実施する予定としており、工事請負費及び業務委託料を当初予算に計上させていただいております。今後も町の都市インフラの老朽化対策につきましては、各施設とも安全に利用していただけるよう、適切な維持管理に取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　これはもう聞きおくにとどめたいと思います。高度経済成長期に大体今の日本のインフラは整備をされておりますので、ちょうどもうそれを点検して、やり直す、そういう時期に差しかかっているかというふうに思います。今後とも、町のほうでは今申されたように、道路、橋梁、下水道、そういったものに対して注意を払っていただいて、安全・安心のまちづくりに励んでいただきたい。よろしくお願いします。

それでは、次に移ります。水に関する課題ですが、最初に新しい下水処理施設ですね、今ＪＡＳＭの第１工場は北部の浄水場で担当しておりますが、新しくできる２つの工場ですね、ＪＡＳＭの第２工場と、もう一つは三菱でしたかね。ソニーですね、ソニーの第２工場ですね、ソニーの第２工場を専門にしたこの浄水場が、前に説明がありましたが、菊陽町と合志市にまたがる、そういう地域にできる予定になっております。それについて質問をいたします。

今、全国的に話題になっておりますのは、有機フッ素化合物、ＰＦＡＳですけれども、工場用水でこれが使われることは明確になっておりますが、この工場用水に含まれるＰＦＡＳはどの段階で除去され、どう処置されるかについてお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　御質問にお答えする前に、新たな下水処理施設につきまして御説明させていただきます。

この下水道処理施設につきましては、国家戦略である半導体産業の強化を担う事業として位置づけられております。下水道施設の整備は、本来各市町が行うものですが、企業の進出に合わせ、この大規模な整備を迅速かつ確実に実施することは、市町単独では困難であることから、令和５年に合志市と菊陽町が議会の議決の上、熊本県に対して県による事業実施の要望を行いました。その結果、半導体関連産業の集積に伴う排水対策として、県が事業主体となり、合志市と菊陽町が連携して進めていくことが決定されました。この事業は、企業の排水を目的としているため、特定公共下水道事業での採択を目指し、事業の名称を熊本セミコン特定公共

下水道と定めております。

それでは、①の質問にお答えさせていただきます。

新たな下水道処理については、ＪＡＳＭの第２工場等を想定していることから、既に稼働している第１工場の処理状況でお答えいたします。第１工場では、ＰＦＢＳ、ＰＦＢＡ、ＰＦＰｅＳ、この３種類のＰＦＡＳを使用していることを開示しております。

ＪＡＳＭが使用している有機フッ素化合物については、貯蔵や運搬、使用、廃棄などの各過程で流出しないよう厳密に取り扱われており、最終的には事業廃棄物として処理業者が取引処理をされております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　途中で流出しないように管理されておるというのは分かりましたが、最終的にこの廃棄物として扱うわけですが、どのような処理業者がどこに持っていって処分しているのか、それはつかんでいらっしゃいますか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　お答えさせていただきます。

やはりＪＡＳＭの最終的な出ました廃棄物について、こちらの町のほうで廃棄物の持っていく場所までは確認しておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　この水に対する不安というのは、ずっと潜在的に町民の皆さんの中にありますので、できる限り情報はしっかりつかんでいただいて、しかも大事なのはやっぱりそれを開示していくということが大事だと思いますので、現在分かっていないならば、つかんでいただいて、情報開示していただきたいと思います。

それから、この新しい下水処理施設ではどのような作業や点検を行うのかについてお答えください。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

新たな下水処理施設の完成後は、処理場の管理運営において正常に稼働するよう監視、点検等が行われますが、これからの設計、施工であるため、現段階での御説明はできない状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　現在できないなら、これも分かった時点で開示をしていただきたいと思います。

次に行きます。河川汚染の可能性はないか、万一汚染が確認された場合の対策はできている

か、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えします。

工場排水については、法令に基づき適正かつ確実な排水処理を行うとともに、各段階において水質の状況を継続的に監視していきます。新たな下水処理施設は、これからの施設設計において、より高い耐震性能を有した処理場が建設されます。もしもに備えた対策については、監視システムの構築や管理体制の確立が県において取り組まれることになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　後の質問とも関連しますけれども、県を主体にした事業でありますので、これも町のほうでも積極的に情報をつかんでいただいて、知らせていただきたいと思います。

それから、新下水処理施策の運用主体はどこになるか、通常は町とか処理場がある自治体が管理するわけですが、これはやっぱり県ですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

冒頭で御説明いたしましたけれども、熊本県が事業主体となりますので、新たな下水道処理施設の運用主体も県となります。しかし、先ほど申し上げたとおり、本来、市町で取り組む必要がある事業であることから、現在菊陽町と合志市から県へ職員の派遣を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　次に移ります。この排水口が白川の中流になるというふうなことが発表されておりますけれども、３回にわたってこの処理場の説明がされたのは承知しておりますが、私に聞こえてくる声は、その排水口近くの住民の方、あるいはその下流の方に対して、何かきちんとした説明がされているのかどうか、その辺についてつかんでおられれば、お知らせください。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

特定公共下水道の事業計画に当たり、都市計画素案の地元説明が１月26日に菊陽町、27日に合志市、28日に熊本市で行われたところです。また、都市計画素案の説明会において、鉄砲小路区長より区としての説明会を開催してほしいとの要望があり、２月14日に鉄砲小路区の説明会を開催しました。当日は多数の皆様に御出席いただき、県からの説明後の質疑応答では多くの御意見をいただいたところです。今後は、処理場や管渠等の設計が終わり、各施設の施工前には関係者への説明が行われる予定になっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　先ほども申し上げましたけれども、こういった地下水等について、なかなか目に見えないところがありますので、やはり十分な丁寧な説明をしていくということが今後の鍵になるかというふうに思います。都度、水俣の経験も踏まえながら、都度その情報を開示するというふうなことで、町ができることをやっていただきたい。

少し付け加えますが、その情報開示の面で、最近新聞発表になったことをちょっと申し上げて、ここで確認しておきたいと思います。熊本県がいろんな調査をされておりましたが、ＪＡＳＭの第１工場稼働後の状況についての状況が発表されております。セミコンテクノパークと熊本市内の井戸２か所で水位の変化を調査をして、そしてこれはもうホームページ上でいつでも見れるように、そういう措置がしてありますが、結果として現在の状況では水位に変化がないということが新聞に発表されております。

それから、熊本の北部浄化センターで、水質汚濁防止法により定められた43項目が基準値以下であった。ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡも国が定めた指針値以下で稼働前と変化はなかった。それから、地下水涵養基金というのが創設をされました、県によってですね。2,900万円予算化をされて、2026年度から運用開始をされると。協力者に対しては貢献証書を発行すると、こういったことが公になっておりますので、これは蛇足ですが、付け加えておきたいと思います。

次に移ります。あと時間があまりありませんので、同じくこの水に関連する、水の涵養に関連する水稲作付推進協議会の事業についてお尋ねをいたします。

主食用米作付拡大事業と、ウオーターオフセット事業に対する理解と協力は進んでいるかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

各事業の取組状況についてですが、まず主食用米作付拡大事業では、今のところＪＡＳＭが参加されております。生産者につきましては、２月14日現在で、基準年である令和４年産米の主食用米作付生産者の208名に対し、68.3％に当たる142名の生産者が賛同されておられます。そのうちの77名の生産者が作付面積を拡大するとされ、拡大面積の合計が約18.2ヘクタール、涵養量は約123万トンになります。事業における当初の目的であった拡大面積約14.8ヘクタール、涵養目標100万トンは達成できる見込みとなっております。

なお、昨年12月からこれまでに17名の生産者が新たに事業に賛同されておられます。

次に、ウオーターオフセット事業でございますが、令和６年度では１社の参加で、購入量は36.3トン、涵養量換算では約58万トンの実績となっております。令和７年度の計画では２社の参加で、購入計画量は81トン、涵養量は約130万トンでございます。令和８年度では５社の参加で、購入計画量は164トン、涵養量は約263万トンの計画となっております。

このように協力いただける生産者も増え、本事業に対する理解度は高まってきていると認識

しており、今後も継続して事業の目的達成に向け推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　前回もこの件は質問いたしましたが、そのときには、作付拡大については208人中の125人が賛成しているということでしたが、それが17名増えて142になっているということですね。

それから、ウオーターオフセット、主食用米を買い付ける話ですが、これもいずれもこの前の一般質問のときよりも増えておると、こういうことを確認をしておきたいと思います。

これはもう企業と農家さんの理解なしには進まないことですので、しかも結果としては、いかにしてその地下水を水位を保って、水質も変えずに維持していくかという大事な問題ですので、今後ともその理解を進める作業を続けていただきたいと思います。

次に、協力金の配分は作付面積を基準とすることに変更されました。この前確認しましたが、その作業の体制はできたか、また協力金の支給額はどうなるのかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　お答えします。

まず、作業の体制についてでございますが、主食用米作付の維持拡大事業は、令和７年産米の作付からのスタートとなります。

水稲の作付につきましては、毎年各生産者に作付計画の提出が求められておりまして、作付計画書となる営農計画書の提出に合わせ、主食用米作付拡大事業に関わる作付契約を締結することとしております。協議会では、この契約に基づき作付圃場１筆ごとに把握、管理を行いますが、この作業を行う体制としましては、水田転作に関わる事務を担うＪＡ菊池、おおきく土地改良区、そして町で組織します農業再生協議会の協力をいただくこととしております。

次に、協力金の額についてですが、主食用米作付拡大事業では、令和７年産米の維持分を含む対象面積、これが40.7ヘクタール計画されておりますので、約1,480万円を見込んでおります。ウオーターオフセット事業では、令和６年度において主食用米が36.3トンの購入があっておりますので、その協力金の額は約315万円となります。令和７年度では主食用米81トンの購入で約702万円、令和８年度では主食用米164トンの購入で約1,421万円の協力金をそれぞれ見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　１点だけちょっとお尋ねしますが、お答えの中にあった農業再生協議会というのはどういう組織ですか。

○議長（福島知雄議員）　農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん）　御質問にお答えいたします。

農業再生協議会といいますのは、元の昔の減反政策ですね、こちらの事務をつかさどる組織となっております。生産者の方からこのくらいの田んぼに米をこのくらい作ります。このくらいを転作しますという情報をいただきまして、それが果たしてそのとおりになっているかどうかをチェックし、その転作の作物に応じて交付金を支払うような組織となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　まだほかにもちょっと尋ねたいことはありますけれども、時間もありませんので、別途お伺いをして、お尋ねをしたいと思います。

お聞きになったとおりで、この問題というのは、地下水の涵養に関わる非常に大事な問題であるというふうに思います。地下水財団の場合には熊本市等も直接この補助金を出すというふうなところまで踏み込んでおります。ここの推進協議会のほうは、それはなかなか難しいというこの前のお答えでしたけれども、性質からしてみて非常に公の性質のある、そういう事業ですので、将来的には公の資金によるこの事業の推進というか、その辺も検討はしていただきたいと、ぜひそういうふうにお願いをしておきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　甲斐榮治議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午後０時７分

再開　午後０時58分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子議員。

○１６番（小林久美子議員）　すみません、議長、ちょっと体調の関係で自席で質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○１６番（小林久美子議員）　それから、質問の順番ですけれども、１番の物価高騰対策を一番最後にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○１６番（小林久美子議員）　日本共産党の小林久美子です。町民を代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

一番最初に、環境問題について質問します。

今、県内でも有機フッ素化合物が大問題になっています。今までＪＡＳＭは、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの３種は使用しないが、その他の３種を使用すると伝えられていました。

ＰＦＡＳは、発がん性や免疫力の低下など、健康への影響が指摘され、使用禁止規制が世界の流れです。欧州化学品庁、ＥＣＨＡは約１万種のＰＦＡＳ全体を規制対象としています。

ＪＡＳＭの第１工場の稼働が始まりましたが、使用する化学物質については、私も今まで何度も議会でも取り上げてきましたけれども、はっきりしていませんでした。今年１月に日本共産党の辰巳孝太郎衆議院議員の問合せに対して、ＪＡＳＭは使用する物質について、ＰＦＢＳ、ＰＦＰｅＳ、ＰＦＢＡであると経済産業省を通じて回答しました。それまでも私たち住民運動の団体と熊本県に、どのような有機フッ素化合物を使うのかというのを問合せをしていましたが、県はその時点では答えずに、その後、今お話ししました経産省を通じて回答後に、熊本県もＪＡＳＭがＰＦＡＳを使用していることを認めました。

ＰＦＢＳというのはペルフルオロブタンスルホン酸といいますが、についてアメリカの環境保護庁は、甲状腺、発達、腎臓への影響との関連が特定されたことを指摘しています。また、ＰＦＢＡ、ペルフルオロブタン酸について、これもアメリカ環境保護庁は経口、口から入るその経口なんですけど、経口で一定量暴露すると、甲状腺、肝臓、発達に影響が出る可能性が高いと指摘しています。

私は、100万人の命の水、地下水を涵養する地域で稼働するＪＡＳＭで有害性が指摘されているＰＦＢＳ、ＰＦＢＡの２種が使用されていることは重大だと思います。健康への影響が指摘されていますし、今全国的にも、また熊本県内でも問題になっているこの有機フッ素化合物に対しての、まず地元菊陽町の町長の認識をお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

有機フッ素化合物のＰＦＢＡ及びＰＦＢＳは、ＰＦＡＳに分類される化学物質、１万種以上もあるとされるその中の一つです。ＰＦＢＡは日常生活の様々な製品に使用されている化学物質で、汚れ防止布地、紙製食品包装、カーペット、写真フィルムの製造などに使用されています。日本では製造、流通等を規制する法律、製品や飲料水に含まれるＰＦＢＡを規制する法律はありません。

次に、ＰＦＢＳは、撥水性や撥油性などの特徴を持った化学物質で、防水材などの用途で広く使用されています。また、各種クリーナー、床ワックス、食品包装、屋内外での床材に含まれることも確認されています。ＰＦＢＡ同様、日本国内の化学物質を規制する法律である化審法や、水道水、地下水の水質指標値においてＰＦＢＳも国の規制対象となっておりません。

なお、環境省の資料、ＰＦＡＳに関する今後の対応の可能性を確認しますと、国際的な条約、ＰＯＰｓ条約の規制対象になっていない物質であっても、今後は規制対象候補物質としていく方針が記載されております。ＰＯＰｓ条約とは残留性有機汚染物質を規制する条約で、現時点ではＰＦＢＡ及びＰＦＢＳに対する規制は特にございません。また、熊本県におきましても、現段階で規制に対する動向はないとのことです。

ＪＡＳＭが使用する有機フッ素化合物については、貯蔵や運搬、使用、廃棄など、各過程で

流出しないよう厳密に取り扱われており、最終的には事業廃棄物として外部業者が引き取る形を取られています。昨年５月に実施した町議会のＪＡＳＭ視察においても、水処理の過程や流出対策について、町民の代表である議員の皆様に御覧いただきました。この視察を通じて、ＪＡＳＭが取り組んでいる流出防止策や安全管理体制について理解を深めていただけたことと思います。このようなことから、本町としましては企業側への使用中止を求めることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　町長にお尋ねをします。今、法律では、国は規制がないのでということでしたけれども、先ほど、これからまた言いますが、アメリカなどの問題や欧州、アメリカやカナダ、ＥＵなどでは、このＰＦＢＳ、ＰＦＢＡに規制がかけられています。公共水道を提供する側としての規制、飲み水に対して目標値があり、規制されることなどが分かっています。

その点について日本が規制がないのが私は問題だと思いますが、ＪＡＳＭの地元である菊陽町の町長としては、この問題、私が一番最初の頃言ったときは、あまり有機フッ素も皆さんぴんとこられてなかったんですけど、その後、全国で大きな問題になって、熊本でも産業廃棄物からの問題とか出てます。この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　質問にお答えいたします。

この日本国内におきましては、先ほど答弁がありましたけども、規制する法律がないということでございます。日本国内では、また再度申し上げますが、この問題を規制する法律がないということでございますので、私のほうから、このことに対しましていろいろとお話をする立場ではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　でも、実際この菊陽町内のキャベツ畑の横に大きなＴＳＭＣ、ＪＡＳＭができているわけで、もう実際稼働しています。今お話ししました有機フッ素化合物は使用されています。町長として、そこに関心を持たないのは、私はあり得ないと思います。やはり国に今法律がないからといっても、世界的には規制をする、そして有害が指摘されている、そういう物質について、私たちはどういうふうに考えていったらいいんだろうかというのを発信するのが菊陽町長であってほしいと思います。

それでは、もう一つお尋ねをします。先ほど、事業廃棄物は誰が収集して、どこに持っていっているのか分からないということでしたけれども、もう実際、事業廃棄物は収集されていますよね。どっかに保管されたりしてると思うんですけど、本当に分からないんでしょうか。町長どうですか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　それでは、お答えさせてもらいます。

最終的には産業廃棄物ということで、排出されるということでお答えしておりますけども、この内容につきましては、熊本県のほうに、どの物質をどれだけの量で、どのような形で廃棄したということで報告があっているということでした。その内容につきましては、町のほうでは確認は取れませんけども、県のほうに確認しましたところ、そのようなお答えでありました。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　先ほど前段でお話ししました、ＪＡＳＭがどういう有機フッ素化合物を使っているかは、熊本県は、それまで何度もお尋ねをしても、こちらがそういう情報をつかむまでは説明していません。ですから、今環境生活課の課長さん言われたように、熊本県は情報を持っているんですよね。私はやはりこれだけ大きな問題がある。そして、問題は、町としては分かりませんじゃなくて、県からしっかり情報をもらう、そういう姿勢じゃないと町民の暮らしや命は守れません。町長は基本構想で菊陽町のこれからの豊かな町をつくるんだ。それはいいです。でも、その前提として安心・安全、中岡議員が得意なところですけど、やはり安心なそういう命を守る、有害と言われている物質が使われるのに興味を持たないということは、やはりおかしいと思います。それで、町の担当課であれば、そういうのは県からしっかりと情報を得てするべきだと思います。

県内でも産業廃棄物のところからいろいろ流れ出て、有機フッ素の問題になってますよね。そういうのは担当課では研究、勉強、調査しないんでしょうか。お尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　それでは、お答えさせてもらいます。

今、熊本県内でも宇城、宇土のほうで出ておりまして、あと熊本県のほうで、熊本県内各地の最終処分場あたりの調査が行われております。その結果を注視しながら、私どもも研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　私が言いたいのは、菊陽町内の工場から実際産業廃棄物も稼働してますから出ています。それがどこにあるかをもう全く県に問合せをしたり、そういうのをしないというのは、やはり私は大きな問題だということを指摘しときます。

それで、アメリカやカナダ、先ほど言いましたように、ＥＵなどでこのＰＦＢＳ、ＰＦＢＡに規制がかけられていること、公共水道を提供する側としての規制、飲み水に対して目標値があり、規制されることなどが分かっています。

先日の日本共産党の辰巳孝太郎議員が国会で質問しました。これもまたすごく驚くんですけ

ど、この有機フッ素化合物について、経済産業省は世界の規制強化の流れに逆行して、これは日本で行っているパブリックコメントではないのにかかわらず、その外国のパブコメに組織ぐるみ、経済産業省ぐるみで規制を緩めるパブコメをしています。それは企業からも出してもらうし、経済産業省、官僚自身も出したことが明らかになりました。私は、やはり人の命より経済優先の今の姿勢で本当にいいのだろうかと思います。

町は、先ほど答弁がありましたけれども、当該自治体としてあまりにも危機感が足りないのではないかと思っています。私がそういうふうに思う理由は、後で水俣病との関係でお話をしたいと思います。

ＪＡＳＭの２つのＰＦＡＳについて調査研究が不足しているのではないか、ＪＡＳＭは高度な処理を行い、公共下水道に排水されていると今までの議会で答弁がありましたが、その高度な処理を行っても、実際町民には分からないわけですよね。その産業廃棄物が誰がするのか、どこにするのかさえ分からない。これでは幾ら高度な処理を行っても町民の安心は得られません。やはり予防原則に立って、ＪＡＳＭに対してＰＦＢＳ、ＰＦＢＡの使用中止を求めるべきだと私は考えますが、今の議論を聞いて町長の見解はどうでしょうか。町長にお願いします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　ただいまの質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

（16番小林久美子議員「すみません。私町長に聞いているんですけど」の声あり）

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　まずもって、小林議員が私が環境に対しての興味がないということでございますけども、興味というよりも、やはりしっかりとした対応をしなければ、この菊陽町は守っていけないということでございます。まず、そこをしっかりとお伝えをしたいというふうに思います。

それと、ＪＡＳＭの件でございますけども、いろんな情報発信を今されておられます。昨年度はＪＡＳＭのファミリーデーということも開催されましたし、そちらのほうで地下水等々、いろんなところで町民の方に説明できるようなコーナーも設けてあったようでございますので、ぜひともそういったところにも、小林議員ちょっと体の具合がということでございますが、そういった機会があれば、そういったところにも足を運んでいただいて、そして一方だけの情報ではなくて、いろんなところで情報を集めていただければというふうには思います。それは私どもにも言えると思いますので、先ほど小林議員がおっしゃったようなところはしっかりと私どもも努めてまいりたいというふうに思います。

以下については副町長に答弁させます。

（16番小林久美子議員「いや、いいです」の声あり）

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　私がＪＡＳＭに直接ちょっと見に行けないのは、それはもう私は病気なので、それ以上は言いません。

ただ、ＪＡＳＭがいろんな情報を発信していると言われますけれども、ＪＡＳＭのホームページには問合せ先なんかも何もないんですね。ただ、国には事業計画にはしっかりと住民に説明をするとか、そういうのを発信され、もちろん国会に、国に出さないといけないから、出されていますが、そういうところも住民が問合せしようとしてもできない、そういうところはやっぱり町長からも言っていただきたいと思います。

それで、私は環境を何も町長が分からないと言っているんではなくて、やっぱり菊陽の町長であるので、基本構想、あれだけいろんなことを掲げられるんだったら、ベースとして今ＪＡＳＭが何を使って、どういうふうに処分されているのか、そして私たちはそれもかなり聞かないと教えてくれない、この県の姿勢もどうかと思いますが、一方的な情報じゃないんですよ。しっかり見ていただければ、世界はそれを規制する流れはもう、私は偏った情報ではないです。規制の流れは変わりません。そういう中で日本の経済産業省は、ここで言っても仕方がないことですけど、私たちの命に何か関わるより、経済を優先しているのは、もう今の日本の政治の現状はそこを変えていかないといけないと思いますが、そういう現状にあります。

それで、私は今度これを強く言うのには、熊本は公害病である水俣病の経験がありますよね。私も25年間看護師として働いてきましたが、二十五、六ですから、もう四十数年前ですけれども、水俣の患者さんがいらっしゃって、島にいろいろなところにいらっしゃるんですけれども、実際患者さんの家に泊まり込み、どのような症状が日常生活の場面で起こっているのか、また朝一緒に船に乗せてもらって、水俣病って視野狭窄、視野が狭くなる病気があるんですけれども、そのとき漁に一緒に船に乗っていくんです。どう影響しているのか。船は、向こうの船で、船の位置を分かるには、山と山の間が必要なんですけど、視野狭窄が出てくると、それはできなくなるんですね。その後の水俣病のしびれとか、いろんな患者さんと一緒に病気とも戦い、療養してもらって、寄り添ってきました。

私をはじめ熊本県民にとって、この水俣病の経験はとても大きく、地下水の関心も非常に高いです。ほかのところも地下水の関心あると思いますけれども、熊本は実際水俣病の発生、拡大責任で問われたのは予防原則です。これは県も大きく関わっています。

そして、環境省が示している水俣病の教訓と日本の水銀対策というのがあるんですけれども、水俣病がなぜ拡大を防止できなかったか、その背景にはチッソ水俣工場が雇用や税収などの面で地域経済に大きな影響を与えていたことのみならず、これは国の文章ですから、私の偏った情報ではないです。日本の行動、偏ったと町長言われる情報ではありません。水俣病を発生させた企業に長期間にわたって適切な対応をなすことができず、被害の拡大を防止できなかったという経験は、時代的、社会的な制約を踏まえるにしてもなお、初期対応の重要性や科学的不確実性のある問題に対し、予防的な取組の方法の考え方に基づく対策も含め、どのように対応するかなど、現在に通じる課題を私たちに投げかけていますと述べています。

だから、水俣病の経験から、そういう物質に対して最初にどういうふうに行政がやっぱり手を打つかということが、この大きな教訓だと思います。もう工場で菊陽町のＪＡＳＭも使用されているわけですので、今世界の流れである、規制される化学物質ＰＦＡＳに、例えば県の地下水保全条例を改正して、そういうのを付け加える、そういうのが政治の仕事ではないでしょうか。町長どうですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　熊本は、今小林議員がおっしゃったように水俣病がございました。その水俣病の反省の下に今の日本があると、環境の、非常に厳しい環境のチェックがされているというふうに思います。だからこそ、熊本におきましては、今、日本で考えられる最上位のチェックがなされているものだというふうには思っておりますし、そうあるべきだというふうに思います。

情報の発信も、できる、やらないではなくて、やはり町民の皆様、県民の皆様にしっかりとした情報を発信するための準備期間が必要だというふうに思います。それは町も同じようなことでございますので、情報を出さないのではなくて、しっかりとした正確な情報を出すために、少し時間を要しているということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　町長にぜひ県に聞いてください。産業廃棄物は、ＪＡＳＭはどういうふうに処理をしてるのか、これはやはり国の国策ですから、町としては町民に責任がありますと、県にしっかり聞かないと議会でも言われますと、そういうことで、私はやはり聞くべきだというふうに思います。その点どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　それでは、ただいまの御質問ですけども、私どもとしましても県のほうに情報の公開を求めて、今後も情報公開を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　もう一つお願いがあります。やはりＪＡＳＭにはちゃんと窓口の対応、ホームページにも問合せ先などをしっかりと記入していただくように町長からお願いしていただけないでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　おっしゃるとおり、情報の開示は重要でございますので、そういったところも相手方にはお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　私のほうからも先ほどの補足を１つさせていただきたいと思い

ます。

国のほうの見解としましては、有機フッ素化合物、ＰＦＡＳにつきましては、先ほど説明しましたように１万種類以上ございまして、環境や人体への影響が確認されていない物質が多数あること、また当然ながら、全ての物質が危険だということでないとされております。

そこで、先ほど答弁しましたように、環境省が令和５年７月に策定しましたＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性という資料の中で、国際的なＰＯＰｓ条約の規制対象となってない物質につきましても、今後は規制候補物質としていく方針が記載されているところでございます。補足でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　山川部長に質問をします。先ほどＪＡＳＭにそういうふうにちゃんと申入れをするということでしたけれども、その前提として、国にＪＡＳＭがどういう事業計画をするのかという、国に出す資料があるんですね。それ商工振興課は分かるかと思いますが、それはやっぱり手元に持って言っていただかないと、なかなか向こうが、いやそれはと言われると、いや、ちゃんとそういう計画書を国に出されているわけなので、それには住民の問合せとかにしっかり答える、住民の説明会なんかも行う、そういうのも出されていますから、それを手元に置いてお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　事業計画の、こちらにあるかというのは、ちょっと私のほうでは今のところ存じ上げておりません。実際的に担当課とちょっと情報をいただきたいと存じます。今日、議員さんのほうからありました意見、質問、こういったところはこういった内容であったということでお伝えをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　今の私が議会で取り上げている、このやり取りを聞いて、町民の方はどのように受け取られるでしょうか。ＪＡＳＭは、第１工場、第２工場と合わせて１兆2,000億円の国策で進んでいます。でも、産業廃棄物の業者も分からない、廃棄先も分からない、そして有機フッ素化合物は日本に法律がないからといって、世界では危険と言われているのが実際使用されている、私はこれでは町民の命を守れない、そのように思います。

それで、やはり命を守れないというか、町民の不安に応えられない、だからこういうのはやはりこれだけのお金も出して、また固定資産税も第２工場半額、半分に補助をして、そういうことを本当にいいのだろうかと、しっかりと町も研究していただき、県からも情報をもらって町民に伝えていただきたいと思います。

それで、第２のＴＳＭＣ第３工場について質問をします。

ＪＡＳＭの第１工場が稼働していますが、今質問しましたように、情報公開も十分ではありません。また、交通渋滞の問題もかなり役場、国や県とも折衝して予算も取り、道路整備など

も今後進めていかれると思いますが、実際は非常に職場に行くのにも大変、そういう問題、交通渋滞が大変だという問題もあり、日常生活への影響も大きいです。

そこで、第３工場の誘致は、私は今のように情報も十分もらえない、そういうのでいいのかと思います。これまでも大企業の社会的責任や地域との共存共栄は必要だと思います。あの大きな工場を今からどうしようもありません。第１、第２工場はそういう町民の情報もしっかりと企業にも伝えていただき、また国や県の力も得て、共存共栄をしていかなければいけないと思いますが、私はこれだけの問題がある中で、第３工場、町長はどのように考えられているのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

ＪＡＳＭ第１工場につきましては、昨年12月に稼働開始、現在半導体の量産体制に入っております。地下水の水位につきましては、熊本県のホームページにおいて、水位のリアルタイムデータが公開されており、どなたでも確認することが可能となっております。直近の水位を確認しましたところ、前年を上回る水位となっており、工場の稼働による影響は見受けられません。

ＪＡＳＭにおいては取水量の削減に加え、冬期湛水や稲作の維持拡大の支援推進など、採取量以上の地下水涵養に積極的に取り組まれておられます。工場排水の管理につきましても、厳格な基準の下で適切に運用されております。工場内の排出が直接外部に漏れ出さないよう徹底した管理が行われており、高度な水処理を経た上で公共下水道へ排出されています。その後、下水道処理場において適切に処理された後に河川へ放流されております。町といたしましても、ＪＡＳＭの環境保全に関する取組について、町民の皆様に分かりやすく情報を発信し、不安の軽減に努めてまいります。

次に、交通渋滞の問題につきましては、ＪＡＳＭの進出は国の重要な施策の一環として進められており、これに伴い周辺の道路ネットワークの整備も異次元のスピードで進められております。交通量の増加による影響につきましては、町といたしましても重要な課題と認識しており、関連機関と連携しながら、円滑な交通環境の保全に向けた対策を進めております。

なお、第３工場の誘致につきましては、町としましては、まずは第１工場に続き、第２工場の建設を予定どおり進めることが重要であると考えており、県とも連携しながら、操業に向けて支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　ＴＳＭＣの第３工場について今質問しているわけですけれども、地下水、今は何か水位が下がってたらもう大変ですよね。私たちは、20年、30年、50年先に今の地下水が保てるかという話をしているわけで、それ地下のことだから、地下水のことだから分からないということではなくて、専門家の方はいろいろたくさんいらっしゃいます。

それで、私が知っている県内の専門家の方は、ＴＳＭＣ、ＪＡＳＭ１社だけであれば、今の地下水量をしても、取水しても問題はないと。ただ、あの周りに半導体工場、関連会社、そして道路はまた道路建設、空港アクセス道路とかありますよね。そうすると、地下に浸透していかない。だから、１社だけでは問題ないんですよね。この前、町に議会の質問で何社進出するか聞いたときは、はっきりしなかったんですけど、ＴＳＭＣが熊本に来るということが分かって、県の報告では会社を広げたり、進出した企業は86社だそうです。ですから、菊陽町内だけではないと思いますが、それだけの業種が取水をしていくとなると、非常に大きな問題になるというふうに思います。ですので、私はやはり地下水が本当にこのまま維持できるのかどうかは非常に大きな問題だと思いますけど、町長はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　地下水に関しましては、しっかりと熊本県で条例が、保全条例が定められておりまして、今現在100％に相当する、同等以上の涵養をするというふうなところで条例が定められております。

また、86社ということでございますけど、これは全部が全部取水されるというわけではございません。やっぱり、そこには関連ということでメンテナンスだとか、そういった部分の企業がほぼほぼだというふうに、ちょっと私のところでは聞いているところでございますので、その辺の御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　今、山川部長の答弁では、地下水保全条例がちゃんと県であるので大丈夫だということでしたけれども、私が先ほど言ったのは、地下水保全条例にこのＰＦＡＳとかを入れて、有機フッ素化合物で、やはり毒性がある、有害なものというのをしっかりチェックしていかないといけないんじゃないかということが１つ言っています。

それから、もう一つは、会社はそんな多くないとおっしゃいましたけれども、農地がやはり減ると、地下水の涵養が減りますよね。山川部長得意なところなので、菊池市、合志市、菊陽町、大津町、ＴＳＭＣが進出した後、この間どのくらい農地が減ったでしょうか。お願いします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　すみません。ここで今手持ちがございませんので、はっきりしたことはちょっと分かりませんが、後ほど回答させていただきます。菊池市、合志市、大津、それと菊陽ですね、こういった菊陽町におきましてもここ５年間で100ヘクタールは減少しているということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　私がつかんでいるのでは、農地は230、この今の２市２町で230ヘク

タールというふうに把握しています。そうなると、やはり農地が１ヘクタール減ると、たしか１トンだったと思いますが、それだけ減るということもありますので、これも地下水に大きく影響してくると思います。

私は、第１工場、第２工場はＪＡＳＭに社会的責任を果たしてもらい、地域との共存共栄は必要だと思いますが、第３工場も誘致には反対です。やはり大企業優先開発型ではなく、地域の農業、町長も農地は守るべき農地は守ると言いながら、アーバンスポーツには６ヘクタールの農地は減っていくと。いろんなところでも今お話ししましたように、農地がこの２市２町で200ヘクタール減ってるわけですので、もっと農業、中小企業を守る町政にと思いますが、町長どうでしょうか。今のは町長がいいです。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　農地を守るというところでよろしいでしょうか。

（16番小林久美子議員「第３工場のことも」の声あり）

第３工場につきましては、私自身も何も聞いてございませんので、まずは町といたしましては、第１工場と同様に第２工場の建設が順調に進むように、しっかりと支援していくことが重要だというふうに思います。

それとまた、農地の減少の件でございますけども、やはりこの農地を守るということをいつもいつも言っております。ただ、その一方で成長し続ける町ということを考えれば、少しだけ農地が減っていくというところは、皆様方にも御理解をいただきたいというふうには思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　副町長にお尋ねをします。

昨日の議会では、第１工場南側の工業団地調査の公表を今年６月頃と説明をされました。また、副町長は、運送会社などの呼び込みはしない、半導体関連会社と答弁をされましたが、私は第３工場が念頭にあるのではないかと感じましたが、副町長どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　答弁の機会いただきましてありがとうございます。

（16番小林久美子議員「どういたしまして」の声あり）

まず、第３工場の誘致でございますけれども、第３工場については、今まで答弁皆さんされているように、何ら第３工場というのが決まっている、または第３工場の可能性がある、それすら全くないということは、これははっきり申し上げておきたいと思っております。

ただ、その中で、企業誘致の話が少し出ておりますので、少しだけ御紹介させていただきますと、全国の自治体が全部で1,718市町村ほどございます。この首長さんたちの中で、企業誘致を重要課題の施策に上げてない市町村はないということでございます。それはなぜかということでございますけども、自治体が活性化、発展を目指す上で、そのほとんどがやはり企業誘

致というのを重要政策に上げると。それは企業誘致のメリットとして、進出企業への直接税はもとより、地域内での経済活動が活性化し、自治体の税収が増えると。それが増えれば結果的に地域のインフラ整備や公共整備、そして今回給食費の無償化であったり、いろんな議員さんたちから要望のあっている教育や福祉などの社会的な施策の予算に充てられると。そういうことで可能な部分については、やはり企業誘致をしっかり進めていくと、私どもが今企業誘致を例えば菊陽町もやめますよと言ったときに、喜ぶのはどこかということでございます。全国の市町村が喜ぶだけでございます。当然、バランスを取りながら、しっかりと企業誘致を取り組んでいきたいと思っております。

せっかく立たせていただきましたので、もう一つだけ、有機フッ素化合物について少しだけ述べさせていただきます。

有機フッ素化合物については、今や全国の課題でございます。そういうことで、今国においてしっかりと議論をなされているというところでございます。そのような中、熊本県においても、先ほど小林議員から言われましたように、いろんなこれまでの教訓にするべきこともございます。そういったことから、熊本県においては全国に先駆けまして、環境モニタリングの調査項目で１万種類のある部分のモニタリング調査をやっているということでございます。この内容につきましては委員会で審議し、公表の内容を決定すると、そういうような取組を熊本県、しっかりと取り組んでいるということだけは付け加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　企業誘致を否定するものではないです。ただ、今回の場合は特に経済安全保障の名の下に、国策で１兆2,000億円が１つの企業に出されると。そして、税金も第１工場は25％固定資産税は免除、あと第２工場は50％、そして企業の収入が入りますから、不交付団体にもなったし、これから吉本町長が掲げられている72の政策もどんどん進められると、そのこともこちらも希望していますが、先ほどから言った、やはり安全、健康に関することはもっとしっかりと取り組んでいかないと、水俣病の二の舞にならないようにしてほしいということです。これはもう私が言わなくても小牧副町長は県にずっといらっしゃったので、十分教訓は得ていらっしゃると思いますが、その点をお話しして、第３工場は引き続き、私はやっぱり今のままでは特にこれ以上はもう菊陽町内では限界ではないかということを訴えて、物価高騰対策に行きます。

○議長（福島知雄議員）　傍聴者の方に伝えます。議場内での帽子の着用は禁止されています。御協力をお願いします。どうぞ。

○１６番（小林久美子議員）　野菜などの食料品、電気代など光熱費の高騰で暮らしがますます厳しくなっています。毎日熊日をＴＳＭＣ、菊陽町の名前が躍らないときはないんですけど、ちょうどたまたまアーバン施設の下に、高森町が町独自に課税世帯に１世帯３万円を給付すると

されていました。私自身は、すぐこれを菊陽町でということではないんですけれども、このように小さな町でも努力をされています。また、嘉島町は、急激に生活が厳しくなったところに一定の支援をするということもあります。高森町は恐らく国の灯油の支援があっていますので、そのことを利用されて、この事業をされるのではないかというふうに思います。

私の周りは皆さん年金生活の方が多くて、年金が減り、電気代をどうやって節約しようか、家族みんな同じ部屋にいるとか、あそこが無駄だから、そこは使用しないとか、そういうことで皆さん節約されたり、あと買物に行くのも女性の方がどうしても多いですから、以前はキャベツ１個買ってたけど、もう300円から500円する。それを、今まで使わなかったところまで使わざるを得ないとか、芯のところも使う、葉っぱを使うというような、皆さん節約されています。

そういう中で、非課税の方に３万円の支援とかあるのはいいんですけれども、みんな買物するのは別に非課税でも課税世帯でも一緒だと。これだけ灯油やガソリン代も上がれば、本当に生活、やりくりが大変だという声がありまして、町独自で物価対策が必要ではないかということで質問をしています。

それともう一つは、やはりＪＡＳＭが来て、その恩恵が税金で不交付団体になるんですけれども、そういうところは町民にはもっと還元できないのかというのを、私は町民の方から意見をお聞きしていますので、町長これはどうでしょうか。来年度の予算でいろいろ考えていただいているとは思いますが、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　それでは、御質問にお答えいたします。

物価高騰に関しましては、世界的なインフレ、海外の経済、物価動向、資源価格の動向、企業の賃金、価格設定行動に加えまして、地球規模の気候変動、そしてまたロシアのウクライナ侵攻、中東紛争によります穀物や資源価格の高騰、円安などが重なり、2021年後半より続いている状況でございます。

町といたしましても、これまで国の地方創生臨時交付金などを活用しまして、コロナ禍より住民、事業者の皆様の支援を行ってまいりました。現在も国の重点支援交付金を活用いたしまして、住民非課税世帯に３万円、住民非課税世帯の子育て世帯には子ども１人当たり２万円の加算措置を行い、３月下旬より福祉課において支援を開始する予定でございます。

町といたしましては、限られた財源の中で食費等の物価高騰に直面をし、特に影響を受けている低所得の世帯や、その子どもたちに対して実情を踏まえた生活の支援を優先すべきと考えており、御質問の課税世帯に対する支援に関しては町としては行うことは考えておりません。

また、来年度早々からエネルギー価格等の高騰の影響緩和を目的に、熊本県と連携をしまして、ＬＰガス使用世帯に対して支援を行うこととしており、今後も物価高騰対策につきましては、国、県と連携を前提に支援策を考えております。

それと、小林議員から御質問もございました、ＪＡＳＭによる税収の町民への還元というこ

とでございますが、令和７年度は当然ですけども、令和８年度以降にしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、小林議員がいつもおっしゃいます町民のための支援というのはやっていけるというふうに思います。ただ、それも先ほどから申しますように、企業誘致、特にＪＡＳＭの進出というのが非常に大きいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　私も今まで補聴器や、いろいろ買物支援、いろんな提案をしてきました。もちろん吉本町長、子どもの給食費の無償化、保育園まで入れると約３億円以上かかるんですかね。やはり来年度予算で出されていますので、そういう子育て支援、高齢者の支援など、しっかりと予算をつけていただきたいなというふうに思っています。

ただ、こういうふうに言いますと、限られた財源と言われるんですが、アーバン施設なんか補正で約４億9,000万円、５億円ぽんと出すわけですよね。私は賛成していませんけど。だから、アーバン施設などには５億円の補正も組み、私は町民の方でずっと公務員で働いていた方が、いやいや予算というのはその範囲内で大体事業って執行するんじゃないかというふうに、苦言というか、注文をつけられたんですけど、そういうふうに思っておられる町民もいます。だから、そういうところにはどんとつけると。そしてまた、アーバン施設は西日本の聖地にするんだと、役場の職員の方、何人もそういうふうにおっしゃったんですけど、アーバン施設を聖地にする前に、もうそれだったら町民の暮らしを西日本一豊かな、生活しやすいように、町長はぜひ力を入れていただきたいと思いますが、そのアーバンの西日本の聖地というのと比較しなくてもいいかもしれませんが、私はやはりあれだけそこには西日本一の聖地にすると言っているのであれば、町民の暮らしにもう少し手だてが必要ではないかと思いますがどうでしょうか。これは副町長で。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　ありがとうございます。まず、アーバンスポーツ施設、これはやはり未来への投資という部分、それとやはり住民の皆さん方にそういった企業誘致の恩恵をあずかってもらう部分、この大きく２つあろうかと思います。この両輪のバランスが崩れてもいけないだろうと思っております。ですので、一方では今回、子ども施策というのを大きく打ち出しましたので、子ども施策が給食費の無償化というのが非常に表に出ておりますけれども、中には今回高齢者の支援策もいただいております。そして、町長のほうから、令和８年以降さらに税収が上がるのを見込んで、いろんな施策を考えるように、そこは高齢者支援、そういった福祉部分についてもしっかり重点するように言われておりますので、しっかりとした政策調整会議の中で、令和８年度に向けてしっかり私どもも、やはり菊陽町に住んでよかったと思っていただけるような町の施策を考えていきます。

そして、アーバンスポーツについては令和８年４月にオープンされます。１年前イベントには多くの議員の皆さん方も出席していただきましたけれども、本当、パリオリンピックで金メ

ダルを取った吉沢恋選手も本当この大会ですさまじい迫力の中で取組を、競技をされておりました。そういった姿をこれから将来を担う子どもたちに見ていただく、こういうことは必ず菊陽町の発展につながるもの、要するに未来への投資につながるものだと思っておりますので、このバランスをしっかり取りながら、両輪として施策を展開していきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（福島知雄議員）　小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　未来への投資もすごく大事だと思います。それで、私はこの前、中学校の議会、子ども議会のときに、すごく子どもさんたちがしっかりしていて、菊陽町は本当にこういう子どもさんたちが成長してほしいなとお話ししたかと思うんですけども、やはりそういうのは大事だと思います。ただ、今はやはり表にはあまり見えないほど給食費が、物価が高くて、給食の材料が厳しくて、栄養が足りないとか、子どもさんのミルクが薄めてあげないといけないという、これは遠いところの話じゃなくて、見えないだけ、ちょっと発展している菊陽町では見えない、外からはなかなか見えないかもしれないけれども、そういう状況もあるんだということもやはりしっかり行政は分かっていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

私は、なかなかちょっと、もともとは元気なタイプだったんですけど、ちょっと病気になって、いろいろ行事とかも参加できませんけども、やはり町民の方が、こういうのはぜひ議会に伝えてほしい、こういう心配があるというのは、できる範囲でしっかりと町民の声を届けるというのが私のポリシーなので、毎回の議会で取り組ませていただいています。なかなか、ちょっと失礼だったところもあるかもしれないんですけれども、基本は皆さんの声をしっかり届けると、嫌がられても何しても、やっぱりしっかりと議会に、また行政に届けていきたいというふうに思いますので、今日は、それと基本構想もやっぱり暮らし最優先にしてほしいなと思っていますので、それで私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　小林久美子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午後１時55分

再開　午後２時６分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世議員。

○４番（馬場功世議員）　皆さんこんにちは。議席番号４番の馬場功世です。皆さんの前に画面を出しておりますが、「功」の字がちょっと自分で出し切れませんので、この文字で御勘弁いただきたいと思います。今日は傍聴の皆さんには３月の忙しい時期においでくださいました。そ

して、日頃から私を応援してくださる皆さんが多数おいでいただいたことに感謝申し上げます。今日は熊本の市内のほうからもおいでいただいていることを報告したいと思います。

さて、３月２日の未明から３月３日にかけて春一番が吹きました。この春一番の名称の由来は、長崎県の壱岐地方で漁師の仲間が春一とか春嵐と言っていました。その中で、53名の方が、漁師の方が亡くなられて、慰霊碑も建っています。それ以来、春一番と呼ぶようになりました。そして、キャンディーズの春一番がヒットしました。それから気象庁も自信を持って春一番というような形で報道がされるようになったというのが春一番の由来であります。そして、まさに今、春一番でありますし、雷が鳴る春雷、そして労働組合では春闘、そういう春たけなわでございますが、私は菊陽の軽井沢に住んでいる私ですが、今花粉症にかかっています。夜になると、鼻水、鼻詰まり、くしゃみ、そして目ん玉を取り出して洗いたいぐらい、今もかゆい状況であります。そういう中で、非常に質問も聞き取りにくい部分もあるかと思いますが、御了承いただきたいというふうに思います。

質問については質問席のほうで質問させてもらいますので、よろしくお願いいたします。

（質問者席へ移動）

○４番（馬場功世議員）　今日はちょっと……。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　ちょっと入れ込んどりまして失礼しました。

今日は３つ、３点ほど質問を用意しておりますが、まず１番に、菊陽町都市計画のマスタープランの見直しに関するパブリックコメントの取扱いについてということで取り上げました。この取り上げた背景は、私の支持者であります方から意見書を提出をしているということで、その思いの丈をちょっと一緒になって考えたいということで取り上げました。

それから、この点につきましては非常に重要な政策であり、またこのパブリックコメントの部分、マスタープランについては、見直しの中で９ページに南校区の市街地ゾーンの整備、そして見直し、そういうものが含まれているということで、大変評価をしているところです。

そういう中で、質問の１に移りたいというふうに思います。菊陽町都市計画マスタープランの見直しに関するパブリックコメントを開催したと、その意義について伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

今回の菊陽町都市計画マスタープランの見直しに当たり、町民から幅広い御意見をお聞きしながら、計画の策定に反映していくことを目的に大きく３つの取組を行いました。１つ目は、18歳以上の町民を対象としました住民アンケート調査、２つ目は、令和７年１月27日及び30日に開催しました住民説明会、それから３つ目は、菊陽町町民参画・協働推進条例に基づくパブリックコメントにより、町民の皆様から意見の募集を行ったところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　この意義については、よろしくお願いをしたいと思うんですが、ただ、この中で私が今図表を出しておりますが、その中で評価をしたいというふうに思うんですが、市街地ゾーンの整備、それと地区の整備ということで、地区計画の運用指針の見直しによる生活環境の向上、それから南部地区新設道路の整備というのが含まれております。前回の部分では地区の構想の中にはいろいろ道路についても書いてありましたが、その中では３年から７年ということで、実現を見なかった部分について非常に、今の動きを見ますと非常に評価できるというふうに思っております。また、もう一つは、以前も出ておりましたが、熊日新聞にも載っておりました。県北部の広域地域振興局に吉本町長、それから福島議長、それから中村県議ですね、地元の県議が陳情に行かれたということで新聞にも載っておりました。それも載せようかと思いましたが、著作権がありますのでやめまして、ここで口頭で申し上げたいというふうに思っております。

それでは、２番目のほうに行きたいと思いますが、町民が提出したパブリックコメントが受付をされました。都市計画課においてその後どのように扱われたのかを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

令和７年１月27日から２月27日に実施しましたパブリックコメントにより提出された御意見は、13名の方から29件の御意見をいただきました。現在、その意見を取りまとめており、計画案の修正を検討する必要があるものにつきましては、３月中旬に予定しております第３回策定委員会において審議を行うこととしております。また、今回の計画案に対する意見ではないものにつきましても関係部署に共有して、今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　その中で今２番の項にお答えいただいたわけですけれども、計画案の修正を検討する必要があるものについてはということでありますが、誰が検討する必要があるということで判断をするのか、そしてその次に、検討するメンバーを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん）　御質問にお答えします。

まず、検討、その決めていくという作業になりますが、庁内の職員で構成する検討の会議等、外部の方も入っていただいた策定委員会というのがありまして、その中で検討していくということになります。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　私のほうから、ちょっと先ほどのやつで補足させていただきます。

今回のパブリックコメントにつきましては、４つの区分に分けます。１つ目が、意見を踏ま

えて計画案の修正を検討するもの、２つ目に、既に意見の趣旨を盛り込んでいるもの、３番目に、計画案には反映しないが、今後の参考とするものと、４つ目に、計画案に対する意見ではないものということで、４つに分類したいというふうに考えております。

そして、意見を踏まえて計画案の修正を検討するものにつきましては、まず事務局で、そこの今申し上げました４つの振り分けを行いまして、それから策定委員会のほうに出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　分かりました。３番の質問３の要旨について移っていきたいと思います。

パブリックコメントや出席者の意見は、説明会を開催した意義、効果を満たせるものになったのかということを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

住民説明会やパブリックコメントにおきましては、今後の土地利用に関することや農地の保全に関すること、交通渋滞対策に関すること、住環境の整備に関することなど様々な御意見がございました。先ほど申し上げました住民アンケート調査や住民説明会、そして今回のパブリックコメントを通じて、町民の皆様が生活する上で抱えている課題や悩みなどを直接お聞きする貴重な機会となりました。

町としましては、いただいた御意見を今回の菊陽町都市計画マスタープランの見直しだけに生かすものではなく、今後のまちづくりにも生かしていきたいというふうに考えております。今後も都市づくりの情報を共有しながら、行政だけではなく、町民の皆様と共創による都市づくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　今回取り上げたのは、やはり南校区のほうが以前からすると進んだというふうに思っております。それから、定住促進事業、補助事業等も行われておりまして、７年度には小学生が南小で28人入学をします。これは、教育長と２人で大変喜んだところです。昨日、よかったですなという感じで、本当に徐々に効果が上がってきているというふうに評価をしたいというふうに思います。

それで、勉強会等も、この陳情に対して勉強会を県と一緒にしていくとか、いろいろ話が出されております。それから、今回取り上げたのは、住民参加が重要であるということでありますし、また例を挙げれば、老人福祉センターのリフォームのとき、利用者あるいは地域住民等が外された中で、机上で検討されたというような弊害があって、利用者のほうから大炎上した経緯もあります。今後、役場や中央公民館の建設計画があるわけですが、これにも住民参加を

重視していただきたいというふうに思います。

そこで、この住民説明会には町長が出席されているというふうに思いますので、その中で、コメントというか思いとかというのを話していただければというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　都市計画マスタープランのパブリックコメントというところで、当然私も会議に参加をさせていただきました。多くの御意見が寄せられましたけども、全ての方々の御意見は、やはりこの菊陽町の今後のバランスというか、町がどうなっていくのかという御意見が非常に多かったというふうに思います。それをしっかりと町民の方々の不安や思いを反映するために、今回のこの都市計画マスタープランというのをしっかりとつくっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　非常に菊陽町の中で南校区というのは、非常に寂しい思いをしている状況でありますので、今後とも南校区の発展なしにはと町長いつもおっしゃっていますので、その辺よろしくお願いしたいと思いますし、いろんな形で今後の事業についても住民参加を重視していただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

２番目の健康診断の取組ということで取り上げております。これについては、熊本市が全大腸内視鏡の検査を無償化するということがあったからだけではありません。私の知人で３名ほど大腸がんを患って、２人はもう既に亡くなられております。皆さんも御存じのとおりというふうに思いますが、がんの疾病の中で、やはり大腸がんで死亡される方が多いことになっています。いろいろ調べたら、やっぱり大腸がんで病気されて亡くなられる方が、がんの中では一番多いと言われております。そういう中で、やはり大腸がんというのはすぐ直接病気が、症状が現れるんじゃなくて、緩やかに現れるというようなこともありまして、やはり早期発見、早期治療が必要だということで、この質問を出したわけです。

それで、この内視鏡検査の無償化の取組ができないかということを質問したいと思います。

○議長（福島知雄議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん）　御質問にお答えします。

現在町が実施している大腸がん検診は、健康増進法に基づき、40歳以上の方を対象に問診及び免疫便潜血検査２日法を実施しています。また、30歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象とした人間ドック健診奨励補助金事業では、全大腸内視鏡検査を含む複数の健診コースがあり、１人当たり２万5,000円の補助を行っているところです。

御質問の全大腸内視鏡検査の無償化の取組についてですが、先ほど議員からの御説明でもありましたように、熊本市では大腸がん患者の減少や、がん検診の受診率向上につなげるため、令和７年度から全大腸内視鏡検査を50歳から59歳の人に対し、１回のみ無償で実施するとの方針が発表されました。

本町での大腸がん検診の受診状況は、県が公表している直近のデータでは令和４年度の受診率が15.2％と、県全体の受診率10.9％よりも高い状況ではありますが、町としましては現在の取組を継続しながら、大腸がん検診の受診率に加え、精密検査が必要となった場合の精密検査受診率向上のため、対象者全員に対する検診案内通知や検診未受診者に対する再勧奨通知、また要精密検査対象者への勧奨通知や電話勧奨などの取組をさらに強化してまいります。

なお、熊本市での全大腸内視鏡検査の無償化の取組については全国初の取組とのことですので、その実施状況や効果などを注視してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　町では、人間ドックの健診の奨励補助金が出されておりまして、私もその恩恵にあずかっとるわけですが、やはり私も検査を受けまして、全然私の心と同じで腹黒くなく、内臓のほうもきれいな状況で検査結果が出ております。それで、この２万5,000円の補助は非常にありがたいと思いますし、また熊本市も今日の新聞では10月から実施をするというような話もあっておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、この大腸がんにかかりやすい人というのを皆さんも御存じのとおりと思いますが、読ませていただきたいと思いますが、アルコールや肉の摂取量が多い人、大酒飲みと大飯食いというような感じに取れるかもしれません。それから、たばこを吸う人、それから運動不足、肥満がある人、こういう人が大腸がんになりやすいということでありますので、やはりそういうところを皆さん日頃から、もう気づいたときは遅いので、やっぱり早期発見、早期治療が大事というふうに思っております。

特に、先ほど申しましたように、もう自覚症状が出たときはもう間に合わないというふうに思っております、この例、先ほども申しましたが、ちょうど病院で一緒に顔を合わせたら、今日は何しに来とっとかいと聞いたら、おなかが痛いので来ましたと。レントゲンを撮ったらもう直腸がんの末期だというようなことで、手術はしたんですが、その後の生活がやっぱり精神、がんというのは精神的にもかなり厳しいものがあって、やけになるというようなことで命を縮めるというようなこともありますので、やはり健康についてはしっかりお互いに注意していこうというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。

３番目の部分ですけれども、菊陽町の文化施設の取組についてというようなことで申し上げたいと思います。

質問の趣旨の中で、町民センターで発掘されたと書いておりますが、発掘された土器はあまりないというふうに伺いました。それから、これ南部町民センターのことなんですが、農機具といって、生糸とか普通の綿を糸繰りをするような機具が無造作に展示をされていましたので、そういうあれじゃなくて、もう少し施設の中で展示できないかなというようなことで、この話を持ち出したわけであります。それで、菊陽町に博物館の建設はできないかということを

質問したいと思います。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　お答えいたします。

令和５年９月議会において廣瀬議員の一般質問で答弁しましたとおり、現在町が保管する歴史資料については、江戸時代の古文書や発掘調査で出土した土器や石器などの考古資料、町史編さん時に集められた若干の農機具などの民具がございますが、現時点において展示可能な資料は少ない状況でございます。このようなことから、博物館の建設計画はございませんが、役場庁舎等の建て替えを検討する中で、町の歴史を伝える歴史コーナーの設置について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　建設計画はない、いろいろな展示するような品物が菊陽町には少ないのは存じておるわけですけれども、集めればいいというふうに思います。いろいろコレクションで、いろいろ持っていらっしゃる方もおるわけですし、また歴史的伝承という形でできるというふうに思っております。

もう一つは、鼻ぐり井手の施設でございます。馬場楠井手というわけですが、鼻ぐり井手の公園が建設されているわけですが、これがユネスコでかんがい施設として、世界遺産として登録をされているわけであります。見学者もかなりいます。その中で、いろんな構造的な説明の部分はされております。その中でやはり我田引水になりますが、南校区の中でこの施設をできないかということの考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん）　御質問にお答えします。

今、南校区のほうに歴史的な資料とかを展示するような施設ができないかということでよろしかったですか。今のところ、南校区のほうにそのような施設の建設につきましては計画等もございません。

ただ、今、これまでに町内で発掘調査をした土器とかの考古資料につきましては、現在プレハブ倉庫のほうに保管をしている状況です。役場等の新庁舎の建設等もありまして、そちらのほうの移転建設に合わせて、そちらのほうのプレハブ等も一応移設の可能性がありますので、そういった計画はございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　私は、いつも何かこう箱物だけを要望するような感じで、図書館ホールの改築とか健康センター、あるいはあそこの老人福祉センター等の統廃合して新しく建てんですかとか、いろいろ箱物を要求しておりますけれども、この施設についても十分考えていただきたいと思いますし、特に北のほうでは運動施設等がどんどんできていますので、南校区周辺

は格調高い文化ということで、静かな施設ということで、この文化施設を歴史伝承施設として強く要望したいというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　教育部長。

○教育部長（矢野博則さん）　私のほうからお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、博物館、歴史的伝承に係る部分の施設についても含めて庁舎等の建て替えを検討する中で、展示コーナーの設置について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　あと残りは30分ありますが、５分程度壇上でしゃべらせていただきたいと。それで質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回、３項目にわたって質問をいたしました。その中で特に要望しておきたいことは、やはりパブリックコメント、この住民参加が一番大事かというふうに思っております。そういうことを念頭にお願いをしたいと思いますし、また次回はこのマスタープランについて掘り下げて質問をさせていただきたいというふうに思います。

また、今回取り上げませんでしたけれども、買物難民ですね、この南校区で今モデル的に買物難民の取組を行っています。その中に私も首を突っ込んでおりまして、モデル事業として行い、あるいは将来にわたっては菊陽町全体で、また町長の施策の中にも入っているかというふうに思いますので、菊陽町全体で取り組む前に、モデルとして成功させたいなというふうに思っております。

そういうことで、いろんな形で南校区のことだけを取り上げておりますけれども、町全体のことも考えて今進めていきたいというふうに思いますし、いろんな形で、何度も申し上げますが、やはり地域住民の参加というものが大事かというふうに思っておりますので、その辺も含めて今後取り組んでいきたいと思いますし、先ほど申しましたが、県北部地域の広域振興局の陳情、これも高く評価をしたいというふうに思っております。今まで再三この新道路建設、それと集住ゾーンの取組等に質問をしてきました。そういう中で、非常に今回、町長はじめ積極的に陳情に行かれて、今まで３年、４年実現しなかったものが、非常に表面に出てきたということで評価をしまして、私の今日の質問を終わりたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

散会　午後２時36分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和７年３月６日（木）再開

（　第　５　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（５日目）

（令和７年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和７年３月６日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　一般質問

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	15番	上　田　茂　政　議員
16番	小　林　久美子　議員	17番	坂　本　秀　則　議員
18番	福　島　知　雄　議員		

3.　欠席議員

14番　　岩　下　和　高　議員

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　内　藤　優　誠　さん

書　　記　　廣　田　沙　織　さん

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総務部長	板　楠　健　次　さん
住民生活部長	渡　辺　博　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長兼農業委員会事務局長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	井　芹　　渡　さん
総務課長	村　上　健　司　さん	危機管理防災課長	阪　本　幸　昭　さん
総合政策課長	今　村　太　郎　さん	町民課長兼光の森町民センター所長	中　村　康　幸　さん
環境生活課長	野　村　瑞　樹　さん	農政課長	阪　本　和　彦　さん
商工振興課長	塚　脇　康　晴　さん	都市計画課長	阿久津　友　宏　さん
下水道課長	丸　山　直　樹　さん	教育部長	矢　野　博　則　さん
教育審議員	吉　永　公　紀　さん	学務課長	平　　征一郎　さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前10時０分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

報告します。

岩下議員より欠席の届けが出ていますので、報告します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（福島知雄議員）　日程第１、前日に引き続き一般質問を行います。

藤本昭文議員。

○３番（藤本昭文議員）　皆様おはようございます。議席番号３番、藤本昭文です。本日は、早朝から傍聴にお越しいただきました皆様におかれましては誠にありがとうございます。

さて、本町にＴＳＭＣが進出し、ＪＡＳＭ第１工場が本格稼働、また第２工場の建設も始まり町の税収も大幅に増え、その財政基盤もますます揺るぎない状況を迎え、令和７年度には不交付団体となることが確実視されています。しかしながら、町民の暮らし、その足元に目を向けますと、世に言う半導体バブルの恩恵を感じることは皆無で、山積する課題の前に不安が募るばかりです。昨日の吉本町長の答弁の中に、ＪＡＳＭからの税収をより多くの町民に還元するための施策を令和８年度から実施する、そのための様々な可能性を検討するよう職員に命じたとの発言がありました。まさに富の再分配、このことが必要とする全ての町民に届けられることを願っております。

そこで、本日は、町が抱える課題の中で地価高騰に関わる固定資産税及び住民税の増収について質問します。

質問は質問者席にて行います。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　それではまず、大枠１番、町の税収についてお伺いします。

(1)の地価高騰に伴い一般世帯から固定資産税収入は今後どの程度増える見込みかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

まず、前提としまして、固定資産税は、地価公示価格の７割をめどに設定された評価額を基に土地の用途ごとにある特例措置を反映させた課税標準額が計算されます。その後、この課税標準額に1.4％の標準税率を乗じたものが固定資産税額になります。なお、急激に地価が上昇した土地につきましては、負担調整措置として、本来の税額に達するまで毎年前年の課税標準額に本来の評価額の５％が段階的に加算されることになっており、この合計額が各年度の課税標準額となります。そのため、急激に土地の価格が高騰しても固定資産税の額は急激に増加し

ないような仕組みとなっております。このことにつきましては、６月議会の甲斐議員、布田議員からの一般質問への答弁でも御説明させていただいてるところでございます。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

現在町内にある居住用家屋の土地は、法人や町外在住者の所有する土地を除くと約１万2,000筆ほどあります。この約１万2,000筆分の税額を計算しますと令和６年度の対象額の税額は約２億3,500万円程度となり、令和５年度実績と比較すると約1,400万円程度増加しております。

なお、この増加額のほとんどは、先ほど前提として御説明しました、令和６年度評価替えによる５％上昇分になります。そのため、次回評価替えの前年の令和８年度までは、同額程度の税額が段階的に増加していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　課税標準額が上昇しても実際に負担する税額は５％にとどまる負担調整措置が取られているという説明だったかと思いますが、この地価公示価格は、固定資産税については３年に１回改定されます。前回の公示価格から、2024年度に改定になってるわけですが、これ、町の宅地で見たときに平均的にどのくらい上昇したんですかね、パーセントというか、金額的に。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　今御質問があった一般の方の宅地の土地の上昇ですが、大体税務課のほうでちょっと試算してみますと、数千円から上がっても１万円弱ぐらいにとどまっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　数千円から１万円程度ということは、仮に１万円としても５％ですと500円の上昇、これが３年間は上がり続けるということですかね。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　先ほど部長が答弁されましたけど、前提としまして、固定資産税の税額のほうは課税標準額に1.4％の税率を掛けた額が税額になっております。先ほど、５％といいますのは、本来の税額に達するまで毎年前年の課税標準額に本来の、今回のですね、評価額の５％を上乗せした額が税額を掛ける前の課税標準額になります。なので、５％上昇した分というのは、前年の課税標準額に評価額の５％が上乗せされた額、さらにその額に対して1.4％の税率を掛けた額が税額ということになりますので、５％上がっているのは課税標準額でございます。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　1,000円から１万円と申しましたのは、その1.4％の税率を掛けた後

の税額が上がってるということでございます、年間でですね。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　よく理解できなかったんですが、先ほどの答弁の令和５年度の実績と比較すると1,400万円増加、土地の筆数が１万2,000とあります。これ、単純に割れば１筆当たり1,166円増加したという、説明の中でもほぼ５％増加分がこの1,400万円というふうに説明があってましたんで、これ、課税標準額が数千円から１万円しか上がってない、先ほどの話の計算でいくとこんなに上がらないんじゃないと思うんですけど。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　改めて申しますが、数千から１万円弱上がったというのは、年間の１筆当たりの税額でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　税務課長、事例として例えばで説明してください、分かりやすいように。

税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　例えというのがなかなかうまく説明できないかもしれないんですけど、例えば私が家を建ててる土地があるとします。その土地に対して税額を掛けるときにその土地に対しての評価額というのがあります。その評価額に対して宅地の場合はいろいろ特例があって、評価額に特例分を計算した上で課税標準額というのが決まります。

○議長（福島知雄議員）　ますます分からん。

○税務課長（吉本雅和さん）　すいません。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　皆さん、今お聞きになったとおり、日本の税制度というのは非常に分かりにくい。納税する国民としましては納税通知により通知された額を支払っているという、この非常に分かりにくいというところだけを押さえて次の質問に移らせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

（３番藤本昭文議員「いや、大丈夫です」の声あり）

パス。

藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　では次に、(2)過去10年間の人口推移と住民税収入の推移を示せについてでございますが、答弁お願いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

初めに、平成27年度から令和６年度までの10年間の人口の推移について、各年度末を基準としてお答えします。ただし、令和６年度につきましては、令和７年１月末時点の数値となります。

まず、平成27年度は３万9,924人、平成28年度は４万884人、平成29年度は４万1,335人、平成30年度は４万1,822人、令和元年度は４万2,369人、令和２年度は４万2,899人、令和３年度は４万3,449人、令和４年度は４万3,673人、令和５年度は４万3,811人、令和６年度は１月末現在で４万3,778人となっております。人口は、これまで年々増加してきておりましたが、今年度末はほぼ横ばいの状況になると考えております。

次に、現年度分個人町民税収入の推移でございます。

平成27年度は約19億4,000万円、平成28年度は約20億2,000万円、平成29年度は約20億8,000万円、平成30年度は約22億1,000万円、令和元年度は約23億1,000万円、令和２年度は約23億4,000万円、令和３年度は約24億円、令和４年度は約25億3,000万円、令和５年度は約26億2,000万円と伸び続けておりますが、令和６年度については、見込額になりますが、約25億7,000万円程度と前年度よりも減額となる見込みです。その理由につきましては、今年度に実施された定額減税の影響によるものでございます。

なお、定額減税の影響による減少分については、国から全額補填されることになっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　今説明の中で定額減税の影響で令和６年度分については減額ということでしたが、これは国から全額補填されるということですので、この補填される額、その定額減税の影響による減少分というのは幾らになるんですか。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　申し訳ありません。本来こちらのほうで事前に確認しておくべきでしたが、その資料を本日持ってきておりませんのでそちらの正確な額は分かりませんけど、大体5,000万円近くの額が補填される見込みと考えております、前年度と比較して今5,000万円少し差がありますので。すいません、言い直しますと、前年度と比較しますと大体２億円ぐらいの定額減税分の補填があると見込んでおります。

（３番藤本昭文議員「２億円」の声あり）

はい。失礼しました。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　補填分が２億円ということは、実際は27億7,000万円の税収見込みということでよろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　そのように考えております。まだ実績のほうが出てないので正確なことは言えませんけど、そのぐらいを見込んでいるところでございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　いずれにしましても、人口も令和５年度までの９年間は増加傾向、それ

に比例してはいないんですけど住民税収入も増加、これ、一応計算してきたんですけど、平成27年度の人口に対し令和５年度で3,887人の増、約9.7％増加しています。住民税額を見ますと、平成27年19億4,000万円に対し令和５年度では６億8,000万円の増加、これ、35％の増加です。単純に考えて、人口が10％程度しか増えていないのに住民税額は35％増加している。これ、住民税というのは所得に応じた累進性を有する税金ですので、簡単に言えば高所得の方が菊陽町では増えているという理解でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　藤本議員のおっしゃるように、高所得の方も増えていらっしゃると思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　高所得の方も増えているということは、それ以外にも要因があるのであればお教えください。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　これは、想像の範囲でしか言えないですが、土地の動きとかもあったり、譲渡とかですね、そういったものももしかしたら活発化してるのかなと、そういった部分で譲渡所得とかも増えてる可能性はあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　想像ということでお聞きしましたが、確かに菊陽町はＴＳＭＣ進出以前から計画的なまちづくり、都市計画の下に道路や下水道等の生活インフラを含めて非常に整備が進んでいる暮らしやすい町、また立地的にも空港が近い、高速道路のインターチェンジもそば、そして熊本市に隣接ということで市街地へのアクセスも良好、非常に恵まれた場所であるということで、住宅としての需要、人気も非常に高い地域です。それに伴い、当然需要があれば土地の価格は上がる、それに加えて住宅の価格が上がればそれなりに経済力のある世帯でなければ高額な家を購入することはできません。そういうところも含めて、人口の増加に対し住民税の増加率が非常に大きいのかなと推測します。

では、次の質問、(3)町はＪＡＳＭ進出の副次的効果として地価高騰に伴う固定資産税の収入の増加や高所得世帯の転入による住民税収入の増加を想定していたのかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

まず、地価高騰に伴う固定資産税収入増加の想定についてお答えします。

現在の土地に係る固定資産税評価額については、民間の取引価格などを参考にした令和５年１月１日時点の地価を基に算定しているものであり、土地取引が活発になった結果として評価

額が上昇しているものでございます。ＪＡＳＭ進出の影響については、事前に具体的にどの程度取引価格が上昇するかなど想定することは困難であることから、副次的な効果としての想定は行っておりません。

次に、高所得世帯の転入による町民税収入増加の想定についてお答えします。

町民税は、前年１年間の収入に応じて課税されるもので、景気に左右されやすく不安定であることから、ＪＡＳＭ周辺の効果がどの程度住民税に影響するのか想定することは困難です。そのため、副次的な効果としての想定は行っておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　いずれの税収の増加も想定することは困難という回答だったんですが、土地の価格がどれほど上昇するか想定困難、土地の価格というのは、これが決まる要素が調べたところ２つありまして、まず土地の量と土地の価値だそうです。土地の価値については、先ほどお話ししましたとおり、菊陽町は非常に利便性の高い、暮らしやすい、人気のある、価値としては非常に高いということはこれまでの住民税の推移からも想像、予想はできると思います。また、土地の量なんですけど、菊陽町は決して広大な宅地を有する町ではないと、これは皆さん、説明するまでもないと思います。これを考えると、ＪＡＳＭが進出すると決まったときに、これ、ＴＳＭＣさん、世界的な大企業、社員の平均所得などを見ても物すごい高額です。そういった企業が町内に進出してくるということは、当然その給与水準というのは周りにも影響するというのも、これは容易に想像できるんじゃないかと思うんですけど、これ、やはり困難だったんですか。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　先ほど部長のほうでも答弁されたように、どのぐらいの収入の方がどれだけ菊陽町にＪＡＳＭの進出の影響で入ってこられるのかというのは、私たちも想像がつかないところでございます。なので、当初予算等を検討するときは、前年度までの収入の伸びを見ながら想定しているところでございます。今回ＪＡＳＭが進出したからといって、何度も繰り返しますけど、どのぐらいの収入の方たちがどのくらい入ってくるのかというのは、税務課のほうでとか町のほうでも見当がつかないところでございますので、それをじゃあどのぐらいの収入が増えるのかというところの想定はできないというところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今税務課長が申し上げたところでもございますけれども、ＪＡＳＭの進出によってどれぐらいの方が例えば菊陽町に住んでいただくのか、また結果的には熊本市周辺にも住まわれている方もおられます。そういった状況を見込むことはなかなかやっぱ困難であったということでございます。ただ、藤本議員おっしゃるように、今度は６年度の実績が出てまいります。そして、これが７年度の実績ということで積み上がっていく中である程度見通

しを見込むことは可能だと思いますので、これはよく議会でも申し上げておりますけれども、いろんな中期の見通しを検討していく中ではそういった部分も織り込みながら考えていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　いずれにしてもＴＳＭＣが進出する当時の町の見解としては、世界的半導体企業であるＴＳＭＣが進出することにより雇用の増大また経済の活性化、これは当然周辺地域も含めて、こういうメリットを全面的に押し出してＴＳＭＣの誘致、これに邁進してこられたわけですので、今の状況というのはその方向性からしても、確かに雇用は増えています、人件費も菊陽町では大幅に上がっています、有名ラーメン店さんもアルバイト、どんだけ時給を上げても人が来ない、もう菊陽町ではやっていけないという状況で移転されたということもありますし。大型の、いや超大型の事業、これを進めていく上では、実績も当然ですが、ある程度綿密な予測に基づいた計画的な対応、対策を、事前に手を打つということも検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

(4)固定資産税の上昇は既存住民の生活を圧迫すると予想されるが町は何らかの対策を検討しているのかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

先ほどの答弁の中で御説明しましたとおり、既に国の制度により負担調整措置が実施されており、急激に土地の価格が高騰しても固定資産税の額は急激に増加しないような仕組みとなっております。また、固定資産をお持ちの方からすれば、確かに支払う税額が増え、負担に感じられるかもしれませんが、一方で固定資産、すなわち財産をお持ちでない方もいらっしゃいます。そのような中で、資産をお持ちの方だけに町単独で支援するということは、税負担の公平性からも困難だと考えております。そのため、現段階において対策は考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　すいません、今答弁の中に税負担の公平性からもという内容があったんですけど、この税負担の公平性について詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　固定資産税を例に申しますと、固定資産をお持ちの方には負担をしていただくと、住民税とかに言い換えますと、それなりの収入がある方にはやはりそれなりの税を負担していただくという考えと同じような考えでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　資産をお持ちの方にはそれなりに負担してもらうのが税の公平性って今説明があったんですけど、固定資産税がない、財産がない方も固定資産税を払われてるんですか。

○議長（福島知雄議員）　税務課長。

○税務課長（吉本雅和さん）　固定資産税をお持ちでない方は、税は負担されておりません、固定資産税のほうはですね。固定資産税をお持ちの方、すなわちこれ、財産になりますので、それなりに資産をお持ちの方には国の制度として固定資産税を負担していただくような仕組みになっておりますので、それが税の負担の公平性ということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　恐らく言われてるのは租税公平主義の話をされてるのかと思いますが、この税負担の公平性というのはあくまで納税者が対象です、納税者に対する公平性を保ちましょう。その保つ公平性にも水平的公平と垂直的公平というのがあるらしいですね。同様の状況、つまり経済的に税金を負担する力、担税力が変わらなければ同じ額を課税しましょう。垂直的公平というのは、異なる状況、つまり担税力の低い人と高い人では課税の割合を変えましょう、変えなければいけないとされています。答弁の中では、この税負担の公平性からも困難という中で、納税者ではない固定資産税のない方、そして納税者である固定資産をお持ちの方を並べて税負担の公平性からも困難という答弁になってるんですよ。これ、そもそも間違いではないかと思うんですけど、町の考え方としてはどうなんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　執行部、答弁してください。

住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　藤本議員がおっしゃられたとおり、確かに評価額が上昇することによりましてデメリット面もございますけども、メリット面もあるかと思います。例えば土地の価格、評価額が上昇することによりまして、土地を貸している方からしますと、貸してる毎月の家賃等が上がりまして収入が増えることも考えられますし、またこれからローンを組もうとする方がいらっしゃれば、担保としての提供する土地の価格が高ければお金が借りやすくなるなどの逆にメリット面もあるかと思います。そのほかにも町に活気が出てくること、デメリット面も出てきますけども、メリット面も増えてくると思います。ちゃんとした答えになってないかもしれませんけど、お答えします。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　私が聞きたかったのは、この資産がある方だけに町単独で支援するということは税負担の公平性からも困難だというところで、負担のない方と負担のある、要は財産のある方、ない方を並べて公平性から困難だという部分がおかしいんじゃないかなと思って質問したんですけど、何かメリット、デメリットで、言わせていただけると、例えば物件を貸し

てる人は家賃が上がって収入が増えてメリットじゃないですかっておっしゃるんですけど、借りている人は家賃が上がって支出が増えてデメリットになりますよ。銀行から、要は資産価値が上がれば担保、物件の価値も上がってお金をいっぱい借りれますよ、メリットじゃないですかっておっしゃるんですけど、それ、借りたお金は返すんですよ、要は支払いが増える、それはデメリット。おっしゃられているのが何かちょっとちぐはぐかなという気もします。取りあえずこの私の質問に対する町の答弁、これ、理屈が通らないと思います。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長、もう少し質問に対して明確な答弁お願いします。

○副町長（小牧裕明さん）　はい。すいません。今の御質問なんですけども、多分これは答弁の中の読み方の問題であろうと思っております。これは、確かに支払う税額が増える人もいますと、ただ負担に感じられるかもしれませんが一方でお持ちでない方もいらっしゃいますと、これは例えをまず入れております、増える方もおれば一方では持ってない方もいらっしゃいますよと。そういう状況を説明した後、そのような中で資産をお持ちの方だけにというのは、資産をより多くお持ちの方だけに支援するということは税負担の中で困難だということで、そのような中の前の状況の部分とこのそのような中イコールはイコールでつながっているということで答弁したわけではございませんので、そこを御理解いただければと思っております。

もう一つ、実際なら支援をどうするのかというときに、制度上は、これ、６月議会でも答弁いたしましたけれども、条例減額制度というのが定めることはできることになっております。その中では、条例で定めた倍率1.1倍以上を超えた場合はそういうことも検討できるということになっております。ただ、これを本町に当てはめた場合には、本当数件しかないということになります。そして、増額があっても最大1,000円弱ぐらいということでございますので、今の段階ではそういった支援を考えてないということで、少し答弁についてそういった部分が省略されておりますが、そういう趣旨でございますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　非常に理解が難しいこの答弁の内容だったということです。先ほども最初の質問でお話ししたんですけど、そもそも税金というのはとても分かりにくいです。住民の皆さんにとっては、一人一人が日本の税体系とか税の仕組みを理解して納税するということは難しいと思います。この対策というのも、例えば減免だったり減額だったり、そういう対策ばかりではなく、実際分からぬままに納税通知を基にあっ、去年よりちょっと上がっとるね、おっ、今年もまた上がっとるねと少しずつ分からない間に上がっていく。急激な増加はないにしても、将来的には、これ、いつまで上がり続けるんだ、そういう不安も実際住民の皆さんは持っておられます。そういうところに対してもっと町が丁寧に、現在の町の状況であったり税の仕組みであったり、見込みでならばこのくらいは上がっていくかもしれませんとか、じゃないと、家を買う人というのは今35年ローンを組むんですよ。ということは、家を建てるときに5,000万円、6,000万円という投資をします。それを35年間かけて、回数、人生設計、計画、当

然考えられるんですよ。そういう意味では、将来の不安というのは町が努めて丁寧に説明を行うことで解消される部分もあると思いますが、その点については町の考えはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今藤本議員おっしゃるとおり、丁寧な説明というのをまたしっかり心がけていきたいと思っております。ただ、あまり先の話になっていくと、お示ししますと、固定資産税というか、土地の価格というのも非常に変動も大きいところもございますので、どこまでを見通すことができるかというのが、やみくもに間違った情報を入れることがないレベルの中で、今藤本議員が言われました制度的な部分というのはやっぱりしっかり丁寧に御説明する必要があると思いますので、例えば広報きくようとか、そういったものを通じながらしっかり説明責任を果たしていきたいと思っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　町としてもしっかり町民の不安を少しでも取り除けるような対策、これをしっかり行っていただきたいと思います。

それでは、次の大枠２番、地価高騰がもたらす影響について、(1)地価高騰がもたらすメリット、デメリットについて町はどのように分析しているか、これについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

菊陽町を含めた周辺地域については、半導体関連企業の進出や物価高、景気の回復などを契機として経済活動が活発になっているだけでなく、従来から町が持っている住みやすさ、交通利便性の高さなどが改めて評価されたことも重なり、住宅、商業地、工業地のそれぞれの需要の高まりとともに地価が上昇していると認識しております。御質問の地価の上昇がもたらす影響ですが、一般的にそのメリットは不動産、資産価値の向上、投資機会の創出がございます。一方、不安材料としましては固定資産税の上昇が挙げられますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、税額は急激に増加しないよう負担調整措置などにより抑制されますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　一応町としての地価高騰がもたらすメリット、デメリットをお伺いしたんですが、メリットについては確かにそうかなと思います。デメリットの部分で固定資産税の上昇を挙げられてるんですけど、実際には、資産価値が増えるというメリットに対して、資産価値が増えると相続税が上がるというデメリットもあります。これ、特に菊陽町の基幹産業、農業、農業を行われているところでは田んぼや畑、物すごい面積を所有されています。農地については、固定資産税は非常に低くなるような仕組みになるとお伺いしてます。ただ、これ、相続税なんかはそうじゃないみたいな話も聞いて、これは東京近郊の大都市圏ではあるんです

けど、相続税が払えない、農地を手放して、それをお金に換えて納めなければ相続税の納税ができない、そして畑が減ることで農業が続けられない、そういったことが実際都市圏のほうでは、もう大分前になりますけど、問題になったという記憶があります。菊陽町においてもそうならないという保証はないわけですよね。要は、町の認識としてメリット、デメリットを安易に考えられているんじゃないかなという気もします。

じゃあ、次の最後の質問に移ります。

(2)デメリットに対する対応について具体的な対策を検討しているのであれば内容を示せとして質問はしたんですけど、今までの答弁の中でほぼほぼ答えは出ましたので、これについては、先ほどお話ししました、現実的に減免とか減額とか、そういう対応じゃなく、町民の不安を少しでも取り除いていただけるような町の対応を切にお願いします。

では、質問は以上になります。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　藤本昭文議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

休憩　午前10時49分

再開　午前10時58分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚洋議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　皆さんおはようございます。議席番号１番、一陽会の鬼塚洋と申します。本日は、お忙しい中、議会傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。本日地域女性の会の皆様が多数傍聴しているそうで、お昼においしいお弁当があるそうなので一般質問は駆け足で参ります。

早いもので、町会議員の職をいただき約２年が経過しました。１期４年のちょうど中間になります。地方議会の議員が任期が４年であるということは地方自治法の93条に規定されているんですけれども、何で４年という任期なのかということは正直確たる根拠がなく、例えば衆議院議員や吉本町長はじめ首長の任期が４年であることとの整合性、任期が短過ぎると政策の継続性が損なわれる一方で、任期が長過ぎると逆に有権者の民意を反映しにくくなるということが理由として挙げられているようです。ですので、私としてはこの４年間で成果を上げることが有権者の方々に対する恩返しになると思ってるんですけれども、現時点で立候補の際にお約束した公約というか、約束については、例えば給食費の無償化や子ども食堂への支援、空き家、空き地の利活用、防犯カメラの問題などについては町長や同僚議員の尽力もあって達成や一部改善はできました。しかしながら、お約束した事柄について、まだまだ多くのことが未達成の状況です。

以上を踏まえまして、もう半ば過ぎてしまったんですけれども、残り２年間の任期についてさらに気を引き締めて議員活動に努めてまいりますので、そのことをここでお約束させていただきます。

では、以降は質問席にて質問いたします。

なお、今回も、毎回言ってるんですけど、前回同様、私からの質問します、させていただくとか執行部からの質問にお答えいたしますとか、そういう丁寧な言葉遣いは省略してでよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　まず１つ目は、新たな下水処理施設についてです。

まず、質問の趣旨ですが、皆様も御存じのとおり、先日熊本県の事業として半導体関連企業の集積に伴い増加する工業排水、主にＪＡＳＭの予定されております第２工場とソニーの新工場になりますが、こちらの工業排水を処理するために県が特定公共下水道を設け、ＪＡＳＭ第１工場の西側、本町と合志市にまたがる約11.5ヘクタールの区域に新下水処理施設を整備することを発表しました。約11.5ヘクタールといっても正直あまりぴんとこないと思うんですが、例えば本町にございますさんさん公園とその向かいにありますスポーツ広場、こちらを合わせた面積が約12ヘクタールですので、かなり広い面積にそうした新下水場が整備されるということになります。また、写真を見ていただくと分かりますが、この事業用地についてはかなりの部分を農地が占めております。優良農地も含まれていると伺っております。今回の特定公共下水道なんですけれども、これは一般の公共下水道のうち、特定ってあるんで、特定の事業者の活動に主として利用されるための下水道になります。今回は、まさにＪＡＳＭ第２工場とソニーの新工場のための下水道になります。

私も先日の県の説明会に参加させていただいたんですけれども、その下水処理場で出た処理水というのは、白川の中流域に放流、流されるということで、放流口の白川まではそれぞれ道路の下を掘り起こして下水管を引いていく必要があるということでした。地図を見ていただいても分かりますとおり、かなり長い距離になりますし、まさに私が住んでおります三里木区の駅前の道路も対象地になっておりまして、これ、渋滞は大丈夫なのかというふうに正直不安に思っております。今回の事業計画については、もちろんいきなり出たわけじゃなく、前々から県ないし国でかなりの準備期間をかけて打ち出されたものとは思うんですけれども、正直多くの町民の皆様にとっては、ネットとかにもありましたけど、寝耳に水の話で、既にＪＡＳＭの第１工場ができて渋滞が深刻化して、先ほど藤本議員も質問されておりましたが、土地の価格も高騰する中で、今回また下水処理施設ができることでさらに渋滞が悪化するんではないかとか、実際の農地が一部なくなってしまうので農地は大丈夫なのかとか、下水管を引く中で地下水は大丈夫なのかとか、そうした不安が尽きません。

今回の事業は、最初に申し上げたとおり県が事業主体なんですけれども、先日の一般質問の答弁にて、今回の事業はもともと町や合志市が本来すべきことだったんだけれども、事業の規

模が大き過ぎて単独で事業をすることが難しいので、両市町の申入れにより昨年の11月20日に県と基本協定を締結した上で県に権限が移譲されたと伺っております。この点について改めて基本協定を確認いたしますと、本町は事業主体ではもうなくなったんですけれども、県は合志市及び菊陽町と連携協力の下に排水対策に取り組むとしておりますので、このことからも本町が今回の事業に無関係ではないということがはっきり分かります。ですので、本町も今回の事業に連携協力すべき自治体としてしっかりと町民の皆様に対する説明責任を果たしていただくために今回の質問をさせていただきます。

まず(1)の質問ですが、県がセミコンテクノパーク周辺に整備を計画している新たな下水処理施設について、計画の概要（整備の時期、予算等）はどうなっていますか、また本年１月末の住民向け説明会の後に町が把握した情報はありますか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えします。

本施設の建設には、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金事業として280億円が充てられます。しかしながら、熊本セミコン特定公共下水道の都市計画の素案の地元説明会が終わった段階ですので、その後の事業計画決定を得て事業着手となります。そのため、説明会では、今後のスケジュールについては、用地買収や測量設計等を進め、令和８年頃に工事着手できるよう進めるということで説明されております。これから事業が進む中で整備時期については明確になっていくと思われます。

なお、１月末の住民向け説明会後に本町が把握した情報といたしましては、都市計画案について２月27日の熊本県都市計画審議会において審議され、今後の都市計画決定に向け、手続が進められます。また、関連する予算についても、熊本県議会２月議会に上程され議決されております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　既に事業計画が県で議会での予算も含め正式に承認されたということでよろしいんですか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　お答えします。

県議会２月議会において可決されている予算としましては、令和６年度の一般会計補正予算のうち、半導体関連下水道事業対策分に19億9,800万円、こちらの予算が可決されたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　本施設の建設に当たっては、さっき申し上げたとおり、いろんな課題があると思うんですけれども、都市計画審議会やその県議会の中で何かそういう課題について何

か議論があったとか、そういうことについては町は御存じですか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　熊本県の都市計画審議会において、やはり審議会に意見が出されております。そういう意見については、やはり水質を心配する意見、それとやはり先ほど議員もおっしゃった交通規制関係、工事が集中した工事になるということでそういう交通規制に対する不安、これに伴うやはり住民説明とか、そういったやはり公表しながら工事を進めてほしいというような意見が出されております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　審議会や県議会、まだ終わったばかりですので議事録はないと思うんですけど、当然受け取る予定であられるわけですよね。先日今回の事業がもともと町だったのが県に移譲されたので町の職員も県のほうに派遣してっておっしゃられたと思うんですけど、そういうところから定期的に報告を受けられてるというところですか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　こちらのほうは、先ほど、県と合志市と当町と連携してやっていくという観点から定期的に打合せ会、今、今度４月から正式に事業計画決定された場合には協議会という中でやっていくんですけど、これまでも、勉強会というような名前ではありますけど、勉強会と言いながらもこういった大事なことを審議しながら、検討しながら進めていっておりますので、情報あたりもお互いやり取りをやりながら進めております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　私のほうからも若干補足させていただきます。

先ほどありました県の都市計画審議会、こちらの議事録につきましては、３月中旬に県のホームページで掲載するということで伺っております。

それと、町の職員につきましては、現在２名の県のほうに出向させておりますし、その中での情報についてもしっかりとうちのほうに報告を上げてもらってるというような状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ちゃんと町のほうが情報はいただいているというところは安心しました。先日の一般質問で小林議員のほうからも町民の皆様の不安を解消するために、町が主体的にこうした情報の取得等を発信すべきという意見があったと思うんですけれども、この点については私も全く同じ意見でございます。町が主体的に情報を取得しないといけないという根拠については、当然こちらにございます基本協定が根拠になっていると思うんですけれども、ほかにも、例えば町の条例を見ると、菊陽町美しい町づくり条例というのがございます。この条

例、目的で町の人と環境が調和した健康で安全で快適な生活を次世代の方々に引き継ぐということを目的としてますが、そうした目的を達成するために町は事業者や所有者などに対して必要な協力を要請し指示するということが規定されておりますので、これは例えば事業者、ＴＳＭＣや、などって書いてますので、県に協力を要請するという根拠にもなっております。

あわせて、今回半導体から排出されるＰＦＡＳ、フッ素化合物などもいわゆる産業廃棄物に当たるんですけれども、昨日の一般質問において、同僚議員より、その一部にかなり有害性のある物質が含まれているという報告もいただきました。この点については、菊陽町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、この条例の目的は町の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るとされてるんですけれども、第３条、これ、町の責務なんですけど、町はあらゆる施策を通じて廃棄物を抑制し、産業廃棄物の適正な処理を図らなければならないって規定されてるんですよね。「ならない」って書いてあるんで、こちら、努力義務じゃなくて法的な義務であり、仮にこの条例に基づくんであれば、本町は今回の新下水処理場の整備に当たって、町に万が一にもその有害な産業廃棄物が悪影響を与えないように、産業廃棄物の排出の抑制について県や半導体企業に強く申し入れていく義務があると私は考えております。ですので、本町による、さっき御答弁いただいた、今回の下水処理事業に関する情報をしっかり受け取るということは、こうした法律上の申入れの大前提として必要なことですので、できる限り積極的に情報収集に努めていただきますことを要望いたしまして、(2)の質問に移ります。

(2)の質問ですが、今回の下水処理施設の整備に当たって本町に生じ得る課題、私のほうからもさっき申し上げたんですけれども、について本町の考えはいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　本施設の整備に当たり課題と考えているのは、工事に伴い、住民の方に御迷惑をおかけすることです。そのため、交通及び周辺住民への影響が最小となるような工法の選定及び施工計画の立案が求められると考えております。地域に配慮した施工が実施されるようほかの公共事業との調整等を図り、特定の箇所に規制が集中しないよう町としましてもしっかりと役割を果たし、県と連携協力を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　住民の方への今迷惑とおっしゃいましたけど、具体的にはどういう御迷惑になるんですか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　迷惑というと、通行に当たって交通規制等で、先ほども１か所に集中しないようにというような話が部長からもあったように、交通規制する場合に迂回路というようなところを指定したりします。迂回路をしたらまたそこが別な工事でまた規制がかかっとったとか、そういう話とかやはり通行に応じての人とか車両とかの今度は事故的な部分、そちらのほうの影響を考えて誘導員とか、そういう安全対策を含めて考えた場合にそういう区間

の中の連携が必要となってくるということです。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　私が出席した先日の町民説明会でも、質問の時間のときに多数の町民の方からいろんな御不安の声が上がってたんですけれども、そうした説明会じゃなくて本町の窓口に、もしくは連絡等でも構わないんですけど、直接住民の方から今回の事業に関する御不安とかその心配の声というのは来たりはしてないんですか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　やはり見えられております、窓口にですね。もちろん住民説明会前にも何名さんかいらっしゃったんですけど、今度は反対に説明会後、やはり説明内容について詳しく聞きたいというところでいらっしゃった方もいらっしゃいます。そういったときに、もちろん今はっきり言える部分は御説明してますけど、これから進めていく中ででないと分からないような話については今後説明会等で皆さんにちゃんとお知らせした上で進めていきますというようなお話で、いらっしゃってます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　人数は伺わないですけど、相当数いらっしゃるということですよね。

先ほど町民の皆様の影響があまり大きくならないように、工法をいろいろ考えて事業を行うというふうに答弁いただいたんですけれども、どういった工法を行うとか、そうした事業の内容自体について事業主体ではない本町がどれぐらい介入できるんですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えいたします。

先ほど申し上げました工法の選定ということにつきましては、今度下水道事業につきましては今後の設計になってくるんですけれども、開削工法だとか推進工法だとかというものがございますので、そういう中でどれが一番住民の方、それと先ほど議員がおっしゃられたように通勤の方もおられますので、そこに影響が少ないというものを県のほうにしっかりと要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　要望とおっしゃいましたけど、やっぱり事業主体じゃないからそれが何か決定、どういう形で決定するか分からないんですけど、そういう決定の一員として町が加われるとか、そういうことではないんですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　いや、積極的に参加したいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　積極的に参加していただけるってことは安心しました。

改めて住民説明会の資料を見てみますと、さっき令和８年っておっしゃいましたけど、今後の事業のスケジュールに関して、実際に工事に着手するのは来年の令和８年度頃からのようなんですけれども、当然その下水処理施設の建設に合わせて道路をかなり長い距離掘り起こして下水管をつないでいただく作業を行う必要があるので、かなりの期間、事業終了まで時間がかかるというふうに私は考えております。事業終了の予定時期については、大体で構わないんですけど、着手から少なくとも何年間ぐらいかかるとか、そういうことは町は把握しておられますか。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　お答えします。

実際着手を８年度からという、着手は明確に先ほど、住民説明会のほうでもお伝えしているんですけど、いつ終わるのかという話の部分が、これから特に用地買収とか、そういった時間的な部分、前段の作業も入ってきますので、５年以上はかかると思われます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　おっしゃられたとおり、かなり、場合によっては10年とかかかる可能性も当然あり得るということで、着手した以上は早めに、長ければ長いほど迷惑がかかるので、事業終了に頑張っていただきたいと思うんですけれども。

では、(3)の質問に移ります。

今回の下水処理施設の整備に当たって、繰り返し申しますが、本町は事業主体ではないんですけれども、連携主体、協力主体でありますので、そうした町民の皆様への不安を解消するために町にも、さっきこれも連絡はあったっておっしゃってますので、住民の方の相談窓口を設置するべきじゃないかと思うんですけれども、この点、いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　住民の皆様には、施工中は特に御迷惑をおかけすることもあります。相談窓口を設け、話しやすい環境をつくることも有効と考えております。町民の不安解消に努めることは町の使命と考えており、そのためには今後どのような体制で実施できるかなど、県と協議検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　恐らく町民の皆様の中には、今回の事業がまさに本町で行われますので、事業主体も県ではなく町がやってる事業なんだって思われる方もかなりの数いらっしゃると思うんですよね。そうした中で、本町に相談があった場合に、うちは事業主体じゃないから県に聞いてくださいって言われるのは当然やっぱり失礼なことだと思いますし、私としては、

やはり本町は本事業の連携協力主体でありますので、本当にできる限り町民の皆様の不安を払拭していただきたいと思っておりますので、ぜひとも検討を早めにしていただいて本町にも相談窓口の設置をお願いいたします。

では、(4)の質問なんですけれども、今回の下水処理施設の整備に当たって、本町はその整備計画の進捗などについてどういった形で町民の皆様に対する情報発信を行っていく予定ですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　お答えします。

町民に対する情報発信につきましては、当町では、ＪＡＳＭ第１工場の際に県に委託し、令和５年度に完了しました堀川第４汚水幹線築造工事で町のホームページで情報発信をした実績がございます。その実績を参考に県と協議検討してまいります。また、県では、事業認可後の事業説明会や工事着手前には工事の説明会など、今後も住民の方々へ丁寧な説明を行った上で事業を進めることとされております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　県と情報発信について協議検討していくということだったんですけど、最終的に発信することを決めるのは県じゃなくて本町だと思うんですよね。逆に、本町が県から発信したら駄目とか何かその情報発信に当たって制約を受けるとか、そういうところは、ちょっと込み入った話なんですけど、ここら辺、副町長とかも詳しいと思うので、あるんですかね。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　先ほど、多分４月から協議会が開催されるということを聞いております。その協議会の一員には菊陽町も入ってまいりますので、その中で協議されたことについては、内容にもよりますので全てが公開というのはないかもしれませんけど、同じ県と町は同等という形で対応できると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　先ほど過去にも県の事業を町のホームページで公開した御経験があられるということですので、今回のケースでも同じように町のホームページ、私はできれば、ホームページを見る方、全員が全員見ないので、菊陽広報に定期的に進捗みたいなページで見せていただいたほうがやっぱり安心すると思います。その都度情報が開示されれば町民の方も不安を多少は改善すると思いますので、混乱を避けられると思います。ぜひとも町におかれましては、できない部分はそれは一部あるかもしれないですけれども、積極的な広報等での情報発信を強く要望いたします。

では次に、ちょうど時間が半分ぐらいですので、２の質問に移ります。

過去の答弁事項の進捗について質問いたします。

まず、質問の趣旨なんですけれども、言わずもがな、議員の一般質問は議員が執行部に対して単に質問するのではなくて、議員が町政に対して何か要望とか提案をしたいからこそ一般質問をさせていただくという非常に大事な機会だと私は考えております。ここ５年間の一般質問をした議員の数を私のほうでざっと見てみたんですけれども、書いてますけど、ここ最近非常にその一般質問者数が増加しております。５年間、令和２年が26名で令和６年48名なので、ここ５年間で一般質問、これ、議会は年４回あるんで毎年の４回の議会の延べ一般質問者数なんですけれども、倍増しているということで、それだけ議会が非常に活性化してることだと思います。ただ、その分答弁する側の執行部も対応が、この間も残業等もされたそうで、大変だと思うんですけれども、一般質問が多いということは議員、その裏にあるひいては町民の皆様の要望や提案が多く、そうした要望、提案できるということは当然それに対して町に対する期待というのがやはり大きいと思うので、本町も一般質問が増えてるんで、多いと思わずにこれだけ一般質問してくれるんだということでこれまで以上に実のある答弁をしていただければと思うんですけれども。

こうした各議員からの要望、提案に対する答弁については、やはり大きく３つの回答があるのではないかと思います。簡単なんですけど、①やりますと、実施するということですね。②予算とか法律とか、いろんな制約があって実施できない、しないということですね。一番問題なのが３、やれるかどうか分かんないので検討するというところになります。①の実施するって言うんであれば、もう議員としても実施するっておっしゃっていただいたんで、あとは執行部、行政のほうが早期にそうした要望、提案を実現するのをただ待っとけばいいんですけれども、②の実施しないって言うんであれば、諦めるか実施できない原因を改めて精査して、新たなその根拠とかをよりどころにして何度でも何度でも要望や提案をすることになります、ここら辺は何か西本議員とかがかなりやられてるのですごい尊敬してるんですけれども。一方で、その③の検討するという答弁については、既にもう提案、要望という形で町にボールが投げられてるので、本来はこうした進捗確認するということじゃなくて、執行部のほうが早期に検討を行って①の実施するのか②の実施しないのかというのを自ら質問した議員や議会にやっぱり回答するということが本筋だと私は考えております。

ただしかしながら、これまでの議会においては、残念ながら相当数の要望や提案に対して検討するといった回答のままで回答がなされずそのまま放置されてる質問項目もそれなりにございます。もちろん全てではございません。例えば私が昨年６月に申し上げた小・中学校に対する金融教育、一般質問させていただきましたけど、教育委員会のほうですぐ検討するって言って３か月後に小・中学校で金融教育とか実施していただきましたし、中には真摯に御対応いただいているケースもあるんですけれども、やはり少なからず、言い方は悪いですけど、放置されてるような事項もあるのではないかと思います。

以上を踏まえまして、幾つか過去の質問事項の進捗を確認するために質問をさせていただき

ます。

(1)ですけど、令和５年、２年前の６月の定例会において、私がその議会の一般質問に対する、まさにこれですね、町の対応状況について定期的に町のホームページとか広報で公開すべきじゃないかと提案したんですけれども、そのときに執行部としては、町としてもよいことであり必要だと、今後議会事務局と協議して公開の方法などについて検討するというふうに答弁がありました。今に至っているんですけれども、その後の進捗はどうなってますか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えいたします。

一般質問に対する町の対応状況の公開方法等について、議会事務局と協議を進めてまいりました。実施時期につきましては、令和７年３月定例会、本議会ですけれども、分からとし、次回定例会の令和７年６月をめどにホームページでの公開を考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ここから嫌な人間になったらすいません。今回の議会の、その検討するといったことに対して次回の議会ぐらいの時期にホームページで公開されるということで、それは大変ありがたく思うんですけれども、ただ今議会事務局と協議を進められたっておっしゃいましたけど、私が質問したのはおととしの６月で、今回令和７年３月なんで、１年９か月経過してるんですよね。結局回答としては掲載しますということで、これまでその協議されたって、どこでどなたが協議して、何回ぐらい協議して、どういった問題があってその回答までに１年９か月の期間も時間がかかったんですか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えいたします。

協議、打合せをした回数については、正確な回数は覚えておりませんけれども、どのようにしていこうかということで協議はしてきたところですけれども、こう言っちゃなんですけれども、なかなか事務的にどちらもいろいろ難しいところがありまして、課題もあり、なかなか協議が進まなかったということもありまして、ちょっと時間がかかってしまいまして大変申し訳なく思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　私が質問して、時期、大体でいいんですけど、一番最初の協議っていつ誰と誰が行ったんですか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　すいません、令和５年に質問があってから協議を始めたんですけれども、いつというのは覚えておりません。申し訳ございません。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　先ほどこちらの執行部の答弁の中で実施する、実施しない、検討するというのがありまして、実は鬼塚議員からもありましたので過去のやつをちょっと調べてみた中において、すごく過去の、何年度以降とは申し上げませんけど、私が来たのが令和５年ですので多分令和４年以前だと思うんですけども、かなり答弁の中で検討するという答弁が非常に多いなというのを感じました。検討するというものの中には、前向きに検討するのと少し時間をかけながら検討するというものがあって、これも検討するということで答弁してるのかというのが正直私はありました。そういうものからということで、令和５年、令和６年あたりからすごく議員の皆さんからの質問が増えたという、先ほど人数もありましたけれども、その中でできるだけ私どもは本当にできるもの、できるだけの、先ほど任期の話もありましたけども、４年というのを一区切りの中でできるものについて検討するというような答弁をしっかりやっていこうと、４年の中でできないものについては今考えていませんとかできませんと、多分過去からおられた議員の方においては検討しないというような答弁が少し多くなったかなと感じられてると思います。そこは、私ども執行部としても、やっぱり限りある職員の中で、彼ら職員の逆に勤務状況も守りながら、そして町の政策をよりよいものにするために絞った上で検討するということを整理させていただいておりますので、できればある程度過去の、あまり過去のほうに遡るものではない中で今後対応の公開について検討できればと思っているところでございまして、そういったところもあって少し時間がかかっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ちょっと意地悪な人間になってすいません、私としては、何か今回の質問で出したから何か町が急いで今回の回答を出して、１年９か月放置されたんじゃないかなってどうしても疑ってしまいましたので。先ほど副町長が言われたように、町もそのマンパワーやら予算やら何やらあるので、できないのはできないっておっしゃっていただいて構わないんですよね。ただ、そのできるかできないか言っていただかないと、議員がまた質問しないといけなくて、その質問をするせいで本来ほかに質問したかった事項が余分にできないということで、そこの見極め、いろいろ難しいところはあると思うんですけれども、回答できる部分はできる、できないの回答はやっぱりやっていただきたいと思いますし、先ほどおっしゃられたように、中にはかなり大事な事柄でそのまま保留されてる質問事項もあると思いますので、そこら辺を精査していただいて、当然質問した議員のほうも議会のほうも協力すると思いますので、そこは執行部と事務局と議会で協力しながらやっていければと思っております。

今の話ですと、今回の議会以降っておっしゃいましたけど、遡って検討した上で過去の質問もある程度の期間遡って検討状況は回答されるという方向性でよろしいんですかね。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　遡り分は、改めて議会事務局と相談させていただいて、どれだけか遡りができるのかまた改めて協議させていただいて遡り分をやりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　じゃあ、一応その検討の期間のめどを立てていただいていいですか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　６月をめどに行いたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ありがとうございます。議会の事務局の人員も増えましたので、当然、先ほど申したとおり、議会、議員としても協力するところはいたします。できる限り過去のいろいろな実のある質問事項で保留されてるところの進捗の回答をお願いします。

この点について、せっかく吉本町長は議員御出身ですので、町長のお考えもいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　遡りの部分に関しましては、私が町長に就任してからということで考えているところでもございます。一般質問に議員の皆様方が本当に貴重な時間を割いて私どものほうに提案をされるこの一般質問というのは非常に重要でございますし、私どもとしましても協議をするときには本当にぎりぎりのところで協議をしております。やるかやらないのかというところをまずは協議をしますし、先ほど副町長の答弁にもあったように、今の菊陽町はなるべくやる方向でというところで検討するというところだというふうに思います。私も一般質問はほとんどやりましたけども、なかなか菊陽町だけではなくて、やはりその検討しますというのはやらないんじゃないかという意味合いがあったのかなというふうに思いますし、ただ今の菊陽町におきましては検討するというのはなるべく前向きに検討するということでございまして、一般質問のこの決断をするとき、特に第７期の総合計画、これは甲斐議員の一般質問だったと思いますけど、やるかやらないのかというところだったと思います。これも議論に議論を重ねた上のやりますということだったというふうに思いますので、そういったことを考えるとやはりやる、やらない、そしてまた検討するというのは前向きに検討するということでございますので、繰り返しになりますけども、そういったところを御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　これだけねちねち質問しましたんで、やってくれると期待はしております。

では次に、(2)の質問です。質問の趣旨なんですけど、こちらをまず御答弁いただいてから申し上げます。

令和５年の９月の定例会において、ふるさと納税についてガバメントクラウドファンディングの手法を採用すべきでないかと提案しましたが、町より町が抱える様々な課題解決に活用し

ていただきたいという答弁をいただきました。その後、そうした目的に従って企業版ふるさと納税が実施されていますが、現在のその寄附の状況と今後その寄附を拡大していく方策はありますか、また個人でも同じような目的の寄附を募るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

現在も、個人の皆様のふるさと納税でも、返礼品に加えて菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略において定めた事業の中で指定して御寄附いただくことができます。企業版ふるさと納税では、返礼品がありませんので、別途定めている地域再生計画に基づく事業の中で寄附される企業様が選択されて御寄附いただくことになります。

御提案のあったガバメントクラウドファンディングは、政府や自治体が行う寄附制度であり、具体的な事業や行政が抱える問題解決のため、寄附金の使い道について、大枠の事業ではなく明確にプロジェクト化することにより、その内容に共感した方から寄附を募る仕組みでございます。全国でも導入している自治体が増えており、自然環境を守っていくというような地域課題の解決、そのほかにも地域イベント、子どもたちの支援、動物愛護など趣旨や目的が分かりやすい事業が多いと認識しております。町では、御質問のとおり、企業版ふるさと納税においてこの手法を取り入れたところでございます。

具体的には、先日施設名称を公表させていただいたくまモンアーバンスポーツパークの運営に関する費用の財源として寄附を募っております。現在くまモンアーバンスポーツパークは、来年４月の開業を目指して整備を進めているところですが、本施設完成後の大会誘致、機運醸成、施設の管理運営などの財源として企業様に寄附をお願いし、22社の皆様から主に企業版ふるさと納税において御協力を賜ったところでございます。このくまモンアーバンスポーツパークに関する企業版ふるさと納税に関しては、まさにガバメントクラウドファンディングでの手法を活用したもので、この施設の魅力や未来への可能性、そしてオリンピック競技であるスケートボードやスリー・エックス・スリーバスケットボールの競技スポーツとしての今後の期待値、熊本県や菊陽町からオリンピアンが生まれる可能性、県が推進するスポーツツーリズムの観点、そしてこの施設整備を町が取り組む意義やその考えを町長、副町長がトップセールスとして直接説明を行い、共感をいただいた企業様から御協力をいただくことができました。今後も夢があり、さらに広く共感を得られるような事業や分かりやすくシンプルな課題解決の事業など、ガバメントクラウドファンディングの手法に適した内容にはその費用効果も考えながら、企業版だけでなく個人のふるさと納税としても取り入れることを考えてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　企業版ふるさと納税の金額なんですけれども、今年度というか、令和６年度の当初予算額は1,000万円だったんですけど、今回この間成立しました補正予算で１億

900万円が追加されております。当初の予算1,000万円から１億円、10倍も増えた点についてはどういった理由によるものなんですかね、さっきの町長、副町長が頑張ってお金を集めたからこんなに増えたというところですか。

○議長（福島知雄議員）　総合政策課長。

○総合政策課長（今村太郎さん）　議員おっしゃったとおり、アーバンスポーツ施設の運営管理に対する御協力をお願いしたことによる増額になっております。当初予算につきましては、企業版ふるさと納税についてはなかなか見込みが立てにくいということになってまいります。当初予算で上げ過ぎますと一般財源として扱うことになりまして、年間の予算を組むのに対しまして影響が多うございますので、1,000万円というところで低めの数字で設定してあるということも併せて御説明させていただきます。

以上となります。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　少なめにっておっしゃられてますけど、今回の議会で提案されております翌年度令和７年度の予算案を見ますと、８年度ですかね、翌年度の予算を見ますと、ふるさと寄附金は３億円で、これとは別に企業版ふるさと納税に4,750万円、５倍ぐらい計上されてますよね。企業版ふるさと納税の予算額を５倍ぐらい近く計上されてるのは、今回の寄附の状況を踏まえてというところでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総合政策課長。

○総合政策課長（今村太郎さん）　アーバンスポーツ施設に対する寄附というのが複数年にわたっていただくような企業様もいらっしゃいますので、そういったところが見込みがございますので、来年度につきましては4,750万円計上させていただいております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　ということは、本町としてもその企業版ふるさと納税、簡単に言うと返礼品がない形での町での事業に対する納税にかなり手応えを感じてるというところでよろしいんでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今回は大きな寄附を、22社から寄附をいただいたということでございますけれども、ただやみくもにこれが企業版ふるさと納税が募れるかというと、私、実際企業を回った中において、やはりこの答弁にも書いてありましたように明確なプロジェクトということとこれがやはり私どもの場合、昨年の３月、熊本県とアーバンスポーツパークの協定を結んでおります。施設はうちで造るんだけれども、大会の誘致であったりこの間やりました機運醸成であったり、そして団体の育成であったり、そういったところは県がやるという協定を結んだのが非常に大きかったです。企業さんから見ると、１町村だけに企業版ふるさと納税をしてしまうと、じゃあうちにもしてください、ここにもしてくださいという話になりますので、

そういったところで私、いろんなセールスに回らせていただきましたけども、はっきり言われたのはそこです、やっぱり明確で子どもたちの夢に私たちは託しますと。そして、一番大きかったのはやはり熊本県との協定を結んだということでございますので、手応えというか、やっぱりこれはプロジェクトの内容次第で企業版ふるさと納税を募れるもの、また通常の業務になかなかこれを募るかというのは、やはり私が実際に企業を回ったところから見るとかなりハードルは高いというふうな認識を持ったところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　今の御答弁を伺いましてもかなり大変だったんだろうなということが推察されるんですけれども、それでも私の今回のこの質問の趣旨としては、本町にはもっと企業版ふるさと納税というか、返礼品がないふるさと納税に力を入れてほしいということです。ふるさと納税というのは、皆さん御存じのとおり、そもそもの目的は自分がある自治体を好きだからとか応援したいから、そのためにその自治体に寄附をするという制度なんで、返礼品が欲しいから寄附をするという制度じゃないんですよね、今逆にネットとかを見ると返礼品競争が過熱し過ぎて逆にどんどんどんどん規制が入っているんですけれども。もちろん返礼品については、本町でもその多くが町の産品、町でつくられたものなので、当然それを返礼品とすることでその事業者の利益にはなるんですけれども、その返礼品の取得のお金が結局、例えば１万円もらったら3,000円ぐらいがそれに充てられるんで、変な話、その返礼品をあげなかったら10割寄附が入るわけですよね。何にもその返礼品が必要ないんであればその分税収は増えるべきですし、今回副町長らが御尽力されて企業のほうから多数、想定の10倍もの企業版ふるさと納税をいただかれたそうなんですけれども、企業だけでなく個人でも、ネットとかでもあったじゃないですか、病院に寄附するとか言って何十億円寄附した個人の方とか、そういう方が少なからずおられると思います。特に先ほどおっしゃられたとおり、本町ではそのアーバンスポーツ、スポーツツーリズムですね、そういうのに力を入れられてるわけですので、町外の個人の方でもそうした趣旨に賛同していただく方はやはり相当数いらっしゃると思います。

ですので、一方で今の現状を見ますと、これ、楽天ホームページの本町のホームページなんですけど、返礼品のない寄附については一番下のほうにちょっと申し訳なさそうにこうやって載ってて、ここをクリックしても菊陽町5,000円、ふるさと納税返礼品なしって書いてあるだけで、これ、返礼品はないけど何か頑張りますとか、何か正直そういう熱い思いが伝わってこないんですよね。なので、企業版ふるさと納税のほうでそれだけ熱い思いで伝えられてるということは個人の方にも同じ思いを伝えれると思いますので、こうした業者を使っていただくに当たって、ここを上に上げろとは言わないですけど、せめてここにページをクリックした人が何か共感して5,000円じゃなく１万円寄附するよとか、そういうふうに言っていけるように改定のほうをしていただければと思うんですけれども、この点、町長、いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　そこの一番下のとこなんでしょうけど、返礼品なし5,000円というとこはやはり改定することが必要なのかなというふうに思いますし、ガバメントクラウドファンディングというのもありますけども、こちらを見てみますとなかなかそのプロジェクトにお金を使うということで通常の予算の対応とは違うということでもございます。しっかりとＰＲをしないと支援が集まらないということもありますし、通常とは異なる予算の対応が必要でもございます。議決されていない事業につきまして寄附を募集するのであれば議員の皆様方の理解を入れなければいけないということで、これを仮にやってしまうと議会軽視にもつながりますので、そういったところをしっかりと注意しなければいけないというふうに思います。どんな事業でもそのクラウドファンディングが成功するかというと非常に疑問も残るところでもございまして、例えばこの体育館の壁とか、それでこの補修をすると言っても、よっぽど御利用されてる、お世話になっている方々じゃないとなかなかそこに目が向かないというのも非常にあるというふうに思います。ただその一方で、事例を見てみますと、ペットの部分、犬とか猫とか、そういったところの殺処分ですとか、そういったところには非常に寄附金が集まるようでございますので、まずはどういった目的でやるのかということをしっかりと見据えた上で今後のこの返礼品の対応というのをやっていく必要があるというふうに思います。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　今鬼塚議員のほうから、せっかくアーバンスポーツパークを造ってるんだから、そういったところをうまく利用して個人からのふるさと納税もというような多分ヒントをいただいたんだろうと思ってます。先ほど答弁にもありましたけれども、例えば熊本県菊陽町からオリンピック選手をつくりましょうと、そういったところの例えば指導者を呼んできましょう、そういったとこに皆さん協力してもらえませんかとか、それとか例えば子どもたちの部活動であったり、要するに菊陽町の子どもはみんなスケートボードを滑れるようになるような環境をつくる、そういった環境に対して皆さん協力してもらえませんか、これがひいては菊陽町だけではない、熊本県からオリンピック選手を出す、そういった夢のあるような発信をすることによって私は個人からのふるさと納税というのは可能性があろうかと思いますので、これについては、先般指定管理者制度についての条例も今回通させていただきましたので、そういった指定管理者あたりのアイデアもいただきながら、その部分にどう例えばこういったふるさと納税、また企業版も含めたものが活用できるか、そういったものも前向きにというか、積極的に考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　前向きに多分していただけるんだろうというのは理解できましたので。

じゃあ、時間が押してますので、(3)の質問に移ります。

これの質問の趣旨なんですけど、前回の質問同様、空き家に関する現状の把握とより実効性のある空き家対策の実現であります。

令和５年の12月定例会において、空き家等対策について町への相談件数が少ない点を指摘し

たところ、今後ホームページで啓発を行っていくという答弁をいただきましたが、その後の進捗はどうなっていますか、また本年度、昨年に策定された空家等対策計画について、前回の計画との相違点と今回特に重視すべき取組は何でしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えします。

現在町のホームページには、空き家の敷地内の雑草に関する相談や道路にはみ出して通行の妨げとなる木の枝などに関する相談窓口の案内を掲載しております。また、所有者からの空き家利活用等に関する相談窓口については、今後追加掲載を進める予定です。

なお、昨年６月に策定しました菊陽町空家等対策計画についても、町のホームページ上で公開をしております。

次に、本年度に策定した空家等対策計画と前回計画との主な相違点についてですが、令和５年に一部改正された空家等対策の推進に関する特別措置法の内容を反映したことに加え、令和４年に実施した空き家調査の結果を基に町内の空き家戸数などのデータを更新をいたしました。そのほか空き家等の調査方法として、新たに自治会代表、区長さんですけれども、はじめとした周辺住民のヒアリングを追加し、より実態に即した情報収集ができるように改善を行いました。また、役場担当課の組織体制及び役割についても見直しを行っております。今回特に重視する取組としては、所有者に対する空き家等の適正な管理や利活用の意識向上を図るための啓発活動を行うこと、空き家バンクを創設し、所有者及び活用したい方への周知を進めることです。これらの取組を通じ、空き家の適切な管理及び有効活用を促進し、地域の住環境の維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　前回の質問時は、町へのその空き家に関する相談が年４件、少なかったそうなんですけれども、昨年令和６年は大体何件ぐらい、具体的にどういう相談がありました。

○議長（福島知雄議員）　危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん）　相談件数になりますけれども、まず電話のほうで10件ほど空き家を紹介してほしいという相談があっております。また、空き家の雑草についての問合せと除去についてのお願いという形で町民の方から５件ほど問合せのほうをいただいております。また、通学路の危険箇所、これは空き家ではなかったんですけれども、敷地内にある小屋のほうが倒壊する危険性がある、またそれによって通学路に危険が及ぶということで相談がありまして、こちらにつきましては建物のある近隣の区長さん、また近隣の住民の方の協力の下、除去のほうを行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　総数は少ないですけど伸び率は高いということで、今後恐らく増えていくかなと思います。

先ほど区長の方々に対するヒアリングっておっしゃいましたけど、もう実施されたんですかね、されたんであればどういう御意見がありましたか。

○議長（福島知雄議員）　危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん）　まだ今のところは実施ができておりませんので、今後実施していきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　空き家バンクは創設されたんですか。

○議長（福島知雄議員）　危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん）　空き家バンクについても、今後進めていきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　前回も創設されるっておっしゃいましたけど、これも時期指定して申し訳ないんですけど、大体検討はどれぐらいかかっていつぐらいまでに設置されるって今おっしゃることできますか。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　先ほど実施する、実施しない、検討するという話があったと思うんですけども、私、菊陽町においては、空き家の全体の数を見ますと、熊本県や全国の平均から見るとかなり低い状況にございます。実は、私も県のとき空き家の対策をしまして、協議会を立ち上げまして、協議会に参加する市町村はまず基本的には過疎市町村、こちらは背に腹は代えられないような空き家対策でございます。私どもについてはまだ１桁の空き家率ということになりますと、正直言いまして、優先順位は今菊陽町の置かれている施策の優先順位から見るとあまり高くないと私は認識しているところでございます。そういったところも踏まえて、どのような施策をどのようなタイミングでやっていくかというのは少し私たちも勉強させていただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　確かに町の空き家率というのはほかの町村と比べては低いんですけど、先日の一般質問でも申し上げたとおり、人口減少に伴って町の恐らく将来的な空き家率も、たしか私、８％か９％ぐらいにはそんなに時間がかからなく行くというふうに申し上げたと記憶しております。ですので、ほかの優先事項も当然あると思うんですけど、この空き家の問題もあまり悠長に構えることはできないので、空き家バンク、他の市町村はかなりな割合で設置しておりますので、そこら辺を参考しながらできる限り早期に創設のほうをしていただければと思います。

今回かなり意地の悪い質問もさせていただきましたが、私は決して執行部を何かいじめたいとか責任追及したいとか、そういう思いはないです。地方自治における二元代表制で議会と執行部というか、行政側は車の両輪ですので、これからも指摘するところは指摘させていただいて、しっかりいい町をつくっていければと思いますので、その点についてはどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　鬼塚洋議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前11時59分

再開　午後０時56分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟議員。

○１１番（布田　悟議員）　傍聴席においでの方、保守中道を歩んでおります布田悟であります。それから、モニターで御覧の方もおられるとも思いますけれど、この一般質問の雰囲気を味わっていただき、菊陽町議会議員がどのような町民の思いに応えてるか、そして行政執行部に対してどのような提言を行っているかを見ていただきたいと思います。

まず最初に、ちょっと申し上げたいことがありますけれど、国家、国の政治、それから国会議員の在り方についてでありますけど、国家というものは、御承知のように、領土と国民が土台となって成り立っております。その領土を守り、国民の財産、生命を守るというのが国家行政の目指すところであります。国会議員もそうでありますけれど、昨今の国会においてはそのような国民の負託、それから国家、そして議員の理念というものにそぐわないような政治活動をしているのが皆様が感じられているところだと思っております。地方行政におきましても、行政執行部、首長としては執行部、そして我々議員が地域住民の方々の生活の安寧を願い、そしてその地域、その自治体に生活してよかったと思われるような政治活動をしていくというものが与えられた任務だと思っております。私も、今日はそのような観点から質問をしたいと思います。

質問は質問席においてさせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　ＴＳＭＣの進出によりますいろんな弊害、町民に対するいろんなリスクというものも現れております。そのような中で、まず質問事項の１番でありますけれど、農地の確保と土地開発等の規制についてということで質問いたします。

まず１番目でありますけれど、ＴＳＭＣの進出によりまして、ＪＡＳＭの周辺市街化調整区

域内の農地が転用され、農地の減少が進んでおります。ＴＳＭＣの進出前に比較して農地面積の現状はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

ＪＡＳＭが立地する以前の農地法第５条に係る転用面積は、年度でばらつきはありますが、おおむね５ヘクタール程度となっております。一方、立地後の同条に係る農地転用面積は、令和４年度で10.8ヘクタール、令和５年度では約10.7ヘクタールとなっております。ＪＡＳＭ立地以前と比較しますと、転用面積は倍増していますが、ＪＡＳＭやソニーの工事関係の駐車場などへの一時的な転用が主な要因となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　一時的な転用が主な要因ということでありますけれど、一時的であるならばこれはまた原状に復帰して農地がまた農地に戻るということでありましょうか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　そのとおりでございます。大体一時転用は最長で３年間の時限的な農地の転用でございまして、期間が終了または目的が達成された場合には元の農地に戻すというのが前提でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　２番目でありますけど、耕作地を売買等により失った農家に対する代替農地のあっせんなど、どのように町としては対応しておられますか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

宅地等への転用目的とした売買行為により借地を含む耕作農地を失った農業者に対しましては、農業委員会は農地をあっせんするなどの対応を行っております。あわせて、令和６年１月からは、菊陽町遊休農地解消緊急支援対策事業を創設して、農業者が農地確保のため遊休農地、いわゆる耕作放棄地を借り受け、または買い受けて耕作可能な農地に再生しようとする場合に補助金を交付する取組を行っております。

また、熊本県の主導によりまして、熊本県・市町村営農継続会議を設置し、主に代替農地の確保と対策について取り組んでいるところでございます。農地のマッチング支援では、代替農地の対象範囲を菊池地域の２市２町に加え、西原村や益城町まで広げ、約56ヘクタールの代替農地を確保し、そのうち約4.8ヘクタールの農地でマッチングが行われております。農業委員会では、同会議と連携をしまして、広域的な農地のあっせんを視野に入れた取組も行っており、令和６年12月には町広報紙でも同組合を掲載、周知しているところでございます。また、今後も引き続き農業委員会及び農地利用最適化推進委員と連携し、代替農地の掘り起こし及び

マッチングを行ってまいります。加えて、同会議では、県や市町村が国の補助事業を活用し、簡易的な基盤整備など新たに農地を整備する農地耕作条件改善事業への取組についても協議しており、事業負担軽減を求め、国に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　補助金の交付と新たな農地の買い受け、それから耕作可能な農地に再生しようとする場合の補助金、その額とか体系はどのようなふうですかね。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　まず、遊休農地の解消事業でございますけども、これ、1,000平米当たり一応10万円ということで単価を決めまして、耕作放棄状態にある農地を借受けされる方あるいは買い受けられようとする方、この方が耕作者と協議をされまして、耕作しますということになればその方に対して支援金を交付しまして、元の農地に戻して一定期間耕作をされるということでございます。

以上でございます。大体実績としましては、令和５年度、これ、１月に始めてますもんですから、このときは大体1,000平米、１件の1,000平米、６年度では今現在まで６筆の9,449平米が今事業に着手しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　農地のマッチング支援ということで代替農地の対象範囲を菊池地域２市２町に加え西原村、益城町まで広げてるということでありますけれど、これは要するに代替農地を取得する場合に、極端な話、菊池の旭志とか益城町の御船との境とか、その辺のところまで代替農地を探してるということですかね。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　御質問のとおりでございます。大体西原村、益城町まで、耕作放棄地だとか借受け、買受けができるような農地をピックアップして調査しているところでございます。しかしながら、農家の方々というのは自分の住居に近い耕作地を中心に求められておりますので、なかなかマッチングというのはうまくいってないのが実情でございます。菊陽町においては、広域的におけるこのマッチングは今のところございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　新たに農地を整備する農地耕作条件改善事業にも取り組んでいるということですけど、これは例えば山林とか雑種地の非農地の農地化ということでありましょうか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　そのとおりでございます。一般的に山林だとか原野、こ

ういったところを農地に変えていこうというふうな考え方でございまして、今ここでも菊陽町としても、菊陽町の場合は山林、原野、そういったところが少のうございまして、そういった部分については今のところ地図を見ながら整理をさせていただいてるという状況でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　３番目の質問ですけれど、現在もＪＡＳＭ周辺の土地を中心に、あの辺は市街化調整区域ですけれど、市街化調整区域の農地の売買事例が増加しているようであります。このままの状態であるならば、さらに農地の減少が進むばかりであります。農地の減少を食い止めるという点からいきますと、市街化調整区域内農地の売買や土地開発等の規制が必要であると考えます。現在作用しております規制、法律とか条例とかがあると思いますけど、さらに踏み込んだ条例制定や開発等の規制が必要であると思いますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、憲法第94条で地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができると規定され、地方自治法第14条第１項において、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を定めることができるとされております。農業振興地域、農用地区域内の農地は、農業振興地域の整備に関する法律により農地転用、開発規制が作用しているところでございます。あわせて、農地でありますので当然に農地法による転用規制や市街化調整区域であることにより都市計画法上の開発規制等もあり、容易な転用、開発は困難であると承知しております。また、農振農用地区域内の農地においては、農振法及び農地法に加えて、令和７年４月１日から適用される農業経営基盤強化促進法において農業地域計画を定めることとされ、同計画に定める区域は農地の転用が制限されることとなります。現状においても農業振興地域内農用地区域の農地は農地法などにより制限されており、町が独自に条例を制定する必要はないと考えております。一方で、自主的に農地の売買が行われ、条件付仮登記が登記され、結果として耕作放棄地となるケースが見受けられます。農業委員会としましてもゆゆしき状況と考えており、熊本県や関係機関と連携し、対策を調査検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　菊陽町は、熊本市の都市圏に属しておりまして、益城町、菊陽、合志、それからもう一つ、嘉島が熊本都市圏の都市計画区域ということで、熊本市の都市計画が進まないとその周辺の市町の一つであります菊陽町、合志市も入っております、菊陽町はまずは熊本市の線引きの見直し、市街化調整区域が市街化にならないと菊陽町まではその線が及んでこないというふうに理解しております。そのような中で、農地の転用が制限されてるというのは農地法とか農振法ということでありますけれど、今説明にありましたこの農業経営基盤強

化促進法における地域計画、私もこれ、初めて聞きましたので、これはどういう意味でありましょうか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　これは、以前の人・農地プランといって、あったんですけど、これが法定化されまして、農業地域計画ということで定められて、今年の７年４月１日から施行されるわけでございます。具体的には、農業経営基盤強化促進法において、地域の農業者等の話合いによりまして誰がどの農地を耕作するのか、いわゆる担っていくのか、当該耕作放棄地がある場合ですね、これを誰が誰に委ねるのか、耕作者への農地の集約など、ましては作物ごとの団地化など、効果的な、合理的な農業を営む上で、そういった計画を区域を定めて行うというのがこの農業地域計画でございます。あわせて、農振の農振計画、農振法と併せて非常に縛りが強い計画になりますので、そういった計画でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　用語が似ているところに地区計画というのがあります。私も聞いてはおりましたけれど、菊陽町におきましては、市街化調整区域において地区計画を申請し、そして市街化調整区域内において宅地化等を図るという計画だと思いますけれど、都市計画という手法で農地の減少を食い止めるような地区計画、とりわけＪＡＳＭを含みますセミコンテクノパーク周辺農地の開発を規制するような地区計画、このようなものも考えられるんではないかと思いますけど、その点、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　この地区計画の以前に、こういったセミコン周辺、こういったところは農地でございまして、市街化調整区域でございます。農振農用地農地は、この縛りがまずあります。この制度がある限りは、この地区計画による開発は難しいというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　都市計画サイドからお答えさせていただきます。

今回一般質問ででも出てます都市計画マスタープラン、この中で市街地ゾーンという言葉が出てきておりますけれども、これは逆に市街化調整区域の中で都市計画法上、市街地をつくることができるというゾーン、ここに地区計画制度を充てたいというようなところでの計画でマスタープラン上つくっているところでございますので、逆にどこの農地を守るということを、都市計画法上では市街化調整区域ですので、基本的には全体的調整区域ということで守っているというような現状でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　そうでありますならば、セミコンテクノパーク周辺、とりわけＪＡＳＭを中心とした周辺農地、それから山林もあると思いますけど、その辺のところの民間での開発、それはもう今言われた農地法とか農振法、そういったもので規制は十分できるということでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん）　もちろん農振法、これにも農振の除外規定がございます。これ、法令に沿って計画的な、それに沿った計画であれば農振の除外ももちろん当然できますし、農地法も例外規定としてございます。農地法に例えば甲種農地、１種農地、２種農地とございますけども、一番縛りが強いのが甲種農地でございまして、その次が１種農地でございます。こういった農地を転用する場合には、例外規定はございますけども、そういった法令に基づいた適正な計画が必要となってきますので、こういった法令に基づいた計画であれば転用も可能になってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　質問事項の２番に入ります。有機フッ素化合物の検査、検出体制についてということであります。

これは、この質問につきましては今定例会におきましても小林議員の詳細な質問、それに対するまた答えた執行部からの詳細な答弁も行われておりますけれど……。

○議長（福島知雄議員）　布田議員にお尋ねします。

(4)番は割愛されますか。

○１１番（布田　悟議員）　割愛しません。

○議長（福島知雄議員）　じゃあ、そこから始めてください。

○１１番（布田　悟議員）　はい。違いました。まだ質問事項の１の４番ですね。ＪＡＳＭ第１工場と第２工場予定地の南側農地等の町主導による開発計画は現在どのように進んでおるのか、民間事業者等への土地売買を控えるよう地権者に要請されてるがその協力状況はどうか、これも同僚議員の質問にありましたけど、重ねてまた答弁お願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん）　御質問にお答えします。

坂本議員の一般質問でもお答えしましたが、ＪＡＳＭ第１工場周辺の県道大津植木線南側区域におきまして実施しております新たな工業団地の整備に関する可能性調査業務につきましては、昨年９月11日と12日に地権者を対象とした説明会、10月10日に住民向け説明会を実施し、本業務の調査内容の説明を行っております。その後、土地の権利者、権利関係の調査や地権者アンケート、現地のインフラ状況の調査を行い、敷地の高低差などを考慮し、開発想定区域の絞り込みをおおむね終えております。現在想定区域内において、土地利用計画案の策定や概算事業費の算定作業を行っているところでございます。当初本年３月までに工業団地整備の是非

について判断し、その結果をお示しすることとしておりましたが、多額の経費を要する大規模事業となることから道路計画を含めた土地利用計画のパターンや、それに伴う事業の採算性の検討に時間を要していることから、期間を延長し、本年６月をめどに整理させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、地権者説明会において民間事業者への土地売買を控えていただくよう地権者へ要請していたところですが、その後民間事業者と売買が行われたとの情報はいただいておりません。

なお、地権者の皆様へのアンケート調査では、大半の方から町へ協力するというような御回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　周辺、関係地権者の同意といいますか、協力を取り付けるというのは非常に困難なことでもあろうかと思いますけれど、大半の方からは町へ協力するということでありますけど、大半というか、どれぐらいの割合ですかね、割合。

○議長（福島知雄議員）　商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん）　お答えします。

地権者アンケートの結果につきまして御報告させていただきます。

地権者のうち、企業や相続人不明等を除く方にアンケートのほうを送付させていただいております。そのうち、本事業に協力する、またはある程度協力すると回答された方が９割回答いただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　２番に入ります。有機フッ素化合物の検査、検出体制についてということで、これも同僚議員の質問に真摯な、そして適切な答弁があっておりますけれど、重ねてまた質問いたします。簡略な答弁でも結構でございます。

稼働を開始したＪＡＳＭ第１工場からの半導体製造過程で排出される不純物等の除去には有機フッ素化合物が使用されていると聞いております。町として把握してる現状はどのようなものかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　お答えします。

ＪＡＳＭ第１工場では、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは法的な規制もあり使用していませんが、法的な規制がかかっていないＰＦＢＳ、ＰＦＢＡ、ＰＦＰｅＳの３種類の有機フッ素化合物を使用していることについてＪＡＳＭの公表により把握しています。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　私も、このＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ等、かなりの数の有機フッ素化合物が

あるということでありますけれど、私はフッ素といいますと子ども、今大人も歯に塗っておりますけど、その辺の認識しかありませんでしたけれど、有機フッ素化合物となればこれは非常に自然界の中でも、それから体内に入った場合でも分解がされにくく、体の中、そして水や地中にも長期間残ると、これも言われております。ＰＦＡＳのうちの毒性が懸念されてるのは、ＰＦＯＳとＰＦＯＡということであります。繰り返しますけど、体内に多く取り込みますとがんなどを引き起こす可能性があり、政府としては2021年までに製造や輸入を全面禁止したということであります。そういうことではありますけれど、実際このＪＡＳＭの第１工場から排出される廃液、それから排煙、煙のほうはどうか分かりませんけど、特には廃液の中にこれが、その有害な毒性がある物質が含まれているんではないかというのがやっぱり一番町民にとっても住民にとっても県民にとっても懸念するところでありますけど、この点は政府がといいますか、法的な規制もあり使用してないということで信じ込んでいいんですかね。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　先ほど申しましたように、法定基準がある物質についてはもちろん町の立入検査等でも確認して基準内に収まっているというのは確認するんですけど、法にまだ規制がかかっていないということの物質についてが、やはりこれは町でそういう基準値、もう法で基準値があるわけですから町独自でそういう基準値を設けることはもちろんできません。そういった意味で、今規制がかかってる３種類の部分についても一遍に規制がかかったんじゃありません。ＰＦＯＳにつきましてが平成22年４月、ＰＦＯＡが令和３年10月、ＰＦＨｘＳが、こちらが令和６年２月に規制されております、製造、輸入がですね。今後こういった形で、もちろん今ＪＡＳＭが新たに発表しました物質、３物質についても、何らかそういった検知があって規制がかかるということになれば、これは国を挙げて、もちろん県も、そういったところも含めて今後の判断されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　ＪＡＳＭのお膝元でもあります菊陽町におきましても、国、県の情報が来る、その先取りというか、その前段階であってもこのような有機フッ素化合物等のいろんなリスク、害等についての情報というのは、しっかりと耳を立てて注意していただきたいと思っております。

次の質問に参ります。

毒性の強いＰＦＯＳ、ＰＦＯＡなどは、放置すると土壌中での分解に数百年を要すると言われております。このような中、ＪＡＳＭからの排出に対する有機フッ素化合物の検査、検出体制をどのように把握しているのかお答え願います。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　お答えします。

先ほどの繰り返しにはなりますが、現在町の立入検査は下水道法の法定基準に基づいて行っ

ており、有機フッ素化合物については行っておりません。そのような中、現在有機フッ素化合物は、国において最新の科学的知見に基づく専門家による検討が進められています。町としては、今後の国の検討状況を注視の上、熊本県と連携し、必要な検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　県と連携して必要な検討を行うということでありますけれど、どのような検討をされるのかというのを分かっていたらお答え願います。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　それが先ほど、まず専門家、国の検討状況を注視しというところになるんですけど、こちらのほうが国のほうのそういった有識者の会が今検討を進めている段階でありますので、その状況を踏まえて県と連携し、進めてまいるということで、今はっきりどういった検討をということはお答えできない状況であります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　熊本県は、発生後70年を過ぎましたかね、水俣病であります。水俣病という象徴的な公害による人命を脅かすような、そして熊本の有明海地域、水俣を中心とした有明地域、そしてまた陸地のほうにも有明海で取れた魚等が運ばれて、その地域でも水俣病が発生しております。このような経験をしております熊本県でありますから、とりわけ今回のＴＳＭＣ進出に伴う水質汚染等につきましては十分な配慮をもって水の安全、地下水の安全を守るという観点から県も進めていくと思いますけれど、町として条例がありますよね。廃棄物の処理それから清掃に関する条例という、その義務規定の中に廃棄物の適正処理、それから生活環境の保全をすると、町は、そういうのがありますけれど、こういったところでの町としての取組というのはどのように考えておられますか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

本町が飲料水として使用しております大津菊陽水道企業団の配水池は、町内に６か所あり、平成６年度に全ての配水池で、申し訳ございません。

○１１番（布田　悟議員）　まだ２番目ですね。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　申し訳ございません。

○議長（福島知雄議員）　下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん）　今町でそういった基準を設けるというのが、法に基づくというのがまず、条例を制定する場合には法の範囲内でというところもございます。そういった意味で国のほうの検討をということで注視する中で、先ほど法の部分で町の総合戦略検討専門家会議、こういったのが国のほうで、さっき有識者で会議を開いてるというようなのがこういった中で、もちろん地下水とか河川、海、これに関しては町だけの問題ではございません。こちら

のほうは、ですから県のほうで環境モニタリングとか、そういったことをやって検知、いろいろ計算した結果を基にこういった内容を国に上げて、こういう今後の取組の中に反映させていただくという意味も込めて県のほうでは環境モニタリングなどを実施して検討しておりますんで、そういったところを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　県の条例の中にもあると思います。熊本県の地下水保全条例、これ、ありますよね。この改正というのを、今民間組織の中でも改正に向けての署名活動等もされてるようでありますけれど、これは宝の地下水の枯渇と汚染から守るためにということでありますけれど、この辺の地下水保全条例、県の、改正という点については町のほうは何か把握しておられますでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん）　お答えします。

ただいまの地下水保全条例なんですけども、私どもで今把握しておりますのが、熊本地域地下水総合保全管理計画というのがございます。こちらの計画が平成21年から平成36年度、令和６年度までの計画になっております。こちらのほうを見直すということで、今県のほうを主にしまして、町のほうも参加しまして、今現在計画のほうの策定に向けて取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　質問要旨の３番に入ります。

町内における地下水に対する有機フッ素化合物等の含有検査状況等はどうでありましょうか。

○議長（福島知雄議員）　住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん）　御質問にお答えします。

本町が飲料水として使用しております大津菊陽水道企業団の配水池は、町内に６か所あり、平成６年度に全ての配水池で代表的なフッ素化合物であるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの含有検査を実施されており、いずれの配水池の数値も４ナノグラム未満で国が定める暫定目標値の50ナノグラムを大きく下回っておりました。また、直近では、令和５年７月に熊本県がおおきく土地改良区の農業井戸１か所の調査を実施されており、そこでも目標値の超過は確認されておりません。

さらに、県では、新たな半導体工場の稼働前と稼働後の環境の変化を把握するため、モニタリング委員会を設置され、令和５年８月から半導体関連企業周辺地域の河川、海域、地下水及び大気において、水質汚濁防止法や大気汚染防止法等で規定されている規制物質調査に加え、規制外物質の環境モニタリングを実施されております。モニタリングの内容としましては、工

場稼働前後で環境に明確な変化がないか、ほかの一般環境中の濃度と差異がないか、その原因が工場に由来するのか、また健康リスクがある物質なのか、原因と推定される工場の排水、排ガス調査等の追加調査が必要かなど、４月初旬に検査結果の公表を予定されております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　全国的にもそうでありますけど、熊本県におきましても、この井戸とか浄水池、まず水道の源となってる水源におきまして有機フッ素化合物が検出されたという事例が、これは一般に報道されております。そうなってくると、その地下水は特に飲めないということになります。熊本は、水道をひねって蛇口に口をつけて飲めると、そういう希有な地下水を利用できる地域でもあります。私を含めまして、菊陽町議会から４名大津菊陽水道企業団に一部事務組合の議員として参画しております。昨年その企業団の議員視察ということで岐阜県の各務原市の水道局を訪問いたしました。各務原市には航空自衛隊の基地があります。この有機フッ素化合物の発生源であると言われておりますのが消火剤に含まれるフッ素の化合物というふうに言われております。航空基地でありますので、航空機の事故、火災等があった場合にはその消火剤をもって消火に当たると、全国そういった訓練をしておりますので、その消火剤をまくということでそれが排水と一緒に流れ、上水道の中にもそれが含まれて一般市民の口に入るということで、今全国のこういった、特に今航空機基地、それから廃棄物処理場等の周辺ですね、周辺の水質調査をやっております。私、このときに各務原市の水道局で感じたんですけれど、そこは水源地から水を持ってきて、そして配管で持ってきて、そこで浄水してそれを市民に配管して配水するというところでありました。そのままでは飲めないわけですね。じゃあ、どうしてその処理をしているかというと、これも見せていただきました。活性炭素、炭素というのはいろんな臭いとか不純物を吸収する、そういう作用がありますので、その活性炭素を利用してその有機フッ素化合物が含まれている地下水を流して、それをある程度きれいに浄化して、それを飲み水として配水するというような仕組みであります。どれぐらいですかね、１メーター四方ぐらいののぞき窓からその活性炭素の棚が、蚕棚というと分かりますでしょうか、蚕棚っていって蚕さんをこうやって、それをずっと敷き詰めてあるんですね、何重にも、10列ぐらい。水を上から、生の水を落とすわけです。ぽたぽたぽたぽたぽたって一番下に行ったのが割と安心して飲めるということで、それを市民に配給すると、そういった仕組み。あれを見て、これは宝どころじゃないというか、まさしくこの水の一滴がこれまで手間もかけて経費もかけて市民の口に入るような処理をしているということで、ますますこれは、熊本は特にそうでありますので、地下水を本当に大事にして、そういった処理をしなくても飲めるような体制、それからいろんな情報も取り組んでいただきたいというふうに感じた次第であります。私と行ったほかの３人の同僚議員も、そのように確かに感じておられると思います。

最後の項目に移ります。

消防団と地区消防組織の連携についてということでありますけれど、私が居住しております

三里木区におきまして、あれは今年だったですかね、家屋の火事がありまして、居住者が１人亡くなられました。そこは、その方も私も狭い地域なんですけど知らない方で、そこに住んでる方たちもあまり面識がないということで、家の中はごみ屋敷同然だったというふうに聞いております。自分は、庭に置いてる軽自動車の中で寝起きしていたということであります。失火だろうと思いますけれど、そのときは風もなく、周辺とはかなり隣接しているんですけど、延焼もなく１軒だけの消失で済んだということでありますけれど。菊陽町におきましては三里木とか三里木北区等が主なところでありますが、新成区もそうでありますけど、住宅密集地での火災の場合、出動した消防団とその地域の消防組織の連携というものが必要になってくると思いますけど、そのような組織がないとスムーズな消火活動がされないというふうに思います。現在の町でのそういった状況、消防団と地域での消防組織の連携につきまして現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

住宅密集地に限らず、火災対応においては、消防団と地域の自衛消防組織や自主防災組織をはじめとした地域住民との連携が不可欠でございます。円滑な消火活動には、地域住民の協力も重要であると認識をしております。現在区自治会によっては、消防団と地域住民が合同で消火訓練を実施したり消防署に訓練を依頼して実施したりするなど、地域ぐるみの防災活動が進められています。また、町が開催する防災フェスタにおいても、消防署員や消防団員の指導の下、水消火器を使用した消火体験を行うブースを設けるなど、住民の防災意識向上に向けた啓発活動も行っております。こうした取組により、地域全体の防災力強化につながっていると考えております。実際に建物火災などが発生した際には消防署員や消防団員が消火活動を行いますが、自衛消防組織や自主防災組織をはじめとする地域住民の皆さんに初期消火活動や住民の避難誘導などの協力をいただくことにより、よりスムーズな消火活動が可能になると思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　三里木区におきましても、自衛消防団というのがあります。私も70歳まで入っておりました、体力の限界を感じたわけではありませんけれど、勇退をしておりますけれど。そのような中で、地域における自衛消防組織等がそこに充実しておれば、初期活動というのはもちろんでありますけれど、いざ火災が発生したというときの住民の避難誘導、それから消防が来たときの道路の状況の説明とか早い初期消火に向けての活動の支援ができると思います。そういった中で、どこでもそうかもしれませんけれど、地区消防組織におきましてはその初期消火、消防団誘導に当たる人員が不足しているというふうに感じております。その地域で生活されてる、特に地域におられる主婦の方とか、地域ボランティア等もされておりますし、その地域のことを一番理解されておりますので、そのような方が、女性ではありますけれ

ど、一番頼りになる私は消防組織の一員になれると思っておりますけれど、そのような現状の中で自治消防の担い手として私は必要であると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（板楠健次さん）　お答えをいたします。

自衛消防組織や自主防災組織への住民の加入状況は、区自治会によって差があり、議員御指摘のように、加入者が不足している組織もあると認識しております。また、地域女性の会やボランティア活動に参加されている方々のみならず、地域住民の皆さんは日頃から住民同士のつながりが深く、議員も申されたとおり、地域の地理にも詳しいため、火災等が発生した際には住民の避難誘導、消防車両の誘導など円滑な消火活動につながる協力が期待されます。こうした地域の防災力をさらに強化するため、区自治会においても女性の方を含め、地域住民の皆さんが自衛消防組織や自主防災組織へ積極的に加入していただくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　火災等に限らず地域の防犯の面でも、ふだんからこういった自衛消防組織があるということは、地域の人たちも安心してふだんの生活を送れますし、昨今のような都市部での、安易に、凶悪犯罪が横行しております。押し込み強盗とか、場合によっては人の命まで取っても構わないというような世間を全く知らない、罪の意識も全くないような若者によった犯罪も行われております。そういった現状でもありますから地域の見守り隊としても、常駐しておれば犯罪抑止にもなると思いますので、町のほうからも、自治会におきましてまずは手を挙げて自主的にこういった組織をつくるというのが一番であろうかと思いますけれど、町といたしましてもそのような推進に向けてのアドバイスとか後押しをしていただきたいと要望いたしまして、この質問を終わります。

最後になりますけれど、今日の質問は、今策定中であります第７期菊陽町総合計画、この中におきましてもいわゆる住民の生活の安全・安心ということが一番であります。

○議長（福島知雄議員）　布田議員、(3)番は割愛ですか。

○１１番（布田　悟議員）　これですね、これですね、要望じゃなくて設立要請等できないか。

○議長（福島知雄議員）　要望ですね。

○１１番（布田　悟議員）　はい、もう要望でいいです。

○議長（福島知雄議員）　要望でいいですね。

○１１番（布田　悟議員）　はい、要望です。要望にします。

最後の最後になりましたけれど、菊陽町がＴＳＭＣの進出ということで、道路行政の面からも、それから環境保全の面からも、いろんな面で菊陽町というのは大変な時期に来ていると思います。吉本町長もそうでありますし、副町長もそうでありますけど、今、日本で一番忙しい、教育長もそうでありますけど、トリオでこの行政に当たってると思っております。とりわ

け小牧副町長は、熊本県の中枢、幹部でおられた方ですので、その辺のいろんな県とのパイプ役、そして要望等、県の調整等、持ってくるにはやっぱり最適な方だと、就任後この一般質問等を通じて感じております。今後とも小牧副町長、吉本町長のリーダーシップに頼るばかりではなく、我々議員といたしましても地域住民、町民の安全で安心できる生活に貢献、寄与できますよう取り組んでいきたいと思っておりますので、今日はこのような形で質問いたしましたけれど、執行部におきましても、議会と執行部は車の両輪であると言われておりますので、うまく歩調を合わせながら進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　布田悟議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午後１時54分

再開　午後２時４分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政議員。

○１５番（上田茂政議員）　皆さんこんにちは。今日は私、朝４時に起きたんですけども、なかなかまとまり切れずにホチキスで自席で何回もぱちぱちぱちぱちやってました。最後ということは身の締まって、今か今かって、やっぱり最初にしたほうがいいかなと今日思いました。それで、今回、失礼しました、議席番号15番の上田茂政です。

それから、国会のほうでも115兆2,000億円の予算が一部修正しながらできたということについては、各都道府県にいち早くお金が回ることを本当にうれしく思っております。今回の質問は、予算についてですけども、７年度のですね、そしてあとは私の地元のなかよし園の建設についてでございます。私も、今日は最後の質問になりますので、できるだけ町長のほうに質問をしたいと、答えてもらいたいと思いますので、その辺のところをよろしくお願いします。そしてまた、必要であれば副町長までは許しますので、ちょっと言い方が悪かったですけども、そういうふうにですね。私は、皆さん御承知のとおり、言葉がなかなか皆さん方と同じような言葉は使いきらんかもしれませんが、その辺のところは御理解をいただきますようよろしくお願いします。私が言うときは下を向いとってよかですから。

あとは、自席で質問に移りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　それでは、早速ですけども、税収の見込みの変動についてお尋ねをしたいと思います。

先日予算案の上程で説明されましたし、26日の熊日新聞などでも報道されております。７年度より本町は不交付団体になる見込みで町税前年度比約16億円増、固定資産税14億円増という

ことで、ＴＳＭＣの効果は大きいと思います。今後法人町民税を含めてさらなる増収を見込めると思いますが、７年度以降をどう見込まれておるか町長にお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　まず、令和７年度当初予算に計上しました町税額は、あくまで見込みであるため、令和７年度中においても町税予算の増減はあると考えているところでございます。したがいまして、令和８年度以降の税収予測につきましても、それを見込むことは難しい状況でございます。このような流動的な状況であることから、７年以降の税収見込みの変動につきましては、令和６年度の決算及び令和７年度の課税状況なども精査した上で、めどではございますが、令和７年６月をめどに策定する中期財政計画においてお示ししたいと考えてるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　不交付団体はいいことばかりではありませんが、不交付団体ということは、いいことばかりということは聞いたことありますが、コロナ禍の中で国からの交付金、また財政力指数によって算出、また自治体とも比べても少しは、少ない交付でした。現在の不交付団体の自治体から国に対して要望をされています。例えば静岡県の４市町では、新たな行政課題などの発生により交付団体と同じく財政需要が増大するにもかかわらず、国は財源を普通交付税措置とするため必要な財政支援が受けられていない、財源の調整は普通交付税で行われているにもかかわらず、特別交付税が暫定において普通交付税の財源超過額が減額することや、さらに国庫補助金などにおいて財政力指数に基づいて補助率の割り落としや、かさ上げが制限することは不合理な取扱いであるなど、これから改善を求めています。本町においても、今後は人口増による負担、区画整理などの道路整備など、本来ならその分の交付税措置がなされますが、財政状況によってはなされません。不交付団体移行による不利な課題はどのように考えるかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　少し専門的になりますけれども、普通交付税の不交付団体となったといたしましても、道路整備など、基準財政需要額にはしっかり加算されます。しかし、その金額を税収等の収入が上回るため、結果として不交付団体となるものでございます。繰り返しになりますけど、そういった道路整備であったり事業部分というのは基準財政需要額に含まれると、ただ結果としてそれを基準財政収入額が上回るので不交付団体ということになりますので、これは地方財政制度上ということで、ちょっと難しい言葉になりますが、地方財政制度上はデメリットなどは考えておりません。しかしながら、国が新たに事業を実施する場合などの財源措置として、普通交付税を措置するというような制度がございます。そういったときのために私どもは財政調整基金の残高を増やすなど準備をしていくと、そういった対応は必要になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　現在の財政力指数は、令和４年からですけども、0.96、５年度が、0.94と、これは総務省のホームページに載ってましたのですが、本町では常に0.9前後であり、この程度では先ほど指摘したとおりに課題が多いと思いますが、今後ＪＡＳＭ第２工場建設、関連企業の誘致などにより将来は財政力指数が２から2.5以上を目指して町民に還元していくべきだと考えますが、どのような予測をされているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　議員の御質問にもございましたけれども、今後の税収の増加に伴いまして財政力指数は上がっていくものと考えております。税収の予測と併せて基準財政需要額の予測も立てる必要がございますので、今後の財政力指数の見通しは現段階では正直難しいところがあろうかと思ってます。しかしながら、今後も企業誘致などを進めまして、さらなる税収増を図り、先日の質問でお答えしたように、町民の福祉の向上、そして将来の投資あたりに充当できるようにしっかり頑張っていきたいと思っております。

少しだけ私のほうで持論を申し上げますと、今の状況がどういう状況かというと、基準財政の需要額と収入額が並んでいるような状況という形になります。そうなりますと、国からの仕送りと言われる普通交付税がないという状況でございます。普通の自治体は、需要額に対して収入が、大体税収が例えば３割とか、よく三割自治とかというのはそういうことで７割が交付税で賄っているということでございます。まさに１対１であれば、これは逆に言うと不幸な団体ということになろうかと思います。いかにやはりこの収入を上げることによってこの隙間を増やすかというのが大事なってくると思います。そういうところからまさに、今上田議員が言われましたように、財政力指数２や2.5を目指せというのは、私はこれは意味がある御意見だと思っております。ただ、全国を見ますと、今財政力の指数のトップは1.94になります。そこの町がどういうところかというと、ちょっと私のほうも調べさせていただきました。愛知県の飛島村というところでございます。ここは、人口が約5,000人を切っている町でございます。こういった少ないところは、ある程度財政力指数が高くなる基調がございます。うちの場合は４万4,000規模というところでございますので、1.94までは行きませんけど、先ほど申し上げましたように、できるだけ需要額を超える収入額をできるだけ増やすという取組はしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　それでは、２番目の新規事業予算の内容についてをお尋ねしますが、吉本町長になりアーバンスポーツの施設や区画整理事業など新規大型事業を進めています。町長の提案の政策を含まれていると思いますが、７年度予算にどのような新規事業をどれくらい予算を計上しているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　令和７年度の新規事業の予算の質問でございます。少し長くなるかと思いますが、それと施政方針でも説明をした部分があるかと思いますが、御質問にお答えをさせていただきます。

令和７年度一般会計当初予算の総額は206億1,164万1,000円となり、当初予算の規模としては初めて200億円を超え、過去最高の予算額となりました。また、令和７年度においては、先ほどの質問で答弁をしたとおり、企業の進出により税収の大幅な増加を見込んでおり、菊陽町としては初めて普通交付税の不交付団体となるものと見込んでおります。

それでは、令和７年度一般会計当初予算における主な予算の内容について答弁をいたします。

令和７年度の予算を編成するに当たりましては、予算編成方針において４つの重点施策を掲げております。また、予算のシーリングを設け、町民サービスの向上に必要な予算を確保するように努めたところでもございます。

それでは、４つの重点施策に沿って主な予算の内容を説明させていただきます。

まず、１つ目が成長し続ける町に向けた施策です。ここでは、政策提言に係る事業や交通渋滞対策及び保育施設、教育施設等の受入れ体制の確保、町のさらなる発展に向けた施策に取り組むとしております。

初めに、政策提言に係る事業でございます。

まず、学校給食費、学校給食及び保育所、幼稚園副食費の無償化です。令和６年度は月額2,000円の助成を行ってきたところでございますが、令和７年度に完全無償化とするため、これらの予算を３億5,900万円計上をしています。

次に、久保田台地まちづくり構想の策定業務でございます。これは、均衡ある町の発展の実現のため開発構想などを策定するもので、予算を1,000万円計上をしております。そのほか紙おむつなどの介護用品の購入に対して行います家族介護用品助成事業について対象者をさらに拡大するための予算、地区公民館へ災害用ポータブル蓄電池を２か年で配置する予算、国際交流協会の設立に向けた予算、巡回バス、乗合タクシーの見直しに係る予算などを計上をしております。政策提言として掲げた事業について、着実に実現をしております。

次に、交通渋滞対策になりますが、特に道路整備においては、国、県と連携しながら進めており、令和７年度に予定をしていた事業を令和６年度に前倒しで国の補正予算で採択されるなど異次元のスピードと規模で整備が進んでおります。詳しくは、次の質問の際に答弁をさせていただきます。

次に、保育施設、教育施設についてでございますが、保育施設では老朽化したなかよし保育園の建て替えに向けた設計業務、学校施設では、計画的に実施をしております武蔵ヶ丘北小学校の大規模改修、長寿命化、今後教室不足が見込まれる北小や菊陽中の校舎増築に係る予算、教育環境の改善として小学校照明のＬＥＤ化や武蔵ヶ丘中学校体育館の空調設備の整備と併せ

た断熱改修工事など５億7,100万円計上し、保育所や学校の受入れ体制や良好な教育環境の整備を進めていきます。

次に、町の将来像を見据えたまちづくりとしては、令和８年度の事業開始に向けて進めている（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業に係る予算、にぎわい、知の集積、職住近接エリアの実現に向けた将来ビジョン具体化検討業務、ＪＲ新駅の整備などで２億4,800万円を計上し、今後町が成長し続けるよう計画的に実施をしていきます。

２つ目が町民の生活を豊かにする施策です。ここでは、高齢者支援や多文化共生に係る事業、町民の生涯学習の推進に寄与する事業に取り組むこととしております。

初めに、高齢者が健康で充実した生活を送るための施策として、これまでの敬老会開催補助を高齢者を中心とした多世代交流のイベントにも活用できるように対象の範囲を拡大していきます。これに併せて、70歳以上の高齢者について、９月の老人週間に無料で「さんふれあ」の温泉に入浴できる日を２回設ける予定としております。また、ＴＳＭＣ財団や熊本大学と連携して実施する健康長寿プロジェクト事業など1,200万円を計上しています。今後も様々な高齢者支援を展開していきたいと考えているところです。

次に、生涯学習の推進として、町民の皆様の生涯学習の拠点となっている町民センターについて、令和７年度は東部町民センターの改修に係る設計業務、西部町民センターの改修工事に２億5,000万円計上し、町民の生涯学習の推進を図っていきます。

また、スポーツの推進及び新たな観光、にぎわいの拠点として、西日本最大級となるアーバンスポーツ施設や多目的グラウンドの整備を進めているところですが、令和８年４月の開設に向けたイベント開催に3,000万円計上し、新しい施設が町の新たな観光、にぎわいの拠点となるよう県とも連携しながら展開をしていきます。

そのほか、令和７年度が合併70周年の年度となりますので、合併70周年の記念事業及び各種イベントと連携をした事業などを進めていく予定としております。第１弾といたしまして、令和６年度の事業になりますが、「ＮＨＫのど自慢」を合併70周年記念事業として開催をいたします。合併70周年が町として盛り上がっていくよう進めていきたいと考えております。

３つ目が町民の安全・安心に対する施策になります。ここでは、防災機能の強化など、町民の安全・安心につながる施策に取り組むこととしております。

初めに、地域防災力の強化として、指定避難所となっております各学校に防災倉庫を設置します。令和７年度については、各学校の整備計画を見ながら、設置に支障のない学校から設置をしていきます。ほかにも、防災無線戸別受信機について、希望する高齢者世帯への無償貸与や災害時における罹災証明書の発行等を迅速に対応するためのシステム導入を進めていきます。消防団活動に対しては、活動に必要な装備として消防団作業服を令和８年度まで全団員に配付する予定でしたが、１年前倒しで令和７年度に全団員へ配付をいたします。また、全団員へ消防団活動用のＴシャツを新たに配付します。これらの予算として１億400万円計上をしています。

そのほか、地下水涵養機能と併せ、新町で受益地の浸水被害防止として新町井手沿いに調整池用地を購入するための予算として5,000万円を計上をしております。

これらのように、町民の安全・安心につながるような施策もしっかりと強化をしてまいります。

４つ目が町民サービスの向上や業務の効率化に向けた施策です。ここでは、行政事務のデジタル化などによる町民サービスの向上や行政事務の効率化、地域の生活環境の改善などに取り組むこととしております。

初めに、アナログ規制の点検、見直しでございますが、町の事務に関してアナログ規制の洗い出しを行い、必要に応じて見直しを行うことにより町民の利便性向上を図るとともに、母子手帳アプリの導入や入札参加資格申請システムの導入を進め、町民、事務所の利便性向上を図っていきます。

次に、町民サービスの向上として、令和７年度から帯状疱疹ワクチンの接種助成を開始をいたします。また、各種証明書のコンビニ交付に係る手数料を10円とし、期間限定ではございますが、発行手数料の負担軽減を図ります。期間終了後においても、手数料を現在の手数料から100円減額する予定としております。今後も、町民サービスの向上につながる事業等は積極的に実施していきたいと考えております。

次に、生活環境の改善としまして、地区から要望の多い道路の維持管理関係や公園の維持管理関係の予算を昨年度比150％と約5,000万円増加をし、これまでよりもさらに地域の皆様の要望等に対応をしていきたいと考えております。今後も、地域の状況や要望等に対して町ができることはしっかり取り組んでいきます。

また、前年度より実施をしております中代団地の改修やこれまで計画的に整備をしております第２土地区画整理地内の公園について、令和７年度は第４街区公園の整備を行います。これらの予算として３億700万円計上し、町民の生活環境の向上や改善を図ってまいります。

以上、令和７年度一般会計当初予算における主な新規事業などを説明してまいりましたが、このほかにも様々な新規拡充事業を計上をしております。現在菊陽町は、大きな環境変化の中にあり、非常に多くの事業が急速に進んでおり、町の状況も急激に変化を遂げている状況でございます。町としましては、この動きをしっかりと注視し、これからの菊陽町がさらに発展していくよう慎重に、そして時には大胆に施策を進めていきたいと考えているところでもございます。この流れが確実に町の発展につながるよう、議員の皆様にも御協力をいただきながら町政運営を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　長々と、20分ぐらいかかったじゃなかですか。

それでは、ありがとうございました。次に、また私、昨年の12月の議会の中で駐車場の確保の観点からアーバン施設の土地の拡張をすべきじゃないかと私は要望したと思いますが、その

件について来年度の予算に反映されているかお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　確かに12月に質問をいただいております。駐車場の確保の観点からもう少し土地の拡張を考えたらどうかという質問だったと思います。その際、私のほうでお答えしたのが、町長が掲げる総合運動公園化の実現のためにも土地の拡張について前向きに検討する旨を確かに回答させていただいております。そのため、令和７年度の当初予算におきましては、不動産の鑑定費であったり総合スポーツ施設整備基金への積立てに１億100万円計上しているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　今後は公共施設の更新などに費用が多くなりますが、先日も埼玉県八潮市におきまして大きな事故がありましたが、そこで、新規の事業も必要ではありますが、またインフラ整備のほうも必要です。これには多くの予算が必要ですが、例えば財政力指数が２近くなったとしても不交付団体になったとしても、財政運営がうまくいかない場合には深刻な課題が生じることがあります。例えばある自治体では、財政的豊かさに過信し、過度な公共事業を推進し、結果として財政負担が増大しました。この自治体は、その後財政再建に向けて厳しい措置を取ることを余儀なくされました。菊陽町は私が今言ってるようなことにはならないと思いますが、これは十分注視しながらやっていただきたいと思います。

また、地域によっては、行政需要と実際の財政力が乖離している場合もあります。このようなケースには、財政的に豊かに見えるものの、実際のニーズに対して適切な施策が打てず、行政サービスの低下や住民の不満が高まることもあります。例えば財政力指数が２から2.5になったとしても、常にプライマリーバランスを取りながら、そしてまた論点整理をしながら健全な運営をされるよう要望いたします。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　それでは、３のほうに移ります。(3)です。

（「(2)」の声あり）

あっ、(2)か。

○議長（福島知雄議員）　(2)。

○１５番（上田茂政議員）　ああ、渋滞、すいません。渋滞ですね、(2)で。こうやってよく見て間違えることが多々ありますので。

それでは、渋滞対策に関する課題への対策、お尋ねしたいんですが、私が聞く皆さんの声には渋滞をどうにかしてほしいとが一番です。町民にとって、不交付団体とか財政が豊かとかは関係ありません。企業を誘致し、税収が増えても、町民生活に支障があっては本末転倒です。いろいろな事業より先にこの課題解決が一番だと思いますが、対策、予算についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　それでは、交通渋滞について御説明いたします。

これについては、町民の皆さん方、また議会でも多くの御質問もあるなど関心も多いことですので、少し丁寧に私のほうで御説明させていただきたいと思います。

交通渋滞につきましては、町としても最重要課題と捉えておりまして、国、県、近隣自治体、企業などの関係者と連携しながら、ハードとソフトの両面から対策を進めております。まずは、初めにハード面の対策について御説明いたします。

画面を御覧いただきたいと思います。

町では、人口増加や企業進出、商業施設の出店などにより、従来から交通渋滞が課題としてあったところでございます。そのため、ＪＡＳＭ進出前から県と連携いたしまして、菊陽空港線延伸道路の整備を進めてたところでございます。逆に言うと、ＪＡＳＭが来る前は、この菊陽空港線だけを整備していたということでございます。しかし、国から県に交付されます社会資本整備総合交付金が県全体に配分される中での対応でございましたので、予算に限りがあり、事業促進に大きな課題がありました。これ、私も県におりましたけれども、社会資本整備交付金を例えば天草、阿蘇、八代、球磨、その中で菊池という形で配分すると、その限られたものでやっていたのでいつできるか分からないと、どれだけ来るか分からない中で不安定な状況になったということでございます。そのような中で、ＪＡＳＭの進出によりましてより交通渋滞の深刻化が懸念されることから、これは令和５年６月でございますが、町は福島議長及び中村県議の同席の下、合志市と連名で県に交通渋滞対策の強化を要望したところでございます。その後、県から国に半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備への財政支援を要望いたしまして、また首相官邸で行われました国内投資拡大のための官民連携フォーラムで蒲島前知事が財政支援の要望に関するプレゼンを行ったものでございます。そして、その結果、国家プロジェクトである半導体などの生産拠点の整備に伴い必要となるインフラ整備を支援するための地域産業構造転換インフラ整備交付金が新たに創設されまして、御承知のとおり、町はこの交付金の対象地域になったところでございます。これによりまして、先ほど述べました社会資本整備総合交付金とは別枠で財源が確保され、いつできるか分からなかった菊陽空港線は令和８年度、新たに取り組む大津植木線の多車線化や合志インターアクセス線は令和10年度完成見込みとなるなど、これまでの常識では考えられない、これがよく言います異次元の規模とスピードで道路ネットワークの整備が進んでいるところでございます。まさにＪＡＳＭ進出によりまして交通渋滞対策が国策化し、大きく加速しているというところでございます。

令和７年度の転換インフラ整備交付金は、先日報道されましたが、熊本県に対して全体で約51億円、うち道路整備に46億円が配分されたところでございます。交通渋滞の緩和に向け、引き続き県とも連携しながら、道路ネットワークの整備に進めてまいりたいと思っております。

また、短期的な施策ではございますが、これも県の取組ですが、令和７年度から令和９年度にかけて、新聞報道にありましたとおり、町内の主要交差点７か所で交差点改良事業を進める

ところとしております。対象は、光の森地区の中央部を通過している県道住吉熊本線の４か所の交差点、光の森地区の東部を通過している県道辛川鹿本線と町道中迎原線との交差点、国道443号の曲手交差点及び空港入り口交差点になります。さらに、新たな道路整備だけではなくて、先ほど町長のほうも答弁いただきましたけども、住民の皆さんにとって大切な生活道路もしっかりと守っていく必要がございます。そのため、各地区からの要望への対応や老朽化した舗装の打ち換えなど道路維持補修に係る予算について、当初予算では前年度比で約150％の予算を計上しております。

次に、ソフト面での対策についてです。

画面を御覧ください。

ソフト対策の柱でございますセミコン通勤バスについて、平成27年度の運行開始当初は１日90人程度の利用でした。これ、実は私、担当をしておりまして、最初90人ということで、これはどうなることかと思ったことを覚えております。現在は、１日1,500人程度の方が利用されております。これは往復の利用数ですので、その半分の750人が通勤にバスを利用していることになります。セミコン周辺企業の従業員が１万5,000人と仮定すると、約５％の方々がバスを利用していることになり、自家用車以外の通勤手段として大きな役割を果たしてるということは現在でも言えます。一般的に車が10％減少すれば渋滞が半減すると言われていますので、セミコン通勤バスの利用者を現在の約５％から10％に倍増させるとさらに大きな効果が出てまいります。引き続きＪＲに対しましては、県と連携いたしまして豊肥本線の輸送力強化を要望するとともに、企業の方々とも連携し、バスの利用者を増やす取組を進めていきたいと考えております。

また、セミコン周辺企業では、時差出勤や完全フレックスタイム制度など通勤時間を分散させる取組も進められております。一例として、東京エレクトロンでは、１日約4,000人の方々が時差出勤を実施されております。さらに、セミコン周辺企業で構成しますセミコンテクノパーク協議会では、従来から国道や県道などの主要道路を通勤推奨ルートとする取組を進めてこられましたが、今年１月から新たに菊陽北小学校周辺の通学路を通行禁止とし、通り抜け禁止エリアを設けるなど取組を拡充されております。これは県警の取組になりますが、加えまして町民の方々から要望が多かった馬場地区における一方通行の交通規制についてでございますが、一般的には２年から３年程度要するところを警察の御努力によりまして１年という短い期間で調整を行いまして、昨年11月から一方通行が開始されているところでございます。生活道路の通り抜けについては、まだまだな道半ばということでございますので、具体的なルートや目的地などまだ不明確な部分も多く、引き続きその通り抜けの車の調査等も行いながら対策を強化していきたいというふうに考えております。

また、従来から実施している通学路合同点検につきましては、学校関係者、道路管理者、交通管理者から成る通学路安全対策会議を昨年度から設置し、課題や対策の進捗状況を共有するなど関係機関とのさらなる連携強化を図っているところでございます。合同点検において対策

が必要になった箇所については、補正予算でも予算を計上し、速やかに対応しているところであり、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

このように、町としても交通渋滞は最重要課題として、国、県、近隣自治体、企業などの関係者と連携しながら、ハードとソフトの両面から対策を進めていきます。渋滞対策に終わりはないと考えております。引き続き関係者と一体となって全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　しっかりと取り組む姿勢を示すことと提示できる計画は常に公開し、町民との情報を共有し、一緒に課題に取り組んでいくよう強く要請をいたします。

それでは、２のなかよし園の建て替えについて、(1)でお願いしますが、私のほうには、保育園を利用する保護者や地域から、建て替えに伴って敷地面積の拡張を希望されています。今後地域から陳情書が出たならば町としては前向きに検討してほしいと思いますが、町長にお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん）　現在のなかよし園の建て替え場所等の検討状況を御説明いたしますと、これについては昨年12月の上田議員の一般質問でも答弁させていただいております。現地建て替えの方針で既に検討しております。現在新園舎の整備に係る基本設計業務の費用について、令和７年度の当初予算に提案させていただいております。今後の建て替えに係る方針としましては、令和２年３月に策定しました菊陽町保育所整備方針に定めております整備に必要な諸室の構成と規模を基準とし、定員50名の園舎と併せて送迎用及び職員駐車場を設ける予定です。

ただ、この後でございますが、上田議員のほうから地元の強い要望ということでございますが、今のとこ私どもの元に拡張を希望されている声が今のとこ届いてないというところでございます。そういうことから、現在の計画では、土地の有効活用を図るため、新園舎は２階建てとすることで駐車スペースについても現敷地内で確保できる見込みでありますので、現在のところは敷地面積の拡張は考えておりません。ただし、議員がおっしゃられる地域から陳情書などが出された場合、その内容をしっかり精査させていただきまして、また土地の拡張には地権者の協力も必要になりますので、そういう地権者の協力も得られるということであれば、今後基本設計に取り組んでいく中で拡張する案についてもしっかりと検討させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　上田議員。

○１５番（上田茂政議員）　前向きな答えをいただいたことですが、陳情書につきましては上中代、出分、中代、川久保、津留、大堀木、それに東部町民センターの運営委員さんの皆さん方の人たちが、私も約40年前頃からなかよし園に、親子３代で運動会をしたことがあります。そ

の中で、やはり皆さんあの40年頃から狭いなと。というのは、皆さん知っておられますけども、あれは同和対策事業の一環で建設されたんです。ですから、欲を言うなら、もうちょっと広く取っておられれば、この建て替えについての敷地面積についても、今回はなかったんですけども、地域の方々が、行政の方はいろいろその問題のところの視点を言われましたけれども、今私が言った集落の方々たちはそういうふうに今現在でも思っておられます。そしてまた、集落内開発で、中代もあと２年ぐらいしますと60戸できます。今30戸ぐらいできます。そして、川久保も結構、二、三十戸、50戸今後増えるんじゃない。もう今現在建設したり、いろんなことがあります。それから、集落内開発で結構定員オーバーになるような子育ての方々の建設が進んでいるということでございます。ですから、私も、そのまま置いとってもいいけども、建てた後にああ、しもたなって、２人の議員が地元におっておまえたちはこんぐらいのこつかって言われるのが関の山だと思います。ですから、私、西本議員が、どちらがこれを段取りしてもよかったんですけど、たまたま私のほうから言わせてもらったんですけども、何でも、私が今一般質問しているんですけども、ああ、終わってからもうちょっとこがん言うとこだった、こがん言いたかったってことを必ず後悔するわけです。それと同じで建った後にああ、しもうたって、もうちょっと広げとったらよかったってぎゃんしとったがよかったって、必ず出てくるんですよ。ですから、あえてこれは西本議員と相談しながら、町長の思いというか、今副町長が言われましたので、何とか首がつながったかなというふうに思いますので、しっかりと陳情書を出していきたいと思っております。

それでは、(2)の保育士についてですが、そこも、距離は少しあるんですけども、駐車場が、あれ、公民館は町の公民館敷地ですけども、距離的には100メーターぐらいあるかなと、だけども少し、ＬＥＤで間間にあるんですけども、少し暗い部分があるし、内容的には少し無理をしやせんかなと。夏場はいいんですけども冬場がどうもやっぱり、私も近くに土地を持っとるんですけども、なかなか、先生、暗かけんいかんですねって言ったりして、そういうこともありましたので、建設がうまく、土地が拡張できれば、それと併せてすれば問題解決になりますので、その点もしっかりと西本議員と相談しながらしっかりとやっていきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。傍聴席の方、ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　上田茂政議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

散会　午後２時49分

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

各　常　任　委　員　会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和７年３月11日（火）
（　第　６　日　）

午前10時00分～午後４時00分

菊　陽　町　議　会

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

各　常　任　委　員　会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和７年３月12日（水）
（　第　７　日　）

午前10時00分～午後４時00分

菊　陽　町　議　会

第１回菊陽町議会３月定例会会議録

令和７年３月17日（月）再開

（　第　８　日　）

菊　陽　町　議　会

1.　議　事　日　程（６日目）

（令和７年第１回菊陽町議会３月定例会）

令和７年３月17日

午 前 10 時 開議

於　　議　　場

日程第１　委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第２　発議第１号　学校給食費の無償化を求める意見書（案）

日程第３　発議第２号　菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　発議第３号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

日程第５　研修報告

日程第６　議員派遣について

日程第７　常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第８　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2.　出席議員は次のとおりである。

１番	鬼　塚　　洋　議員	２番	吉　村　恭　輔　議員
３番	藤　本　昭　文　議員	４番	馬　場　功　世　議員
５番	廣　瀬　英　二　議員	６番	矢　野　厚　子　議員
７番	大久保　　輝　議員	８番	西　本　友　春　議員
９番	佐々木　理美子　議員	10番	中　岡　敏　博　議員
11番	布　田　　悟　議員	12番	佐　藤　竜　巳　議員
13番	甲　斐　榮　治　議員	14番	岩　下　和　高　議員
15番	上　田　茂　政　議員	16番	小　林　久美子　議員
17番	坂　本　秀　則　議員	18番	福　島　知　雄　議員

3.　欠席議員

なし

4.　職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　内　藤　優　誠　さん

書　　記　廣　田　沙　織　さん

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　本　孝　寿　さん	副　町　長	小　牧　裕　明　さん
教　育　長	二　殿　一　身　さん	総務部長	板　楠　健　次　さん
住民生活部長	渡　辺　博　和　さん	健康福祉部長	梅　原　浩　司　さん
産業振興部長	山　川　和　徳　さん	都市整備部長	井　芹　　渡　さん
都市整備部次長	丸　山　直　樹　さん	総務課政策監	宗　像　雄　矢　さん

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議　午前９時57分

○議長（福島知雄議員）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（福島知雄議員）　日程第１、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務住民生活常任委員会、経済産業建設常任委員会の順とします。

なお、議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

初めに、文教厚生常任委員長大久保輝議員。

○文教厚生常任委員長（大久保　輝議員）　おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託された案件の審議の経過と結果をただいまより報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第25号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上４議案が付託されました。

審議は、３月11日、12日の２日間にわたり、各担当部課長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行いました。

それでは、資料が配付されておりますので、主なものを報告させていただきます。

まずは、施設整備課。

工事請負費について、令和８年度に蛍光灯の製造が中止になるとのことだが、来年度が武蔵ヶ丘小学校で、学校施設のＬＥＤ化は来年度中に完了するのか。こちらについて、水俣条約では令和９年度までに蛍光灯が製造中止となっており、令和９年度までにＬＥＤ化が完了する見込み。来年が武蔵ヶ丘小学校で、武蔵ヶ丘北小学校の体育館だけが大規模・長寿命化改修工事の中で実施するため、令和10年度となる。

武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事で断熱性の向上を行うとのことだが、国の補助金を使うのか。文部科学省の空調設備臨時特例交付金を活用して進めますということです。

次に、学務課です。

スクールロイヤーの相談内容はどのようなものか。保護者対応、学校とＰＴＡの在り方、子

ども同士のトラブルなど様々な相談があっており、学校だけでは保護者に返せないことも、法的な根拠を持って回答することができるようになった。

武蔵ヶ丘小学校の電話機の取替えは、一般質問でカスハラ対策のことを質問したが、それを考慮したものなのか。令和７年度で全校の入替えが終わり、カスハラ対策の録音機能の追加についても、武蔵ヶ丘小学校と併せて全校で実施する予定。

残飯処理は、どれくらい食べ残しがあるのか。フードロス対策でどのような取組をしているか。全学校平均すると、１回当たり20キログラムの残菜が出ている。昔は、昼休みを利用してまで食べさせていたが、今ではしていない。最初に減らして、お代わりできるようにするなど、各学校も残菜を減らす取組を行っているが、残菜が出ているのは事実である。

スポーツ振興課に参ります。

総合スポーツ施設整備基金積立金について、杉並木公園のスポーツ施設を充実、拡大するものか。現在、構想はできていないが、拡大を予定している。将来の施設整備のために積み立てていく。

アーバンスポーツイベント等委託料3,000万円は、イベント費用込みということか。そのとおり。事業内容は決まっていないため、積算した金額ではなく、つかみの金額というところ。

キャッシュレス決済導入で現金払いが減ったことにより、人件費等は削減できているのか。窓口業務量は減っているが、キャッシュレス決済後の入金処理業務の手間は増えている。

次、生涯学習課に参ります。

文化財補修工事の馬場楠井手の鼻ぐり外部階段はどのような工事か。また、中須山の活用について、これまでにいろいろ要望があっているが、何か計画はあるか。井手北側の中須山につながる木製の階段が劣化し、滑りやすくなっておりますので、その部分を補修する工事になります。中須山の活用については、令和７年度から立ち上げる保存活用検討委員会で、専門家や県の文化課の意見を交えて検討を進める予定。

鼻ぐり井手ののり面維持工事は草刈り作業とのことだが、毎年維持するために700万円を超えており、高額な気がするが、どうか。除草対象ののり面部分は急斜面で、危険な箇所も多くあり、安全管理についても十分な配慮が可能なのり面協会の会員業者での実施を想定している。鼻ぐりは県指定文化財であり、単純にのり面をコンクリ等で固めることが難しいため、来年度から立ち上げる保存活用検討委員会において、保護的観点と景観的観点も含めた上で保存方法などを協議し、できるだけ維持管理費がかからないような工法を検討する。

グローバルジュニアドリーム事業は、台湾に行くとのことだが、内容にはホームステイなども予定されているのか。グローバルジュニアドリーム事業につきましては、県事業になる。令和６年度は、３泊４日の日程で、宝山郷にあるＴＳＭＣの工場の見学や博物館の見学等の行程がありましたが、今年度の事業内容については現在県が実施要綱を作成中とのことです。

子育て支援課に移ります。

なかよし園建て替え基本設計業務委託について、町立保育所の役割は、保育の質の維持や、

町立保育所しかできない事業として、例えば障害児保育の充実や子育て支援センター機能についても検討いただきたい。町全体では今後も児童が増える見込みと考えているので、保育士確保の課題はあるが、現在の50名の定数では受入れが厳しいのではないか。子育て支援センターについては、政策調整会議の中でも議論を深めたいと思う。また、定数増を考えたらどうかとの意見があったが、担当課から、以前は保育所入所申込者が非常に多かったが、これまでの状況とは少し変化があっていると報告を受けている。今後の状況の変化を見極めながら、検討が必要であると考えている。

児童手当負担金が前年度より増額となっている理由は何か。児童手当負担金については、国の負担率が上がっていることと、児童手当の支給対象年齢が15歳から18歳に延長されたことに伴い、対象者数が増加したためである。

子育て支援センター事業委託料、地域子育て支援拠点事業委託料の事業運営は、具体的にどのようなことを行っているのか。乳幼児及びその保護者が集まって活動を行い、相互の交流の場となっている。また、子育て相談やそれに対する助言などを行っている。

こども家庭相談課。

会計年度任用職員報酬で、虐待対応専門員等とあるが、こども家庭センター内に配属されているのか。こども家庭相談センターの業務は、こども家庭相談課と、母子保健を担う健康・保険課の両課で連携しながら行っている。今回説明した予算の支援員等は、こども家庭相談課に配置されているもの。

虐待対応専門員について、どのような方が業務をされているのか。虐待対応専門員は、国では主に精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、公認心理師などの職種を想定しています。このような専門的な支援員が、虐待相談や家庭への支援について、関係機関と連携を図りながら対応を調整していく職種となっている。

福祉課です。

社会福祉費の国、県の負担金が増額になっているが、どういう理由からか。また、扶助費の中で、在宅重度心身障害者介護者手当の対象者数は。負担金の増は、特に障害児に関する歳出が増えたことにより、国、県に要求する額が増えている。在宅重度心身障害者介護者手当の対象者数は47名で、１世帯当たり18万円を支給している。

放課後等デイサービス等の事業所の公募の結果はどうなっているか。令和６、７年度の事業として、児童発達支援２事業所、放課後デイサービス２事業所を選考した。選考結果は通知しており、選考となった各事業所が今後県に申請を行い、指定を受けることとなる。

介護保険課。

地域ふれあいサロンを実施する地区は減っていると思うが、減った理由、また今後増える見込みはあるのか。ふれあいサロンが減った理由は、本サロンを運営するボランティア数が減ったのが一番の理由。月１回の開催が難しいなどという理由で、ふれあいサロンの開催を止めた地域もあるが、令和７年度からは再開したいという申出も受けている。

買物支援事業委託料は、どのような事業内容になるのか。これまで南小校区の一部の地区で、高齢者を町内の商業施設に移送し、買物支援を行う事業を行ってきたが、本事業はこの従前の事業を拡大するもの。委託先は社会福祉協議会となり、町広報において本事業をＰＲし、利用できる地域を拡大していく予定。

健康・保険課。

菊陽町の子どもの出生数はどれくらいなのか。令和４年度は411名、令和５年度は387名となっており、少しずつ出生数が減少している状況です。

きくよう健康倶楽部事業の報償品として792万円計上されているが、費用対効果は検証しているのか。来年度は、申請時に会員の健診情報等の活用について同意をいただくことで、本事業の医療費抑制効果分析・評価を実施する予定ということです。

以上が審査の主な経過です。

付託された４議案につきまして採決を行いました。

採決の結果を申し上げます。

議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第25号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第27号令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで文教厚生常任委員会に付託された案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第25号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　議長、すいません、着座のままよろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○１６番（小林久美子議員）　議案第25号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

私は毎回、国保税がやはり高過ぎて払えないという相談も受けますし、実際、国保の負担は重い負担です。この物価高騰で、ますます税の負担感が大きくなっています。

また、説明資料の１ページにありますように、国保税の上限額、医療分が65万円から66万円、支援金分が24万円から26万円、限度額106万円から109万円の予定ということで、令和７年度、また上限額の引上げが予定されている。この点につきましても、私は、以前は五、六十万円の上限額だったと思いますが、非常にこの間、上限額が引き上げられているということも問題だと思っています。

今、国民健康保険の会計には法定外の繰入れはありませんが、菊陽町は大企業の進出でかなり税収もありますので、法定外の繰入れなどを行って町民の負担感を減らす、そういうことが必要だということで、反対の討論とします。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号令和７年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号令和７年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり可決することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号令和７年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、総務住民生活常任委員長廣瀬英二議員。

○総務住民生活常任委員長（廣瀬英二議員）　皆さん、おはようございます。

今定例会で総務住民生活常任委員会に付託されました案件について、委員会の報告をいたします。

議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算についてのうち総務住民生活常任委員会に属する事項について、議案第24号令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算についての２件が付託されました。

町の重点施策である「成長しつづける町。」に向けた施策、町民の生活を豊かにする施策、町民の安全・安心に対する施策、町民サービスの向上や業務の効率化に向けた施策を念頭に、３月11、12の２日間、各課から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。

経過につきましては、資料が配付されておりますので、主なものについて報告をします。

東部町民センターです。

施設整備事業は、本館が昭和56年３月建築とあるが、同年６月１日から新耐震基準となっている。旧耐震基準で造ってある認識でよいのかの問いに、旧耐震基準で建設されているが、震災後に耐震診断を実施しており、問題はないということでございました。

人権教育・啓発課です。

施政方針に関わる事業はあるのかについて、男女共同参画やＬＧＢＴ等に関する人権問題についてもしっかりと取組を進めていくということでした。

それから、財政課です。

財政調整基金からの繰入れが４億6,000万円となっているが、普通交付税の不交付が見込まれており、財政にゆとりがあるのに基金からの繰入れは必要なのかの問いに、令和７年度に様々な事業を予定しており、予算編成の結果、繰入れが必要となったとのことでございました。

それから、議案第24号令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算についての質疑はありませんでした。

総合政策課です。

台湾・宝山郷交流事業補助金の対象団体についての問いに、農業団体、商工会、建設業組合を想定しているということでございました。

それから、ニンジン選果場支援事業があるが、町内に選果場は何か所あるのかの問いに、農協の１か所が対象であり、個人のニンジン選果場向けのものではない。菊陽中央支所の敷地内に国庫補助を受けて大津町と連携して新たにニンジン選果場を整備する事業に対し、重点支援交付金を充当するものであるということでございました。

それから、地域公共交通再編事業委託について、委託先はどこかについては、公共交通関係に精通しているコンサルに委託を考えているということです。

それから、国際交流協会設立検討業務委託の内容は何かの問いに、熊本市の国際交流会館では外国人向けの相談や情報発信、交流などに取り組んでおり、そちらと提携して、町の実情を踏まえてどのような機能や体制が必要か検討することを想定しているということでした。

それから、にぎわい創出事業補助金について、どういう団体を想定しているのか、また各校区などの夏祭りは補助金対象になるのかの問いに、町民が本物に触れられるイベントを誘致できる民間団体を想定しており、６年度は九州新喜劇を開催をしている。また、地区でのイベントは想定していないということでした。

それから、危機管理防災課です。

スクールパトロール隊員の業務内容はの問いに、スクールパトロール隊は４名で、２人２班体制で、毎日、午前、午後の５時間交代で、児童の登下校時間に合わせて、青色回転灯を搭載した車で巡視活動を行っている。また、登下校時間外には、不審者などの警戒活動を行っているということでした。

それから、消防団員が減少している中で、団員数を増やす町の考えについて、今年の４月か

ら開始する消防団応援の店などの取組を通じて、地域全体で消防団を支援する活動を行っていくということでした。

それから、戸別受信機を高齢者世帯へ貸与する目的はについて、防災行政無線の音が聞こえにくく、内容を正しく把握できない高齢者の方が多くいる。そこで、75歳以上の方のみで構成される世帯を対象に戸別受信機を配付することにしているということでした。これは、対象の方で希望される方に対しての配付ということでした。

それから、重点施策である安心・安全なまちづくりの中心となるのは防災行政無線の戸別受信機貸与のほかにはないのかと。災害用のポータブル蓄電池の公民館への設置、小・中学校への備蓄倉庫の配置などがあるということでした。

次に、総務課です。

わがまちづくり支援事業補助金の申請先や補助の内容については、区、自治会から総務課に申請してもらうものであり、補助対象経費の３分の２の補助で、上限は30万円であると。対象事業は、地域住民が相互に交流を深めるための事業、その他、地域文化の継承、歴史的遺産の保護に関する事業、健康づくりに関する事業などを対象としているということでした。

それから、会計年度任用職員と正職員の人数について、正職員は今日現在で定数300人に対し274人、会計年度任用職員は300人程度であるということでした。

それから、デジタル推進係についてです。

ＣＩＯ補佐官業務委託の費用が今年度より増えている理由と、業務内容についてのお尋ねがありました。令和６年度は７月からの委託期間だったのに対して、令和７年度は４月当初から予定しているため、その分が増額となっていると。業務としては、デジタル部門の相談事に対する助言や支援だけでなく、庁舎全体の業務改革についても支援をいただいている。また、新しい住民サービスについてもアドバイスをいただいている。個人の考えだけではなく、幅広いアドバイスをもらうことでデジタル化が進むと考えているということでした。

町民課です。

外国人受入れ環境整備事業補助金は菊陽町だけの施策なのかについて、近隣では大津町など、菊陽町以外にも当該事業を活用している自治体があるということでした。

町長の施政方針の中で町民課に該当するものはの問いに、既に導入しているが、書かない窓口やキャッシュレスレジの導入があると。また、施政方針の中で、行かない窓口の推進の説明があったが、６月１日からコンビニ交付の手数料を10円にするに当たり、必要経費を７年度予算に計上しているということでございました。

環境生活課です。

熊本連携中枢都市圏協議会では、地球温暖化に対してどのようなことを検討しているのか。また、家庭ごみの収集運搬業務について、住宅やマンションが増えているが、予算も前年と比較して増えているのか。それと、分別が不十分で、違反ごみの数が増えている話を聞くが、町の対応はどうなっているのかの問いに、まず熊本連携中枢都市圏協議会では、熊本市をはじめ

構成する20市町村が共同で地球温暖化対策実行計画を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいる。次に、家庭ごみの収集委託料については、人口は横ばい状態であるが、前年と比較して約700万円増額していると。また、違反ごみへの対応として、排出者に再分別を促すことを目的に、違反ごみシールを貼っている。それでも違反ごみが残っている場合には、役場職員で回収しているということでした。

以上が２日間の主な審査の経過です。

なお、付託されました議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算についてのうち総務住民生活常任委員会に属する事項について、議案第24号令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算について、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

これで総務住民生活常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　総務住民生活常任委員長の報告を終わります。

次に、議案第24号令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号令和７年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、経済産業建設常任委員長矢野厚子議員。

○経済産業建設常任委員長（矢野厚子議員）　皆さん、おはようございます。

経済産業建設常任委員会に付託されました２つの案件の審議の経過を報告いたします。

経済産業建設委員会に付託されました付議事項は、議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算についてのうち経済産業建設常任委員会に属する事項と、議案第28号令和７年度菊陽町下水道事業会計予算についての以上の２議案です。

３月11日、12日の２日間に、各担当部課長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。

議員各位には要点筆記した資料が配付されていますので、主なものを報告いたします。

初めに、商工振興課から、予算の大きい補助金についての説明がありました。年々、商工会の会員数が増え、商工会事務局の職員の業務量も増え、対応のため職員の増加を行っている。今後も会員数の増加に伴う増員が必要な場合は、さらに見直しの検討も必要となるという説明がありました。

農業委員会から、遊休農地解消事業の活用状況の説明を受け、事業運営の問題として上がっている要望についても解決できるように対応しているとのことだった。また、先進地研修として、菊陽町と類似している宮城県の２自治体を研修先として、対応方針などを今後学ぶ予定であります。

農政課からは、ニンジン選果場利用料を、農家の所得向上のための特例として支援補助を行うとの説明がありました。環境保全型農業直接支援対策事業補助金は７経営体、菊陽町農業経営体育成支援事業補助金は10経営体を予定。対象者には、農業経営の改善を目指すために、具体的な改善計画を策定してもらい、その計画に沿った機械などの導入に対して支援を行うとの説明がありました。

下水道課には、八潮市の陥没事故の事例から、町のマンホールの現状について幾つかの質問がありました。菊陽町の汚水の最大口径は1.1メートルで、埼玉の事故は口径が4.75メートルであり、同じ状況ではない。ただ、国からの方針が示されたら、その内容に基づき、町の計画を見直すことになるとの説明がありました。

また、農業集落排水事業は、今後、公共下水道に統合する方向で、来年度に経営戦略を策定します。現在の農業集落排水事業の処理場は27年を経過し、今後の修理、更新の費用を考えると、統合するほうが町にとっては有利との判断でありました。

都市計画課、大規模盛土造成地安全性把握調査業務については、安全性のため、現在は５年ごとの実施としているが、今回の調査で安全性が確認されれば、国や県と協議をして調査内容を簡素化する可能性はあるが、町独自の判断では決められないと説明があった。

また、久保田台地まちづくりの構想策定業務について、都市計画マスタープランの中で行われているが、今後も丁寧な説明をしてもらうようにと求めた。

定住促進事業は、南校区の生徒が増えているということで、一定の成果が出ている。

公園係では、ひばりヶ丘公園にいたずら等の案件が複数起きているために、クラウド型防犯カメラをリースの形で設置する。これは初めての事例ではあるが、今後も引き続き検討していくとのことであった。

まちづくり推進室では、新駅設置について、令和11年春以降の開業を目指し、スケジュールどおりに進んでいるとの報告。

知の集積については、県内の大学との意見交換を始めている。大学誘致に向けたフォーラム

として、研究者の方に本町に来ていただき、活動していただく流れをつくることが重要であり、建物ができるまでの間、図書館ホールでフォーラムを開いていただき、環境をつくっていく必要がある。大学は特殊なアプローチが必要なため、知の集積については別建てとして、令和７年度の新規事業とさせていただくとのことであった。

維持管理係からは、中代団地改修に伴う移転料は１世帯当たりの入居人数によって単価を決定しているとの説明。

道路パトロールの成果は、６年度の数字は出ていないが、５年度は809件の対応を行った。主なものは、舗装陥没や側溝蓋のがたつきなどであった。

建設係から、南方大人足線延伸道路の事業スケジュールは、久保田台地の開発計画と時期調整を図りながら計画や整備を進めるとのことであった。

また、施設整備課から、菊陽杉並木公園拡張整備による農業集落排水路の付け替え工事は３月末までに、新町井手の改築は４月10日までに終わらせ、通水をさせるとの説明がありました。

以上が審議の主な経過です。

なお、付託されました２議案につきましては、採決を行いました結果、議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算についてのうち経済産業建設常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、議案第28号令和７年度菊陽町下水道事業会計予算について、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定しました。

これで経済産業建設常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

また、質疑については自席から答弁させていただきます。

○議長（福島知雄議員）　以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○１６番（小林久美子議員）　議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算について、反対討論を行います。

令和７年度一般会計当初予算の総額は初めて200億円を超え、さらに初めて普通交付税の不交付団体と見込まれています。学校給食の完全無償化はじめ、介護関係や防災関係、新規事業が数多く計上されています。学校関係の大規模改修や校舎の増築、武蔵ヶ丘中学校の空調設備

の整備と併せた断熱改修工事なども計上され、多くの事業を手がけられることは評価します。

しかし、予算の中で、政策調整事業に係る業務委託料として2,000万円予算化されています。この内容は、年度途中に発生した課題対応や事業進捗に必要な調査などに対応するという説明でした。例えば、野球場の誘致やそれに関わる視察費用などという説明でしたが、あまりにも多額ではないかと思います。

また、アーバンスポーツ施設の令和８年４月の開設に向けたイベント開催に3,000万円計上されています。委員会での審議要約を見ますと、事業内容は決まっていないため積算した金額ではなく、つかみの金額というところと答弁がされています。私は30年間予算審議をしてきましたが、今まで、つかみの金額でこのような多額の予算が計上されたことは、私自身は経験していないし、なかったのではないかと思います。やはりつかみの金額でいいのか、疑問です。予算規模が町としては最大となる中で、より慎重に予算審議を行い、運営していく必要があると思います。

また、この間、団体の活動助成金についても、運動団体への補助はふさわしくないと長年指摘をしてきましたが、この問題も改善されていません。

また、町民は、物価高騰の中、暮らしがますます厳しくなっています。今度の議会の一般質問でも取り上げましたが、県内では、高森町の課税世帯への３万円の支給、嘉島町では生活急変世帯への支援などが実施をされています。私は、この菊陽町は、令和７年度、かなり財政力が豊かになる、この見通しの中で、先ほど国民健康保険税のところでも述べましたが、町民の暮らしへの支援がもっと必要だと、そういう予算が必要だと考えます。

以上述べた点で、反対とします。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員）　議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

ここでは、予算上の具体的数字や個々の項目を取り上げるのではなくて、本予算案は町の事業を推進する基礎をなすものでありまして、本予算案を取り巻く情勢の中で我々は今何をすべきかを判断する視点から意見を申し述べたいと思います。

世界の先進国と言われる国々に共通する現象として少子・高齢化があります。そして、それは経済の減速と直結をしております。それを克服して、社会、経済、文化の現到達地点を維持し、将来の発展につないでいく方法の一つとして、企業の誘致が、あらゆる自治体の施策として普遍的となっております。そして、企業の誘致には、その光と影、すなわちメリットとともに必ずデメリットが伴います。企業が誘致される地元住民は、その両者を受け止めねばなりません。

菊陽町は、まちづくりの柱の一つとして、町の自主自立を目指すために、職住の近接を追求

してまいりました。今度、世界的半導体企業ＴＳＭＣを受け入れることとなりました。職住近接の方向性に沿った事業ではありますが、従来の企業誘致とはその意味の次元もスケールもはるかに違う事態に我々は直面をしております。我々のまちづくりという概念を超えて、国家の命運をかけた事業と言ってもよろしいかと思います。単に菊陽町の意思によって左右できない、ある意味では問答無用の側面もないではありませんが、我々はこの事実を踏まえ、これを土台として種々の決断をせねばならない立場にあります。

交通の混雑が問題になりました。地下水の質と量に対する不安も生じております。さらに、これらに深く関係しますが、開発に絡んで農地が失われている事態も目前にあります。しかし、不安や懸念を前に、立ち止まったり後退したりすることはできません。仮に失うものが多少あるとしても、文化も文明も後退することは許されません。

水の問題を例に取ります。自らを含めた住民の安全を第一義とするといえども、我々の判断は誠に簡単ではありません。地下水量は目には見えません。頼りにするのは、学者や研究者や町の担当部署の検討を通した見解であります。しかし、これさえも、100％信用できるかと問い詰められれば、確答は非常に難しい。半導体洗浄にどのような薬品を使用しているかや、その事後処分がどうなっているかについても、企業の発表と学者や県の論評にまたざるを得ません。そして、それが信用するに足るものであるか否かの判断も、厳密に聞かれれば、100％正確とは言い難いところがあります。

では、我々が最終的によるところは何か。企業は、その生産拠点において持続的な生産を目指しているはずであります。地域社会の利益と相反することをしていては、企業の永続性は成り立ちません。我々からすれば、そのことを前提として、企業が社会的責任を果たす自覚と仕組みを持っているか否かを見るしかありません。自治体行政がそのことを監視し指導する仕組みを持っているかを見るしかありません。

そして、最も大切なことは、住民と企業と自治体執行部及び議会が社会的責任を軸として信頼関係を築くことであります。そのためには、情報の公開と、科学に基づく冷静かつ正当な世論による監視が必要不可欠であります。これらのことが満足されて初めて、産業のあらゆる分野で必要不可欠な半導体の生産が維持され、世界の経済、文化、生活への寄与が進み、併せて経済安全保障の目的も完遂されるものと確信をいたします。現在のところ見る限り、それらは良好に機能していると判断します。

少し長くなりますが、さらに１点付け加えます。

アーバンスポーツ施設よりも福祉への投資を優先すべきとの意見もあります。言うまでもなく、福祉への投資は地方自治体の政策の基本であります。しかし、企業誘致を誘引として発展していく菊陽町を側面から支えるものは、今は都市としての楽しみとにぎわいをつくり出すことでもあります。

アーバンスポーツ施設の整備については、若者だけではなく年齢を問わず人を引きつける側面があることは、オリンピックやさきの県主催のイベントで証明済みであります。ここをアジ

アをも視野に入れたアーバンスポーツの西の聖地とし、世界規模の大会も誘致し、オリンピック選手をここから生み出そうとのスローガンは、未来への夢へとつながります。夢がなければ、居住人口も交流人口も関係人口も増加はしません。

人口の増加は、自治体の福祉政策の基礎をなすものであります。この基礎が揺らぎつつあることで、世界の政治が悩んでおります。今は、単なる理想論ではなく、現実を踏まえた認識と実践こそが必要であると考えます。

以上のことを総括的に眺めるとき、我々は、本予算を遅滞なく成立させ、執行につなぐ責任があると考えます。よって、本予算案に賛成するものであります。議員諸氏の賛同を期待いたします。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号令和７年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和７年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号令和７年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　発議第１号　学校給食費の無償化を求める意見書（案）

○議長（福島知雄議員）　日程第２、発議第１号学校給食費の無償化を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、鬼塚洋議員外２名の議員から提出されました。

提出者を代表して、鬼塚洋議員、趣旨の説明をお願いします。

○１番（鬼塚　洋議員）　おはようございます。

発議第１号学校給食費の無償化を求める意見書（案）について。

上記の議案を、別紙のとおり議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出をいたします。

提案理由につきましては、学校給食法は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして、同法の目的を、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることと定めておりますが、学校給食の普及は国及び地方自治体の努力義務にとどまっております。そのため、財政力のある地方自治体では学校給食の無償化が実施される一方、いまだ多くの自治体が無償化を実施できておらず、地方自治体間において格差が生じております。

本来、義務教育においては、居住地に関係のない平等な教育環境が確保されるべきところ、これを実現するためには国による法体制の整備及び財政支援が不可欠と考え、本意見を申し上げます。

なお、詳細は次ページにございますので、御覧ください。

各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

質問については、自席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第１号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　発議第２号　菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員）　日程第３、発議第２号菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、廣瀬英二議員外２名の議員から提出されました。

提出者を代表して、廣瀬英二議員、趣旨の説明をお願いします。

○５番（廣瀬英二議員）　菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第２項の規定により提出をいたします。

提案理由として、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されたこと及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第２条に新たに第８項が新設されたことに伴い、菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表を御参照いただきたいというふうに思います。

それから、議案第１ページの附則を御覧いただきたいと思います。

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

各議員の賛同をよろしくお願いをいたします。

なお、質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員）　趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第２号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　発議第３号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

○議長（福島知雄議員）　日程第４、発議第３号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、西本友春議員外２名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春議員、趣旨の説明をお願いします。

○８番（西本友春議員）　発議第３号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出いたします。

我が国では夫婦同姓制度が用いられており、このため、結婚に際しては、夫婦は夫または妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95％近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓と戸籍上の姓の不一致による不利益などを特に女性が負っている現実がある。

平成８年、法制審議会は、夫婦が望む場合にはそれぞれ旧姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする民法の一部を改正する法律案要綱を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移しています。

令和６年、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう４度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示している。

国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望するものであります。

詳細は、次ページにあります。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

なお、問いには自席にて回答させていただきます。

○議長（福島知雄議員）　趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　提案理由につきまして３点ほど質問いたします。

流れに沿って質問しますけど、まず経団連が、ビジネス組織の大手企業の団体と、そこの代表が、こういった形でビジネス上のリスクがあるということを提言してありますけど、このビジネス上のリスクということは何でしょうか。

２番目、国連の女性差別撤廃委員会、ここが日本の夫婦同姓の強制を廃止するよう４度目の勧告を行ってる。４度目かもしれませんけれど、これは国連という一国際機関が、日本国の内政、政治に対する干渉ではないかと思いますけど、これについてはどう思われますか。

３番目、この法制化の導入によりまして、一番下のほうで、選択的夫婦別姓制度の法制化ということは導入ですよ。導入に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図るといいますが、これは両立は図られないと思いますが、ここはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　では、布田議員の質問に私の考えてることを述べさせていただきます。

まず、ビジネス上のリスクということで、経団連の詳細的な文言は私も知り得てないんですけど、ビジネス上のリスクということでは、例えを言いますと、職場を替わったりとかいろんな部分で自分の名前を名のるときに、特に離婚したときとかそういうときに、通常であれば姓が変わりますので、そうすると、ああこの人はというふうに取られるというふうに、ビジネス上のリスクとしてはそういうことが考えられるというふうに私は思っております。

それから２点目、国連女性差別撤廃委員会、これが国内に干渉しているのではないかという問合せについて、この国連女性差別撤廃委員会は、1979年に採択して、約189か国が締約しているところで、幾つか日本に対しての勧告とかを行っておりますが、基本的には、これは内政干渉ということを言われておりますが、世界的にこの夫婦別姓というのは、既に世界の中でこれをしてるところは日本しかいないということで、そういうことで、やはり世界水準と比べて違いますよということを言われて、私どももそういう部分で勧告を出してると。内政干渉と言われりゃそうでしょうけれども、やはり世界情勢を見たときに日本は逸してますよということを勧告というか忠告をされてるという、それが４度もされて直らないというところがあって、そういう形になってるのかというふうに私は理解をしております。

それから、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立が図れないという、布田さんはそのような考えですけれども、私のほうとしては、それは別に家族制度と両立が図れないとは

思っておりません。国際結婚の場合は、既に日本でも別姓が認められているんですよね、もう既に。だから、そういう部分でいくと、夫婦で別姓を名のりながら、国際結婚の場合はしっかりそれなりに生活をして仕事をしてるということがありますので、もう既に一部は出来上がって現実的になっているというところがありますので、両立が図れないということに関しては、それではないというふうに私は考えております。

以上、回答いたします。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　今の回答に対する私の主張ですけれど、答弁はされなくてもいいですけど……。

○議長（福島知雄議員）　質疑だから、答弁は求めてください。

（「質問は質問で」の声あり）

○１１番（布田　悟議員）　質問ですね。再度質問してよろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　はい。

○１１番（布田　悟議員）　今の答弁に対してですけれど、まず経団連のビジネスリスクにつきまして、１点、職場での国内での問題、婚姻前に活躍していた人が婚姻後にも仕事を続けるに当たっては、婚姻前の旧姓がやっぱり広まっているから、そっちのほうでビジネス上のリスクがあるということでしょうけど、経団連が言ってるのはそれもあるかもしれませんけれど、パスポートの問題ですね。パスポートで海外渡航をしたりする場合、この場合に旧姓の使用が認められなかったということですが、今はパスポートのほうは通称使用でもよろしいんじゃないですかね。結局、通称使用という、まずこの制度を法制化した上で、そしてなおかつそれでも問題があるならば選択的に夫婦の別姓という制度を考えようというのが今の私は流れだと思います。

家族の一体感や戸籍制度などへの影響なんですけど、選択的夫婦別姓制度になれば、当然、家族内において父親、母親の姓が違います。その子どもたちも、じゃあ自分は父親のほうの姓を名のる、また今度はほかの兄弟は母親のということで、１つのファミリーの中に姓が２つ混在するような形になって、ファミリー、家族の一体感というのが喪失されるような動きになってきます。

そういうことがありまして、本当はるるまだ申し上げたいんですけど、ひいては戸籍制度ですね。日本の戸籍制度は明治５年に壬申戸籍ということでスタートしておりますけれど、これは戸籍の筆頭者が１人であります。ところが、親の姓が変わるということは、いわゆる氏制度、これも変わるということで、戸籍制度も変わってこざるを得ない。まさしくこれは戸籍制度の崩壊につながると思いますので、重ねて私はこの意見書（案）には反対いたします。

○議長（福島知雄議員）　質疑。

○１１番（布田　悟議員）　反対ですけど、じゃあこの点に再度答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　２つとも、これは基本的に、文面を見ていただくと分かりますけども、審議をしてくださいという意見書でございます。こうしろという意見書ではございませんので、今の布田議員のほぼ反対意見のような内容に関しては、いろんな制度がある、いろんな課題がある、だからこそ審議してくださいという意見書でございますので、これで回答させていただきます。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

藤本議員。

○３番（藤本昭文議員）　質問させていただきます。

西本議員からは、議論を深める要望だということがありましたけど、この文書を見ますと、夫婦別姓制度の法制化に向け、積極的な議論を行うよう強く要望するとあります。つまり、夫婦別姓制度を法制化するということは、夫婦別姓制に日本がなるということ、それを積極的に議論、つまり夫婦別姓を推進、強く要望するというふうに現に書いてあります。

先ほどの家族の一体感や国籍制度のところで、実際議論がずっと平行線をたどってるという内容の中で、これが一番の原因であるという現状があるんですけど、要は反対派の最も大きな懸念が、この家族の一体感や戸籍制度の崩壊を挙げられています。これを両立できるんだったら、議論はどんどん進んでると思うんですよ。西本議員はできるとおっしゃりますけど、現状これがネックで議論が進んでいない中に、これを両立させて議論を進めてくれというのはかなり難しいと思うんですけど、その点は現状を踏まえた上でどうお考えになってるのか、お聞かせください。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　先ほども言いましたように、文面的には現状の問題点をここに出さないと分からないということで、今ある現状という形でここは記載をさせていただいております。

また２点目の、両立を図ること、先ほども言いましたように、既に国際結婚の場合は別姓を認めて、それをしっかりできているというのがあって、私自身はそれは両立が、中にはもう仕事をしてる方で別姓でされてる方も既にいらっしゃるという現実は私も知っておりますので、そういう部分では両立が可能だというふうに、これは進めろという意味じゃなくて、先ほど、そういう両立ができるかというお問合せでしたので、そういう形で私は思っているということだけで回答をさせていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　すいません、藤本議員の質問とかぶるんですけど、最後の一文の法制化に向けというところを、あくまでも、場合によってはこの制度が適切じゃないという結論もあり得ると、そうした意味でのこの一文なんでしょうか。例えば、夫婦別姓制度の可否に含めて

積極的な議論をするように要望するというんであれば、国会内で最終的にどうなるか分からないですけれども、藤本議員もおっしゃったように、これだとどうしても法制化ありきというふうに文言上読めてしまうので、この法制化に向けという文言にこだわった理由について、もう一度回答いただけると助かります。

○議長（福島知雄議員）　西本議員。

○８番（西本友春議員）　基本的に、先ほど言いましたように、個人的にはそういうのが可能ということで、そういう思いがありまして、そういう書き方をさせていただきました。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

布田議員。

○１１番（布田　悟議員）　私はこの意見書（案）に対しては反対であります。

先ほどもちょっと申し上げましたけれど、これは国民の議論がまだまだ、もう少し議論されなくちゃならないという点もありますし、国会内においても、政権与党の自民党内でもまだなかなか進んでいないと。低レベルの今議論だけ予算委員会でされております。西本議員は公明党の所属でありまして、先ほども、私の意見としてはと言いましたが、これは党議拘束とかかかってないんでしょうか。ここもありますね。

それと、最終的にはやっぱり子どもの立場を考えてこの選択的夫婦別姓問題は議論しないと、子どもたちはこの議論に参加できないわけですね。大人、政治家、こういう国民、大人の国民が参加できるような制度の可否についてですけど、子どもたちはそれをよかろうが悪かろうが受け入れる立場なんですよね。先ほども私、質問の中で言いましたように、家族の一体感、絆がなくなってしまって、本当にばらばらな家族というのが残ってしまうんですね。これではいけません。そういった理由がまずは一番です。

そういったことを特に思いまして、この意見書（案）に反対ということで討論申し上げます。どうか議員諸氏の賛同をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

馬場議員。

○４番（馬場功世議員）　名前を連ねてる一人として申し上げたいというふうに思います。

まず、皆さん、さす九って御存じですか。ほとんど分からないかもしれませんが、今、九州はそういうふうに言われています。というのは、さすが九州という意味です、さす九は。その中で、さすが九州と言われる中に、男尊女卑、そして女性の低賃金、これが何となくというか風土的に当たり前に取り扱われてる、そういうのをさす九と言われているわけです。

というのがありまして、その中でなぜこの問題が30年間もほったらかされてるかというと、インターネットで調べたら30ページぐらい載っておりまして、ずっと訴訟が行われ、合憲だ、ちょっとおかしいとか、いろいろなされてます。そういう中で30年間論議をされてきました。そして、経団連が提言を行うということになった経緯は、やはりこれだけ女性が活躍をするようになってきた証拠であります。それによって、やはり学術的に論文を出している人が、独身時代の名声をしてる人が結婚して名前を変えたら、これは誰が出した論文かいということで、またそれを一から広めなきゃならないというふうなこともあります。

それから、国連から４度も勧告を受けております。そういう形の中で、内政干渉と言われれば、いろいろなことで日本は国連からいろいろ言われてます。そういう中で、一つの問題かと思いますが、ほとんど内政干渉のようなことで、はじき出しているような感じ、一つも熟慮をしないような雰囲気が今あるかというふうに思います。

それで、やはりこう言っちゃなんでございますが、姓を名のるというのは、先ほど言われましたが、明治政府からです。それまで江戸時代は、名字帯刀を許されてるのは一部分の人で、ほとんどの人が八っつぁん熊さん。うちの家系を見ましても、戸籍を調べれば、七九郎さんとか数字が入った名前が、うちのおやじはケンイチといいますが、そういう感じで数字が入ったような名前が通称であったわけ。それが明治からなった。

家庭の崩壊とか言われますけれども、よその国ではじゃあ全部の国が家庭崩壊しているかということは、そういうことはありません。文化だからと言われれば、それはもう明治からでしょうということであります。

そういう感じで、やはりこれは不利益を被っているのは女性だということをまず考えてほしいと思います。男の場合はほとんど養子に行くときぐらいで名字を変えるか、養子に行ってもサザエさんみたいなところもあります。そういう感じで、ほとんど男の社会の考え方であり、女性が迷惑しているということを少しも考慮してないような発言が多いと。

今までもいろんな形で裁判の中でも出されてますが、そういうことを考えると、本当に、女性がこれだけ活躍するならば、やはりもう経団連もお尻に火がついた状態で提言を出しているわけですね。そういうことを考慮して、やはりここはしっかり皆さんも考えていただいて、私は賛成してほしいという意見であります。以上です。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

大久保議員。

○７番（大久保　輝議員）　発議第３号に反対の立場で討論をいたします。

この意見書では、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けというふうになっておりますので、それを促進してもらいたいという意見書だというふうに私は捉えておりますけども、この中で、家族の一体感や戸籍制度を守ることとの両立を図りつつとあります。しかし、私は、選択的夫婦別姓制度が導入されることで家族との一体感が損なわれると考えております。なぜか。それは、家族の姓が分かれることで家族のまとまりや絆が弱まり、特に親子が別姓となる場合には

混乱や違和感を生じる可能性があるからです。

子どもにとって、夫婦別姓が必然的に招く親子別姓は、親に対する不信感や情緒不安定を引き起こす要因となり、さらには学校でのいじめの原因になる可能性も否定できません。このように、子どもへの悪影響を慎重に考慮すべきだと思います。

令和３年12月の内閣府による、夫婦の名字、姓が違うことによる夫婦間の子どもへの影響の有無についてどう思うかという調査が行われております。こちらの結果では、国民の69.0％が、夫婦の異なる姓が子どもに好ましくない影響を与えると回答しています。

家族観や社会の安定への影響についても考えるべきです。家族の在り方は、社会全体の安定にも深く関わります。家族の一体感が損なわれることで、子どもだけでなく高齢者や障害者などの弱い立場の方々に対する家族の支えも薄れる可能性があります。現在の制度の下で築かれてきた日本の家族の在り方を大きく変えてしまうことは、社会全体の安定に影響を及ぼしかねません。

さらに、夫婦別姓制度の導入は、現行の戸籍制度の崩壊を招くおそれがあると指摘されています。私は、戸籍関係に詳しい方の意見を直接伺いましたが、現行の戸籍制度では夫婦別姓に対応はなかなか難しいと、制度が導入されれば将来的に戸籍制度そのものが崩壊する可能性があるということでした。日本の戸籍制度は、国民の身分関係を明確にし、法的安定性を確保する重要な役割を果たしています。この制度を変えるべきではないというふうに私は思っております。

海外の事例や意見を参考にすべきではないという点についても述べたいと思います。選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見の中には、海外の事例を引き合いに出すものもございます。今もそのような話がありました。

しかし、欧米諸国では、夫婦別姓が一般的な国もある一方で、それらの国では日本と異なり、そもそも戸籍制度が存在しないケースが多くあります。諸外国の制度は、その国の歴史文化を踏まえたまさに多様なものであり、日本の夫婦同姓制度もその一つであることから、何ら批判されるべきものではないというふうに考えます。日本は家族単位で社会的な結びつきを持つ国であり、海外の制度をそのまま導入することは適切でないというふうに考えます。

一方で、夫婦別姓を導入するべき理由の一つとして、仕事上の姓と戸籍上の姓の不一致による不利益やビジネス上のリスクということが今挙げられておりました。しかし、この問題を解決するために夫婦別姓を導入する必要は私はないと考えます。旧姓使用の具体的な法整備を進めるべきだというふうに思います。

例えば、公的な書類や銀行口座、運転免許証などで旧姓を使用しやすくする法整備を進めれば、夫婦別姓を導入せずとも実質的な不便を解消できます。夫婦、子どもの姓を統一することによる家族の一体感を保ちつつ、旧姓を希望する人々の利便性を確保するという、より現実的な解決策を講じるべきではないかと考えます。

そもそも、国民の多数が夫婦別姓制度を望んでいるのでしょうか。令和３年12月の内閣府に

よる選択的夫婦別姓制度を導入すること及び通称使用についての法制度を設けることについての意識調査によると、夫婦同姓維持が27.0％、夫婦同姓維持の上で旧姓の通称使用について法制度を設けるが42.2％、合わせて69.2％の人が夫婦同姓を支持しています。一方で、夫婦別姓導入は28.9％にとどまっており、最近の世論調査でもおおむね同様の結果となっております。

以上の点を踏まえ、私は旧姓の通称使用の法制化は進めるべきであるというふうに考えますが、選択的夫婦別姓制度の法制化をする必要はないと考えます。よって、発議第３号に反対いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

矢野議員。

○６番（矢野厚子議員）　私も賛成者の一人として少し意見を述べさせていただきます。

本当にどちらにしてもメリット、デメリットのある問題で、みんなが考えなきゃいけないことですよね。今まで女性が物を言える機会がなくて、本当に女性が我慢をするという形でここまで来てます。私の周りでも、跡取り娘だから名字を変えられないから、養子じゃないと絶対結婚させないと言われて、愛情のない結婚をした人もいます。お互いパートナーとして、お互いの名字を尊重して、籍を入れないまま事実婚をしてる人もいます。

いろんなケースもありますし、そして親と子の名字が違うと関係が崩れると言われましたけど、女性は結婚して名字を変えざるを得なくて変えて、だけど実家にとって、娘は名字が変わっても娘ではないですか。そんな名字によって左右されるような親子関係はないと思います。またさらに、親の離婚、再婚によって何度も名字を変える子どももいます。

そういう本当に物も言えずにここまで来た人たちもたくさんいるということを思って、せめて意見をきちんとみんなで議論をする、そういう場を求めたくて、この意見には賛成しております。どうぞ皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

鬼塚議員。

○１番（鬼塚　洋議員）　発議第３号に反対の立場から議論を申し上げます。

まず、誤解を生まないように申し上げますが、意見書の中で、国において選択的夫婦別姓に関する積極的な議論を行うべきと要望する点については、私は大賛成です。

しかし、選択的夫婦別姓制度の導入に当たっては、先ほど反対討論をされた同僚議員のほうからも指摘がありましたとおり、日本の家族感や一体感を守れるのか、戸籍制度が崩壊されるのではないか、婚姻後の姓の選択に当たって、特にお子さんのほうが名字の選択に当たって混乱するおそれがあるのではないか、そうした多様な課題がございます。ですので、こうした課題の十分な検討がなされないまま、本発議ではやはり選択的夫婦別姓制度の導入ありきと捉えられかねませんので、その点について私としては大変違和感がございます。

当然、法律は、社会制度の在り方、国民の考え方のありようによって変わるべきであり、国民の民意に基づいて国会での慎重な審議が行われて、選択的夫婦別姓が妥当であるという結論

になったのであれば、私としては全く異論はございません。しかし、海外においては、例えば選択的夫婦別姓を認める国はございますが、そもそも選択的夫婦別姓ではなく、別姓が原則の国もございますし、アメリカの諸州では、例えば夫の姓でも妻の姓でもなく、夫と妻の姓を合わせた連結姓とか、新たに姓、自分で名字を生み出すような制度もございますので、こうした選択的夫婦別姓制度というのも、言葉遊びになってしまいますけど、あくまで選択肢の一つでしかないと考えます。

また、現在、我が国の夫婦同姓制度は戸籍制度と親和的ではありますが、戸籍制度を利用する国は我が国を含め僅か数国しかございません。この点は大久保議員の反対討論と全然違うんですけど、私としては、こうした戸籍制度の在り方を国会での審議に当たって改廃も含めて検討するべきだと考えております。

ですので、私は、今回の発議第３号については選択的夫婦別姓の法制化を前提と捉えられかねない点について、やはり疑問がございますので、反対させていただきます。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第３号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員）　押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　押し忘れなしと認め、締め切ります。

反対多数です。したがって、発議第３号は否決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　研修報告

○議長（福島知雄議員）　日程第５、研修報告を行います。

議員派遣において、２月14日から17日まで台湾・宝山郷などにおいて研修されました件について報告をお願いします。

坂本秀則副議長。

○副議長（坂本秀則議員）　令和６年度菊陽町議会議員台湾研修について報告いたします。

日時は、令和７年２月14日から２月17日までの４日間で、参加人員は、議員８名、随行職員３名、合計11名で研修を行いました。

○議長（福島知雄議員）　坂本副議長、西本議員が自席を離れてますけど、許可を取ってください。

○副議長（坂本秀則議員）　すいません。サポーターで西本議員がモニターの操作をいたしますの

で、議長、自席を離れますが、よろしいですか。

○議長（福島知雄議員）　はい、許可します。

○副議長（坂本秀則議員）　よろしくお願いします、皆様。モニターにも注目してください。

今回の研修は、姉妹提携している新竹県宝山郷での打中午文化季――日本でいう文化祭ですね――に招待を受けており、町民に台湾のことをしっかりと伝え、親しみを感じていただけるように、現地を視察するとともに、併せて菊陽町と新竹県宝山郷との友好交流を深める目的も兼ねた研修です。

まず１日目、午前12時に熊本空港を出発しました。

午前３時頃から、桃園市原住民族文化会館を研修しました。台湾には先住民族が18部族あり、現在約50万人の先住民族が暮らしていて、台湾の人口2,300万人の約２％程度です。先住民族の方は、顔の彫りが深く、運動能力も高く、芸能、スポーツ界で活躍されている方が多数おられるとのことでした。

ちなみに、宝山郷の住民の半数は、遠い昔、中国大陸、北京の東側付近から移住してきた客家人だそうです。

２日目に移ります。

２日目は、宝山郷で農産物の生産加工販売等及び高齢者福祉サービスの提供を手がけている新城風糖での研修と、宝山郷の小学校運動場で開催された宝山郷打中午祭典及び宝山郷ランタンフェスティバルに出席いたしました。

まず、新城風糖についてですが、宝山郷古来の産業であるサトウキビの生産並びに黒糖になるまでの作業工程や製造機械を研修しました。古来から地元産業の文化伝承をする姿勢は、本町も参考にすべきだと感じました。また、高齢者の憩いの場を提供し、今後、高度な介護サービスも提供できる事業を展開していくということで、充実した研修になりました。

その後、宝山郷小学校で開催されました宝山郷打中午祭典及びランタンフェスティバルについての報告をいたします。

その後、宝山郷の庁舎で挨拶を交換した後、宝山郷小学校に移動しまして、宝山郷庁舎では熱烈な歓迎を受けました。そのときの写真です。

その後、打中午祭典に参加しました。モニター見ながらは難しいですね。この祭典は、神様を迎える祭りも兼ねているそうです。地元住民をはじめ新竹県内から多くの方が神様などに仮装し、楽しそうにパレードされてる姿は、宝山郷がスムーズな行政運営ができてるんだなと感じました。それと、この場で、菊陽町夏祭りの際議会で募った台湾地震への寄附金を郷長へお渡ししました。

ランタンフェスティバルに移りますが、ランタンフェスティバルではプロの劇団の方がすばらしい演技をされて、台湾芸術、また歴史などを感じ、迫力と熱量に感銘を受けたところです。

終了後、場所を、丘の高台にあるすばらしい見晴らしのいい新竹101高山レストランに場所

を移して、今回最大の目的の、宝山郷郷長、議員、地元企業代表の方々との交流会に出席いたしました。交流会は大変盛り上がり、バス運転手の拘束時間まで続きました。郷長の希望により、我々のほうから５名、交流会をもうちょっと延ばしてくれということで、レストランの閉店時間まで交流会が続きました。私は５名のうちに入ってないんですが、後で話を聞いたら、カラオケ等も出て、本当に盛り上がったそうです。交流会は大成功でした。最大の目的の交流促進は果たせました。

３日目の報告に移ります。

３日目の研修は、地元工芸品を展示している玻璃工芸博物館、孔子廟、日本統治時代に建設された建設から100年以上たつ新竹駅舎、新竹都城隍廟、水道博物館、夜は台湾国内の都市を１年ごとに回る2025年台湾ランタンフェスティバルｉｎ桃園を研修しました。特に、2025年台湾ランタンフェスティバルｉｎ桃園では、学校、職場、地域及び日本からも出品されていた様々な形の灯籠が並び、光のアート作品に感動しました。それに、会場を中心に無限大のマークの強大な光のアート、これですね、これは迫力があり、本当に見事でした。

最後に、余談になりますが、３日目に研修した都城隍廟、ここは台湾の神社になりますけど、ここで通訳さんが、研修団を代表して私に台湾式おみくじを引けと言うので、おみくじを引きましたら、何と下の下です。これがそのときのおみくじですが、日本でいうなら大凶のまだ凶ですね。一番最低の運気でした。全員無事に帰国できるかなと心配していましたが、今回の研修では多少のトラブルはありましたが、全員無事に４日目に帰国できました。

終わりに当たり、参加議員から、宝山郷の財政や事業計画及び宝山郷の各種産業や福祉の内容や活動状況及び新竹サイエンスパーク内の教育、交通、産業、福祉等、もうちょっと時間をかけて深く研修したいとの要望を受けております。

以上、４日間の台湾研修の報告を終わります。

○議長（福島知雄議員）　坂本副議長の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議員派遣について

○議長（福島知雄議員）　日程第６、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

４月から６月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をしていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第７　常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄議員）　日程第７、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題

とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第８　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄議員）　日程第８、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで、このたび役職定年を迎えられる皆さんを御紹介します。

板楠総務部長は、平成３年４月１日入庁、令和３年４月１日から総務部長に就任されました。

井芹都市整備部長は、昭和58年４月１日入庁、令和２年４月１日から土木部長に就任、その後、機構改革で都市整備部長に就任されました。

丸山都市整備部次長は、平成３年４月１日入庁、令和５年４月１日から都市整備部次長に就任されました。

宗像総務課政策監は、令和５年４月１日に熊本県から本町に着任され、令和６年４月１日に総務課政策監に就任されました。

長年にわたり、また県から出向され、菊陽町のために御尽力をいただきました４名の皆様に御挨拶をいただきたいと思います。

初めに、板楠総務部長、お願いします。

○総務部長（板楠健次さん）　まずもって、挨拶をさせていただく機会を設けていただきましてありがとうございます。

私は、先ほど紹介ありましたとおり平成３年の入庁でございまして、34年間勤務をしてまいりました。そして、管理職になりましたのが平成29年、総務課長として４年間、その後、総務部長として４年間、計８年間、管理職を務めさせていただきました。

この間、議会におきましては、32回の定例会、それと21回の臨時会、計53回出席をさせていただきました。議案説明が50本、それと一般質問の答弁はもう数えれない数ありまして、大変お世話になりました。この議会での議案説明、一般質問の答弁、非常に私にとっては貴重な経験をさせていただいたと思っております。そして、成長をさせていただいたと思っております。大変感謝をしております。

私はこれまで務めてこれたのは、菊陽町がとても好きだったからであります。それで、これまでどうにかやってこれたというふうに思っております。

最後になりますけれども、議員の皆様方のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、お礼の言葉とします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　ありがとうございました。

次に、井芹都市整備部長、お願いします。

○都市整備部長（井芹　渡さん）　最後ですので、手を挙げさせていただきました。

まず、挨拶の機会をいただきまして、議長、ありがとうございます。

今先ほど議長から御紹介ありましたように、私は昭和58年４月１日の入庁でございます。熊本農業高校農業土木科卒業と同時に、菊陽町役場に土木技師として入庁しております。42年がたちました。

この議場へは、先ほど総務部長もありましたけれども、都市計画課長が３年、土木部長兼都市計画課長が３年ありました。そして、都市整備部長が２年ということで、８年間通わせていただきました。

もともと大変気が弱い私でございますので、いつもはらはらどきどきしながらこの議場へ通わせていただきました。特に、熱く一般質問をされる議員がおられまして、どきどきでした。ただ、すいません、名前は伏せておきます。議事録に載るそうですので。おかげで、その議論がありまして成長させていただいたというふうに思っております。

この席に５年間座らせていただきましたので、寂しい気持ちもありますが、やり切ったすがすがしい気持ちで第一線を引かせていただきます。

結びになりますが、吉本町長が掲げておりますキャッチブレーズ「成長しつづける町。」、それと、いつか鬼塚議員が提案されました成長し続ける議会、まだ採択はされてないかもしれ

ませんけれども、そういう町であったり議会であることを御祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（福島知雄議員）　ありがとうございました。

次に、丸山都市整備部次長、お願いします。

○都市整備部次長（丸山直樹さん）　本日は挨拶のお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も板楠部長と一緒で、平成３年４月１日から入庁させていただき、本日に至っております。34年間です。ありがとうございます。

皆様と、町の将来についていろいろ御意見いただいたり、議論、検討させていただいたことは、私にとって本当に財産です。私のこれからの人生の大きな糧になりました。本当にありがとうございます。

皆様におかれましては、今後とも健康に留意されまして、私ももちろん陰ながら町の将来について思いしてまいりますので、一緒に共に今後も元気で頑張りましょう。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　ありがとうございました。

次に、宗像政策監、お願いします。

○総務課政策監（宗像雄矢さん）　まず初めに、このような機会をいただきましてありがとうございます。

私は昨年度、県のほうから出向で来ておりまして、一応今年度末で派遣が終了するということで県のほうから連絡があっているところでございます。

特にこの２年間、私自身は、ＪＲ新駅の整備であったりアーバンスポーツの推進というところを特に力を入れて取り組んできたところでございます。議会の皆様とも賛否含めて様々な御意見をいただきながら進めれたことを本当に感謝しておるところでございます。

私、菊陽町に来てやはり一番強く思ったところは、農業も盛んであることとか、職員の方々が町民の方々に接される場面を見ながら、本当に優しく温かい町だなということを強く感じました。またその一方で、ＴＳＭＣの進出もあって、町の様々な取組が全国から注目を集めて、本当に県の発展をリードするべき、または、せざるを得ない町なんだなというところを強く感じたところでございます。

そういった意味で、まちづくりはまだまだこれからというところで、大変自分自身残念に思うところなんですけども、県をリードしていくという意味からも、県のどこの部署に戻るかまだ分かりませんけども、引き続き議会と執行部との両輪のチーム菊陽の一員に交ぜていただければと願っておるところでございます。

２年間、本当にありがとうございました。そして、今後もどうぞ引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　ありがとうございました。

長年にわたり本町のために尽力をいただきました４名の方に、再度盛大な拍手をお願いします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和７年第１回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

閉会　午前11時58分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和　　年　　月　　日

菊陽町議会議長　　福　島　知　雄

菊陽町議会議員　　岩　下　和　高

菊陽町議会議員　　上　田　茂　政

菊陽町議会会議録
令和７年第１回３月定例会

令和７年３月発行

発行人　菊陽町議会議長　福島知雄
編集人　菊陽町議会事務局長　内藤優誠
印　刷　株式会社　ぎょうせい九州支社
電　話（092）831－0700（代表）

菊陽町議会事務局
〒869-1192　熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電　話（代）（096）232－2111
議会事務局TEL（096）232－4919